

平成26年第3回定例会

滝川市議会会議録

第3回定例会会議録目次

第1日目（平成26年9月10日）		頁
○開会宣告		4
○開議宣告		4
○日程第 1	会議録署名議員指名	4
○日程第 2	会期決定	4
○日程第 3	議長報告	4
○日程第 4	行政報告	4
○日程第 5	報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）	6
○日程第 6	報告第 4号 専決処分について（損害賠償額の決定）	6
○日程第 7	報告第 5号 専決処分について（調停の申立て等）	7
○日程第 8	報告第 6号 専決処分について（調停の申立て等）	10
○日程第 9	議案第 1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第3号）	
	議案第 5号 滝川市休日夜間急病センター条例を廃止する条例	11
○日程第10	議案第 2号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	22
○日程第11	議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	23
○日程の追加について		25
○日程第12	議案第 3号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	25
○日程第13	議案第 4号 滝川市税条例の一部を改正する条例	32
○日程第14	議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	36
○日程第15	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	36
○日程第16	報告第 1号 平成25年度決算に係る健全化判断比率について	37
○日程第17	報告第 2号 平成25年度決算に係る資金不足比率について	39
○日程第18	決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告	
	認定第 1号 平成25年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 5号 平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	

の認定について

認定第 6号	平成25年度滝川市下水道事業会計決算の認定について	
認定第 7号	平成25年度滝川市病院事業会計決算の認定について	
議案第 8号	決算審査特別委員会の設置について	
選任第 1号	決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	40

○休会の件について	48
○散会宣告	48

第15日目（平成26年9月24日）

○開議宣告	53
○日程第 1 会議録署名議員指名	53
○発言の訂正について	53
○日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告	54
○日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告	55
○日程第 4 一般質問	57
10番 堀 重雄 君	57
5番 渡 邊 龍之 君	64
11番 関 藤 龍也 君	75
7番 木 下 八重子 君	85
4番 坂 井 英明 君	88
○延会の件について	100
○延会宣告	100

第16日目（平成26年9月25日）

○開議宣告	105
○日程第 1 会議録署名議員指名	105
○日程第 2 一般質問	105
17番 大 谷 久美子 君	105
6番 小 野 保之 君	110
9番 三 上 裕久 君	117
12番 山 口 清悦 君	124
1番 渡 辺 精郎 君	130
○延会の件について	140
○延会宣告	140

第17日目（平成26年9月26日）

○開議宣告	145
○日程第 1 会議録署名議員指名	145
○日程第 2 一般質問	145
15番 柴田文男君	145
2番 清水雅人君	151
○発言の訂正について	166
○日程第 3 報告第 7号 株式会社滝川振興公社の経営状況について	174
○日程第 4 報告第 8号 株式会社滝川グリーンの経営状況について	180
○日程第 5 報告第 9号 監査報告について	
報告第10号 例月現金出納検査報告について	187
○日程第 6 意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める 要望意見書	
意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域 や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望 意見書	
意見書案第3号 産後ケア体制の支援強化を求める要望意見書	
意見書案第4号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める要 望意見書	
意見書案第5号 奨学金制度の充実を求める要望意見書	
意見書案第6号 電力料金再値上げを可能な限り圧縮することを求める要 望意見書	
意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化 を求める要望意見書	189
○日程第 7 請願第 3号 「集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止 を求める意見書」の提出を求める請願	191
○議事延長宣告	198
○日程の追加について	203
○日程第 8 意見書案第8号 集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止 を求める要望意見書	203
○日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	203
○市長挨拶	204
○閉会宣告	204

平成26年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

平成26年 9月10日（水）

午前10時00分 開会

午後 2時44分 散会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 6 報告第 4号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 7 報告第 5号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第 8 報告第 6号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第 9 議案第 1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第3号）
議案第 5号 滝川市休日夜間急病センター条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第 2号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○追加日程

- 日程第12 議案第 3号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第13 議案第 4号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 報告第 1号 平成25年度決算に係る健全化判断比率について
- 日程第17 報告第 2号 平成25年度決算に係る資金不足比率について
- 日程第18 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告
 - 認定第 1号 平成25年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 5号 平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 認定第 6号 平成25年度滝川市下水道事業会計決算の認定について
認定第 7号 平成25年度滝川市病院事業会計決算の認定について
議案第 8号 決算審査特別委員会の設置について
選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員 (18名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 渡辺精郎君 | 2番 | 清水雅人君 |
| 3番 | 水口典一君 | 4番 | 坂井英明君 |
| 5番 | 渡邊龍之君 | 6番 | 小野保之君 |
| 7番 | 木下八重子君 | 8番 | 山本正信君 |
| 9番 | 三上裕久君 | 10番 | 堀重雄君 |
| 11番 | 関藤龍也君 | 12番 | 山口清悦君 |
| 13番 | 田村勇君 | 14番 | 井上正雄君 |
| 15番 | 柴田文男君 | 16番 | 荒木文一君 |
| 17番 | 大谷久美子君 | 18番 | 窪之内美知代君 |

○欠席議員 (0名)

○説明員

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|--------|
| 市長 | 前田康吉君 | 副市長 | 吉井裕視君 |
| 副市長 | 鈴木光一君 | 教育委員会委員長 | 若松重義君 |
| 教育長 | 小田真人君 | 監査委員 | 宮崎英彰君 |
| 会計管理者 | 若山重樹君 | 総務部長 | 山崎猛君 |
| 総務部次長 | 五十嵐千夏雄君 | 市民生活部長 | 樋郡真澄君 |
| 市民生活部次長 | 石川雅敏君 | 市民生活部次長 | 田中嘉樹君 |
| 保健福祉部長 | 佐々木哲君 | 保健福祉部次長 | 国嶋隆雄君 |
| 経済部長 | 千田史朗君 | 農政部長 | 中川啓一君 |
| 建設部長 | 大平正一君 | 建設部次長 | 高瀬慎二郎君 |
| 教育部長 | 舘敏弘君 | 教育部指導参事 | 小野裕君 |
| 教育部次長 | 河野敏昭君 | 監査事務局長 | 伊藤克之君 |
| 市立病院事務部長 | 鈴木靖夫君 | 市立病院事務部次長 | 田湯宏昌君 |
| 総務課長 | 中島純一君 | 財政課長 | 高橋一美君 |
| 農業委員会事務局長 | 金子昌弘君 | | |

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君 書
書 記 平川泰之君 書

記 和田英昭君
記 村井理君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成26年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において関藤議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの17日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。9月10日から26日までの17日間にわたりまして平成26年第3回滝川市議会定例会が招集され、平成25年度各会計の決算認定、補正予算及び条例改正など広範囲なご審議をいただくわけでございます。ご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案をそれぞれご決定いただきますよう、冒頭に心からお願い申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成26年6月3日から8月27日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりございま

すので、お目通しをいただき、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

1点目ですが、平成26年度普通交付税の交付額の決定についてご報告させていただきます。去る7月25日に平成26年度普通交付税について閣議報告がなされ、同日、各地方公共団体に対する交付額が決定いたしました。平成26年度滝川市の普通交付税の交付額は63億1,209万円で、前年度決算比マイナス5.1パーセント、3億3,985万円の減となり、平成26年度の臨時財政対策債と合わせますと70億5,587万円で、前年度決算比マイナス5.3パーセント、3億9,872万円の減であり、現計予算との比較では1億6,940万円の減となりました。今年度は、消費税率改定に伴う地方消費税交付金の増額影響や下水道事業会計で償還金が減少したこと、一の坂保育所など3保育所を社会福祉事業団に移管したことなどにより、普通交付税が大きく減額となりました。当初予算比におきましても、地方消費税交付金の増額影響に加え、行革努力分の計算方法が見直されたことから、見込みより減額となりました。平成26年度全国の普通交付税算定結果では、市町村における普通交付税の対前年度増減率は2.6パーセント減、臨時財政対策債を含めた場合は3.7パーセントの減でした。平成26年度に実施する事業につきましては、従前に増して事業の点検を厳格に行った上で効率的な執行に努めてまいります。

2点目ですが、農作物の生育状況についてご報告いたします。4月は低温に経過したものの、その後好天に恵まれ、5月から7月にかけて平年を上回る気温が続きました。この間乾燥傾向が続いていましたが、7月下旬から降水量が多くなり、8月も雨天日が続き、気温もやや低目に経過しましたが、生育前半の好天が大きく影響し、農作物は順調に生育しています。以下、9月1日現在における主な作物の生育状況について申し上げます。水稻は、気象条件に恵まれ、生育は順調に経過しており、平年より4日早く、穂数は平年よりも多い状況となっています。大豆は、播種作業は平年並みに進みましたが、圃場の条件により出芽むらが発生するなど、圃場間差は大きい状況でした。生育はおおむね順調に進み、平年より5日早く推移していますが、一部の圃場でマメシンクイガ、茎疫病などの病害虫が発生しています。タマネギは、春からの好天に恵まれ、移植作業とその後の生育も順調に進みましたが、7月下旬の風雨により倒伏が早く、開葉期も早まりました。8月に入り降雨はあったものの、圃場の状況はよく、収穫作業は平年より2日早まりました。リンゴは、生育は順調で平年より2日早く推移していますが、一部圃場でさび果の発生が見られます。

以上を申し上げまして行政報告とさせていただきます。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 それでは、私のほうから1点ご報告を申し上げます。

「岩橋英遠と北の日本画家たち」展が今月6日から美術自然史館で開催をしております。今回は院展で活躍した岩橋英遠と北海道ゆかりの5人の日本画家の作品をごらんいただきます。院展という同じ舞台で岩橋英遠と同時期に活躍した片岡球子や菊川多賀など、6人それぞれの個性の広がりを楽しめる展覧会となっています。特に今回ご注目いただきたいのは、展覧会のポスターにも採用しました札幌三吉神社所蔵の「樹」という作品です。岩橋英遠が44歳のときの院展の出品作で、北海道神宮境内にあったカツラの木を描いたものです。左右で一對となる二曲一双の形で展示されるのは大変貴重な機会であり、ぜひとも議員の皆様を初め、市民の皆さんにもごらんいただきたい

と思っております。10月5日までの会期中は、講演会や日本語ワークショップ、学芸員によるギャラリートークなど、展覧会にあわせてさまざまな普及事業にも取り組みます。多くの市民の方に展覧会に足をお運びいただきますよう、議員の皆様にもPRのご協力をよろしくお願いいたします。

以上を申し上げまして口頭での行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第3号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第5、報告第3号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました報告第3号、専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告させていただきます。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故の発生日時は平成26年5月28日午後4時ごろで、場所は滝川市花月町2丁目5番1号でございます。相手方は記載のとおりで、損害賠償額は15万9,063円であります。この賠償額については、市が加入する全国市有物件災害共済会の自動車災害共済で全額補填となるところでございますが、事故原因は公用車両にて子育て支援のための家庭訪問用務を終え、滝川市子どもセンター「め・も・る」駐車場で駐車しようとして後退したところ、同敷地内から市道に出ようとしていた相手方車両の右前面部に公用車両の左後方部が衝突し、損害を与えたものでございます。専決処分年月日は、平成26年6月24日であります。

今後につきましては、車両走行の安全管理をさらに徹底する所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第4号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第6、報告第4号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、報告第4号、専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。事故発生日時は平成26年7月1日午前9時ごろ、事故発生場所は滝川第二小学校正面の傾斜地を利用いたしました敷地内の教職員駐車場付近でございます。相手方は、記載のとおりでございます。損害賠償額は、車両の修理費10万4,868円でございます。この賠償額につきましては、市が加入いたします全国市長会学校災害賠償補償保険で全額の適用となります。事故の原因でございます。業務主事が自走式草刈り機で駐車場付近の草刈りを行っていたところ、はね飛ばされた小石が駐車中の教職員の車両の助手席側ドアを直撃し、損傷を与えたものでございます。

教育委員会並びに学校現場では、これまでに同様の事故が繰り返し起きていることを十分に反省し、作業時のルールを定めて指導してきたところでございます。日ごろから草刈りの際には予定日、予定時間等を学校全体で情報共有し、車両を別の場所に移動させ、周囲の安全を十分に確認して行うことといたしておりました。今回も4月以降3回目の草刈りだったわけでございますが、前2回につきましては全車両を移動させて行いましたが、当日につきましては駐車場が少し離れていたこともあり、大丈夫だと思い、気が緩み、安全確認が不十分であったことが原因でございます。教育委員会では、草刈り作業を行う際は、これまでのルールに加えて、校長もしくは教頭みずからが作業現場の安全確認を行い、作業を行うことといたしました。今後ともより一層安全な作業の徹底に努めたいと考えております。改めておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第5号 専決処分について(調停の申立て等)

○議長 長 日程第7、報告第5号 専決処分について(調停の申立て等)を議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 報告第5号 専決処分について説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等でございます。相手方は、記載のとおりとなっております。申し立ての趣旨でございますけれども、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行いましたが、履行されなかったため、当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求の申し立て等をするもの

でございます。追行の方針でございますが、1といたしまして、調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するもの
でございます。2といたしまして、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に
応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは裁判所へ訴えを提起することとしてお
ります。専決処分年月日は、平成26年7月10日でございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 1点質疑を行いたいと思います。

これによりますと専決処分年月日から2カ月が経過しているわけですので、その間に調停が実施
されていると考えますが、その結果及び経過についてお伺いいたします。

○議 長 窪之内議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部次長。

○建設部次長 去る先週、9月の2日に裁判所において調停がなされたところでございます。内容
につきましては、個人の情報ということになりますので、この場における報告は差し控えさせて
いただきたい、そう考えております。

以上です。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 こういう形で出てきた調停の結果についても個人情報という形で報告はできない。
それは、この場でも委員会においても、たとえ質疑してもできないというふうに考えていいのかど
うか、そういうことで個人情報ということにくられることなのかどうかについて改めて、総務に
なるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長 建設部次長。

○建設部次長 本件におきましては、自治法においては専決処分。調停、訴訟等においては議決を
得ることということになっております。その中で、本件については専決処分と、市長の専決という
ことで許可をいただいているところでございますが、しかしながら個別の展開については、これま
での状況で取り扱いを事務事業として進めてきている中で今の調停という案件が出てきた。ですか
ら、議案として必要な内容については表明させていただいていますけれども、その前、後の事務に
ついてはあくまでも個人の情報の範疇に入るのかなということ、これまでも個人の報告等につい
ては展開については差し控えさせていただいたところでございます。ただ、件数等につきましては、
今年度の事務概要のほうで年間の報告等はさせていただいているところでございます。

以上です。

○議 長 窪之内議員、ちょっと待ってもらえますか。

今の答弁が正しいかどうか、ちょっと精査させていただきますので、休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時28分

○議長 長 それでは、会議を再開いたします。

ただいま個人情報の取り扱い、この議案に関してどこまでが個人情報なのか、どこまでが開示すべきことなのか、今検討させていただきましたが、現状すぐに答えが出せる状況にございません。それで、きょうの段階は建設部次長より改めて先ほどの答弁に若干踏み込んで今答弁をさせていただいて、後の検討とさせていただいて、この調停の議案に関してどこまで開示ができるものか、改めてきちっと整理をさせていただきたいと思いますので、きょうのところはそういうことで議事を進めてまいりたいというふうに思います。

建設部次長。

○建設部次長 本件におきましては調停が成立いたしまして、分割納付ということで調停の成立になったということでございます。

以上です。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいま踏み込んだ答弁がされました。調停が成立したとか、しないとかというところまで進んだと、つまり分割払いに応じたというようなことも報告がされました。この件について税の徴収業務では一体どうなのかと、あるいは一般の税以外の公共料金の徴収についてはどうなのかということを考えた場合、これが議案だからそこまで踏み込んでいいという、つまり議案かどうかで個人情報の報告の踏み込み方が違うということは私はおかしいと思うのです。仮にこれが決算委員会などで、例えば納税額の大きいこれまで聞いてきた5社を示せというような質疑に対しては、これは拒否をされてきたわけです。5社の企業名。例えば5社についてそれぞれ分割納税がされているのかどうかというような質疑をした場合に、恐らくこれも今まで拒否されてきた。しかし、今の踏み込んだ答弁であれば、例えば上位5社について、これは完全に個人特定しています。上位5社というような場合は特定していません。特定の度合いが低いです。にもかかわらず、その5社が分割納付しているのかどうかという質疑を今度した場合に、それについては今回と同じような答弁がされるというふうに考えてしまいます。先ほど議長の整理で今後詰めて報告がされるということです。今回の答弁についてはこれをどうのこうのというふうに私は言いませんけれども、そういった点も含めて検討することをしなければ、きょうの今の踏み込んだ答弁は認められないということ述べたいと思います。

○議長 長 私のほうで先ほど申し上げた内容につきましては、先ほど清水議員がおっしゃったことにも関連をするのですが、報告第5号としての専決処分という議案であるもの、これを審議をする上で審議に足り得る答弁があって、それによって報告第5号が議決を見るという、その部分がどこまでかというところを今ここで決められませんでした。ですから、今清水議員からご指摘をいただいたことも含めましてきちっと整理をさせていただきたいと思いますので、そのようによろしくお願いをいたしたいと思います。

窪之内議員、よろしいでしょうか。

○窪之内議員 よろしいです。終わります。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第6号 専決処分について(調停の申立て等)

○議長 長 日程第8、報告第6号 専決処分について(調停の申立て等)を議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 報告第6号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等でございます。相手方は、記載のとおりとなっております。申し立ての趣旨でございますけれども、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行いましたが、履行されなかったため、当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求の申し立て等をするものでございます。追行の方針でございますが、1といたしまして、調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものでございます。2といたしまして、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは裁判所へ訴えを提起することとしております。専決処分年月日は、平成26年7月10日でございます。なお、記載の住所は市営住宅の住所となっておりますが、退去の手続をされていないがため、契約上は市営住宅を占有している状況でございます。

本件におきましても9月2日に調停が成立し、分割納付ということで成立したということをお知らせして報告させていただきます。

以上です。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 調停の結果については説明がありましたので、ただ相手方が市営住宅の住所ではないということで、市営住宅を実質的に退去したということはどのような経過でわかったのか、その退去期間というのですか、実質的に占有はしているということですので、家具等が置かれたままになっているというふうに考えられるのか、その辺の経過についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 窪之内議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部次長。

○建設部次長 滞納されていることから、その事前において数回個別に臨戸してその住戸の家に行ったりしながら、不在が続いている状況でございましたけれども、ある時点におきまして住所の変更がなされた、本件に書いてあるところに住所がなされたということが判明しているところでご

ざいまして、実質的には退去という形は手続はとってはいない状況ですけれども、契約上は公住に住んでいるという状況でございまして、その辺も踏まえまして、退去も踏まえて調停の中でいろいろ約束させていただいたところでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第6号は、報告済みといたします。

◎日程第9 議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算(第3号)

議案第5号 滝川市休日夜間急病センター条例を廃止する条例

○議 長 日程第9、議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算(第3号)、議案第5号 滝川市休日夜間急病センター条例を廃止する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、国の平成25年度補正予算(第1号)に計上された緊急経済対策の一環であるが、んばる地域交付金を活用して実施する公共施設の除却事業の補正と、後ほど議案第5号 滝川市休日夜間急病センター条例を廃止する条例で説明申し上げますが、休日夜間急病センターの機能を滝川市立病院に移転することに伴う補正、それから7月下旬から8月上旬にかけての大雨による災害復旧などの補正が主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2億1,435万円を追加し、予算の総額を207億7,476万2,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為の補正でございます。追加といたしまして、親子給食配送業務委託料の支払いを追加し、限度額を3,057万5,000円とするものでございます。平成27年4月から滝川第三小学校で調理し、滝川第一小学校と明苑中学校へ配送する親子給食を開始することに伴い、専用の配送車の事前準備が必要なことから、債務負担行為を設定し、準備を進めたいとするものでございます。

第3表、地方債の補正でございます。まず、追加であります。災害復旧事業債、限度額890

万円の追加につきましては、7月26日から27日にかけてと8月4日から5日にかけての大雨による被害について災害復旧債の対象となる見込みであることから、追加したいとするものでございます。

次に、変更であります。街路事業債につきましては80万円増額し、限度額を1,380万円としたいとするものであり、駅前広場の再整備に伴う鈴蘭通の線形改良工事を実施するための財源としたいとするものでございます。河川整備事業債につきましては、580万円増額し、限度額を3,140万円としたいとするものであり、河川改修事業の財源としたいとするものでございます。道路新設改良事業債につきましては、100万円増額し、限度額を1億5,820万円としたいとするものであり、道路改修事業の財源としたいとするものでございます。義務教育施設整備事業債につきましては、420万円増額し、限度額を4,320万円としたいとするものであり、明苑中学校非構造部材耐震改修工事の財源としたいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開き願います。1款1項1目議会費、補正額195万1,000円の増額につきましては、議会の運営に要する経費の補正でございます。後ほど上程されます議案第7号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で説明されますが、平成16年4月から行っている議員報酬月額等の暫定措置を廃止するため、補正したいとするものでございます。

2款1項3目企画費、補正額346万円の増額につきましては、そらぷちキッズキャンプ支援事業に要する経費の補正でございます。公益財団法人そらぷちキッズキャンプがこの秋に宿泊棟1と宿泊棟2を結ぶための渡り廊下を建設するため、建設費相当分を過去にそらぷちキッズキャンプのために寄せられた寄附金から補助するために補正したいとするものでございます。

2款1項11目ががんばる地域交付金事業費、補正額1億1,001万円の増額につきましては、がんばる地域交付金事業に要する経費の補正でございます。国の平成25年度補正予算（第1号）に計上された緊急経済対策に伴い、がんばる地域交付金が創設されたことに伴い、6月補正で公共施設等改修事業などを予算化したところでございますが、その段階で詳細が明らかにされていなかった公共施設等の点検、調査及び除却についても充当可能とされたところでございますので、公共施設除却事業を実施するため、補正したいとするものでございます。公共施設除却事業といたしまして、旧園芸センター解体工事、旧総合福祉センター解体工事、旧江部乙児童館解体工事を予定しているところでございます。これらに係る財源といたしましては、がんばる地域交付金を充て、残りを施設整備政策基金から繰り入れたいとするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額314万円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正でございます。広域入所負担金につきましては、当初予算で235万4,000円の予算をご承認いただいたところでございますが、他市町の保育所を利用する児童が増加したことに伴い、補正したいとするものでございます。

4款1項1目保健衛生費、補正額1,653万円の増額につきましては、休日夜間初期救急維持確保事業に要する経費の補正でございます。議案第5号 滝川市休日夜間急病センター条例を廃止

する条例で説明申し上げますが、10月1日より滝川市休日夜間急病センターの機能を滝川市立病院に移転することに伴い、休日夜間の初期救急事業に必要な医師の確保を引き続き一般会計で担うため、必要な費用を補正したいとするものでございます。

4款1項2目予防費、補正額2,012万1,000円の増額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正でございます。予防接種法施行令が改正され、10月1日から水痘ワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種に定められたことから、予防接種事業に要する経費を補正したいとするものでございます。

4款1項4目休日夜間急病センター費、補正額1,654万7,000円の減額につきましては、休日夜間急病センターの運営管理に要する経費の補正でございます。休日夜間急病センターの機能を市立病院に移転することに伴い、当初予算でご承認いただいた休日夜間急病センターの運営管理に要する経費を減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。16、17ページ、6款1項1目農業委員会費、補正額150万2,000円の増額につきましては、農業委員会の運営に要する経費の補正でございます。農地法の改正に伴い、農地台帳で整備すべき項目が追加されたことと農地情報公開システムで台帳情報を公開するための公表用データの出力機能が必要となったことから、農地台帳システムの改修を行うための補正をしたいとするものでございます。事業費の全額が北海道の農地台帳システム整備事業補助金で措置されるものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額30万6,000円の増額につきましては、農業の振興に要する経費の補正でございます。平成25年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律が成立し、本年度から農地中間管理機構による農地集積や耕作放棄地対策の事業がスタートしたことに伴い、公益財団北海道農業公社から事業の一部である相談等の窓口業務や農地の出し手と受け手の利用調整活動などが市町村に委託されることになったため、補正をしたいとするものでございます。

8款2項1目道路維持費、補正額144万3,000円の増額につきましては、道路・橋りょうの維持に要する経費の補正でございます。7月26日から27日にかけての大雨に起因して被害を受けた江部乙町西14丁目の西1線について、今後同様な被害を極力軽減するための改修を行う補正をしたいとするものでございます。

8款3項1目河川維持費、補正額907万2,000円の増額につきましては、河川の維持に要する経費の補正でございます。春先の雪解けによる影響や7月下旬からの大雨に起因して被害を受けた大曲川ほか3河川について、今後同様な被害を極力軽減するための改修を行う補正をしたいとするものでございます。あわせて、江部乙川の増水により内水排除を実施したことによる緊急排水機場操作作業に係る追加費用を補正したいとするもので、事業費の全額を緊急排水機場操作委託金で見込んでおります。

8款4項5目街路事業費につきましては、駅前広場整備事業に要する経費の補正でございますが、歳出予算額の変更はありませんが、駅前広場の再整備に伴う鈴蘭通の線形改良工事について6月補正で工事請負費の増額と補償補填及び賠償金の減額をご承認いただいたところですが、工事の変更が生じたために6月補正と同様に工事請負費の増額と補償補填及び賠償金の減額を補正したいとす

るものでございます。

次のページをお開き願います。10款1項3目教育振興費、補正額1,268万3,000円の増額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正でございます。私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、当初予算で4,438万2,000円の予算をご承認いただいたところでございますが、本年6月に保護者の所得額が確定し、認定者数が確定したことから、増額補正したいとするもので、事業費の一部は文部科学省の幼稚園就園奨励費補助金にて措置されるものでございます。

10款3項1目学校管理費、補正額645万8,000円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。文部科学省の学校施設環境改善交付金の追加募集があったことから、明苑中学校屋内体育館に設置しているつり下げ式バスケットゴールの耐震改修工事を行うため、補正したいとするものでございます。

10款4項1目学校管理費、補正額100万円の増額につきましては、教材、教具等購入に要する経費の補正でございます。滝川西高等学校の前身であります学校法人今野学園滝川商業高等学校の創設者のご逝去に際し、教育振興にとご寄附を賜りました100万円を財源として、コンサートバスドラムとICTを活用した学習を推進するためタブレット型端末機を購入したいとするものでございます。

10款6項3目こども科学館費、補正額4万円の増額につきましては、わくわくサイエンス事業に要する経費の補正でございます。こども科学館が実施している土曜リカひろば事業が北海道の土曜日の教育支援体制等構築事業補助金の採択をいただいたことから、現在実施している事業に加え、液体窒素を使った実験を実施するため、補正したいとするものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額3,538万1,000円の増額につきましては、平成25年度国庫補助負担金及び道費補助負担金の事業費の確定に伴う返還金の補正でございます。主なものといたしましては、生活保護費国庫負担金2,367万4,000円、障害自立支援給付費国庫負担金815万3,000円、障害者医療費道費負担金154万円、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金63万5,000円、児童手当国庫負担金37万9,000円などとなっております。

13款1項1目職員費、補正額115万8,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。休日夜間急病センターの機能移転に伴い、嘱託職員報酬等の減額を行いたいとするものでございます。

15款1項1目道路橋りょう災害復旧費、補正額263万5,000円の増額につきましては、道路橋りょう災害復旧費の補正でございます。7月26日から27日にかけての大雨により、西1線ほか4件で道路側溝、のり面崩落などの被害を受けたことから、復旧費用を補正したいとするものでございます。

15款1項2目河川災害復旧費、補正額632万3,000円の増額につきましては、河川災害復旧費の補正でございます。7月26日から27日にかけてと8月4日から5日にかけての大雨により、東陽川ほか6件で河川のり面崩壊などの被害を受けたことから、復旧費用を補正したいとす

るものでございます。

以上、歳出合計で2億1,435万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。
14款1項3目衛生使用料534万円の減は、休日夜間急病センターの機能移転に伴う使用料の減額です。

15款1項1目民生費負担金541万9,000円の増は、障害者医療費国庫負担金の平成25年度の精算による追加交付でございます。

15款2項5目教育費補助金411万8,000円の増、12款2項6目教育費交付金217万3,000円の増、15款2項7目総務費交付金1億462万2,000円の増、15款3項3目土木費委託金100万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

16款1項1目民生費負担金968万3,000円の増は、障害者自立支援給付費道費負担金の平成25年度の精算による追加交付でございます。

16款2項3目農林業費補助金150万2,000円の増、16款2項5目教育費補助金4万円の増、18款1項7目教育費寄附金100万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

19款2項1目基金繰入金884万8,000円の増は、がんばる地域交付金事業に対する財源不足額を施設整備政策基金から、またそらぶちキッズキャンプ施設建設事業補助金に対する事業費分を社会福祉事業振興基金からそれぞれ繰り入れをしたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。20款1項1目繰越金6,027万9,000円の増につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款4項3目農地中間管理事業受託収入30万6,000円の増、22款1項4目土木債760万円の増、22款1項5目教育債420万円の増、22款1項7目災害復旧債890万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で2億1,435万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げますと議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第5号 滝川市休日夜間急病センター条例を廃止する条例について提案理由をご説明いたします。

この条例を廃止する趣旨ですが、滝川市休日夜間急病センターは昭和57年4月に総合福祉センター内に開設し、以来休日、夜間における内科及び小児科の初期救急医療を行ってきたところですが、総合福祉センターの廃止などに伴い、各関係機関と協議の結果、その機能を滝川市立病院に移転し、同センターを廃止することとしたいことから、滝川市休日夜間急病センター条例を廃止したいとするものでございます。

この条例の施行期日は、平成26年10月1日とするものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第1号、滝川市一般会計補正予算（第3号）について、5款にわたって質疑をしたいと思います。

まず、歳出で2款の総務費、がんばる地域交付金事業で総合福祉センター並びに旧江部乙児童館の解体工事が補正予算として上げられております。これについてですが、2点お伺いします。まず、跡地がどのような形で竣工となるのか、つまり例えばアスファルトを張ることはないというふうには思うのですが、整地をして終わるとか、あるいはその際にくいを打って進入禁止などというように形で終えるのかということが1点目です。

2点目は、市役所の向かいのこれまでも活用がたくさんされた便利な場所ということで、解体後の利用に向けての活用をどうするのかということのスケジュールについてもお伺いをしたいと思います。

次に、3款民生費ですが、保育所の運営管理に要する経費は314万円、広域入所負担金として増額をされております。これで何人分か、また当初予算を合わせて合計何人になるのか伺います。

次、4款衛生費で、まず休日夜間初期救急維持確保事業に要する経費ですが、1,653万円が計上されております。これは、休日夜間急病センターを廃止して、新たに設置する事業ということで新たな事業を行うということですが、まず医師派遣元との事務や労働安全衛生管理など、医師については健康づくり課と市立病院が事務分掌をされるという報告を受けておりますが、そこで当該医師が診察する患者数がふえるというふうに感じておりますが、どの程度増加する見込みか、またこの医師は2日間勤務の上、さらに労働強化がされるというふうには思うのですが、果たして耐え得るのかということでお伺いします。

2点目は、市立病院の救急外来で土日祝日の勤務というふうになるわけですが、市立病院の1次救急になることで検査を十分にできる、あるいは2次救急との連携がスムーズになる、また1次救急への市立病院常勤医師の負担が減るなどの効果が期待できるというふうには思うのですが、具体的にお伺いします。

次、同じ4款で予防費、感染症対策に要する経費ですが、ここで2,012万円が計上されております。予防接種に関してですが、財源が全額一般財源になっております。この中身はほとんど交付税措置がされるというふうには伺っておりますが、その見通し額、またそれでは不足だということで見通しているとすれば、その他一般財源をどの程度見込んでいるのかについて伺います。

同じく、2点目として高齢者の肺炎球菌ワクチンについてですが、1点目、接種人数見込みと対象者に対する比率、これは26年10月から実施されるということであれば半年ということになりますが、半年でもよろしいですし、新年度1年分を仮定した場合という数字でも結構です。また、それが対象者に対する比率はどうなるのか。2点目は、自己負担が3,980円となっておりますが、これを決めた根拠について伺います。3点目は、医療費の抑制効果があるのであれば、低所得者対策として道市民税非課税者の負担を軽くするなどの検討が行われたのかどうか伺います。

3点目は、水痘ワクチンが定期化されますが、定期化される前の時代の接種率と自己負担額はどうかだったのか。2点目として、定期化による市の実質負担、つまり交付税措置等以外の市の一般財

源負担はどう変わるのかということについてお伺いします。

次に、6款農林業費ですが、次のページに移りますが、まず農業委員会の運営に要する経費で150万2,000円が計上されております。改正農地法に伴う改修ということで、農地中間管理事業で東京の本部が全国に公表し、借り手を募集、公募するためのシステム改修等になるというふうに思いますが、一方滝川市内の農地の貸借では中間管理機構への預かりを希望する農家はほとんどいないだろうと言われていますが、そう言われている要因や背景について伺います。ほとんど滝川市ではこの制度は使われないということであれば、費用対効果に疑問があるという立場でお伺いします。

2点目は、管理機構に係るシステム改修の後に今度は入力作業などが新たにふえるのか、またふえるとすれば人件費でどの程度に当たるのか伺います。

同じく6款で農業振興に要する経費ですが、農地中間管理機構からの受託事業が行われます。実際に行う業務は、現場に出向いての農地の確認、これを農家の申請者の方と一緒に確認をしたり、また書類作成をすると、場合によっては申請者の書類作成支援などもあるというふうに思いますが、こういった業務は農業委員会が行っている3条業務等と事実上重複する業務にならないのか、また結局は農業委員会に一々確認するということになるのではないかというふうに私は思うのですが、その点について伺います。

最後に、8款土木費についてお伺いしますが、まず今回の財源は地方債がほとんどということで行われておりますが、この交付税措置率について、また特別交付税で災害については措置されるということがこれまで常にやられていたというふうに思うのですが、そういう形になっていくのかということが1点目。

2点目は、常任委員会の報告で第一江部乙川や東陽川については別途測量調査を行って、今後補修、改修の補正予算を出していくというふうに説明がされておりますので、この進捗状況及びいつごろ改修工事に向かっていくのか。

以上を伺いたいと思います。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 それでは、1点目のご質疑にお答えをいたします。

旧総合福祉センターと旧江部乙児童館の解体後の跡地の状況というご質疑ですけれども、旧総合福祉センターにつきましては解体後は整地をするというようなことを計画しております。また、江部乙児童館につきましては、整地後砂利を敷きまして、そのような形で整備を行うということでございます。

それと、2つ目のご質疑の旧総合福祉センターの跡地の活用についてでございますけれども、ご質疑の中にもありましたとおり、ここは非常に利便性の高い場所ということもありますし、まちの中心部に残る大きな用地であるということもありますし、また平和公園に隣接する、一体として使用すればかなり大きな面積がそこに生まれるというような重要な場所だというふうに考えておまして、将来のまちづくりに必要な用地だというふうに考えております。そのために、その後の跡地の利用につきましては、中心市街地の今後の動向も踏まえながら、少し時間をかけて検討していき

たいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 最初に、保育所運営管理費の関係で広域入所負担金314万円で何人分かということ、6人分で、合わせて合計8人となります。

それと、休日夜間初期救急維持確保事業に要する経費ということで、今後市立病院に移転したときどの程度患者が増加するか、それと医師の労働強化等の話で、まず1点目、患者数につきましては、平成25年度ベースで1日当たり急病センターは約11名、それと市立病院が約37名となっており、合計しますと48名となっており、そのうち1次救急医療が担う部分としましては約7割程度を想定しております。ということで、現在の11人からおよそ3倍の患者数の増加と考えているところでございます。

それと、時間等につきましては、派遣医療機関と現在と同様の拘束時間をお願いしたいということでそのあたりは十分協議して、ご理解いただき、診療いただくことになっております。

それと、次に今回の移転について1次救急の常勤医師負担と効果を具体的にということ、市立病院の日直、当直の体制は変わりませんが、休日夜間急病センターの機能を市立病院に移転するというので、ご質疑にもありましたように検査機能が充実していることにより十分な検査ができますし、また診断結果により入院が必要となる場合は当直医あるいは担当の医師へ引き継ぐこととなります。1次、2次への移行がスムーズになるということ、また派遣医が基本的に内科系の患者を診察するため、先ほど言いました現在の当直医の診療負担が軽減されると考えているところでございます。

続きまして、感染症対策の関係でございますが、交付税措置と一般財源ということなのですが、今把握しているのは基本的には単位費用に含まれるということで、詳細の細かい数字はちょっと把握しておりません。

それと、2番目の高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種見込み等ですが、今見込みは、高齢者65歳以上の人1回なのでありますが、2,915人を見込んでおまして、接種率40パーセントを見込んでおります。それと、お金の根拠ですが、3,980円ですか、季節性インフルエンザと同様に2分の1の負担ということで考えて位置づけしております。市立病院で現在7,980円で、その2分の1が3,980円ということで、そういう根拠でございます。それと、非課税世帯等ということで、基本的には子供の水痘と違って集団でなくて個人の予防を重点としているため、応分の負担であるということで、非課税世帯ということで季節性インフルエンザと同様検討しましたが、詳細な数字は持っておりませんが、数が余りにも多いということで2分の1負担をいただく。生活保護世帯の方については負担なしということで、そういうふうに対応しております。

それと、最後の水痘ワクチンの関係で、現在の接種率は今は任意接種でどの程度かというのは把握しておりませんが、国等の情報では3割程度という数字も聞いております。それと、自己負担はどのぐらいあったということで、市立病院では8,910円、水痘のワクチンの自己負担がありましたけれども、今回はこれが定期接種ということで全額市費負担となります。それと、その交付税措置につきましては、先ほどお話ししましたように単位費用ということでご理解いただきました。

いと思います。

以上でございます。

○議長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 それでは、農林業費につきまして、農地台帳システムの改修委託料についての質疑にお答えいたします。

平成26年4月1日に施行された改正農地法に伴う農地台帳の法制化に伴い、農地情報公開システム等に出力するための改修事業でございます。内容等の整備を行うものであり、整備項目の内容等が全国統一の様式となることに伴う改修であります。その一部データにつきましては、質疑にありました中間管理機構につきましてもインターネット上で情報を得ることができるようになります。中間管理機構が全国に公募するためだけの改修ではありません。費用対効果については、今のところわかりません。貸し手農業者と借り手農業者との仲介役の地域の農業委員の活動努力により、中間管理機構に10年間の白紙委任をする農業者は今のところほとんどいないと思われまふ。今後において耕作放棄地等の発生があることから、国の制度でありますので、もしあらわれたときに対応できるようにしておかなければならないと思っております。

もう一点なのですが、システム改修の後に入力作業が新たにふえるのかという質疑なのですが、今回の委託業務の中で入力作業等も含めて委託することになっておりますので、新たにふえることはありません。

以上です。

○議長 農政部長。

○農政部長 農地中間管理機構に関するご質疑でございますが、この中間管理機構を通じた農地の新たな貸し借りの仕組みと申しますか、これにつきましては市が策定する人・農地プランに登載されているということが条件となっております、これとの整合性を図る意味から、市が窓口となって実施することとしております。事務手続上必要な農家個々の基本的な情報については、農業委員会と連携して確認することということで事務に当たりたいと考えております。似通った事務という点では一部あるというふうには認識しておりますが、農地中間管理機構という新たな組織への対応、また農地の貸し借り、新たな仕組みができたということで市が担当して当たりたいとしているもので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 総務部長。

○総務部長 災害復旧費の関係について答弁させていただきます。

今回の895万8,000円の部分でございますが、議員さんのご指摘のとおり、起債ということで考えております。小災害復旧事業債については、そのうち221万3,000円、こちらについては充当率100パーセントの交付税措置が66.5パーセントを基準に、その後補正で若干変わるかもしれない内容となっております。あと、一般単独災害復旧事業債について残りの674万5,000円を予定しております。こちらについては、充当率100パーセント、交付税措置が47.5パーセントを基準に、これについても財政力補正等により若干変わり得るということでございます。あと、特交については、今回の災害については対象となっておりますので、特交はござ

いません。

以上でございます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 第一江部乙川、東陽川の災害復旧に関するご質疑だと思います。

第一江部乙川につきましては3カ所、東陽川につきましては1カ所、国庫災害復旧申請をする予定となっております。現在調査設計を進めておりまして、10月中ごろには国土交通省並びに財務省から査定官が来て査定をされるという連絡が入っております。首尾よく申請が通れば、本年度に着工が認められた分につきまして12月に補正をし、直ちに発注をして、冬期工事として3月までに完成をさせる計画となっております。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、6款農林業費で農業振興に要する経費で、農地中間管理機構からの受託で農業委員会の業務と事実上重複する業務にならないかというところについては、農業委員会には今回システム改修をする立派なシステムがあるのです。農政課にはそれがないと。そうすると、農業委員会に行って入力すれば、極端なことを言ったら現地確認する前にほとんどの情報が得られるということがそのたびに起きるのでないのかなど。確かに3階の固定資産の地図を見ても調べは可能だけれども、農地ということであれば農業委員会のこのシステムが最も目的にかなった利用が可能だということで、先ほど一々確認することになるのではないかと、そういう点で業務が重複する。目的が違うので、重複と言い切れるかどうかわかりませんが、そのあたりのことをリアルにお聞きをしたということですので、再度伺いたいと思います。

それと、先ほど人・農地プランのことでいえば、人・農地プランの集積事業と農地中間管理機構の集積事業というのは明らかに別の事業ですよ。全く別ですよ。滝川は、人・農地プランで相対取引で十分できるので、集積協力金をもらいながらやっていくので、中間管理機構は使わないと、先ほど背景を聞きましたけれども、そういうふうに私は理解をしているのですが、そういう理解でいいのかお伺いをしたいと思います。

それと、福祉センターの跡は整地されるとはいっても、場所が場所だけに、駐車場が足りなくなれば駐車したくなりますよね。そういった管理についてはどのように考えているのか、駐車場として積極的に利用する、あるいは特別なときに利用するというようなことについてお伺いをしたいと思います。

最後、土木費については、現在の2つの川については今回補正を出されたものよりも損傷が激しいので、崩れ方が激しいので、あえてこういう手続を踏んで、また充当率の高い起債を借りる、あるいは特別交付税の対象になるとかということで進めているのかということを確認したいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 国庫災害復旧につきましては、議員さんおっしゃるとおりいろんな要件がございますので、現場を見て、国庫災害復旧に上げて通る可能性が高いという判断をして上げてございます。

以上です。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 旧総合福祉センター跡地の利用についてでございますけれども、暫定的な利用につきましては、今回補正予算が通れば解体して整地をすると、その後の状況を見ながら暫定的利用については考えていきたいというふうに考えております。

○議長 農政部長。

○農政部長 清水議員からの質疑、2点だというふうに理解して、ちょっとお答えになるかどうか分からないのですが、まず農業委員会で公開しようとしている、全国に公開せよと言っているのは滝川市内で発生した耕作放棄地です。それを公開するというので、直接農地中間管理機構で今公開して農地の貸し借りを進めよう、担い手への集積を進めようということとはイコールではないということをご理解いただきたいと思います。

それと、農地中間管理機構の役割と人・農地プランの農地の集積の役割と同じではないかということなのですが……

(「違うのではないかです」と言う声あり)

○農政部長 違うといえば違います。まず、中間管理機構が今進めているのは、背景としまして全国で今40万ヘクタールぐらいの耕作放棄地がありますと、事情はいろいろで、本州府県ではかなり条件不利だとか、中山間ですとか、かなり農地の1区画1区画が小さいとか、所有者の権利関係の問題ですとか、複雑な事情があってなかなか担い手への農地の集積が進んでいないということで、全国的には今5割程度までしか進んでいないと。一方、北海道では約8割を超えて担い手への農地の集積が進んでいるということなので、中間管理機構としては本州府県が中心となって発生している耕作放棄地を何とか担い手に借りやすく集約化して登録して貸そうということで、貸し借りが安定的に行われるということが狙いだというふうに理解しています。ただ、人・農地プランのほうは、今滝川でも農地の集積は8割を超えていますけれども、将来的にどこかで大規模化した農家も担い手がいなくなる場合があります。例えば後継者がいないとか、あるいは急な病気で営農ができなくなるといったときに、そういった突発的なことは除いてですけれども、将来的に将来にわたって経営面積、1戸の農家が将来にわたって営農が続けられるかどうかというのを地域で話し合っ、あらかじめ貸し借り、Aという農家の農地はCという農家が将来的には引き継げると、位置関係、物理的な地理関係とか、そういったことを地域の話し合いによって将来にわたって決めていこうというのが狙いで、離農とかなんとかで急に慌てなくても済むようにといいますか、将来にわたった計画を立てようということが人・農地プランの要点といいますか、肝というふうになっているというふうに理解しておりますので、清水議員がおっしゃるように中間管理機構の狙いと人・農地プランはまた別だと、ただし人・農地プランにちゃんとした担い手として位置づけられて、プランの中にもっている農家でなければ、経営者でなければ、例えば中間管理機構に手を挙げてもだめですよという意味合いで、市の人・農地プランと中間管理機構との関係があるということで市が今役割を担おうとしているところです。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 先ほど再質で質疑をし忘れたのがあるのですが、よろしいですか。

○議長 長 はい。

○清水議員 高齢者の肺炎球菌ワクチンで2,915人という見込みを出されたと、こういう見込みの根拠を聞くというのは、見込みを出すこと自体大変だというふうには思うのです。ただ、この場合他の病気で治療中に免疫が低下してこの病気になるということを防ぐことで重篤化を防ぐことができる、また医療費の低減効果が高いということが目的ですから、そういう点ではこれを出すときに低所得者はどれぐらいとか、例えば低所得者の方は道市民税課税の方に比べたらやはり接種率は低いだろうとかというような、そういったことを想定した試算をされたのだらうというふうには思うのですが、お伺いをしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 65歳以上の方の5歳階級ごとの人数にそれぞれ接種見込み目標数値、約4割なのですけれども、それを掛けて今回2,915人という数字を出しました。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号及び第5号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第5号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第10 議案第2号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長 長 日程第10、議案第2号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、保険事業勘定において、平成25年度の保険給付費及び地域支援事業費の実績額が確定したことに伴い、これらに係る国、北海道、支払基金から概算交付されていた交付金について精算したところ超過交付となったものについて、本年度において返還するための増額補正をした

いとします。

1 ページをごらんください。第 1 項で、保険事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ 1, 471 万 1, 000 円を追加し、予算の総額を 35 億 495 万 2, 000 円とするものでございます。

第 2 項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるところでございます。

2 ページ、3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。7 款 1 項 2 目償還金、補正額 1, 471 万 1, 000 円を増額するもので、償還金の内訳ですが、介護給付費負担金として国へ 649 万 577 円、介護給付費交付金として支払基金へ 350 万 3, 591 円、地域支援事業費交付金として国へ 258 万 8, 309 円、北海道へ 159 万 9, 432 円、支払基金へ 52 万 9, 425 円となっております。

以上、歳出合計で 1, 471 万 1, 000 円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。7 款 1 項 1 目繰越金 1, 471 万 1, 000 円の増は、補正に必要な財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で 1, 471 万 1, 000 円の増額となったところでございます。

以上、議案第 2 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は可決されました。

◎日程第 11 議案第 7 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第 11、議案第 7 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。窪之内議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 ただいま上程されました議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

滝川市議会では、議会改革として平成5年から議員定数の削減、議員派遣の廃止、縮小、旅費の引き下げなどについて、市の行財政改革とあわせて議会としても議会の自主性により実施してきました。滝川市財政健全化計画がスタートした平成16年4月からは、引き続き厳しい財政状況から、議会としてのさらなる改革を進めるとの認識のもと、議員報酬について自主的に当分の間報酬月額約3パーセントの削減を行うことを決定し、その後も人事院勧告に伴う市職員の給料月額の引き下げが行われた際には議会としての対応について独自に検討し、平成17年12月からは3.3パーセント、平成21年12月からは3.6パーセント、平成22年12月からは3.8パーセントとさらなる削減に取り組んできています。また、新滝川市活力再生プランの期間につきましては、市の財政収支見通しが引き続き非常に厳しい状況にあることから、議会としてさらに改革を進める必要があるとして、平成21年4月からの6カ月間、議員報酬のさらなる独自削減として15パーセントの削減を実施いたしました。新滝川市活力再生プランの取り組みにつきましては、平成21年度から平成23年度までの取り組み期間において市民の皆様にも多くの項目でご協力をいただき、その効果額は収支改善分において8億1,702万円に上りました。また、これまでの間市民の皆様にも長期にわたりご協力をいただいた行財政改革の取り組みにより、滝川市の一般会計における起債残高は平成10年度末の約305億3,300万円から平成24年度末には約160億3,000万円と14年間で約145億円減少するなど、これらの取り組みは滝川市の財政の健全化に大きく寄与するものとなりました。一方、一般職の職員の給与につきましては、滝川市活力再生プラン及び新滝川市活力再生プラン期間中に3パーセントの給与削減に取り組むとともに、計画期間が終了した平成24年4月以降につきましても、厳しい市の財政状況から引き続き1年間3パーセントの削減に取り組みましたが、平成25年4月には一旦削減を終了し、その後平成25年7月からは東日本大震災を契機とした国からの要請により、平均約7パーセントの給与削減に取り組みましたが、これについても平成26年3月末で終了し、全ての給与削減は終了しました。

議員報酬の削減につきましては、新滝川市活力再生プランの終了後も議会改革に係る議会の自主的な取り組みとして引き続き3.8パーセントの報酬月額の削減に取り組んできましたが、1点目、これまでの行財政改革及び新滝川市活力再生プランへの取り組みによる市の財政状況の一定程度の収支改善が図られたこと、2点目、財政健全化のための一般職の職員の給与削減とその後実施された国の要請に係る給与削減が本年3月末をもって既に終了していること、3点目、2014年の人事院勧告において国家公務員の給与について7年ぶりの引き上げ勧告が行われたことなどの状況を鑑み、各党派等において協議検討を重ねた結果、全会派等の一致により、議員報酬の独自削減について本年9月をもって終了することとし、本条例案を提出するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思

ます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付をしております追加日程のとおり、日程番号第12から第18までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第12 議案第3号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議 長 日程第12、議案第3号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第3号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由をご説明いたします。

この条例の制定の趣旨ですが、平成26年4月23日に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する4つの条例について所要の整理を行うため、制定したいとしますのでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明申し上げますので、参考資料の新旧対照表をお開き願います。

第1条の滝川市福祉事務所設置条例の一部改正、第2条の滝川市民福祉条例の一部改正、第3条の滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正、第4条の滝川市下

水道条例の一部改正において、それぞれ条文中に引用している法律の題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことに伴い、当該法律名の改正を行いたいとするものでございます。

次に、附則ですが、この条例の施行期日は、平成26年10月1日とするものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 これまでひとり親でありながら母子と父子に差があるということで、そういう点では今回の改正は嬉しいことだというふうに思います。それで、この条例を改正することに当たって、父子を加える改正でありますから、この改正により対象者世帯数がどの程度になるのか。また、この対象者へは、ここにもありますように上下水道料金の減免、その他の減免が受けられるということもありますので、そうしたことも含めた個別の通知が必要だというふうに私は考えますが、その周知方法、申請等が必要であればそのことも加えた形での案内を行うべきだと思いますが、その計画についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 窪之内議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、この法律で今回父子の世帯が加わったということで、どのような援助が受けられるかということで、法律の対象は10月からですけれども、主要な事業というのですか、そういうものは父子も国の通知上、運用上対象にされておりました。代表的なものでは児童扶養手当、これは平成22年から、現在40人が対象となっております。それと、ひとり親医療、これは平成16年からですけれども、25年実績で33世帯、それと高等職業訓練促進給付金ということで就労促進のための比較的高度な技術、資格取得の事業ですが、ことしから対象になりましたけれども、今のところゼロ、まだ申し込みはありません。それで、今回の制度では、母子福祉資金という生活資金、学資資金とか有利な貸し付けがあったのですけれども、これが今度父子福祉基金ということで創設されて、法律もできましたし、この制度も使えるようになったということで、こんなことで国の主要な部分が父子も対象になるということでございます。それと、父子の方の数字はその数字なのですけれども、滝川市独自の減免制度ということで水道料金とかごみ処理とか、先ほどの条例に関して、し尿処理、下水道がありますけれども、現状で何人になるかは把握できませんけれども、それぞれ申請主義で申請ですけれども、それで現状父子は対象になっておりませんので、今回の法律も年度途中でございますので、それに対して予算の伴うこともあり、今後これへの対応について検討、協議していきたいという状況でございます。これらについての数字については、今のところ把握しておりません。先ほどお話ししました児童扶養手当の40人、ひとり親医療の33世帯、このあたりの数字がベースになるかなということで、以上でございます。

(「周知はしないのですか」と言う声あり)

○保健福祉部長 周知は、先ほどの児童扶養手当が40人で、広報、それと個別通知も検討しております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 どうも通知の仕方がはっきりしないということで、対象者は当然、先ほどの児童扶

養手当だとか以外に市の減免を受けられるような父子がどの程度いるかというのは把握できると思うのですが、その方たちに法律の改正によりあなたたちはこういった制度が受けれるようになりますよといったお知らせをするのか、またそのお知らせと同時にそういった減免を受けるためには申請をしないと受けられないのだよということもきちんと示した上で個別の案内をしないと、わからずに過ぎていってしまう可能性があるのでは、そうした通知をするというふうにとめていいのかなどをお伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどちょっと申し忘れたのですが、ベースが児童扶養手当の方で、児童扶養手当というのは母子、父子も対象になっていまして、年間五百数人、それ以外に所得オーバーの方も一応現況届ということでヒアリングするのです。そのときに種々減免制度等のお話はペーパーを含めて説明していますし、新たに児童扶養手当等の申請が上がった場合にもその都度説明しております。あと、全市的な漏れている方のためには広報等で周知するというので、そんなことでご理解いただきたいと思っております。

(「答えになっていない。12月から制度が始まるので、それについて周知するのかという問いに対してお答えされていないので時間かかりますか」という声あり)

(「ちょっと」という声あり)

○議長 長 そうしたら、ちょっと時間かかりますので、お昼前ですので、ここで一旦休憩をさせていただきます。ただいまの窪之内議員の再質に対する答弁は午後から答弁をいただくという形にさせていただきます。と思っております。

午後の再開は13時といたします。それでは、休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時59分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の議案第3号の質疑を続行いたします。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 午前中の法改正等で10月以降の周知ということですが、ちょっと整理させていただきます。法律は10月改正ですが、今回の条例は条例名の改正だけで、支援制度等についてはまだ動いていないという前提条件があります。それで、水道等の市独自の減免につきましては、条例名は父子も入ってきますけれども、それを制度化するのは今後の課題ということで、条例名は変わりましたが、すぐ10月からではなくて、それでそういう減免方針が決まれば、現在児童扶養手当をいただいている既存の父子の対象者については個別通知します。それと、それ以外の方については広報等で周知したいと考えております。

それと、もう一点、国の制度で児童扶養手当、ひとり親医療制度、それから高等技能等、ほとん

ど主な制度については先行して運用でやっているのですけれども、母子福祉基金については今回10月1日に制度改正されて、ちょっとさっき誤解を生じるような答弁をしたのですが、これも10月1日すぐではなくて、道のほうでまだ運用方針等が決まっていなくて、まだその日にちは決まっておられません。それも今と同じように情報収集しながら、児童扶養手当対象者等への周知を迅速にやっていきたいと思っております。よろしくご理解ください。

それと、もう一点、先ほど高等職業訓練促進給付費ということでことしから実施ということになっていたのですけれども、法律に先行して去年から実施されております。

以上です。

(「条例名の改正でない」と言う声あり)

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今回の答弁で条例名の改正でなくて、引用する法令名の改正ということで、父子という名前が入ったということです。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。窪之内議員。

○窪之内議員 法の名前が変わっただけで、運用そのものについてはいつか決まっていなと。それで、滝川市の条例改正の中の改正後のところの2ページの(3)で母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による母子家庭に属する者でというふうになっているのだけれども、上の文言からいえば、母子家庭に属する者でということでもいいのでしょうか。上の法律から見れば、母子家庭だけで、何か上と整合性がとれないのではないかというふうに思うのですけれども、それはほかの違う条にもあるのですけれども、これで見ると法律は変わったけれども、母子家庭だけだというふうになるので、これはちょっと違うのではないかなと思うのが1点と、それではこういう法律名が変わっただけで、ここに書いてあるようにあくまでも父子は対象としない、母子だけで当面はいくというふうなこととして受けとめていいのかどうかについてお伺いします。

○議長 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時09分

○議長 長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 今回の条例改正では、法律名を今までの母子及び寡婦福祉法から母子及び父子並びに寡婦福祉法と、父子という言葉在法律の名称を引用しました。それで、今回の条例の中では父子家庭ということで、今後父子にもこの制度を導入する場合は条例改正をあわせて行いたいとするものでございます。

(「父子も入れるということ、条例改正で母子と父子を追加するという」と言う声あり)

○保健福祉部長 済みません。水道料金等の助成対象に今後父子を入れる場合、条例改正で母子、父子家庭という、父子という言葉を明記するという改正を行いたいと思います。

(何事か言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、議案第3号の質疑を行いたいと思います。

ただいまの窪之内議員への答弁で、今回の条例改正に臨む滝川市の姿勢というのがよく市民にもわかったというふうに思います。本来であれば、この法改正を受けて、今窪之内議員が指摘をされた部分については既にセットで文言を変えた条例を提案すべきだったということが明らかになったのだらうというふうに思います。そこで、同様に、この条例を改正する上でどのような立場でこの条例をつくったのかと、あるいはこの条例を進めていくのかということでお伺いしたいと思います。

まず、1点は、これは政府のひとり親家庭の支援についてということで説明文が厚労省のページに載っておりますので、それに基づいてお伺いをしたいのですが、まず1点目は、現在母子自立支援員という者に対する予算メニューが既に存在していると、滝川市もこれを実施をしているというふうに聞いておりますが、父子世帯が加わることでこの支援員の増員、あるいは臨時職員であれば嘱託職員にするとか、そういった増強についてのお考えを伺います。

2点目は、相談窓口ですが、これも政府のメニューでひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業ということでメニューができております。交付税措置だというふうに思うのですが、これの設置に向けたお考えを伺います。

3点目は、先ほど来市の独自事業についてこの条例のさらなる改正もご答弁ありましたが、政府はひとり親家庭支援の取り組みに自治体による温度差があるということ述べております。そこで、滝川市は現在上下水道とごみ袋の3種類の減免にとどまっているわけですが、これを周辺の自治体、あるいは道内の自治体と比較して、もっとやっているところが恐らく私はあるというふうに思うのです。そういうことで、この条例改正を機に自治体による取り組みの温度差を解消し、滝川市が標準的な支援が行えるような取り組みを行うことについて伺います。

以上です。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目の母子自立支援員ということで、増強等のお話でございます。父子の人数からも人員は現状と同じで、名称が母子父子自立支援員という名称に10月から改称してスタートさせます。当然この相談員だけでなく、子育て応援課の職員と協力体制でひとり親家庭については対応していきます。

それと、国の総合的強化事業を導入するか否かというお話だったと思うのですが、この事業についても今後の課題ということでございますが、現状はハローワークなどと連携しながら、母子自立支援員が包括総合的に就労なども含めて対応して、それは今後とも対応していきたいと思っております。

それと、他市に比べての滝川の取り組み状況ということなのですが、詳しくは他市と比較はしておりませんが、大概のことは滝川市は他市か他市以上のことをやっていると思っております。

特に、これは市の独自制度ではございませんけれども、高等技能訓練促進事業ということで、保育士の資格とか、介護福祉士とか看護師の資格なのですけれども、これなんかも管内では一番最初に取り組んだ。ちょっと年数は忘れちゃったけれども、取り組んでおります。それと、メニューも少し広げて准看護師なども、看護師から准看護師ということで国の制度に近い形で対応していております。そうはいいつつも、今回父子にも制度が広がり、ひとり親に対する国の充実施策も出ましたことから、滝川市でも今後とも国の制度を踏まえながら、ひとり親家庭の支援対策のために今後ともしっかり努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 他自治体との比較で非常に自信にあふれるご答弁だったなというふうに思いますが、本当に自信にあふれる状況なのかというのは一度謙虚に徹底的に比較調査を行った上で進めるべきではないかというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議員さんおっしゃるとおり、他市のことも含めて、そして滝川市の制度はこれでいいのか、しっかり検証しながら進めていきたいと思っております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 やっぱりしっくりこないのです。国の法律改正があって法律名が変わったので、条例の文言を整理するところまではわかるのですけれども、私はこの改正は多分セーフだと思います。アウトではないと思います。ただ、この条例を今僕が読んでもわからないのです。父子という言葉が入って法律的な用語も変わって、そしてこれを読み込んでいくと、例えば用語の定義、第2条関係です。改正後のところを読みますと、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、これは女子に規定されているわけですよね、実は男子が想定されていない条文になっている。この改正がされて、この条例を読むとわけがわからなくなってしまうという条例があってもいいのかなというのが私の率直な感想なのです。確かに事業の実施はこれから先で、もっと練って形をつくって行って、いい条例にしていくというお考えはわかるのですが、今ここに存在する条例が趣旨とかけ離れたことが書かれてある、もしくはこれから想定される事業と全くかけ離れた条例であるということは、私はあってはならないのではないかなと率直に思うのですが、これは福祉よりも総務部長にお尋ねしたほうがいいのかもかもしれませんけれども、法律改正されて用語が変わったので、改正はするのです。それはわかるのだけれども、古い条例の上にかぶせたから、それが今正しい条例ですよということは必ずしも想定されないと思うのです。当然法改正があって、その趣旨に基づいて条例の用語も今変えないといけないし、事業実施に向けて、それでは今こういうふうに改正するのであれば、中の例えばこの女子を女子もしくは男子に改めて、即座に、減免は市長が権限を持っているのですよ、だから市長が認めればあしたにでもできるお話なので、これはやっぱりきちっと条例の中身を精査し、改めた上で上程すべきだと思うのですが、そのことについて、別に総務部長でなくてもいいのですが、吉井副市長でもいいのですけれども、そのことについてちょっと私理解できないのですよ、このことについては、わかるようにご説明をいただきたいと思っております。

○議 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 議員さんのご質疑にちゃんとお答えになるかどうかというのはございますけれども、もちろん今回の条例改正についても法制担当のほうで精査している状況でございます。今回の条例の内容については、議員さんからセーフというお答えもいただきましたので、ただ議員さんおっしゃるように条例というのは市が設置するものであって、なおかつイコール市民の皆さんに理解されないと当然意味がないということでもありますので、今後法令の改正は改正、またそれを受けて市として議員さんはもちろん、市民の皆さんに理解されやすいような文言の使い方、あるいは付記の仕方等々を市として十分検討して、十分わかりやすい条例の内容に今後はきちっと精査させていただきたいというふうに思いますので、何とかご理解いただければというふうに思います。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 わかったかわからなかったかは別として、そう言うしかないのだとは思いますが、ぱっと読んで、これは誰もわからないのです。わからない条例が、これは合っているのだと思います。多分セーフなのだと思います。これはこのまま生き続ける条例なのだと思います。例えばここにいる説明を受けた人間はわかるけれども、もし説明がされていない人間が母子及び父子と読んだときに、その後女子と限定されていて、母子家庭と書いてあって、ひとり親とはどこにも書いていないというような状況を見ると、この条例は一般的にはわからない条例なのです。関係者である市の職員は、背景的なものを全てわかっているから、そうですよ。では、それをしっかり整備しますから、後々これを整備しますから、今はこの条例を理解してくださいねという説明ではないのでしょうか。これは、やっぱり条例としてこれから生きるのです。だから、法が10月1日改正されるのであっても、その準備期間が整わないのであれば、やはり全て条例はきちっと整理した状態で議会に提出すべきだと思っておりますが、そのことについてどう思いますか。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時34分

○議 長 会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長 改めて私のほうからご説明させていただきたいと思っております。

今回添付されている資料を見ますと、やはり混乱を招くような文言もあるというふうには思いません。ただ、今回の改正につきましては、中身がいろいろ変わった中で、説明の仕方もちょっとどうだったのかという部分含めて誤解を招いたようではございますけれども、今回の条例の改正というものはそもそも法の名前が変わったということで、以前は法の名前の中に父子という文言はなかったのですが、内容的には父子というものの中身も網羅されていた法律だったと、それが今回法律の中に父子という名前を明記されたということを受けて条例も変えた。法律の中身的には過去の中身を踏襲したままですので、当然その内容について父子が加わったからどうか、そういうもの

ではないということです。ただ、一つの課題として、減免であるとか父子の扱いをどうしなければいけないとか、そういうのは課題として受けとめさせていただいて今後検討も進めていきたいと。今回の改正につきましては、あくまでも法の名前が変わっただけで法の中身は基本的に変わっておりませんし、それを受けた条例の中身を文言の整理をしたということです、ご理解賜ればと思います。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 初めからそういう説明をしていただければわかりやすかったのですが、先ほどの私の表現が不適切だったと思います。用語の定義で女子であってというのは、これは母の定義なので、多分ほかに父の定義があるという法令になっているのだと思いますが、いずれにしても母子家庭という表現が条例に入っているものですから、これは早急に適切な名称に変えて、再び条例改正を提案するようなことをしっかりやっていただきたいと思います。

私の質疑は以上です。

(「今の質疑で意見みたい」と言う声あり)

○議 長 求めてください。

○柴田議員 そういう考えはありますか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員さんのおっしゃることも含めて、さまざまな視点で検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第13 議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第13、議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成26年3月31日に平成26年度税制改正を盛り込んだ地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が平成26年10月1日、平成27年4月1日及び平成28年4月1日から施行されることとされたところでございます。この改正法に伴い、滝川市税条例の一部を改正したいとするものでございます。

改正内容の主なものについて申し上げます。初めに、市民税関係でございますが、法人市民税の法人税割の税率改正でございます。次に、軽自動車税関係でございますが、軽自動車税の税率改正、軽自動車税の税率の特例でございます。

以下、改正条例の内容を簡潔にご説明申し上げますので、議案第4号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例新旧対照表の1ページをお開き願います。第33条の4は、法人市民税の法人税割の税率に関する改正でございます。これは、地方税法に定める法人税割の税率について法改正により引き下げられることとなりました。当市における課税が制限税率によるものであることから、地方税法で定める制限税率である12.1パーセントに改めたいとするものでございます。この改正の背景には、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として法人住民税法人税割の一部を地方交付税の原資化とすることとされ、具体的には地方税である道府県民税及び市町村民税法人税割の税率を4.4パーセント下げる一方で、国税として引き下げた税率と同じ4.4パーセントを税率とする地方法人税を創設し、その税込額を交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、地方交付税原資とすることとされたことによるものでございます。

第81条は、軽自動車税の税率の改正でございます。第1号は原動機付自転車、第2号のAは軽自動車、イは小型特殊自動車、第3号は2輪の小型自動車に係る税率について記載のとおり改正したいとするものでございます。具体的に申し上げますと、軽自動車税については税制抜本改革や平成25年度与党税制改正大綱等での議論も踏まえた車体課税の見直しの中で議論され、昭和59年度以来の税制の改正及び経年車に対する重課の導入を平成26年度税制改正大綱に盛り込み、それを受けて地方税法の改正が行われたところでございます。第1号、原動機付自転車、第2号のAの2輪の軽自動車及び2ページになりますが、第3号、2輪の小型自動車に係る標準税率については現行の約1.5倍に引き上げ、第2号のAの3輪及び4輪以上の軽自動車に係る標準税率については自家用自動車については現行の約1.5倍に、その他の区分の車両については現行の約1.25倍に引き上げる地方税法と同様の改正を行うものであります。第2号のAの専ら雪上を走行するもの及び第2号のイの小型特殊自動車に係る税率につきましては、地方税法第444条第3項の規定に基づき、市町村において今回の標準税率の改正との均衡を踏まえ、決定することになることから、当市においては改正前の税率が約1.2倍を上乗せした超過税率による課税であるため、標準税率に相当する税率に対し、約1.25倍に引き上げる税率改正としたところでございます。あわせて、今回の税率改正が納税者の税負担の増大となる影響等を鑑み、現行の地方税法で定める税率に対して約1.2倍上乗せをした超過税率による課税から標準税率による課税に改める改正としたところでございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例でございます。軽自動車税においても、グリーン化を進める観点から、3輪以上の軽自動車に対し、当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、改正後の標準税率のおおむね20パーセントの重課税率を適用する改正でございます。

附則第1条は、施行期日を平成26年10月1日から施行したいとするものでございます。ただし、第1号は平成27年4月1日から、第2号は平成28年4月1日から施行したいとするものでございます。

3ページをごらんください。第2条は市民税に関する経過措置、第3条から第5条は軽自動車税に関する経過措置でございますが、第5条について説明をさせていただきます。このたびの軽自動車税の税率改正につきましては、地方税法において平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとされ、さらに平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対しては、現行の税率に読みかえる規定を設けております。言いかえますと、3輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたものから平成27年度以後の年度において改正後の税率が適用されることとなるわけでございます。当市の場合、単純に現行の税率に読みかえた場合、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対してのみ超過税率による課税という税制上不均衡な課税になることから、法改正前の標準税率に読みかえることとして改正したところでございます。

以上を申し上げまして議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ただいま部長から説明があったわけでございますが、その文言はそのとおりでと思います。しかし、滝川の一般的な軽自動車の乗用ですか、これは8,600円で、後ろのほうの改正後の貸借対照表のほうには出てまいります。しかし、現実には7,200円とかと言っているのですが、滝川はもう8,600円でありますから、第5条などのところの1万800円と7,200円は滝川ではどうもそぐわないのではないかなと思いますので、ちょっとこれから質疑をしてみたいと思います。情勢であります。軽自動車が増えて、増税もってこいだと、こういうようなことでもって国会で決まったわけでありまして。軽だけを扱っているメーカーは死活問題だということで、日本中で問題になっているところでございます。一般市民にとっても、軽自動車の税が安い、それから車庫証明が要らぬとか、こういうところのメリットを奪うというようなことで、これは一般市民にとっても結構抵抗感のある問題なのであります。そういう意味でこれから二、三点ご質疑をしたいと思います。

現在でも滝川市の税率はこの周辺と違うのではないかなと思うので、いろんなことを言っていると時間がたちますから、先ほどから申し上げています一般の軽自動車の乗用、これは8,600円と言っているのですが、これの周りの市町の例を述べてください。

2点目であります、2ページのほうを見てください。第5条のところ、既に登録して使用している軽自動車の税ということで、もちろん先ほど部長の説明があつたのでありますが、1万800円になると、こういうことで、それはそうだなということですが、軽の右のほうの欄、7,200円とありますけれども、滝川の例でいけばこれは7,200円でなくて8,600円そのものではないですか。もちろん総務文教常任委員会の資料等では8,600円のことはありました。それはそうですが、この2ページの第5条のその表に限り7,200円と書いているところは、もう滝川では8,600円そのものではないですかと率直にお聞きしたいと思うのです。

そういうことで、この2点をまず明快にお答えをいただきたいと思っています。お願いします。

○議 長 今まずという言い方をされましたが、この2点でよろしいのですね。

○渡辺議員 2点でよろしいです。

○議 長 渡辺精郎議員の質疑に対する答弁を求めます。田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 今2点のご質疑をいただきまして、1点は周囲の状況ということでございますけれども、先ほども説明をいたしましたけれども、現在滝川市では超過税率ということでございますけれども、空知管内の例を見ますと、これはまだ改正前でございますけれども、大体空知管内で8市ほどが超過税率を採用しているという状況でございました。ただ、先ほど説明したとおり、2点目の質疑にも絡みますけれども、滝川市は今回標準税率の引き上げというのがあります。それにあわせて、26年度までは超過税率を採用しておりましたけれども、27年度以降は標準税率に戻したいという改正でございます。したがって、7,200円、今年度8,600円納めていた方は来年度、これは施行期日が来年の4月1日になりますから、27年の3月31日までに新車新規登録されている車については7,200円と、ただし28年度以降、古くなって13年以上経過した車についてはまた高くなりますというのがありますけれども、まずは8,600円というのが7,200円になると、そういう経過措置を設けてございます。

2点目とあわせて、そういう答弁とさせていただきます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第14 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長 日程第14、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案理由説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨であります。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、根室北部廃棄物処理広域連合の加入に伴い、規約を変更したいとするものであります。

議案本文の記以下であります。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。規約の中に組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を列記した別表がございますが、以下、先ほど提案の趣旨を申し上げましたとおり、別表を改正したいとするものであります。

なお、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

また、規約の改正後の北海道市町村職員退職手当組合の組織団体数は、18市144町村98組合、計260団体となるところであります。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 長 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、石山裕子氏が平成26年12月31日で任期満了となりますことから、後任の候補者として中村義彦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、中村氏の履歴につきましては参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎日程第16 報告第1号 平成25年度決算に係る健全化判断比率について

○議長 長 日程第16、報告第1号 平成25年度決算に係る健全化判断比率についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 平成25年度決算に係る健全化判断比率についてご説明いたします。

平成20年4月1日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が一部施行され、各地方公共団体は平成19年度決算から財政の健全性に関する指標の公表を実施することとなりました。そして、平成21年4月1日に一定の比率を超えた場合の計画策定義務等を含む全体の法律が施行となったことから、各比率が早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を進めることとされておりますが、滝川市各会計平成25年度決算等に基づき、同法第3条第1項の健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標についても健全段階となりました。当該健全化判断比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同項の規定により監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとします。

健全化判断比率の各指標について順次ご説明いたします。まず、実質赤字比率です。この指標は、

普通会計、滝川市の場合は一般会計、公営住宅事業特別会計の2会計を指しますが、この普通会計における毎年の現金不足をチェックするための指標であり、実質収支額が赤字となった場合に比率が算定されます。滝川市においては、平成25年度決算に係る普通会計の実質収支額は4億857万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、法施行令第7条の規定による早期健全化基準は標準財政規模により算定されますが、滝川市においては13.03パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は20.00パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率です。この指標は、普通会計のほかに各特別会計、企業会計を連結して毎年の現金不足をチェックする指標であり、連結対象会計の実質収支合計額が赤字となった場合に比率が算定されます。滝川市においては、平成25年度決算に係る連結対象の各会計の実質収支合計額は15億639万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、法施行令第7条の規定による早期健全化基準は標準財政規模により算定されますが、滝川市においては18.03パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は30.00パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。この比率は、滝川市における全会計及び一部事務組合における毎年の公債費負担の適正度をチェックする指標です。平成25年度決算に係る実質公債費比率は12.5パーセントとなっております。これまで計画的に公債費負担を軽減してきたことなどにより、平成24年度の12.8パーセントから0.3パーセントの改善となっており、早期健全化基準25パーセントを下回っております。

最後に、将来負担比率でございます。この指標は、滝川市における全会計、一部事務組合、第三セクター、土地開発公社等を含めて将来的に普通会計が負担すべきである債務等の大きさの適正度をチェックする指標でございます。健全化判断比率の中で唯一財政再生基準がございません。滝川市において平成25年度決算に係る将来負担比率は99.3パーセントとなっております。平成25年度において退職手当負担見込み額の減少に加え、公営企業債残高が減少したことなどにより、平成24年度の104.4パーセントから5.1パーセント改善となっており、早期健全化基準である350パーセントを下回る数値となっております。

なお、監査委員からは、審査意見といたしまして、いずれの指標についても健全な数値となっておりますが、厳しい地方財政の状況を踏まえ、引き続き効率的な行財政運営に努めるようにとの意見をいただいております。現状の財政の健全性をさらに高めるとともに、それを一過性のものとしないうちにも今後とも財政健全化に努めてまいります。

以上、報告第1号の報告とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第17 報告第2号 平成25年度決算に係る資金不足比率について

○議 長 日程第17、報告第2号 平成25年度決算に係る資金不足比率についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第2号 平成25年度決算に係る資金不足比率についてご説明いたします。

報告第1号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、各公営企業会計において事業規模の20パーセントを超える資金不足が発生した場合、当該公営企業において早期に経営健全化基準以下とすることを目標に経営健全化計画を策定し、経営の健全化に努めなくてはならないとされております。このことにつきまして、各会計平成25年度決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の資金不足比率を算定し、資金不足比率及び算定資料について監査委員に提出、所定の審査を終えましたことから、同条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

該当となります滝川市病院事業会計及び下水道事業会計においては、資金不足が発生しておりませんことから、当該比率は該当いたしません。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決しました。

◎日程第18 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第1号 平成25年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成25年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第7号 平成25年度滝川市病院事業会計決算の認定について

議案第8号 決算審査特別委員会の設置について

選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第18、平成25年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに認定第1号から第7号までの平成25年度滝川市各会計決算の認定について、議案第8号 決算審査特別委員会の設置について、選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

平成25年度決算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 平成25年度各会計の決算をご審議いただくに当たり、各会計歳入歳出決算書並びに決算説明書、決算審査意見書等を提出したところでありますが、審査に先立ちまして、各会計決算の大綱をご説明申し上げます。

平成25年度の当初予算は、一般会計202億500万円、特別会計116億5,041万円、下水道事業会計支出23億423万円、病院事業会計支出75億9,852万円、合わせて417億5,816万円を計上したところでありますが、その後補正予算と平成24年度からの繰越事業費繰越額を含めた最終予算額は、一般会計248億8,213万円、特別会計118億3,471万円、下水道事業会計支出24億1,328万円、病院事業会計支出75億863万円、合わせて466億3,875万円となったところであります。

平成25年度は、「滝川市総合計画」の2年次目として、これまでの取り組みの進捗や課題を検証の上、将来都市像を実現するための基本目標の推進に向け事務・事業の効率化を図るため、緊急度や重要度を鑑み、厳しい財政状況でも戸籍事務の広域化や土地開発公社の解散、公共施設マネジメント方針に基づく施設の集約化等に向け検討を進めるなど将来負担の軽減に努めてまいりました。

基金につきましては、地域の元気臨時交付金の活用に備えた積み立てや土地開発公社解散に伴う公有地取得、及び学校教育施設改修工事の取り崩しなどを行い、前年度比162万円の増額となりました。

経済対策としては、国の施策に歩調を合わせ、地域の元気臨時交付金などを活用し、地場企業に対して速やかな公共事業等の発注を行い、地域経済の活性化に努めてきたところであります。

以下各会計ごとに主な内容について申し上げます。

一般会計におきましては、歳入225億6,666万円に対し、歳出221億5,828万円で、差し引き4億838万円の剰余を生じました。

歳入においては、収入済額と予算現額を比較すると、23億1,546万円の減となっており、その主な内容を申し上げますと、予算額と比べ繰越金が9,028万円、市税が8,496万円、地方交付税が7,952万円、諸収入その他で4,729万円の増となりましたが、市債が17億5,040万円、国庫支出金が6億4,823万円、繰入金が9,265万円、道支出金その他で1億2,623万円減となったことなどによります。しかし、平成26度に歳入されるべき繰越明許費に係る歳入予算額が、国庫支出金で5億5,325万円、道支出金907万円、地方債14億4,910万円、計20億1,142万円計上されていることから、これを差し引いた実質的な歳入は3億404万円減となったところです。

一方、歳出においても、予算現額と支出済額を比較すると、27億2,384万円の減となっておりますが、国の補正予算に伴い滝川第三小学校改築事業、江陵中学校耐震・トイレ改修事業、道路新設改良事業、道営土地改良事業負担金、滝川第二小学校及び西小学校耐震改修事業などのうち、繰越明許費として平成26年度に繰り越して歳出することと決定した予算額20億2,959万円が計上されていますことから、実質的には6億9,425万円の減となりました。

歳入のうち、市税、使用料及び手数料、財産収入などの自主財源は全体の32.2パーセント、地方交付税、国・道支出金、市債等の依存財源は67.8パーセントとなっております。

自主財源の内訳は、市税43億7,074万円、諸収入13億2,609万円、繰越金4億1,906万円、分担金及び負担金4億355万円、繰入金3億9,911万円、使用料及び手数料2億7,971万円、財産収入5,323万円、寄附金1,406万円となり、また、依存財源の内訳は、地方交付税74億2,462万円、国・道支出金46億3,295万円、市債24億7,915万円、地方消費税交付金4億2,671万円、地方譲与税2億2,050万円、その他1億1,718万円となっています。

一方、歳出について、性質別に見ますと、補助費等44億8,655万円、人件費36億5,264万円、扶助費33億6,964万円、公債費21億6,030万円、建設事業費20億7,656万円、繰出金19億2,626万円、物件費14億7,817万円、貸付金9億7,520万円、出資金7億5,412万円、維持補修費6億7,291万円、積立金6億593万円となっています。

次に特別会計につきましては、特別会計全体として、歳入116億8,604万円に対し、歳出115億2,605万円で、差し引き1億5,999万円の剰余を生じました。

国民健康保険特別会計では、歳入53億512万円に対し、歳出53億95万円で、差し引き417万円の剰余を生じました。

なお、剰余金のうち210万円を基金に積み立てし、残りを平成26年度会計に繰り越しました。

歳入について見ますと、前期高齢者交付金16億6,229万円、国庫支出金11億3,495万円、国民健康保険税8億9,476万円、共同事業交付金6億725万円、繰入金4億3,618万円、療養給付費等交付金2億8,989万円、道支出金2億6,445万円、諸収入等その他1,535万円となり、歳出では保険給付費36億7,971万円、共同事業拠出金6億2,741万円、後期高齢者支援金等5億7,506万円、介護納付金2億3,936万円、総務費等その他で1億7,941万円となりました。

公営住宅事業特別会計では、歳入10億2,486万円に対し、歳出10億651万円で、差し引き1,835万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、繰入金が3億5,820万円、市債3億1,690万円、使用料及び手数料が3億1,361万円、繰越金1,816万円、道支出金1,343万円、諸収入431万円、国庫支出金22万円、財産収入3万円となり、歳出では、住宅事業費8億105万円、公債費1億9,808万円、諸支出金738万円となりました。

介護保険特別会計では、まず保険事業勘定で、歳入33億2,507万円に対し、歳出32億8,506万円で、差し引き4,001万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、支払基金交付金9億468万円、国庫支出金7億7,063万円、介護保険料6億2,000万円、繰入金5億1,515万円、道支出金4億9,790万円、繰越金、諸収入、財産収入で1,671万円となり、歳出では、保険給付費30億7,501万円、総務費1億2,110万円、地域支援事業費8,264万円、保健福祉事業費等その他で631万円となりました。

また、介護サービス事業勘定では、歳入15億440万円に対し、歳出14億901万円で、差し引き9,539万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、サービス収入14億685万円、繰越金9,669万円、繰入金46万円、その他使用料及び手数料と諸収入で40万円となり、歳出では、サービス事業費13億1,726万円、公債費9,175万円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入5億2,657万円に対し、歳出5億2,453万円で、差し引き204万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、後期高齢者医療保険料3億8,546万円、繰入金1億3,957万円、繰越金103万円、広域連合支出金等その他で51万円となり、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金5億1,747万円、その他総務費等で706万円となりました。

次に企業会計について申し上げます。

下水道事業会計の収益的収支では、事業収益10億2,824万円に対し、事業費用9億9,123万円で、3,701万円の純利益となりました。

また、資本的収支では、収入8億7,926万円に対し、支出13億3,076万円で、差し引

き不足額4億5,150万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

病院事業会計の収益的収支では、事業収益65億765万円に対し、事業費用は66億9,189万円となり、当初予算で5億235万円の純損失と見込んでいましたが、1億8,424万円の純損失となりました。

また、資本的収支では、収入5,017万円に対し、支出6億5,286万円で、差し引き不足額6億269万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

以上、各会計の決算の内容についてご説明申し上げます。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率については、今議会において、報告第1号、報告第2号として健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行ったところでありますが、いずれの指標についても健全段階であり、計画的な公債費負担の適正化などにより、順調に健全性を高めております。

今後、より一層財政の健全化を進め、その状況について透明性を持ってお知らせしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

平成25年度各会計の決算の詳細につきましては、所管部課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 長 監査委員の決算審査報告を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 平成25年度の滝川市各会計の決算及び公営企業会計の決算について審査をいたしましたので、お手元の決算審査意見書に基づいて、以下ご報告いたします。

初めに、滝川市の各会計歳入歳出の決算審査であります。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査をいたしました。

1ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか国民健康保険特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、表示された計数を関係諸帳簿と照合した結果、正確であると認められ、予算は適正に執行され、予算の流用または予備費の充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましては、42、43ページに記載のとおり計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

2ページの審査の概要及び意見であります。平成25年度の決算収支で見ると歳入歳出を差し引いた形式収支額は一般会計で4億838万1,000円、特別会計全体で1億5,998万8,000円、合計で5億6,836万9,000円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源1,816万8,000円を差し引いた実質収支額は5億5,020万1,000円の黒字となっております。市税は、前年度と比較して6,290万4,000円の増額となり、地方交付税については1億8,339万1,000円の減額となっております。未収金は前年度より152万円の

増、不納欠損額は1,761万3,000円の減となっております。市債の発行額は前年度に比較して11億3,783万9,000円増加し、年度末の現在高の総額は203億1,307万9,000円、歳出に占める公債費の割合は7.3パーセントとなっております、未償還残高は増加となりました。地方債の発行は将来にわたる財政負担となることから、今後においても一層適切な管理に努められることを望みます。普通会計ベースによる財政指標の状況は、前年度対比で財政力指数、経常収支比率とも若干改善しております。

平成25年度予算は、滝川市総合計画の2年次目であり、これまでの取り組みを検証し、将来都市像を実現するための基本目標の推進に向け、緊急度、重要度を鑑み、事業の取捨選択、重点化を行い、編成されました。また、公共施設の老朽化が進む中、健全な財政運営を維持していくためにも滝川市公共施設マネジメント方針に基づき公共施設の集約化を進めるなど、効率的な市政運営に取組みましたところであります。

平成25年度の日本経済は、本格的な再生を目指し、着実に歩みを進め、回復基調で推移してきた中、財政再建への第一歩と言える消費税率の引き上げが10月1日に閣議決定されました。一方、雇用情勢は平成25年4月の完全失業率が4.1パーセントから平成26年度3月時点で3.6パーセントと改善傾向にありましたが、地方においては有効求人倍率が改善しつつあるも、実態としては依然として厳しい状況にありました。

本市の財政状況に目を転じますと、ほかに先んじて行財政改革に取り組み、平成10年度からの第1次行政改革以降、新タッグ計画へと継続され、滝川市の財政運営に大きく貢献してきたところであります。平成25年度においては、公共施設マネジメント計画も策定され、今後の財政運営に大きく寄与していくことが期待されるところでありますが、国の三位一体改革以降交付税の大幅な削減が行われるなど、滝川市においても厳しい財政運営を余儀なくされているところであります。さらに、平成25年度決算における形式収支は黒字となっておりますが、単年度収支におきましては一般会計では赤字決算となっております。一方、市税収入においては対前年比で1.5パーセントの伸びを見たものの、今後においても大きな伸びは期待できず、単年度収支の赤字の継続が懸念されることから、歳入確保に向けたさらなる取り組みとあわせて、これまでの行財政改革の成果を踏まえ、引き続き選択と集中により限りある財源の効率的な執行に努められ、安定、継続的な市政運営を確保されることを望むものであります。

続きまして、決算概要ですが、4ページの決算収支状況には形式収支額、実質収支額、単年度収支額を、5ページの総計及び純計の決算状況には一般会計、各特別会計、病院事業会計及び下水道事業会計の各会計間で繰り入れ、繰り出金など30億7,630万円が重複計上されておりますので、これらを控除し、市全体としての純計の決算収支額を記載しています。

6ページの財政指標では財政力指数及び経常収支比率を、7ページ、8ページには基金残高の状況、市債の借入れ及び償還状況並びに債務負担行為の状況を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、各会計別ですが、一般会計につきましては、9ページから決算の概要、歳入及び歳出の概要を記載しておりますので、お目通しを願います。

特別会計につきましては、27ページから記載しておりますので、お目通しを願ひまして、細部の説明は省略させていただきます。

各会計の未収金及び不納欠損状況につきましては、40、41ページに記載しております。41ページの中ほど以降の未収金及び不納欠損状況に対する意見であります。市税の収納率は現年度分97.7パーセントで対前年比0.2ポイントの増、滞納繰り越し分は13.6パーセントで対前年比2ポイントの増となっており、税外収入及び特別会計においても総じて対前年を上回る収納率となりました。このことは、年末納税推進強調月間における全庁的な取り組みのほか、それぞれの所管における不断の徴収努力のたまものと思われまゝ。特に国民健康保険税においては、平成25年度現年分の収納率が対前年度比で0.2パーセント以上の伸びを見たことから、前年に引き続き平成26年度においても北海道から特別調整交付金として1,000万円が交付されることとなったことは、国民健康保険特別会計の健全運営に大きく資するものであります。他方、平成25年度末の未収金は、一般会計及び特別会計合わせておおむね9億5,000万円となっており、財政運営に少なからずの影響を与えていると考えられ、懸念されるところであります。また、不納欠損は、件数及び金額とも減少しましたが、市民の負担の公平性を担保する観点からも収納の確保と不納欠損処分に対する一層の適切な対応が求められるところであります。

市税の調定額は、平成25年度においては若干増額になったものの、大きな伸びには至らず、しかし一般会計歳入全体のおおむね2割を占める重要な自主財源であります。歳入確保は、継続的、安定的な市政運営上極めて重要であり、その中心は言うまでもなく税収の確保対策であります。平成25年度において平成26年度からのコンビニエンスストア納付制度の導入を決定し、市税及び一部の税外収入を対象に新たな収納手段を確立したことは、市民、納税者等にとって夜間及び休日においても納付する機会が拡大され、さらなる利便性が図られたものと考えます。今後とも口座振替の推進のほか、全ての部局においてその権限に応じた歳入の確保に努められるとともに、自主財源の確保及び未収金の縮減に向けた一層の取り組みを期待するものであります。

次に、公営企業会計の決算審査であります。別冊の審査意見書をお開きください。公営企業会計につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました。

1ページの審査の対象につきましては、病院事業会計及び下水道事業会計であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願ひます。

審査の結果及び意見であります。決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

初めに、病院事業会計でございますが、市立病院は地域の基幹病院としての使命のもと、医療機器の整備充実を図り、患者サービスの向上と充実した医療を提供するため、医師、看護師の確保に努められ、当該年度も7対1看護体制を維持しております。業務実績を前年度と比べると、入院患者数は2,878人、3.3パーセントの増で、病床利用率は2.5ポイント増の79.1パーセントとなっており、外来患者数では2,968人、1.4パーセントの増で、総患者数は増加しています。事業収益では、前年度に比べ患者数の増により1億9,853万1,000円増の65億765万1,000円となり、また事業費用を前年度と比べると1億498万3,000円増の6

6億9,189万8,000円となり、1億8,424万7,000円の純損失を生じ、当年度未処理欠損金は14億7,396万9,000円となりました。

過去5年間の経営分析年度別状況その1から今年度の特徴を考察すると、入院患者数1日平均は248.3人で3番目の値を示しましたが、外来患者数1日平均は892.5人で2番目に多い値となりました。患者1人1日当たり医業収益は、入院患者で3万9,378円と前年度に次ぐ値となり、外来患者は8,873円と最高となり、入院患者と外来患者の全体でも1万8,315円となり、最高となりました。また、患者1人1日当たり医業費用は2万716円で、患者1人1日当たり医業収益から患者1人1日当たり医業費用を差し引くとマイナス2,401円となり、減価償却費の比重が大きいとはいえ、患者1人1日診察すると2,401円の赤字となることがわかります。過去5年間についても、同様に費用のほうが上回っています。

公的医療機関は、市民の健康の増進、維持のためのサービスを提供する機関であり、一般企業のように営利目的、利益追求を前提としないので、サービスの質を落としてはいけないと思いますが、当年度純損失、減価償却費、資産減耗費及び不納欠損額から計算される単純キャッシュフローは5億4,181万4,000円であるにもかかわらず、現金預金の残高が9,637万6,000円で平成24年度より5,213万4,000円減少していることと企業債純償還額5億3,242万5,000円を考慮すると、業務活動によるキャッシュフローと財務活動によるキャッシュフローはマイナスで、投資活動によるキャッシュフローだけがプラスであるという特質を示すもので、減価償却費7億2,248万8,000円の自己金融効果が業務活動に生かされていないことをあらわしています。建設改良については順調に推移するが、企業債の計画的な償還によりこの傾向はしばらく続くと考えられます。患者数の増加が図られている状況ではありますが、患者1人1日当たり赤字2,401円、1人当たり減価償却費を控除した患者1人1日当たり赤字は65円をいかに黒字に転換させるか、日ごろの経営会議で検討されていることは承知していますが、さらなる患者数の増加に努められることを希望いたします。

新公営企業会計基準が平成26年度より適用され、既に予算書が作成されていますが、借入資本金の1年基準に則した負債の部への計上、資本金への組み入れ禁止、退職給付引当金の計上、キャッシュフロー計算書等の正確の処理方をお願いするとともに、資本の部から負債の部への勘定科目の変更による資金不足比率の増加が適正範囲におさまるよう、節約はもとより効率的な運営による病院経営に努められ、医療技術の向上と市民の健康や病気予防に貢献する医療機関として発展することを期待いたします。

業務実績、収益的収支及び資本的収支の概要、経営状況等は、5ページ以降に記載しております。

7ページには企業債未償還残高の年度別状況を記載しておりますが、前年度と比較すると5億3,242万5,000円減の94億473万8,000円であります。

8ページの経営状況では、流動資産及び流動負債年度別状況、棚卸資産購入額及び繰越額年度別状況を記載しております。

2ページに戻りますが、次に下水道事業会計でございます。平成25年度における下水道の事業内容は、水質改善下水道事業で延長1,828メートルの合流式下水道改善污水管新設工事、公共

下水道事業で延長133メートルの管渠布設工事、個別排水処理施設事業で6基の合併処理浄化槽設置工事等を行い、建設改良費で2億2,545万4,000円となりました。事業収益の主なものは、営業収益の下水道使用料が7億5,838万2,000円で73.8パーセントです。雨水処理負担金2億4,864万4,000円等で、10億2,824万2,000円となっております。事業費用の主なものは、営業費用の減価償却費が4億7,231万円、これは47.6パーセント、流域下水道管理費の負担金1億3,679万5,000円、これは13.8パーセントです。営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費が2億5,974万円、これは26.2パーセント等で、9億9,122万6,000円となっております。損益収支では3,701万6,000円の純利益を生じ、公営企業会計に移行後連続して純利益を計上しています。

下水道会計は、下水道使用料と一般会計からの負担金、補助金等で運営されており、これらの増減が経営に大きな影響を及ぼすこととなります。経営分析でも企業債償還額対減価償却費比率は234.7パーセントで、内部留保資金による償還能力が低く、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しくなっています。当年度純利益、減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却及び不納欠損額による単純キャッシュフローは5億2,205万8,000円で、現金預金残高は2億185万9,000円であり、その差額は3億2,019万9,000円であります。一方、企業債の純償還高は、8億8,410万4,000円でありました。単純キャッシュフローの残高3億2,019万9,000円を充当しても、5億6,390万5,000円の償還金はどこから支出したのかというと、自己資本金の増加や業務活動、投資活動によるキャッシュフローからの捻出であります。しかし、業務活動によるキャッシュフローは潤沢であり、投資活動によるキャッシュフローもプラスを示していることから、計画的な建設改良と企業債償還に耐え得る体力を維持しています。新地方公営企業会計基準による借入資本の負債計上や組入資本金の禁止の適用が財務状況を悪化させることとなり、人口減少が下水道使用料の減収原因になりますが、資金不足比率の増加は抑える工夫はできると考えます。今後も収益の根幹である下水道使用量の収入率向上とより一層の経費節減と効率的な経営を進めていくとともに、合流下水道の改善と老朽化した管渠に対応するため、定期的な点検等調査を行い、維持修繕と長寿命化によるストックマネジメントの推進を期待するものであります。

業務実績、収益的収支及び資本的収支の概要等は15ページ以降に記載しており、17ページから18ページにかけての経営状況では流動資産及び流動負債年度別状況等を記載しておりますので、お目通し願います。

各会計の過年度未収金及び不納欠損状況は23ページに記載しておりますが、審査意見といたしまして、前年度と比べると過年度未収金は1,066万4,000円減少して8,360万7,000円、不納欠損額は66万8,000円減少の912万4,000円となっております。新たな未収金の発生を防ぐとともに、不納欠損額については徹底した情報収集と生活状況の的確な把握等、時効到来による不納欠損処分が極力生じないように、債権の回収については今後も毅然たる態度で臨み、法的措置を含め、実効性のある取り組みを進めるよう望むものであります。

なお、数字等の読み間違いがございましたら、配付させていただいております意見書のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上で平成25年度滝川市各会計決算審査報告及び滝川市公営企業会計決算審査報告を終わります。

○議 長 一括議題のうち議案第8号及び選任第1号は、説明、質疑、討論を省略して直ちに一括採決いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

議案第8号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第8号が可決されたことにより、一括議題のうち残りの認定第1号から第7号までの平成25年度滝川市各会計決算の認定については、それぞれ決算審査特別委員会に付託することと決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

決算審査特別委員会の開会等により、9月11日から9月23日までの13日間休会いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月23日までの13日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時44分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成26年第3回滝川市議会定例会（第15日目）

平成26年 9月24日（水）

午前10時00分 開 議

午後 3時00分 延 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告
日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告
日程第 4 一般質問

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八 重 子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久 美 子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	山 崎 猛 君
総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君	市 民 生 活 部 長	樋 郡 真 澄 君
市 民 生 活 部 次 長	石 川 雅 敏 君	市 民 生 活 部 次 長	田 中 嘉 樹 君
保 健 福 祉 部 長	佐々木 哲 君	保 健 福 祉 部 次 長	国 嶋 隆 雄 君
経 済 部 長	千 田 史 朗 君	農 政 部 長	中 川 啓 一 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君	建 設 部 次 長	高 瀬 慎 二 郎 君
教 育 部 長	館 敏 弘 君	教 育 部 指 導 参 事	小 野 裕 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君	監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君

市立病院事務部長 鈴木靖夫君
総務課長 中島純一君

市立病院事務部次長 田湯宏昌君
財政課長 高橋一美君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君
書記 平川泰之君

書記 和田英昭君
書記 村井理君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において関藤議員、山口議員を指名いたします。

◎発言の訂正について

- 議 長 ここで、監査委員から9月10日の本会議における発言について訂正したいとの申し出がございましたので、これを許可いたします。宮崎監査委員。

- 監査委員 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、訂正とおわびをさせていただきます。

9月10日に開催されました第3回市議会定例会において、平成25年度滝川市公営企業会計決算審査報告の説明内容に誤りがありましたので、訂正をさせていただきますとともに、おわびを申し上げます。

訂正箇所でございますが、審査意見書1ページから2ページにかけての第4、審査の結果及び意見の内容の訂正でございます。(1)、病院事業会計においては、単純キャッシュフローの計算で業務活動によるキャッシュフローにおいてプラスをマイナスと表現した点と投資活動によるキャッシュフローをマイナスであるのにプラスと表現した点に誤りがありました。(2)、下水道事業会計では、投資活動によるキャッシュフローをマイナスであるのにプラスと表現した点に誤りがありました。

以上のことから、第4、審査の結果及び意見につきましてはさきに配付させていただきましたとおり訂正をさせていただきます。

公営企業会計の基準が平成26年度より改定になり、キャッシュフロー計算書の作成が義務づけられました。正式には平成26年度決算からキャッシュフロー計算書が決算書類の一つとして提出を受けることとなりますが、監査事務局といたしましては平成25年度決算におけるキャッシュフロー計算書を独自に試算し、意見を述べさせていただいたところであります。キャッシュフロー計算書は、現金等がどのような形態で存在しているのかを業務活動、投資活動、財務活動の3つに分けてあらわすもので、現金等残高があることにより全てのキャッシュフローがマイナスになることはあり得ないことから、精査した結果、マイナスとプラスを取り違えたことが判明いたしました。

今後は、より慎重に審査を行い、意見を述べる所存でございます。このたびは議員の皆様、関係職員の皆様にも多大な迷惑と不信感を抱かせてしまいました。深くおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

- 議 長 監査委員の決算審査報告につきましては、ただいまの説明のとおりといたします。

◎日程第2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第2、第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 第1決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局副主幹朗読する。(記載省略)

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。渡邊龍之委員長。

○第1決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成25年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、3日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ90名の委員から317問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行いました。討論、採決を行った結果、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派等から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党の清水雅人です。私は、認定第1号 平成25年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを否とする立場で討論を行います。

なお、私は第2決算審査特別委員会に属しておりましたので、第1決算審査特別委員会に付託をされておりました本議案についてのみ討論を行います。

まず初めに、平成25年度予算執行及び決算に尽力をされた理事者、職員の皆様に、また決算審査意見書をまとめられた監査委員各位に、また第1決算審査特別委員会で精力的に審査をされた委員長以下委員の皆様に敬意を表するものです。

今回の決算については、多くの成果があり、評価をしています。しかし、以下の3点については問題と考えます。第1の問題点は、泉町地区土地区画整理事業に要する経費1,553万円です。自衛隊駐屯地西門前から300メートルほど南の西1丁目通りのセイコーマート前の交差点に抜ける370メートルの斜め市道と直線部分270メートルの新設事業の2年度目の決算です。6年間の総事業費は、25年度に具体化が進められ、事業規模が当初の3億3,000万円から4億6,000万円へとふえることが判明しました。しかも、一軒も建物が無い段階では北電柱やNTT柱も立たないことが予想され、街路灯のない立派な道路、暗い、人けのない道路、事業所も家屋も建

てられない可能性も明らかになりました。さらに問題なのは、第2決算審査特別委員会で前田市長は、財政が厳しく、公約としていた小中学校給食費の段階的無償化を先送りすると明言したのにもかかわらず、本事業の見直しを行わなかったことです。60年前からの都市計画にこれ以上固執することに市民の理解は得られません。

第2の問題点は、生活保護費通院移送費の不正支給の住民訴訟地裁判決で元職員2名の違法、重過失、損害賠償請求命令の判決が出た件で25年4月に市が控訴し、会計検査院、第三者委員会の報告などに反する主張を行い、田村前市長の免責など、明らかな公約違反を行ったことです。また、調査をして新証拠を出す考えはないなど、住民訴訟に対する姿勢は田村前市長と何も変わりありませんでした。

第3の問題点は、国民健康保険特別会計、公営住宅事業特別会計などで高過ぎる保険料や耐用年数を大きく上回る市営住宅の建てかえのおくれを放置していることは重大です。保険料と家賃収入に任せ、一般会計からの独自繰り入れをしない方針は問題です。来年度は介護保険料の改定があります。また、下水道事業会計も、資金繰りが厳しくなれば数年後に料金値上げが問題になる可能性もあります。一般会計と特別会計の一体性を機械的に否定する考え方を早期に改めることを求め、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を集結いたします。

これより認定第1号 平成25年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本件を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 第2決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局副主幹朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。荒木委員長。

○第2決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第7号までの6件につきましては、2日間にわたり委員会を開催し、延べ54名の委員から184問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査が行われました。討論、採決を行った結果、認定第2号については賛成多数、認定第3

号から認定第7号までの5件については全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派等から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議 長 朗読、補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第2決算審査特別委員長報告のうち、先に認定第2号 平成2……

(何事か言う声あり)

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時19分

○議 長 本会議を再開いたします。

ただいまの休憩中におきます採決のあり方についてでございますが、前回の定例会までと同様の形で採決をさせていただいて、その後改めて議会運営委員会の中で協議をさせていただくということで確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議 長 それでは、これより第2決算審査特別委員長報告のうち、先に認定第2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本件を第2決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第2号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、残りの認定第3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成25年度滝川市下水道事業会計決算の認定について、認定第7号 平成25年度滝川市病院事業会計決

算の認定についての5件を一括採決いたします。

本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第7号までの5件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第4 一般質問

○議長 長 日程第4、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一问一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 おはようございます。公明党の堀重雄でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

◎1、福祉政策

1、第6期高齢者保健福祉計画について

1点目、福祉政策ですが、第6期高齢者保健福祉計画について質問をいたします。国の包括ケアシステムが構築されまして、新たに各自治体にその旨が通告をされて、進んでいると思いますが、本市におきましても安心して住みなれた地域に住んでいけるようなこのシステムの課題が投げられていると思います。そういう中で、第1点目、明年より要支援1、2の方の訪問介護、通所介護が各市町村事業に移行するというふうになっていると思います。これについて本市の独自のサービスについて伺います。

○議長 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 お話のとおり、介護保険制度は来年度より大きく変わりますが、ご質問にありました要支援者の訪問介護、通所介護、デイサービスの移行については実施の猶予期間が設けられ、平成29年4月から全ての市町村で地域支援事業の中で行うことになっておりますが、滝川市では移行準備やサービス検討のため、29年4月からの実施になると考えております。この移行につきましても、今まで全国一律のサービス内容だった訪問介護、通所介護を今までの専門事業者によるサービスだけではなく、多様な主体が生活援助や交流の場の提供などの多様なサービスを提供し、利用者が自分に合ったサービスを選択できるようにするために行うものとされております。独自サービスということですが、滝川市としましても今後国の考え方に沿いまして、温泉教室などの既存事業や市内団体の現状の取り組みを踏まえながら、サービス開発も含め今後検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 よろしく願いをいたします。

次に、現状全国で150万人ほどの介護に携わっている人たちがいるそうですが、1925年には恐らく100万人ぐらい足りないのではないかと予想されております。本市におきましても介護人材の確保ということは喫緊の課題であると思っておりますが、これに対する政策なり課題を克服するための手法なりをお聞かせ願います。

○議長 堀議員、今答弁をいただきますが、先ほど多分2025年と言うところを1925年というふうに表示をしておりますので、後ほど訂正をお願いいたします。

○堀議員 訂正いたします。

2025年の介護人材に対してお尋ねをいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護人材の確保につきましては、今お話ありましたように団塊の世代が75歳以上になる2025年度に最大250万人の介護職員が必要と推計されております。また、景気の回復傾向による他産業への人材流出の懸念などから、国においては、人材不足分野等ですか、看護とか保育とか介護とか建設における人材確保育成対策推進会議や医療介護総合確保促進会議などが設置されるなど、その対策が検討されているところでございます。その対策の主なものとしましては、介護職員処遇改善加算の継続でございます。そして、介護求人充足支援強化プログラム、さらには消費税増収分を財源としました医療介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度の創設などが示されており、いずれも平成27年度の予算編成過程の中で検討するとされております。また、滝川市の第6期計画策定の一環としまして実施しました市内介護事業所アンケートにおいて、事業展開上の課題としまして3分の2の事業所がスタッフの不足を挙げており、市内介護事業所についても介護人材の確保が課題となっております。介護人材の確保は、市としてもこれら国の制度の変遷を踏まえながら、介護事業所と連携し、取り組んでいかなければならないことと考えておりますが、北海道、国全体の課題でもあり、国で検討されている対策の実現に向けて、北海道市長会要望など機会を捉えて積極的に要請し、市としてもできる限り取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 国の考え方、また補助のあり方等が大きく左右すると思うのですが、本市においても独自に何か、介護人材に対する処遇改善だとかそういうものについては独自でお金を出すとかはなかなか難しいのかと思います。しかし、なぜ不足しているかという要因の中には、やっぱり待遇面の問題が多いというふうに聞いております。給料が安いとか、夜勤があつてきついか、いろいろな要因があると思うのですが、そういう中で本当に高齢化社会を迎える我々にとっては、ボランティア精神というか、人のために役に立っていく仕事なのだというような意識啓発が非常に大切であろうと思います。これは、やはり教育にもかかわってくるのかなというふうに思っております。子

供たちが介護施設に訪問して、おじいちゃん、おばあちゃんの状態などを見て、ああ、かわいそうだなと思って、何か私もそういう仕事につきたいなとか、こういう意識啓発なども必要ではないかというふうに考えておりますけれども、急に振るわけではないですけれども、教育長あたりはどのようなお考えございますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ある程度想定はしておりましたので、お答えしたいというふうに思います。

現在各中学校でキャリア教育という形の中で、介護施設や、あるいは児童施設を含めた研修が行われております。また、高校生の中では、社会福祉協議会と生涯学習振興会が共催で行っておりますワークキャンプといったようなものについて今年度も滝川西高と、それから新十津川農業高校の生徒が参加をして、グループホームでの実習等も体験しております。そういうさまざまな活動を通じながら、教育の場でもそういう活動は子供たちの中に浸透していくものというふうに思っております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よろしく意識啓発のお願いを申し上げます。

次に参ります。3番目ですが、第6期計画における要介護者の住宅サービスについて伺いますが、今後在宅支援というのが非常に大事になってくるというふうに予想されます。そういう意味で、本市もここ数年間ずっと在宅の支援のサービスを拡充しておりますが、今後についてどのようなお考えなのかを伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどお話ししましたけれども、今回の介護保険の制度改正は2025年を目標に地域包括ケアシステムの実現を目指して行われるものですが、住みなれた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、特に自宅での生活を基本として、介護度がある方、要介護者のための専門的サービス、そして今回の改正で要支援や一般高齢者の介護予防や生活支援サービスを充実していくことを重視されていると感じております。まず、要介護者につきましては、現在訪問介護、それから通所介護など14種類の居宅介護サービスがあり、市内で全てのメニューを利用することができますが、訪問介護や通所介護など利用の多いメニューについてはその事業所の数も多くなってきております。また、地域密着サービスについては、現在8種類のサービスのうち、滝川市内では3種類のメニューが利用でき、認知症対応型共同生活介護、グループホームが7事業所、認知症対応型通所介護は1事業所、小規模多機能型居宅介護施設が2事業所あり、サービス提供しております。具体的検討はこれからになりますけれども、今後の利用者ニーズを踏まえながら、先ほどお話ししました地域包括ケアシステムの実現のため、充実すべきサービスについてはその確保に努めていかなければならないと考えております。

次に、もう一つの介護度の比較的軽い要支援者については、1番目の質問でも答弁しましたが、法律改正で訪問介護、通所介護が市町村事業に移行して、専門事業所のサービスだけでなく、NPOやボランティアなど多様な主体が生活援助などのサービスを提供する形が示されているほか、生活支援サービスが位置づけされ、配食や見守り、日常生活の支援に資するサービスを行うこととさ

れております。繰り返しますが、これらのサービスについては今後NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、老人クラブ等も含め、地域の組織、ボランティア団体などをメンバーとする協議会で議論し、多様な主体によるサービスを創出することとされております。こういった仕組みの中で、高齢者だけでなく、国の方針に則して在宅生活を支える取り組みをしっかりと検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 よろしくお願ひします。

次に、認知症高齢者の増加に対応するための成年後見制度の取り組みがスタートされました。9月からスタートいたします。2025年度に向けて、なお必要とされるのではないかというふうに思います。そういう意味では、今回スタートする60人体制から今後どのような数が必要なのか、この認識をお伺ひいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問のとおり、成年後見制度、判断能力が十分でない方が安心して暮らしていけるよう、地域の身近な立場で支援を行う市民後見人の養成講座を今月28日から7回ぐらいにわたります。新十津川町、妹背牛町との共催により開催いたします。あくまでも市民後見人を養成するための講座でございます。この講座、単に市民後見人を養成するだけではなく、認知症高齢者や障がい者のことを理解し、地域のため、家族のため、自分のために受講していただきたいと考えております。今60名募集で58名の参加申し込みがありました。そして、今後の市民後見人の養成人数であります。北海道では市民後見人の先進地である大阪市が認知症高齢者1,000人に対して市民後見人を9人養成していることを参考に、養成目標値を1,200人と定めておりますが、単純に北海道の算定方式を滝川市に置きかえますと、現時点では12人、今後高齢者が伸びると勘案すると2025年には、あくまでも推計ですけれども、約15人ぐらいが考えられます。相当数の市民後見人が必要であると判断しております。今後の取り組みにつきましては、まずは今年度の市民後見人養成講座修了生に対して来年度フォローアップ研修の実施を予定しており、また市民後見人の相談、育成を行うため、成年後見実施機関を整備することから、その設置に向け、北海道や成年後見業務にかかわる関係機関と十分に連携を図りながら体制づくりをしていきたいと考えております。ということで、当面は養成講座よりも、まず今回の養成講座を受けて次のステップに向けて努めていくという形になります。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 実は58名中の1人に私も申し込んでおりますけれども、これは現時点でもある施設では後見人がいなければ施設入所していないというところもあるそうであります。身近な市町村にありますけれども、施設のほうでも財産管理だとかいろんな面で問題があるので、こういう制度を適用した人たちがいないと困るというような面もあるように思います。12人、15人と大阪のケースから割り出していますけれども、実際はもっと必要になってくるのではないかなというふうに思

います。そういう意味では、今回58名の方が受講されましていきますけれども、受けた人も当然年をとっていくわけですから、なかなかそういうことは難しいかと考えられます。計画的なスパンを持って、こういう意識向上のためにも後見人制度についての受講は継続してやっていただきたいなというふうに要望をしておきます。

次に、元気な高齢者に対してですが、介護予防につながるための諸施策が必要だというふうに考えております。他の自治体でも、高齢者の方々に施設にお話し相手をお願いをしたり、また清掃等のサービスなどのお手伝いをしたりとか、こういう業務に対して各自治体が何か独自のポイント制度を用いて、ボランティアに参加してくれている元気な高齢者にサービスを提供しているという事例もあります。本市においても、こういう観点からはどのような見解でいるのかを伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 国は、7月に提示されました介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン案の中で、介護予防の手法として機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、高齢者が地域の中で生きがい、役割を持って生活できるような居場所と出番をつくっていくことも重要であると示しております。地域包括ケアシステムを構成するサービスの一つ、生活支援サービスについては、行政がNPOやボランティアなどできるだけ多様な主体の参画を得て進めていくこととされておりますが、高齢者の生きがいや介護予防にもつながるように、高齢者自身もその担い手として参加していく形で取り組むことが求められております。介護予防の観点から、このような国の方針も踏まえ、堀議員さんが言われるように参加を促す仕掛けも含め、より効果があるものなど検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よろしく願いいたします。

◎2、市民生活

1、AEDの普及啓発について

次に、市民生活ですが、AEDの普及啓発について伺います。本市の設置状況及び使用方法を学ぶ講習についてはどのように行われているのかを伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

滝川地区広域消防事務組合の資料をもとに、また各関係団体のインターネット情報により設置状況を調査したところ、滝川市内で民間含めて87カ所にAEDが設置されている状況にあります。設置場所は、医療機関を初め、教育機関、公共施設、そして民間施設などとなっております。使用方法を学ぶ救命講習についてでございますが、滝川地区広域消防事務組合で定期的に行っているほか、学校や団体、企業などの招きで救命講習を行っておりまして、平成25年は64件、1,596名、平成26年は8月末現在で40件、1,152名が受講している状況でございます。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 滝川のホームページでAEDを検索しますと消防協会で行っているのが出ておりますけれども、民間でやられたり学校でやられたりという講習について、これはどういう専門家の方々が来て一緒に指導していただけるのかを伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 民間でという部分でございますが、民間を受講の場としてやっているということで消防のほうで行っているものの一覧を私のほうで資料としていただきまして、その内容が先ほどの答弁となっております。ですから、民間主体で民間が民間に対してという部分については数として入ってございませんので、ご理解いただければと思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 新聞紙上では、AEDは非常に普及されていると、しかし現実に使える方は全然ふえていないというような報告がありました。それでお尋ねをしているわけですが、せっかくあってもなぜ使わないかといったら、知らないから、また恐ろしいからというのが多いようです。せっかくそこに機材があっても使用できなければ、助かる命も助からないと。そういう意味では、多くの方々がこのAEDを使用できるような教育環境になればならないのではないかというふうに思います。ぜひそういう啓発を行政にお願いして、AEDを本当に軽く使ってもらえるような啓発をお願いしたいと思います。

次に、設置以降の実際に使っていただいた、また人を助けていただいたという状況をお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

実際の使用状況でございますが、滝川地区広域消防事務組合で把握しているAEDの活用事例でございますが、平成25年に1件、平成26年に1件、いずれも市内の介護施設でAEDの使用を確認しております。助かった状況というお話もございましたが、残念ながら2件とも死亡されたということでお聞きしております。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 わかりました。

◎3、防災政策

1、大雨災害について

次に参ります。防災対策ですが、大雨災害についてお伺いをいたします。全国各地で、温暖化のせい非常に集中豪雨が多発しております。滝川市は50ミリ程度のことについてはホームページ等で掲載されておりますが、全国で降っているような1時間に100ミリぐらいの集中豪雨があったときにどんなような災害が予想されるのかをお伺いいたします。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 滝川市で過去に経験した1時間当たりの最大雨量は、平成22年8月24日午前2時ごろに記録をいたしました1時間54ミリという記録があります。近年地球温暖化や偏西風の蛇行等により、各地で過去に経験のない記録的大雨が観測されております。滝川市におきましても、平成25年8月19日午前1時ごろ、10分間に13.5ミリという短時間に非常に激しい降雨を観測しました。これは、1時間雨量に換算しますと81ミリという今までに経験したことの無い猛烈な雨でございました。先月広島市で起きました積乱雲が次々に発生するバックビルディング現象による豪雨は、日本のどこで起きてもおかしくないという専門家の見解が報道されておりました。滝川市内においても、1時間に100ミリを超えるような猛烈な雨の可能性はゼロではないというふうを考えております。滝川市の下水道計画では、1時間当たり35.5ミリという降雨強度をもとに施設の計画をしており、仮に1時間に100ミリの雨が降ったとしますと、道路の路面排水が追いつかなくなり、車の走行に支障が生じ、傾斜地の表面に排水できない大量の雨水が流れ、のり面が崩壊する災害などが予想されます。さらに、アンダーパスや建物の地下も水没するおそれが大きく、それによる人的被害の発生や経済活動に重大な支障を生ずることが予想されますが、1時間100ミリの降雨をもとにコンピュータ上で浸水想定区域や水没深をシミュレーションする雨水流出解析をしないと正確な被害の想定はできないのが現状であります。大雨対策としましては、札幌管区気象台予報課とのホットラインの活用、高解像度降水ナウキャスト並びに国土交通省のXバンドMPレーダーなどリアルタイムな降雨情報の収集、それと現地の監視活動が重要でありますし、国土交通省や北海道、滝川地区広域消防事務組合など防災関係機関との連携とともに、被害のおそれが想定される場合には早目の交通規制及び避難対策を講ずるなど、豪雨時の警戒態勢の強化に努めてまいります。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 これは、いつ降るかわからないという未確定な不確定な要因だろうと思えますけれども、現状でもそうやって推定されるわけですから、今後防災対策は当然インフラ整備の中で年々やっつけていかれると思えますけれども、100ミリぐらいを想定したまちづくりされたほうがよろしいのではないのでしょうか、市長、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの堀議員のご質問でございますけれども、降雨に対して35ミリという管しか入っていないのは弱いのではないかというお考えがあらうかと思えます。確かにこれからのことを考えますと、それらに対して管を大きくするとか、そのようなことを検討しなければいけないと思えます。ただ、全国的に35がほとんどでございますので、全国的にそれをかえていくということは、自治体独自ではなかなか難しいものがございますので、国のほうに要望していくなりのことを考えていかなければいけないと思っておりますし、例えば石狩川の築堤についても今現在の雨量という換算ではなくて、さらなる雨量を計算して築堤を進めていただきたいというお願いももう始めておりますので、そのような形で、自治体独自では難しい部分はやはり国や道に要望してまいりますし、どこかできる部分がありましたらそれらを検討してまいりたいと思っております。市民の皆さんに少しでも安心を与えるような政策に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思

います。

○堀 議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

渡邊龍之議員の発言を許します。渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問したいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、滝川市の経済動向の把握について

2、地方再生施策について

3、平成26年度の主要施策事業について

まず、1件目、市長の基本姿勢、滝川市の経済動向の把握についてお伺いしたいと思います。ここで3点ほど要旨を述べていますが、これ一括でよろしいでしょうか。

○議 長 はい。

○渡邊議員 済みません。消費税が4月より8パーセントになった。そういう中、いろんな報道では、個人消費の低迷、消費者が財布のひもを締めているとか、またいろんな数値が出されております。そういう中で、市民の購買力、また商店街の販売力、市内企業の反応や北海道経済産業局、または銀行、その他リサーチ会社等の経済指数などについて市としてはどのように捉えているのか、1点目です。

2点目というか、市内企業のベースアップのことを伺いますが、勤労者のベースアップがどうしても今の物価上昇についていけないと、逆に実質賃金が下がっている現状、またパート従業員の1時間当たりの最賃が北海道では734円となっています。そういう働く環境の中で、滝川市のパート従業員の平均賃金についてお伺いいたします。

○議 長 渡邊龍之議員の質問に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 渡邊議員の3つのご質問に順次ご答弁させていただきたいと思います。

1つ目ですけれども、消費税増税に伴う市内の経済状況については、特別な調査は行っておりませんが、総務省統計局の家計調査によりますと、消費税増税後の4月から6月までの道内の平均消費支出は一月当たり27万5,648円で、前年度比11.2パーセント増となっております。滝川市内について商店主に伺ったところ、業種による違いはございますけれども、前年より若干下回っているものの、一定程度回復傾向にあると伺っております。消費税増税後の影響は回復してきたものとは考えてございますけれども、大都市に見られるような景気回復にはまだ至っていないというふうに考えてございます。

次に、市内企業等におけるベースアップの状況でございますけれども、消費税増税前のことし3月に北門信用金庫さんが実施した消費税引き上げの影響と賃金、価格改定の動向調査では、中空知管内の企業148社中42社、全体の28.4パーセントがことしの春から賃金を引き上げたという結果が出てございます。本市においては、2年に1度、市内の事業者を対象に労働事情実態調査

を実施してございますけれども、ことしの10月末を回答期限とし、現在も調査中ではありますが、ことしは504の事業所に調査を依頼し、現時点では112件の回答を得てございます。その調査ではベースアップの調査事項はございませんけれども、正規従業員の平均給与として調査をしてございます。回答事業所の数や業種などに違いもあることから、単純な比較でベースアップの有無を判断することはできませんけれども、全業種、全職種を合わせた平均給与は2年前の調査が20万7,000円で、ことしの調査では現時点では21万8,000円という結果になってございます。また、3つ目のご質問のパート従業員の平均賃金については、ハローワーク滝川による昨年6月の管内パート従業員の平均求人賃金は785円であったのに対し、ことし6月は799円と15円上がっており、北海道最低賃金の734円を65円上回っていることから、最低賃金以上は支給されているものと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 動向の調査はなし、しかれどベースアップ、またパートさんの賃金等の部分についてはある程度数値を把握していると、そういうことですが、市内企業等については滝川市の会議所等はいろんな調査を行っているのではないかと思いますけれども、市民生活に対する実態の把握というのは必要ではないかなと思うところなのです。個人の消費が伸びない限り、次への拡大にはつながらないのかなと思うところなのです。そういう意味で、現状の調査を2年に1度やられているようですが、分掌事務を見ると経済部となりますけれども、産業情報の収集というのは産業振興課で行われているようですが、そういう各種調査という部分で経済部の分掌事項の中に入っていないというのはいかななものかなと思うのですが、この点1点お伺いしたいと思います。その調査を行うような、市民生活も含めた形で。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今のご質問ですけれども、市民生活の実態調査をしろというご質問でしょうか。

(何事か言う声あり)

○経済部長 私どもは、今いろいろ実態調査をやってございます。ほかにも企画でいろいろな統計調査もやってございますけれども、できる限り私どもも把握するようには努力はしますけれども、全ての調査が完璧にできるわけではございませんので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 そういう調査というのは恐らく企画のほうになるかなと思いますけれども、それは要望というふうな形にしたいと思いますけれども、次、基本姿勢の2番目の地方再生施策について。地方再生に向けての国の政策が講じられる予定になっております。がんばる地域というキーワードが対象になりそうですが、新年度に向けての対応としてがんばる地域に当てはまるような新たな施策は考えているのか。また、既存の総合計画等に予定している事業を拡大していく考えなのかについてお伺いします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、総合計画におきましては少子高齢化による将来の人口減少を見据えた基本目標を設定しております。産業の育成、地域資源を活用した交流人口の増加など、人口減少を少しでも食い止め、活力を創出するとともに、公共施設マネジメント計画の推進や滝川市こどもプランに基づく子育て支援、高齢者保健福祉計画に基づく高齢者の見守り対策など、安心して暮らせる環境づくりにも力を入れてまいりました。現在国のまち・ひと・しごと創生本部では、地方創生に向けて地域の個性を尊重し、全国どこでも同じ枠にはめるような手法はとらないことにしており、滝川市においても総合計画の推進を基本としつつ、人口減少対策に寄与する取り組みを継続的に進める必要があると認識しております。例えば人口減少の進行を緩和する子供を産み育てやすい環境づくりや人口流出を抑制する社会減対策は引き続き努力が必要な部分と考えており、今後も雇用拡大や生活利便性の向上など、知恵を絞って個性ある地域づくりに向けて努力してまいりたいと考えております。さらには、広域連携が不可欠と考えており、現在ビジョン策定を進めております定住自立圏構想による連携などを通じて、人口減少対策に資する子育て支援施策や福祉施策、新たな産業や雇用の創出など、国や道とも十分に連携をとりながら、圏域全体で生活機能を確保し、中空知が全国のモデルと言われるような地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 地方再生政策そのものというのは、アベノミクスが地方まで景気が行き届いていないという認識で、このように新しい大臣をつくり、そういうふうな反映を図ろうとしています。そういう中で、今ほど市長が答弁あった施策をぜひ実行できるようにやっていただきたいなと思います。

次、同じく市長の基本姿勢の3番目、本年度の主要施策事業についてお伺いしたいと思います。まず、1点目、第三セクター等の経営健全化について、滝川振興公社の経営改善に向けて個別事業の見直しや経費節減などによる経営改善を促進するために、具体的にどのような支援を行っているのかお伺いたします。

○議長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

渡邊議員ご存じのとおり、振興公社は市民生活の向上のため、行政の補完的な役割を担い、滝川市の要請に基づき多種多様な事業に取り組み、その役割を果たしてまいりました。しかし、事業によっては当初もくろんだ業績を上げることができなかったこともあり、現状としては市の貸付金に依存しなければならない事業運営を今行っているところでございます。このような状況の中、平成20年に振興公社と滝川市は、滝川市振興公社経営改善計画、市としては振興公社の自立化支援計画を策定し、経営の改善、経営の健全化に取り組んできたところでございます。計画の一部には執行できていないものもございますけれども、現状としてすぐにでも支援可能な取り組みとしては、西町、緑町学生会館にかかわる入居率向上に向けた貸し室の修繕工事や、また教育委員会、国際交流協会からはALTやモンゴル農業研修員などの紹介、またゴルフ場の利用についてはコンペの紹介や営業活動を応援する取り組みなど、振興公社の経営改善が少しでも進められるよう、引き続き

必要な支援を行いたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 今経済部長が答弁あったとおり、経営改善策をしっかりと実行していただきたいと思っています。

次に、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度における事業の内容と取り組みについて、具体的な指針、または制度上の課題をどのように捉えているのかお伺いいたします。私の知る範囲では、この事業の推進にはたしか消費税10パーセントが条件になっていたと思いますが、この引き上げが見送られた場合にはどのような対処をしていくのか、あわせてお考えをお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度開始に向け、滝川市では、以前にもお話ししましたが、昨年より滝川市子ども・子育て会議を立ち上げ、これまでに未就学児、小学生をお持ちの家庭を対象に行ったニーズ調査の結果報告や各種事業に関する利用の見込み、幼稚園教育や保育に係る提供区域の設定、あるいは各種基準の制定に関するご意見をいただいたところがあります。この中で、平成27年度以降におきまして幼稚園2園や保育所6カ所、現在同様就学前のお子さんをお預かりすることとなりますが、保育所の利用に際しましては現在の標準時間保育のほか短時間保育という新たな区分ができるなど、親の仕事の都合により保育時間の変更をすることなど一部変更が生じる見込みとなっております。このことによって、保育所利用に不都合が生じることはありません。新制度導入に当たりましては、滝川市においてはニーズ調査の結果、今までの検討を含めましても大きな変化はないものと考えます。今後の予定につきましては、子ども・子育て会議に計画の骨子を示しながら、ご質問にあります滝川市独自の、基本プラス滝川市独自の事業の計画への盛り込みについて検討するとともに、各種基準の制定に係るパブリックコメントの実施を経て、制定する必要がある条例案につきましては第4回定例会で提案させていただきたいと考えております。

また、消費税の引き上げが見送られた場合についてですが、森前内閣府特命担当大臣の記者会見におきましては、消費税の引き上げにかかわらず、平成27年4月の施行に向け取り組むとの発言がありましたので、消費税の引き上げいかんにかかわらず新制度は開始するものと想定し、準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 子ども・子育て制度なのですけれども、全ての子供たちが笑顔で成長するために、全ての家庭で安心して子育てができ、また育てる喜びを感じられるというふうな趣旨かなと思っております。ただいま保健福祉部長が独自の事業を4定に提案したいという答弁ありました。これは、今少子化等の部分では大変大きな期待する提案をしているところです。前田市長、この制度そのものを大きく、さらに強く推進するお考えがもしあれば、お示し願いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、先ほど人口減少社会に対応するというところで地域創生の中でもお答えしたところにつながると思います。そのような形で子育て支援を充実するというのは住みやすいまちづくりにつながることになりますので、それらの新しい施策、滝川独自というのをしっかりと考えていきたいと思っております。何せ予算が伴うものですので、そこも慎重に判断しながら新しいものをどんどん取り入れることができればと、そのように考えていきたいと思っておりますので、何とぞご指導をよろしくお願いします。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 3点目、学校給食の公会計の準備についてお伺いしたいと思います。本年度の予算では公会計に要する経費101万円計上しておりました。私的な考えで恐縮ですが、恐らく給食会計のデータベース化に要するものかなと考えているところです。そういう中で、組織、人員、システム等の確立に向けてはどのように進めているのか、現状と進捗についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 給食公会計は、来年4月の実施に向けて今給食費徴収管理システムの導入と構築、給食費を徴収するための必要な条例などの整備、これまで学校給食連合会で行ってきました食材発注、支払い業務の市への円滑な引き継ぎ、移行など準備を進めているところでございます。これに関する26年度予算101万円の内容につきましては、徴収管理システムのリース料88万円、印刷製本費として13万円を計上しているところでございます。システムの導入に当たりましては、ことし7月に公募型プロポーザル方式によりまして募集を行ったところでございます。8月上旬に応募されました3事業者からの企画提案を受け、審査により優先交渉事業者として選定した1社と今システム仕様の詳細な設計作業を進めているところでございます。今後システム仕様や納入金額の確定後に入札によりリース業者を選定します。各種情報の入力作業、運用テストなどを計画的に進めて、万全な体制で臨みたいというふうに考えてございます。組織体制につきましては、新たに給食費の算定業務、徴収業務、食材発注業務を教育委員会で行うということですから、予想される業務量を分析しまして、業務運営に必要な人員配置、組織体制をしっかりと整備して進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 この公会計については、以前にも私が質問したことがございます。ぜひ公会計体制をきちんと整理して進めていただきたいと思っております。

続いて、4番目のオリンピック、パラリンピック合宿誘致の進捗状況、具体的な取り組み内容についてお伺いたします。2020年、早いか遅いか、とる部分はあろうかと思っておりますけれども、早々の対策が必要ではないのかなと。そういう取り組みを絞り込んで、どういう種目を対象にしていく。オリンピック委員会とかいろんな関係とかあると思いますが、そういう組織とか調整組織、人員、また受け入れ態勢を含めて現時点でどのような進め方になっているのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長 教育部次長。

○教育部次長 答弁させていただきます。

オリンピック、パラリンピック合宿誘致推進室を設置しまして、国や道の関係所管への訪問や合宿誘致にかかわる研修会への出席など、合宿誘致に関する情報収集に取り組んでいるところであります。既存体育施設の中で誘致可能性のある競技種目としては、オリンピック競技種目ではバレーボール、ハンドボール、卓球、フィッシング、バドミントン、テコンドー、柔道、レスリング、パラリンピック種目ではボッチャ、ゴールボール、シッティングバレーボール、車椅子フィッシング、ウィルチェアラグビー、柔道、卓球、そして2016年リオデジャネイロオリンピックより新設されるカヌー競技で200メートルの直線を争うスプリントの部が考えられます。受け入れ態勢の課題としましては、既存体育施設の中ではパラリンピック選手が利用する上でバリアフリー対応や身障者トイレの整備、市内宿泊施設では体育施設と同様にバリアフリーへの対応、施設内の外国語表記の整備、英語対応可能なスタッフの養成が必要とされているところです。今後の誘致活動につきましましては、国際レベルで活躍している選手の受け入れの可能性を探るとともに、オリンピック、パラリンピックの出場を目標にしている選手のほか、国際交流の優位性を生かし、滝川市とつながりのある国の選手の受け入れについて可能性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ただいま次長の答弁聞いて、果たしていいのかなという、若干不安を覚えるところなのです。というのは、もう既に全道各地がいろんな種目も決定した中で名乗りを上げています。そういう中で、今から調査、情報収集する。ちょっと遅きという感じがします。市長がここに着眼したというのは、市全体のことを考えている。パラリンピックならパラリンピック、今言った4種目ぐらいあります。あれは、既存の施設でも十分対応可能かなと個人的に思っているところです。であれば、こういう部分を早急に動かすような体制というものもつくり上げて推進すべきと考えるのですが、市長、どのようにお考えになりますか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの渡邊議員のご質問でございますけれども、オリンピック・パラリンピック推進室というのをつくらせていただきました。国のほうにもオリパラ推進室というのができております。私も国のオリパラ室の平田さんにお会いしに行きました。全国の自治体の長では私が初めて来たそうであります。そういう意味では、おくれているとは思っておりません。ただ、施設としてはいろいろと十分ではない施設が滝川市としてはたくさんあるわけがございます。ほかのまちにはすぐれた施設を持っているまちがたくさんございまして、そういうところが新聞、マスコミ等では取り上げられている部分があるかと思えます。先般も道南のほうのある大きなまちでオリパラの会合があった際には、宿泊者が2万人の規模だとか、いろいろなお話をされたそうですが、オリパラの室長としてはそれは関係ありませんと、料理がおいしいとかは関係ありませんというお話もされたということでございまして、そのオリンピック、パラリンピックの選手はどのような方々がいて、どのような国から来ると、そのようなこともしっかりと見据えた中でやっていただきたいとい

う国の話もございますし、施設についてはいろいろとお手伝いをしていただけないと、独自で考えていただきたい。そしてまた、その誘致活動も例えば各国大使館に独自に行くなり、その国に直接行くなりして要請をしていただきたいというお話もいただきました。そういう意味では、私どもの滝川市というまちは国際交流をかなり積極的に進めてきたことともありますので、そのアドバンテージと申しますか、それを活用しながら、どこかの大使館に直接行くなどの活動をすべきというふうに今考えておまして、近々そのようなことも考えていきたいと思っています。そういう意味では、リオデジャネイロのオリンピックにおいては合宿として滝川市の名前も当然手を挙げて出すことにもなっておりますし、各大使館なり、さまざまな連携させていただけるような団体に対しての働きかけも少しずつですが、もう始めております。ですから、私としては今現在ではほかのどこのまちにもおくれではないですし、これから自分たちのまちの優位性、特性を生かした誘致活動を進めていきたいと思っております。そしてまた、選手の誘致のみならず、オリンピックが終了した後の観光客の誘致というのも視点の一つとして考えるべきだと思っておりますので、そこも含めて考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ただいま市長の答弁あったとおりでと思います。日韓ワールドカップをやったときに、日本の各地がこぞって誘致をしました。その中でも特異なのは、小さな村がアフリカの国を招致した。それは、やはり村とつながりがあったという関係でそういうふうに成功している例もありますので、そういう事例等も調べて取り組みをお願いしたいなと思うところです。

◎2、市民生活行政

1、北海道電力（株）の電気料金再値上げについて

続きまして、2件目、市民生活行政、北海道電力株式会社の電気料金再値上げについてお伺いしたいと思います。大変大きな関心事かなと思います。そういう中、一般家庭、公共施設及び市内企業等に及ぼす影響をどのように把握されているのかについてお伺いたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、お答えさせていただきます。

北海道電力が7月の31日に申請を行った電気料金の値上げについては、規制部門、個人の部門が17.03パーセント、自由化部門、法人の方が22.61パーセントの値上げ率と報道されており、昨年の値上げ率の約2倍ということになります。これは現行料金からの値上げ率になりますので、例えば昨年の春ごろと比較しますと規制部門で26.08パーセント、自由化部門で36.10パーセントの値上げ申請となっております。昨年一般家庭や市内企業で省エネに取り組んで値上げの影響を緩和させた後ということもあり、このような大きな支出増となれば、市民生活においても企業経営においてもこれ以上の節減は難しいとの声をお聞きしますし、市としましても非常に厳しい状況であると捉えているところでございます。また、公共施設に及ぼす一般会計への影響額ということでお答えさせていただきますが、年間5,000万円程度になる見込みと捉えておりま

す。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 少なからず市の財政に及ぼす影響はあろうかなと思います。そういう中、2番目になります。電気料金の再値上げに伴い、低所得者、また子育て世代に対する支援等の考えがおりかどうかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 本年1月から3月にかけて、滝川市では冬の生活支援券交付事業を実施いたしました。寒冷地特有の生活経費の増加、消費税率の引き上げ等の現状から見まして、緊急、臨時的な対応として実施させていただいております。このたび北海道電力が申請されました電気料金の再値上げに伴う滝川市独自の支援策については、現在のところ具体的な支援の考えはございません。今後国、北海道の動向を注視してまいりたいと考えてはおりますが、地方自治体単独で対応するには難しい問題だと判断しております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 現時点ではないということで、新聞等によると円安ドル高と今なっています。そういう中で、当然原油、石油等の価格が上昇していくというのが懸念されているところで、仮の話はしないかもわかりませんが、そういう部分、電気料も上がる、円安の影響もあるという中では何かお考えという部分は現時点であるかどうかをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 先ほどお話しいたしました冬の生活支援券、あの事業につきましても北海道の補助事業を活用いたしまして、補助金額については70万円でございます。本年度の滝川市の支出については1,000万円強、またその他原油価格の高騰等も見込まれてはおります。さらに、電気料金の値上げという事態にもなっておりますが、大変申しわけないのですが、現在のところそれについて滝川市が単独にその経費等について支援するという具体的な考えについては持ち合わせておりません。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 これ以上言ってもしようがないかなと思うので、3番目、一般家庭や公共施設等においては既にいろんな節電、LEDの使用等を行っております。そういう中、今後新たな節電というか、そういうものの方策というのはどのように考えているのかお伺いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

これまでも市では経常経費削減の一環として水道、光熱水費の削減に取り組んでおりまして、電気使用料についても、市庁舎を初め各施設で来客や利用者への対応に支障が生じないことを原則としつつ、現在も考えられるさまざまな節電対策を継続的に取り組んでいる状況です。主な取り組みとしては、庁舎を例にとりますと、自然光の採光を優先し、窓際照明の消灯や執務室の間引き点灯

や、また点灯する照明を必要最小限としたり、昼休みのときや不要な照明の消灯、日差しを遮るためのブラインド等の活用、施設内見回りの際に節電に関する点検、備えつけの電化製品における照度の設定等の見直し、退勤時にはパソコン、プリンターの電源を切り、コンセントを抜く、近隣階への階段の利用など、できる限り節電の努力はしている現状であります。ご質問にあるとおり、昨年の電気料金の値上げに続く再値上げによる財政面の影響を最小限とするために、新たな節電の取り組みを模索しているところではあります。各施設においてこれ以上の節電も限界に近いということも事実でございます。今後の対策としては、個別施設ごとの対策ではなく、市の所有する複数の施設においてさらなる省エネに向けた取り組みを進められるよう、先進事例等を勉強し、職員一人一人がさらに意識を持って節電の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 それでは、4点目です。北海道電力の自治体に対する説明がなされております。そこで、滝川市として北電に対してどのような意見を述べられたのかお伺いします。

また、過日自治体として苫小牧市が見直しを求める要請書、この通告を出す前ではたしか苫小牧しかなかったですが、その後数市町が要請書を提出しているという報道があります。そこで、滝川市として、この市民生活に対する影響を鑑み、北電に対する要請書等の提出をする考えはあるのかどうかお伺いします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、お答えいたします。

先月の8月22日、北海道電力滝川テクニカルセンターにおきまして電気料金の値上げ申請に関する説明会が開催されました。これは、一般市民対象のお客様説明会とは別の日程でございまして、市町村や道の事務所等の官公庁のほか、商工会議所、商工会、消費者団体等を対象として開催されたもので、本市からは総務部から1名、市民生活部から1名が参加したところでございます。説明会におきましては、滝川消費者協会及び滝川商工会議所のそれぞれの参加者から質疑があり、この質疑により市内の消費者や企業等の立場からの考え方が伝わったこともありましたことから、滝川市としては特段質疑、意見等は申し上げなかったと報告を受けております。

また、北海道電力への要請書等を提出する考えはないかのご質問でございますが、新聞でも報道されておりますとおり、このたびの値上げ申請を受けて経済産業省の電気料金審査専門小委員会において審議が行われており、8月22日に行われた委員会においては高橋知事みずからが北海道電力及び国に対してさらなる経営努力を求めたと伝えられております。こういった状況を受けて、北海道市長会から北海道電力に対して、聖域なきコスト見直しによる経営の合理化、効率化を図ること、仮に値上げが実施されたとした場合における値上げ幅の圧縮、実施時期の延期など緩和策を講ずること、冬の電力需要ピーク時において安定供給に万全を期すること、市民や事業者に丁寧に関わりやすい説明を十分に行うこと、この4点を全道各地の総意として本日申し入れを行うとお聞きしているところであり、市といたしましては独自に要請を行うことは考えておりませんので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ただいま市民生活部長から答弁ありました。そこで、この10月にも値上げに対する国のほうの判断が出されると思います。一自治体の問題ではなくて、知事もというふうに答弁ありましたが、全道的な視点に立っても、一自治体のリーダーであればそのような色を出してもいいのかなと思うのですけれども、何でもかんでも反対せとは言いません。現状をよく検討された中で、市長として市民生活をこういうふうにするためにこういうふうにしたいのだというお考えがもしあれば、お聞きしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 先ほど部長からもお答えをさせていただきましたとおり、中でお答えしておりますけれども、全道市長会を通じて今申し入れをさせていただいているところでございますし、知事も意見を陳述される等、道全体、全ての自治体がそのような要請をしているというふうに私は認識しております。今後、この問題は非常に大きな問題というのは十分認識を持っております。しかしながら、この後の小委員会等の動き、そしてまた値上げ幅がどうなっていくか、いろいろあると思っておりますけれども、その状況をもう少し推移を見守りながら検討させていただきたいと思っております。現在のところ市独自で要請を行う考えは持っておりません。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

◎3、教育行政

1、社会教育委員会議について

○渡邊議員 それでは、3件目、教育行政、社会教育委員会議についてお伺いいたします。1点目、社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案に助言し、教育委員会の諮問に応じて意見を述べ、これらを行うに当たり必要な調査研究を行うとあります。これらのことを具体的にどのように進めていくのかについてお伺いいたします。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 答弁させていただきます。

社会教育に係る施設や施策に対して意見を述べていただくため、平成12年に設置された社会教育審議会から、今年度新たに、単に意見を述べるにとどまらず、社会教育に関する計画を立案するなど、より積極的な活動を進めていただくため、社会教育委員会議を設置し、10人の社会教育委員を5月1日に委嘱させていただきました。社会教育法に基づいた社会教育委員会議の設置は、教育委員会とともに地域の社会教育に関する計画をつくり、社会教育を通じたまちづくり、人づくりを実現する役割を担っております。委嘱させていただいた社会教育委員の年齢構成は20代から70代と幅広く、またPTA役員や青少年育成会、青年会議所やJA青年部、学校での読み聞かせ活動や親子劇場の運営など、社会教育の各分野において積極的に活動をなさっている方々です。社会教育委員会議では、これからの社会教育に求められていること、社会教育を通じて解決できることを探り、委員の皆さんに平成29年度から実施を予定しております社会教育推進計画を

立案していただく予定であります。さらに、各委員につきましては、社会教育委員会議にて決まった方針や取り組みなどを日ごろの活動の中で実践していただく推進役としての活躍も期待しているところでもあります。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 社会教育審議会から社会教育委員会議になったというのは、平成29年に第2期教育推進計画を策定するという問題があるということだと思います。そこで、2番目になりますけれども、教育委員会議の活性化に向けてどのように取り組んでいくのかについてお伺いいたします。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 社会教育委員会議の活性化には、経験に裏づけされた委員の皆さんの意見や提言が計画や事業にしっかりと反映されることが必要です。また、委員の皆さんが市内の社会教育活動の様子や他のまちの社会教育の状況について情報を得ていることが大事であると認識しております。社会教育委員会議を活発なものとするために、福寿大学や少年の主張滝川大会など社会教育事業などに出席していただき、市内の社会教育活動を知っていただくことはもちろんのこと、市内で活動する社会教育団体や他のまちの社会教育委員などとの意見交換の場を持つなど、幅広い視点で滝川市の社会教育のあり方について考えていただく機会をつくってまいりたいと思っております。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 いろんな団体も同じだと思うというのは、こういう会議等ができて、自然発生的にどうしても事務局が主体的になり、教育委員が意見等を述べるという場面というのはなかなか少ない。こういうことがスムーズにいかない限り、いろんな計画を立てても意見が反映されていないのではないかと感じます。そこで、3番目の社会教育委員会議において議論を予定している、教育委員会から出しております今後の社会教育的課題として11点挙げております。これらの課題に対して委員の果たす役割というのは1、2で述べておりますが、これ以外で考えられる課題というのは委員それぞれから出されたものについてはどのように対応していくのかについて1点お伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 答弁させていただきます。

社会教育委員会議の中でさまざまな意見は、これは11の課題にかかわらず、議論を深めさせていただきたいと思っております。第1回目の社会教育委員会議においては、私ども教育委員会のほうから各世代ごとの社会教育活動の施設のあり方とか、さまざまな今後の社会教育的課題について11の課題を提出させていただきました。2回目の8月では、その中から地域で子供を育むをテーマに皆さんが議論形式で、ワークショップ形式で論議をしていただいたところです。社会教育委員の果たす役割として、委員みずからの活動を土台に市全体の社会教育の進め方についての調査研究や意見の集約、計画づくりを行うことはもちろん、社会教育を通じた人づくり、地域づくりの実践者として市民と行政のかけ橋を担っていただきたいというふうに考えているところです。

○渡邊議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして渡邊龍之議員の質問を終了いたします。

正午には若干早いのですが、この辺で午前の一般質問を終了とさせていただきます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 0時59分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中渡邊龍之議員の質問まで終了しておりますので、質問順位3番目の方からの一般質問を続行いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤でございます。通告順に従いまして、一般質問させていただきます。

◎1、福祉行政

1、子育て支援について

まず、1件目、福祉行政でございます。少子高齢化が進んでいく中、高齢化社会に関しまして滝川市も約30パーセントという数値を超えてきているようでございます。当然福祉に関しまして、高齢者に対し、福祉、また医療のサービス等を充実させていかなければならないことは当然のことではございますが、少子に対しまして逆に、家族の数としては多くありませんが、多くのお子様を持つ多子の家庭も存在しているわけでございます。そういった家庭においては、子育てを進めていく中で大変な教育費等々がかかっております。そういった意味で、多子の家庭を支援する施策について伺いいたします。

まず、1点目、子育て支援についてでございます。少子化が進行する中で、3人以上の子育てに奮闘している家庭も数多くございます。学費等の負担も大きく、その家庭の収入だけでは将来に不安を持つ家庭もあると聞いております。滝川市独自の子育て支援支給金等を新たに新設する考えについて伺いいたします。

○議長 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 全国的な少子化の傾向が続く中で、特に3人以上の子育てをされているご家庭においては、大変なご苦勞をされているのではないかと思います。そこで、滝川市といたしましては、現在多子世帯の保護者に向け、いずれも小学生以下ですが、保育所においては幼稚園利用を含み3人同時に利用する場合の第3子の保育所保育料は無料、第2子は半額、学童クラブにおいては3人同時に利用する場合における第1子の学童保育料は通常の3分の1、第2子は半額、幼稚園においては小学校3年生までの子供がいる家庭で第3子の幼稚園入園料及び幼稚園保育料は就園奨励費の支給により実質的に無料、第2子も大幅な自己負担の減となっているほか、発達支援センターやファミリーサポートセンターなどにおいても多子世帯の保護者に対する軽減策を実施しているところでございます。一方、中高生あるいは大学生といった年代になりますと、そのために3人以上の子育て対策ということで国や道でも現金給付に係るメニューは用意されておらず、滝川市単独で独自

の現金給付を伴う施策を実施することは非常に困難であると考えております。しかし、今後国あるいは道で新たなメニューや補助制度などが示された場合には、事業の実施に向け改めて検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁いただきましたように、滝川市における子育て支援、3子以上等々についてご答弁いただきました。子育てで一番お金がかかる時期というのは、ご答弁でもありましたように高学年になるに従って大変でございます。また、大学を出るときには、奨学金等々を借りて、そして大学を卒業するときはその返済金を背負ったまま卒業しなければならないという学生もかなりいると聞いております。現状の滝川市の財源で新たな給付金を新設するということが困難であるというご答弁をいただきました。

また、国、道が新たな制度を新設する動きがない中で滝川市独自の財源確保というのを検討できないだろうか、そういった観点から2番目に移らせていただきます。このような中で、この財源確保について自主課税権の法定外税創設というのがございます。このような税についての検討ということについてお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問の自主課税権の法定外税創設についてでございますが、総務省の資料によりますと、平成24年度におきまして法定外普通税を徴収している都道府県は13自治体、市町村は6自治体となっております。法定外目的税を徴収している都道府県は29自治体、市町村は7自治体でございます。このうち道内の状況を見ますと、北海道が発電用原子炉の設置者に課税している核燃料税、また最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者には課税している循環資源利用促進税の2種類がありますが、道外の都府県や他市町のケースと同様、納税義務者を特定した上で導入されているところであり、不特定多数あるいは全市民が対象とされている例はないものと把握しております。

以上でございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁がございましたように、私どもの調べにおいても、法定外目的税等に関しまして特定の納税者ということでの納税義務を課しているという事例を幾つか調べさせていただきました。今ご答弁でありましたように、一般市民から徴収するという事例がないということでございます。そこで、法定外税につきまして3点ほどお伺いしたいのですが、法定外課税に関しまして法定外普通税というのと法定外目的税というのがございます。まず、その違いはどういったところにあるのかお伺いいたします。

また、全市民、住民を対象としている事例がないということでもございましたが、私どもの調べた資料によりますと、法定外税の新設にかかわって住民の大きな課税の負担にならないようにという文言が私どもの資料にあるので、住民に課税をしていくということは可能なのか、制度上できるのか、できないのか。また、可能であるとすれば、私が1番目にお聞きしました子育て支援という

ころにその目的税というのは当てはめることはできないのかお伺いたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、1点目の法定外普通税と法定外目的税の違いということで、地方自治体が独自に定め、徴収した税の用途を特定しないものが法定外普通税であり、同じく徴収した税の用途を特定したものが法定外目的税となります。

それから、2番目の改めて制度的に可能かということで、改めまして法律上で説明しますと、地方税法第5条第3号に市町村は別に税目を起こして普通税を課することができることとされており、また同条第7号に目的税を課することができることとされており、先ほどお答えしましたように幾つかの自治体では既に導入されている例もありますので、税法上は実施可能でございます。そして、最後の子育て支援のための税金、法定外の税ということでの提案についてでございますが、子育て世帯の負担軽減は重要であります。滝川市を含む地方都市におきましては景気の回復をなかなか実感できず、厳しい状況が続いております。国においても間もなく消費税増税の判断がなされ、負担も出てくる可能性もあります。しかし、消費税につきましては10パーセントに上がった場合には7,000億円が子ども・子育て支援新制度のために使われるとされていることなど、子供たちのため、子育て世帯のために多くの方々を対象としている場合の財源はやはり国ベースで行われるべきであろうと考えますことから、全ての市民を対象とした新たな税の創設につきましてはなかなか困難な課題であると思っておりますので、よろしくご理解願います。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 理解させていただきます。子育て支援、高学年、高校、大学に行くお子様を重複して持っている家庭は大変でございます。何らかの形で滝川市、国、道に働きかける等々して、何とかこの世代にも厚い子育て支援ができるようお願いしたいと思います。

◎2、教育行政

- 1、適正配置について
- 2、学校施設の活用について
- 3、高校間口と学科について
- 4、公設民営による学校法人について
- 5、学力テストの結果公表について
- 6、滝川市の教育方針について

それでは、続きまして教育行政に移らせていただきます。まず、1番目、適正配置についてでございます。少子化が進む中で、各自治体では小中高の適正配置、また間口の問題を抱えております。学校の存続を求めています。本市における今後の小中学校の適正配置についてはどのように検討されているのかお伺いたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 小中学校の適正配置計画は、23年度から32年度までの10年計画でございます。今年度は、5年の見直し時期となります。27年度に向けて児童生徒数の推移を初め、学校の現状分

析を行うなど見直し作業に着手しているところでございます。見直しに当たっての大きな要素でございます児童生徒数については、計画当初の見込みと26年度を比較してみますと、小学校は学校により差がありますけれども、ほぼ見込みどおりでございます。中学校は、計画当初の見込みより多くなっている状況です。今後の検討スケジュールということですが、今年度児童生徒数の推計、学校施設や通学区域などの調査分析、10月以降には6つの小学校区や市内の幼稚園の保護者、それと旧東栄小学校の東滝川地区で懇談会を開催しまして、現在の状況について具体的にお示しをして、次期5年の計画見直し案を作成するためにご意見をお伺いする予定でございます。27年度は、その計画見直し案を各小学校区での保護者説明会、それから地域の皆様との懇談会、それからパブリックコメントなどを実施しながら、市民の皆様にご議論いただきたいというふうに考えてございます。平成28年2月には適正配置計画を策定したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 大きな流れとして理解いたしました。次期5年計画の見直し案というのを平成28年2月に打ち出す方針であるということも理解いたしました。そこで、5年、10年後ということをお考えますと、本市における出生数や、また滝川市の産業構造等々をおおよそ予測していくとどのぐらいの数になっていくというのが予測できるのではないかと思います。市民意見等々を聞くということでございます。そういった段階で、今現在として教育委員会で小中学校の統廃合についての具体的な案はお持ちなのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 現在につきましては、いろいろな調査分析で検討している最中でございますので、現時点でははっきりとしたことは当然申し上げることはできません。しかしながら、適正配置計画で柱となっている部分が例えば小学校における複数学級の維持、それから例えば江部乙小学校でいえば、複式学級編制となるのか、ならないのか。それから、江部乙中学校においては、小規模ということではいろんな課題もございます。部活動ができないとか、免外の指導があるとか、そういった部分がありますので、そういったことも十分に調査しながら、次期計画案に盛り込みたいというふうに考えてございます。また、あと適正配置計画の中で通学区域の見直しとか、そういった課題もございますので、そういった部分もあわせながら、今回の5年ローリングではっきり次の5年間を描けるかということとはなかなか難しいかもしれませんが、次の10年計画にもつながるような考え方、課題をピックアップしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。少子化が進んで、学校等々の適正配置ということで進めていく計画ということでございますが、そういった中で当然少子化に伴って学校施設に余剰がかなり生まれてくるということにつながるわけです。そういった場合に、学校施設の活用についてお伺いいたします。小中学校の統廃合が仮に5年後、10年後と進んでいくと空き教室が出てまいります。その有効活用についてのお考えをお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校施設につきましては、地域住民にとって身近な公共施設でございます。地域のシンボリックな存在であるということから、統廃合等により廃校となった後も地域のコミュニティの拠点として生かすことが望ましいというふうには考えてございます。現在児童生徒数減少に伴う空き教室につきましては、英語教室やクラブ室などの特別教室として活用している場合、それから通級指導教室の開設、それから習熟度別指導やグループ学習、少人数学習など、学級の壁を超えた学習や活動に幅広く活用できる多目的教室という位置づけで有効に活用してございます。今後空き教室の活用につきましては、学校教育に活用することはもちろんのことではございますが、公共施設マネジメント計画に基づきますコミュニティ機能の学校移転、こういった部分について公共施設マネジメント課と、それから放課後子ども総合プランに基づきます放課後児童クラブ、放課後子ども教室の空き教室の利活用について、こういった部分につきましては子育て応援課や社会教育課と密接に連携しながら検討していきたいというふうには考えてございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁いただきましたように、公的な施設でございますので、それにふさわしい活用をというご答弁でございました。この件につきましては、先般の北海道新聞の中でも下村文科大臣が積極的な活用を促しております。学校という施設から、それにふさわしい活用はされなければならないということで幾つかの施設事例も示されておりました。そしてまた、私ども個人として独自に市民アンケート調査というのを、私自分でアンケート調査を行いました。その中にも、学校施設に関してはあらゆる施設として活用してもらいたい、特に高齢化が進んでいる中で高齢者が活用できるような施設にも使わせてもらいたいというようなアンケートもございました。そういった中で、公的な施設にふさわしいところが運営するということは言うまでもございませんが、これが仮にふさわしい内容として民間から活用の提案があった場合、その民間が借り入れるということは可能なのかをお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 民間から学校施設を活用したいという申し出があった場合に可能かどうかというご質問なので、ちょっとその辺はあれなのですけれども、優先すべきものはやはり学校の利用というのは優先すべきかと思っておりますけれども、ただ本来の空き教室とか、施設があいたとか、そういった場合についてはお話をお伺いするということについては当然かなというふうには思います。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。少子化が進んで、非常にもったいない施設でございます。あいた教室等々については本当に有効な活用を希望いたします。

続きまして、3点目、高校の間口と学科についてお伺いいたします。まず、高校間口の調整について、先般検討市民会議というのが開かれているかと思っておりますが、この市民会議への報告内容についてお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ご質問の市民会議につきましては、高校の適正配置計画、それから市内中学生の進学、

高校に関する調査研究や情報交換と、こういったことが会議設置の目的でございます。8月4日に第1回目の会議を開催しました。市内3高校の校長先生から特色ある教育活動についてそれぞれご紹介をいただきまして、協議事項といたしまして27年度から29年度までの公立高等学校配置計画案についてと、それから中学校卒業生数と高校定員の状況についてという、この2つを議題としているところでございます。市民会議のスタートに当たりまして市長から、空知北学区における3高校の現状と課題をしっかりとご理解いただき、定員調整を初めとする30年度以降の高校のあり方について皆さんにご議論していただきたい。それから、市民会議として年度内の結論をお願いしたい。それから、市民会議の結論を受け、教育委員会と協議をして27年度の早い時期に市の考え方について道教委に報告したいということなどを市民会議をお願いしたところでございます。会議は、第1回目ということでございますから、市内中学校卒業生数や高校定員の動向、空知北学区や市内3高校の現状と課題などの理解を中心に進められました。道教委からは、空知北学区や滝川市の中学校卒業生の動向とか推移、これについて細かく説明をいただきました。配置計画の30年度から33年度の見通しとして、空知北学区全体で4年間で6から7学級相当の調整が必要ということ、それから滝川市内においても再編や市立高校を含めた定員調整の検討が必要ということで道教委から説明があったところでございます。今後は、現状や推計を踏まえた上で、市民会議の委員の皆様にご検討を進めていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 北海道の教育委員会のほうから示された内容等々をお聞きしますと、間口減というのが示唆されているのかなど。そこで、今ご答弁の中で学区全体で4年間で6から7間口の調整ということでございますが、この6から7間口については、今の段階で具体的に6から7間口に当たる場所というのは検討されているのでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問の6から7間口といいますと相当な、滝川市内の1つの高校が全部なくなるぐらいのボリュームでございます。先ほども申し上げましたとおり、滝川市内における調整が必要ですよと、それから言葉でもありますとおり、深川のほうもやはり調整が必要だということで、滝川と深川を初め、さらにほかの地域でも検討が必要、調整が必要ですよということが示されてございます。空知北学区の中学校の卒業生は30年から33年まで4年間で258人が減少する、それから滝川市内では4年間で60人減少しますとか、そういった減少に基づきまして高校の定員調整が始まっていくということで、具体的な個別の高校については示されていない状況でございます。この会議でも、市内の高校ということで3校の状況を把握しながら結論を出してほしいということでございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁いただきました。高校の間口減ということで検討されていくようでございますが、そういった少子化という中において時代の流れとともに、2点目の質問に入らせていただくわけですが、新しいこれからの高校のあり方ということをお考えた場合に、三笠市でもご存じのよう

に新たな学科新設ということでございます。この時代の流れに合わせて学科等の変更、滝川でいえば西高について学科等は今ある学科のままでいいのかどうか、また新たな学科増設等々についてのお考えについてお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ただいまのご質問の高校間口と学科についてということであれば、西高のことかというふうに思います。西高につきましては、特色、魅力づくりの面においてはこれまで校長のリーダーシップ、教職員の活発で強力な指導力、もちろん生徒の努力によって、空知管内はもとより、道内でも屈指の右肩上がりの元気のよい高校ということで実績が評価されてございます。西高の間口につきましては、7間口280名定員の空知管内最大規模の高校です。管内の多くの高校が定員割れの状況の中にあって、3学科とも2カ年続けて定員を満たしている状況でございます。このことから、現在西高の学科構成につきましては地域の中学生から支持されているというふうに考えてございます。しかしながら、今後の社会構造、産業構造の変化、生徒のニーズ、進路の多様化、それから空知管内の地域産業を担う人材の育成ということからも、職業学科のさらなる充実というのは不可欠かなというふうに考えてございます。今後につきましては、国や道の高校教育施策の動向を注視しながら、将来ビジョンというものを描かなければならないのかなというふうに考えてございます。市内高校の将来的なあり方に関する検討市民会議の経過も見ながら、学科の変更などについても検討しなくてはならない時期に来ているのかなという部分も含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁、前向きなご答弁いただいたのかなと思っております。ぜひ時代の流れに合わせた新しい高校づくりということを、これから5年、さらに10年後というのを視野に入れて学校づくり、魅力ある学校づくりを進めていただきたいと思います。

そういった中で、4番目に移らせていただきます。今度は高校の運営についての質問でございます。公設民営による学校法人というのがございます。このことにつきまして、少子化が進行していく中で公立高等学校の運営において単純に間口減ということを考えるのではなく、公設民営学校、公私協力学校法人という名称がついておるようでございます。この設立というのを検討されるお考えはないかをお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 地方公共団体と民間が学校法人を設立して、地方公共団体が土地や校舎などの施設を提供する。それから、学校法人やNPO法人、株式会社などの民間が運営するという公私協力方式による公設民営学校については、全国でも幾つかの事例があるようです。位置づけは、私立の学校という位置づけになります。詳しくは調べていませんが、国からの財源措置がなくて、地方公共団体が学校法人に出資したり、運営経費の一部負担、赤字補填をしている場合も多いというふうに聞いてございます。また、昨年12月に施行されました国家戦略特別区域法、この中で公立学校の運営を民間に委託するという道が開かれました。提案があれば特例として認めるということござい

ます。現在1年以内に文部科学省では具体的な方策について検討しているということで聞いております。これにつきましては、東京オリンピックへの対応、それから国際バカロレアの普及拡大、グローバル人材を育成すること、それからスポーツや芸術に特化した教育、それから不登校や発達障がいのある子供たちを専門に受け入れるなど、民間のノウハウや専門的人材を活用したいというふうにするものでございます。情報では、この特別区域につきましては東京などの首都圏、それから大阪府大阪市などの関西圏が有力視されているというふうに聞いてございます。ご質問の公私協力方式によります公設民営学校の設立検討については、先ほども申し上げたとおり現在は詳しく調べておりませんので、今後は制度の内容、メリット、デメリット、国の動きや他市の事例、こういった部分については勉強してみたいなというふうと考えてございます。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 公設民営学校の設立等につきましては、今丁寧なご答弁がございまして、私も今調べて勉強している最中でございます。やはり5年後、10年後という先のことを考えた場合、こういった学校運営のあり方もありなのかなという感触を得ております。ぜひ私どもも勉強させていただきまますので、よろしく願いいたします。

続きまして、5番目の学力テストの結果公表についてお伺いいたします。前回から私もこの件につきましては3回、4回と質疑をさせていただいております。ここにきて文科省の方向性も若干かじが変わってきたのかなということで、滝川市について再度お伺いいたします。他市町村では、公表の方向を打ち出しているところもございしますが、滝川市は学校別公表等々につきましてなぜ避けているのかお伺いいたします。

今までのご答弁の中にもありましたように、学校間の序列化が生じること、生徒間の競争が生じることなどのご答弁は以前からいただいておりますが、このような競争というものが生まれる、こういった場合に何が問題となってくるのかお伺いいたします。

○議長 長 教育長。

○教育長 お尋ねのありました学力テストは、全国学力・学習状況調査のことを指しているかというふうに思いますが、平成19年度に開始を始めてきております。今ご質問にありましたように、国は今年度の学力テストの実施、これは4月22日の日に実施をしておりますが、この実施に先立ちまして、昨年11月、実施要領の改正を行いまして、教育委員会の判断のもと、学校別の結果を数値として公表することが可能となりました。ただし、その際単に学校の平均正答率の数値のみ、またはその順位づけは行わないこと、また公表に当たって結果の分析と向上策を示すことなどが配慮事項とされたわけでありまして、教育委員会としましては、この要綱改正をもとに教育委員協議会等で議論してまいりました。正式には9月30日開催予定の教育委員会議となりますが、今年度につきましては昨年と同様、市や学校別の結果を数値としては公表しないこととする方向であります。学校名等を明らかにしない理由、あるいは何が想定されるのかということですが、まずテストそのものが一人一人の能力を伸ばすために学校が実態を把握し、指導に役立て、その成果をはかることを目的としており、毎年度対象者がかわる調査での公表は意味がないこと、それから2つ

目としては、学校の一部の学年の一部の教科であり、学校名の公表は学校全体の力をあらわすものにはならないこと、3点目は、通学区域が決められている中で学校名の公表を行うことは、特定の学年の順位づけを行うことになり、上位であっても下位であっても、その集団の中にまで序列化を意識づける結果になってしまうこと、4つ目として、学力の向上は教員の授業力はもちろんですけれども、家庭での生活習慣あるいは学習習慣による部分も多く、学力の数値だけがひとり歩きすることで取り組むべき改善策の正しい評価ができなくなること等が考えられます。なお、今年度からは、個別の学校名を明らかなにはしませんが、全学校の大まかな位置づけを全道、全国と比較をしたグラフとして作成するほか、家庭学習や生活習慣との相関関係の分析も行うなど、よりきめ細かくわかりやすい公表内容にしたいというふうに考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 学校間の序列化、一部の学年のテストだけで判断できないというご答弁でございますけれども、近隣市町村では公表するところ等々、新聞紙面によりますと学校別も公表するところとそれをしないところが約半分ぐらい、市町村別に公表するというのがほとんど。そんな中で、学校間の序列化だとか生徒間の競争だとかというのは、一般的な私たちの資本主義経済の中では大人になれば当然競争等々をしなければならない、そういう社会に飛び込んでいくわけでございます。そういった中で、学校の部分だけが競争の原理から外れてくるということが私には理解できないわけです。学校間の競争を生ませるはいけないという論法が理解できない。そこら辺をもう一度ご答弁いただきたい。

○議 長 教育長。

○教育長 今のご質問に対するお答えですが、決して学校間の競争を全部否定をしているわけではございませんし、教育委員会もそれぞれの学校に対しましてそれぞれの学校の分析結果を、当然学校もわかっていますから、示しながら、どういう改善策があるのか、それに対して教育委員会がどういうふうな形でそれを支援することができるのかというところにこの結果の活用をしております。学校がやっておりますのは、全国学テだけではなくて、全学年を対象とした、あるいは全教科を対象とした標準学力テストも行っておりますし、さまざまな観点から学校は学校独自の分析、そして教育委員会が市としての先ほど申し上げました施策の検討等の資料にさせていただいておりますので、ただそれを第三者が見て、どこの学校が1番でどこの学校が最下位だという評価をすること自体が公表の意味がないのではないのかなというふうに思っております。なお、新聞報道の中で公表する、しないという形で表現をされておりますけれども、我々のほうとしては公表するのは公表しております。ただ、それを数字として公表するか、しないか。私どもは、高いとか、あるいは下回っているとか、同程度とかという文言での公表をしておりますので、そういう形で公表しているというふうに回答している自治体がありますので、そこのところはお間違いのないようにご理解していただきたいなというふうに思います。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 数値の公表という面で、私は数値の公表を全てすべきだという考えでおります。もしこれが一般市民、住民からこういった学力テストに対して知る権利、また情報公開をしてくれとい

うような要請が来た場合はどうされますか。

○議 長 教育長。

○教育長 情報開示請求があった場合については、教育委員会の判断としては公表すべきでないということで判断をさせていただくのかなというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 仮に公表した場合ということで先ほどご答弁いただきましたけれども、一部のこういったテストでいろいろな学校間の評価が出てくるのではないだろうかというようなご心配もされているようですけれども、そういった評価が一部のテストであっても出てきて当たり前だと思うのです。民間であればこれは当然のことなので、一部の部分が数値として出て、それがどうであるということは世間が評価することですから、その評価に対して学校の側が、学校の先生が、教育委員会がどういった努力をしなければならないかということをやっていくというのが指導の一つだとも思うのです。そういった意味から、ぜひ何も懸念することなく公表に向けて検討もしていただきたいと思えます。

時間をかなり使っていますので、続きまして最後に質問させていただきます。今までの教育行政全てにひっくるめまして、滝川市の教育方針、前田市長も教育のまち滝川ということをやっております。滝川市の教育方針について、社会に貢献できる人材育成に特化した滝川市独自の教育方針をぜひ打ち出していきたいと思うのですが、そのお考えについてお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 ご質問でございますが、滝川に特化したということになりますと、なかなかこれは義務教育では難しいことなのかなというふうに思いますので、高等学校における特色づけということでお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、具体的な取り組みとしまして、例えば西高等学校では、社会のグローバル化に対応した英語教育の充実というようなことで市内小中学校との連携、あるいは小学校から高校を通じて学習到達目標を設定をして、英語のコミュニケーション能力を確実に養う教育を取り進めているところであります。この取り組みは、前田市長の市政執行方針にあります世界に誇れる国際田園都市の実現ということとあわせて取り組みを強化してきておりますし、子供の教育に当たっては基礎的、基本的な育成に加えて、郷土を愛する育み、それから他国を尊重し、国際平和と発展に寄与する態度を身につけさせることも必要というふうに思っております。また、滝川高校では、スーパーサイエンスハイスクールというようなことで、未来実現へのステップ、滝川高校を掲げて、国際人や科学人の育成とリーダー資質の醸成に重点を置いた教育を行っているところでありますし、工業高校では物づくりを通して成長できる学校を掲げ、実践的な技術者、技能士を育て、産業界を支える人材の育成に力を入れております。滝川市内の高等学校3校がそれぞれ学校の特色や人材育成のキャッチフレーズを鮮明にして、市内の子供たちに対しPRをし、互いに競い合うことで子供の夢の実現を支える学校となるのが市民の期待に応えるものと思えます。互いに競い合うというのは、高校がという意味であります。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 最後にすばらしいご答弁いただきまして、ありがとうございました。ぜひ絵に描いた

餅にならないように、今言われた内容をしっかりと実践して行って、滝川のいい教育のまちをつくらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

終わります。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 市民クラブの木下です。私のほうでは、4件の6要旨で質問させていただきます。

◎1、市民生活

1、バス待合所について

まず、質問順番1番目、市民生活、バス待合所について、1番と2番同時に行います。よろしいでしょうか。

○議長 長 はい。

○木下議員 1番、市で管理してバス待合所の箇所数と経費額は幾らか伺います。

2番目、待合所の入り口は、雑草が生い茂り、大変不衛生なところも多く見られます。どのような管理体制をとっているのか、また冬の除排雪体制についてもあわせて伺います。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、まず1つ目のご質問でございますが、バス待合所の数でございます。26カ所ございます。また、これらの管理に係る経費につきましては、特段予算化はしておりませんが、適宜職員で小修繕及び冬期の管理等を行っているのが現状でございます。

それから、2つ目のご質問でございます。バス待合所の管理体制に関するご質問でございますが、基本的には降雪期以外においては、市においては不定期であります。職員が巡回をし、ごみ拾いを行い、必要に応じ清掃を行っているほか、トタン等に破損等がある場合には補修を行っているところでございます。また、一部の待合所については、地域の農家の方々や、それから緑寿園の職員または利用者の方々が地域のボランティアとして主体的に清掃や周辺の除草をいただいている現状でもございます。冬期間については、巡回をして、年2回から3回ではありますが、職員により屋根の雪おろしや入り口付近の除雪を行っているところでございます。今後とも地域の方々の力もおかりをしながら、行政として適正に管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 今部長から答弁いただきましたけれども、市民が安心して待合所を利用できるように、職員の数も少ない中で適宜に見て回っていただけてほしいと思います。次の質問に移ります。

◎2、観光行政

1、丸加高原健康の郷について

2番目、観光行政、丸加高原健康の郷について、1、以前にも質問させていただきましたが、伝習館等についてはイベント等に利用はしていますが、公募もなく、今後無償譲渡、無償貸与等も考

えられると思いますが、市長としてどのように進めていくのかお考えを伺います。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 ご質問の丸加高原伝習館、それからグリーンヒル丸加、2施設につきましてはこれまで公募をしまいいりましたけれども、今年度に入りまして施設の視察が1件、それから電話での問い合わせが2件ございましたけれども、応募にまでは至ってはおりません。現状としては厳しい状況でございます。引き続き施設を貸し付けするという条件で継続して公募を行いまして、民間の活用を探っていく考えでございます。また、一方では、そらぶちキッズキャンプを応援できる施設としての活用ですとか、また現在江部乙地区で進められております「日本で最も美しい村」連合への加盟に向けまして協議会が立ち上がる予定となっております。このような江部乙地域のさまざまな活動状況を見ながら、江部乙地域における伝習館のあり方をしっかりと考えていかなければならないなというふうに考えております。その間につきましては、丸加高原を訪れる方に対する休憩施設として、またイベントの開催など公共公的な役割を担ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 私としまして、今吉井副市長がおっしゃったことをしっかりやっていただきたいと思っております。丸加高原伝習館は、多くの市民や観光客が訪れ、自然風景の観賞や自然体験などを楽しんでもらえるような滝川の起点となる施設として、またそらぶちキッズキャンプの補完的施設として江部乙地域の活動起点として活用できるように改修なども進めてほしいと考えますが、再度市長のお考えをお伺いします。

○議長 長 市長。

○市長 それでは、木下議員のご質問にお答えをさせていただきますが、今ほど吉井副市長のほうからご答弁させていただきました。木下議員もそれに対していろいろとご提案をいただいたわけございまして、今後の施設運営方針をいろいろ考える際の参考にはぜひさせていただきたいと思っております。そして、現状維持に修繕をしているわけでございます。改修となると莫大な費用がかかるものですから、方向性が決まった段階において考えていきたいと思っておりますが、それまでは適宜修繕対応ということになるかと思っております。いずれにしましても、民間の皆さんの活用をこれから模索しながら、先ほど申し上げましたとおりそらぶちキッズキャンプですとか、または江部乙の協議会の皆様方がいろいろとご提案された場合は私としてもその実現に向けてご協力し、努力したいと考えておる次第でございます。今後しばらく推移を見守らせていただきたいと思いますので、ご理解をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 私も何回も何回も言っていますが、答弁はよろしいですけれども、スピーディーに、検討、検討と余り言わないで、そろそろ結論に達していただきたいと要望しまして、次の質問に移ります。

◎ 3、病院行政

1、市立病院の危機管理について

2、平成26年度前期の経営状況について

次、3番目、病院行政、1、市立病院の危機管理について、1、市立病院は面会時間が定められていると思いますが、病院職員以外の入院病棟の出入りについてどのような管理体制をとっているのか、現状を伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 病院の管理体制についてのご質問ですが、当院の面会時間は午前10時から午後8時までとなっております。面会の際は病棟の看護師に申し出ていただくようお願いをしております。また、当院では出入り口等の管理基準に基づき、正面玄関は平日午前7時半から午後5時30分まで開錠、休日夜間玄関は平日午前7時から午前9時まで、午後4時45分から午後8時半まで開錠、休日は午前7時から午後8時15分まで開錠しております。なお、休日夜間玄関を閉錠している時間帯における急患などの出入りの対応については、インターホンにより用件を確認して対応しております。防犯体制といたしましては、警備員を24時間配置し、院内を定期的に巡回しており、何か問題が起きた場合についてはすぐに警備員が駆けつけるシステムとなっております。今後とも入院患者が安心、安全に入院生活を送ることができるよう、管理体制の維持に努めてまいります。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 管理体制はよくわかりました。

次の質問に移ります。2番目、平成26年度前期の経営状況について、1、平成26年度前期の経営状況について伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 前期の経営状況についてのご質問ですが、入院、外来収益は支払基金からの診療報酬の請求が2カ月後に確定になること、また費用についても減価償却、企業債の償還金など年度末に集中する費用もあることから、現時点では収支状況について適切なお答弁ができませんので、26年4月から7月までの患者数の状況についてご答弁させていただきます。患者数では、入院患者数は延べ3万449人、1日平均249.6人で、前年と比較すると1,385人、4.7パーセント増加をしています。外来患者数は7万2,666人、1日平均865.1人で、前年と比較すると1,058人、1.4パーセント減少しております。道内の自治体病院全体の状況を見ても、入院患者数は対前年度1.3パーセント減、外来患者数は対前年度0.4パーセント減で、入院、外来とも患者数は減少している状況にあります。当院といたしましては、本年度の予算に定めてあります業務量の予定量、入院患者数1日平均250人、外来患者数1日900人の達成に向けて、院長を中心に今後も職員全体として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 そこで、外来患者数は前年比較で1.4パーセント減少していますが、どのよ

うな科が減少しているのか、また減少している要因について伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 外来患者数の減につきましては、整形外科が多くの患者数を減らしているというふうに分析しておりますが、その理由としては整形外科の医師が平成25年度は5名、今年度においては4名と1名減となっていることが大きな原因であるというふうに分析しております。次年度に向けて医師の増員について院長を中心に組み立てたいと考えているところです。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 病院の減少につきましては、わかりました。

◎4、教育行政

1、全国学力テストの結果公表について

それでは、次の最後の質問ですけれども、先ほど関藤議員のほうから質問しまして、私は公表すべきではないという趣旨でこの質問を用意しましたけれども、先ほどの教育長の答弁によりましたら公表しないというわかりやすい答弁がありましたので、これは取り消します。

以上で私の質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

坂井議員の発言を許します。坂井議員。

○坂井議員 新政会の坂井でございます。本日最後の質問というふうに聞いております。皆様大変お疲れだとは思いますが、先ほどお昼に自分でお金を払って、おいしいお米、そして豚汁を食べていたことを糧にさせていただいて、もう少しだけおつき合ください。

◎1、市政運営の考え方

1、北海道電力の電気料金再値上げについて

2、人口減少対策について

それでは、まず私の質問に入らせていただきます。1件目、市政運営の考え方について伺います。北海道電力の電気料金再値上げについて、1番、北海道電力は平成26年10月から値上げを行うと公表しております。その値上げ幅は、昨年9月以上だというふうな報道もされておりますが、市と北電との契約期間等の確認をまずお答えいただきます。

また、値上げによって想定する市の財政への金額的な影響ですが、これは先ほど渡邊龍之議員の質問に対する答弁で5,000万円程度という答弁がありましたけれども、それ以外でもし答弁があれば、お願いいたします。

以上です。

○議長 長 坂井議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

料金の自由化部門であります事業系の電気料金につきましては、その契約時期により料金が改定される時期が違います。これは、議員さんのおっしゃるとおりでございます。契約更新までは現在

の料金が適用され、更新後から新料金が適用される仕組みになっております。市の施設の多くは年度末までの契約となっていることから、新年度から値上げとなるケースが多いわけですが、事業系のうち本年度から影響のある施設は開西中学校、西小学校、滝川ふれ愛の里となっております、これらの施設の影響額は150万円程度です。家庭系や街路灯維持費補助金、一部事務組合の負担金も含めた本年度の影響額は1,000万円程度となると見込んでおります。なお、お話にありましたとおり、年間ということであれば5,000万円程度の影響ということでございます。

以上です。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 ただいまの答弁では直接的な市の財政への金銭的な影響というところの答弁をいただいたのかなというふうに思うのですが、間接的な部分に関してはどのように捉えているのか。例えば企業でいえば、経費がふえたことよっての法人市民税や事業税の減少についてでございます。そういったことでの収入の減少、そういったことも影響額に含まれるのではないかとと思いますが、その辺についての見解を伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃりたいことはわかるのですけれども、企業が影響を受ける、そして影響を受けたら当然法人税等の税金についても変わってくるということで、その影響額ということだと思っておりますけれども、シンクタンクの調べ等でも民間において影響を受ける度合いが業種によって相当違いますし、それがひいては滝川のこういった企業がどの程度影響を受けるかというのは、今の段階では大枠ではあるのかもしれませんが、私どもとして税金に及ぶ影響額ということでは今の段階ではちょっと積算が困難ということで、当然そういったことも視野に入れながら対策については検討したいとは思いますが、今の段階ではどの程度ということについてはちょっと承しかねるということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 直接的な影響としては5,000万円程度、間接的な影響に関しましてはそれ以上であろうというようなことで多分見解としてはいいのかなというふうに思うのですが、それではこれら電気料金が値上げになった場合の費用の捻出先について、どこからどう持ってこようかというふうに考えているのかについて伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 光熱水費ということであれば、過去から節減には努めてまいりましたし、さまざま議員さんがおっしゃるとおり、電気料の支払いということでは今お話ししたように来年度から1年間通して5,000万円程度の影響があるということではかなり大きいと、それを今市長会の要望という話もありましたけれども、あるいは税金のほうに影響がもし出るとするならば、それは基準財政需要額とかそういったものにも当然影響が出ますし、税金が変われば基準財政収入額が変わるわけですから、そういったことになれば当然交付税というものもどうなるか、それにあわせて国の対応があるのか、ないのか、あるいはさらに来年以降の原子力の状況とかさまざまな要因が今不明なまま、見定められない状況の中で5,000万円等々を市がどう対応するのかと言われても、なか

なか明確にはお答えしかねるというのが本音のところですが、もちろん節減で追いつかない、どうしても何をやっても追いつかない部分があるとしたら、当然基金の活用ということもあり得ないわけではないとは思いますが、そうならないように市としては努力をしたいというふうには思っております。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問に移ります。2番、値上げによる滝川市民、経済界などへの影響について伺います。これは、先ほど渡邊議員の質問でも同様の趣旨の質問があったかと思いますが、私はそれと関連して、どうしても電気代が上がると滝川市民では消費支出の実質的な減少だったりとか、企業では経費の増加によつての新たな設備投資や人材雇用の抑制だったりとか、そういったことにも影響するのではないかと。また、滝川市民、経済界などというところで、町内会単位での街路灯の維持管理に関しても市民への影響というところで関係があるのではないかとということで、その辺についての見解を伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほど渡邊龍之議員への答弁でも申し上げましたとおり、昨年の値上げ前と比較しますと個人の方で26.08パーセント、法人の方で36.10パーセントの値上げとなりますので、市民の方々、そして経済界の皆様には深刻な影響を与えることが容易に予想されます。ただ、現在値上げ申請の内容は経済産業省の専門小委員会で審議されている状況でございます。昨年の申請時においては、この審議を経て、当初個人の方は10.20パーセントの申請でしたが、最終的には7.73パーセントに、法人の方も13.46パーセントの申請が11パーセントに圧縮されたという経緯がございました。このようなことも踏まえ、今後の委員会の審議状況や全道の状況等を注視していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 わかりました。

続きまして、3番目です。値上げが実施された場合ですが、最近では昨年に引き続きまして2度目の値上げとなります。こういった短い期間での値上げということで、また近い将来に再々値上げが実施されるということもやはり想定をしていかなければならないというふうに考えます。滝川市全体の影響を危惧すると、北海道電力へ今回の値上げの見直しを含め、電力の電源確保の方法、供給方法を抜本的に見直すよう市として申し入れを行うべきと考えますが、そういった考えについてお考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質問でございますが、先ほど渡邊龍之議員へのご質問にお答えした内容と重複することになるかと思いますが、ご質問のありました件につきましては滝川市のみならず全道的な問題であると捉えており、このような状況を踏まえて、本日北海道市長会から北海道電力に対して、全道各市の総意として電気料金の値上げに対し申し入れを行うとお聞きしているところでございますので、市としての申し入れの考えはございませんことを申し上げまして、答弁と

させていただきます。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、今の答弁の再質問でございますが、全道市長会を通して電力の電源確保の方法、供給方法を抜本的に見直すよう申し入れるということによろしいのか、再度確認いたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質問でございますけれども、まず北海道知事が申し入れをした内容の中には、安定供給の確保への万全な備えということで、冬の需要のピークを迎える道内において電力需要の安定確保について万全を期すこと、またさまざまな変化に対応できるよう中長期的視点に立って電源の多様化を進めるということで1項ございます。それから、北海道市長会のほうでは、冬の電力需要のピークに対し、その安定供給に万全を期することということで申し入れを行っております。

以上でございます。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 北海道電力は、今回の値上げに対して泊原発の停止の長期化によって火力発電費用の大幅な増加が理由で値上げするというように言っておりますが、そもそも泊原発が稼働すれば値上げをしなくて済むのかということでございますが、私はそうは思いません。といいますのは、東日本大震災で明らかになったように、仮に事故が起きた際の補償費用の上乗せ、こんなことも議論していかなくてははいけないと思いますし、また泊原発が稼働してから25年間、放射性廃棄物の処理問題、これもずっと満足な解決がなされないまま現在に至っております。そういったことを今後、原子力に今まで依存してきた部分に関しての見直しの申し入れ、要は経営への申し入れということで行っていく考えはないのかということで、私の一番最初に思ったところの質問なのですが、それに関しましてはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今ほどの坂井議員の再質問の中でいろいろとエネルギー政策についてのお考えのご披瀝がございました。まず、エネルギー政策を考える上で、市民はもとより国民の安全、安心な暮らしを守ることは最優先されるべき事項であります。それは、皆様方同じことだと思います。国においては、本年4月にエネルギー基本計画が閣議決定されたところですが、国民の安全、安心を大前提に産業活動の発展も見据えた中長期的な視点でエネルギー政策のあり方が問われています。原子力発電所につきましては、福島原発事故の教訓や知見を踏まえ、住民や自治体に対する情報提供と説明責任を十分に果たし、国民の不安解消を図る必要があると考えております。さらには、地域の特色を生かした再生可能エネルギーの推進、エネルギーに対する住民の費用負担のあり方も十分に議論される中で、国として方向性を見出すべき問題だと私は考えております。そういう意味で、このことにつきまして、北海道電力に対して私が原子力行政に対してどうのこうのというふうに出る考えはございません。

以上です。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 ないということですので、これ以上は私も質問はしませんけれども、後の世代にツケを残さないような電力の供給のあり方というのをぜひ市として申し入れていただけないかなというふうに、ひとり言ですけれども、要望いたします。

次の質問でございます。人口減対策について質問させていただきます。平成25年度の滝川市の出生数が306人となり、前年度の262人から大幅に改善し、近年の減少傾向に数字上は歯どめがかかった状況に見えます。また、総人口減少数についても平成25年度が304人の減少となり、前年度の523人から大幅に改善し、これも近年の減少拡大傾向に改善が見られたと数字上からは見受けられます。これらの原因について分析できていれば、伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

滝川市の人口動態を見ますと、ご質問のとおり平成25年度の出生数が306人、そして前年度が262人に対して44人増となりました。出生数の推移は長らく減少傾向をたどり、平成元年以降は平均すると年間で約9人ずつ減少し続けている計算になりますが、平成23年度が302人、24年度が262人、25年度が306人であり、23年度から24年度にかけて40人減少し、翌年度には44人が増加し、もとの水準に戻っているという状況です。地域によっては平成23年3月に発生した東日本大震災になる心理的不安から翌年の出生率が低下したのではないかと考える場合もあるようですが、滝川市の出生数がこの3年間で大きく上下した明確な要因ということでは特に特定できておりません。次に、平成24年度から25年度にかけて滝川市の人口減少が小幅であった要因についてですが、出生数の増加に加え、平成25年度は特に転入者数が増加したことにより人口減少傾向にある程度歯どめがかかった形となっております。転入、転出の事務上その要因は把握できませんが、こうした状況が長く続くようであれば、これまでの施策、事業など地道な取り組みが人口減少の歯どめに一定の役割を果たしていると捉えることも可能ではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問に移ります。2番、私が前回6月の定例会で質問させていただきました20歳から39歳の女性の減少に対する危機感ですが、若い方の考え方についての聞き取りなどを含めて対策を講じていくという総務部長の答弁を6月にいただいたところですが、それを踏まえて具体的にどのような対策を講じていくべきと考えるのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 第2回市議会定例会におきまして議員から同様の提案の質問をいただき、私から住民の意識は重要であり、それらを含めて国の施策等も注視しながら今後具体的なものを可能な限り詰めてまいりたいと答弁させていただきました。これまでの間、若い方全てを対象にご意見を伺ったわけではございませんが、一例として未就学の子供や小学生の保護者を対象とした滝川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を取りまとめ、子育て等に関する需要把握に努めてまいりました。その結果を踏まえ、現在滝川市子ども・子育て会議において、滝川市子ども・子育て支援事業計画

の年度内策定に向けた検討を進めております。また、国においては、人口減少対策の指令塔となるまち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方創生の理念を掲げた基本法案を秋の臨時国会に提出する見込みであり、年内に地方活性化に向けた戦略を打ち出すこととされております。本市においては、常に広域的な視点を持ち合わせ、近隣市町のパイの奪い合いに終始しないよう、国の施策とともに十分に連携を図ってまいりますし、人口減少問題は自然減対策、社会減対策など幅広い分野にわたりますが、それらとも連動する総合計画や市政執行方針に掲げた事業を着実に進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 ただいま答弁いただきましたように、子育て支援のような対策はいろいろ講じられているのかなというふうには私も感じているところではありますが、一方同じ20歳から39歳の女性というところで鑑みると、お子さんを持った方ばかりではなく、未婚のお子さんがない女性も当然この中には含まれておりますが、そういった方への対策というのはどのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 未婚の方の対策ということで、そういう方のご結婚と少子化対策についてという観点から述べさせていただきます。

少子化の問題につきましては、結婚とか出産とか出生とか、個人の考え方や価値観にかかわる問題でありまして、個人の自由な選択が最優先されるものと考えられますが、しかし少子化等による人口構造の変化、経済成長への影響も懸念される社会的課題であることから、最近におきましては国においても結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行うことが重要と考え、新しい施策も出してきました。地域少子化対策強化事業ということで、こういったものを出してきました。道内では旭川、北広島、東川町、栗山町の4市町がことし事業を実施することになりました。この事業の内容につきましては、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行うための仕組みの構築、協議会をつくったり、フォーラムをやったりとか、あるいは結婚や妊娠、出産に関する情報提供など、相談とかセミナーとか。いわゆる結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催事業などは、事業対象から除外されております。こういった事業も出てきております。滝川市におきましては、子育て支援、そして少子化対策の上から、今言ったような自治体で実施される結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行う少子化対策強化事業の実施による効果について、今後の検討のために大いに勉強させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次に移ります。昨今滝川市内の企業経営者、業種では特にサービス業、建設業などから、人材の募集をしても思うように人が集まらず、経営にも影響を受けているという声を私は聞きますが、そういった考えについてどのようにお考えになっているのか伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

最近の雇用情勢としましては、全国的に見ても有効求人倍率が上昇してございます。滝川管内においても、7月末の有効求人倍率は0.84ポイントで、全道平均の0.83ポイントを上回る倍率となっております。これは、企業が労働力、人を求める割合が高くなったのはもちろんでございますけれども、最近では滝川管内の求職者数そのものが減少しているというのも要因の一つと思われれます。昨年度の市内高校生の就職率は100パーセントでありましたが、そのうち市内の企業に就職したのは全体の15.8パーセントでした。市内就職希望者は毎年3割から4割弱いらっしゃいますが、希望する職種が少ないことも若者が市外に流れている原因の一つと考えてございます。これまでの調査の中でも、高校生だけでいえば事務職や公務員を希望する生徒が多く、建設業など技術職を望む生徒が少ない状況にございます。建設業においては、国でもさまざまな助成金を支給して対策を講じていますが、それでも全国的に人手不足が生じてございます。滝川建設協会でも若者の獲得に苦慮しておりますけれども、独自に募集パンフレットを作成し、工業高校をメインにPRするなど、積極的な取り組みも行っています。雇用に関しては、さまざまな原因によって人手不足が生じているわけですが、市内企業や関係機関と連携しながら企業情報を広く発信し、地域の雇用につなげていけるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問です。滝川市における保育所入所待機児童数について伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川市における保育所の利用状況ということで、8月末現在で総定員460名に対し、現在459名が利用しております。入所可能な数字につきましては、定員460名なのですが、国では上限20パーセントまでを認めており、面積要件によって掛ける1.2にはなりませんけれども、460名以上の方も入所は可能でございます。そして、今ご質問にありました国が定義するところの待機児童は、現在のところ発生しておりません。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 ただいまの答弁で待機児童数はゼロというご答弁でしたけれども、私が実際にこれは聞き取りをした話ですけれども、時間がそもそも合致しないから、はなから申し込まないのだとか、曜日が特定曜日、例えば祝日だったり日曜日だったりに預けたいのだけれども、そういう対応をしてくれないから預けられないのだというような声が聞かれるのですけれども、そういった声があるというのは多分理事者の方々もわかってはいるのかなと思うのですが、そういった部分の時間の融通についてはどのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 特定の時間を超えることに関しましては、今延長保育ということで朝と夜1時間延長ということで、公共2カ所、事業団運営2カ所、6カ所のうち4カ所でやっております。それと、休日の保育ということなのですが、休日保育は現在やっておりません。しかし、年末年始、4日も休日になっていまして、そういう場合は休日保育を年度当初には2日間、曜日によりま

すけれども、現在やっております。

以上です。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 時間が1時間、1時間、朝晩延びているからとか、そういうことで子供が預けられるから働こうという人たちの需要を満たしているというふうには私は考えておりません。先ほどの質問にも関連しますけれども、特にサービス業や何かというのは主婦の方でも十分対応可能だというような業種もたくさんあると聞いております。そういったところは、やはりサービス業ですから、日曜日だったり、祝日だったり、オープン、開業しているところが多々あると思われれます。そういった部分を解消することによって、先ほどの質問にもありますように人材がないことよっての経営への悪影響という部分とはとれるのかなというふうには私は思うのですが、もう一度質問をさせていただきますが、改めて質問させていただきますが、そういった声に対して日曜日、祝日や何かというのを対応していこうとか、あとは夜中、1時間、1時間だけではなくて夜中ですとか早朝だったりとかということの対応をする考えはあるのかなのか伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現在子ども・子育ての計画に関してアンケート調査、就学前のお子さんを持つ親1,000人の方にアンケート調査しまして、その半分以下なのですけれども、その中で保育の時間についてもいろいろアンケートに出てきます。今滝川市は通常保育、特別保育、いろんなことをやっております。延長保育もやっております。それ以外にさらにどんな声があるかも今アンケートの中で求めていますけれども、前回の調査でも例えば深夜保育とか24時間保育というのはかなりニーズが低い状況でありました。そういった方においては、滝川市、行政が保育所としてやるのではなく、例えば認可外保育所、民間で2カ所ぐらいですかね、やっております。そういうところでは24時間保育もやっています。そういうことも含めながら、今回さらに充実した子育て対策は何がいいかということを見きわめていきたいと考えますが、通常保育における24時間保育、深夜保育というのは現状のところは実施の可能性は薄いと考えております。

以上です。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問に移ります。5番、人口減少問題に対する学校の生徒への教育ですけれども、今これだけ人口減少がいろいろさまざまところで滝川も含めて問題になっている中で、人口減少というのはとめたほうがいいのかというのは共通の認識であろうというふうに私は思いますが、一方子供、そういったことを含めて教育をする世代の人たち、子供たち、教育を受ける方々の認識というのはどのように思っているのかなと、子供たちは。そういったことを踏まえて大人になっていくわけですから、こういった時代から人口減少ということに関しての教育というのはやはり必要ではないかと私は思いますが、実際の現場ではどのような教育をされているのかについて伺います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 人口減少問題に対する学校教育ということでお答えさせていただきます。

中学校の社会科、地理、歴史、公民の3分野につなげていくために、小学校の社会科では社会生活の総合的な理解を目標とされているところです。少子化が初めて取り上げられるのは、6年生の社会科であります。この中では、核家族化の進展と40年前の年齢別人口構成と現在との比較から少子化、高齢化を学習し、そのことが生活に与える影響を子供たちが調べ学習をするという展開になります。そうした小学校で学んだ知識を基礎として、人口減少問題については中学校2年生の地理と中学校3年生の公民で取り扱われます。中学校2年生の地理の学習においては、過疎化による地域産業や経済の衰え、生活基盤の弱体化といった問題、また少子化問題の背景として高額な養育費の問題や保育施設の不足、女性の雇用と育児の両立の難しさなどがあることを学んでおります。また、中学校3年生の公民の学習においては、高齢化と人口減少による地域社会の危機、さらに福祉や介護にかかわる諸問題といった学習を初め、子育てと看護、福祉と医療、暮らしと両立した働き方など、さまざまな課題に対してその解決の方策の一つとして地域の女性のさまざまな経験を積極的に地域づくりに生かせるような仕組みづくりが必要であることなどを学んでおります。一例になりますが、江陵中学校ではこうした学習をもとに、人口減少の問題から高齢化に伴う老人介護をテーマとして、学校祭の取り組みの一つとして新十津川町のグループホーム陽だまりの郷を訪問し、取材をもとに壁新聞の記事にする学習を展開しているところです。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問です。長々と質問させていただきましたが、要は人口減少というのは若い世代や子育て世代の減少に直結し、滝川全体の活力をそぐことにつながっていると思います。今後こういった問題をどのように行政として取り組んでいくべきと考えているのか、具体的な対策、時期、目標について伺います。これは私が勝手に思っている問題でございますので、もし行政側がそんなことは思っていないよというのであれば、そういった答弁をお願いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

人口減少問題を考える場合には、自然減への対応、社会減への対応によって人口減少の進行を緩和すること、さらには人口減少により地域に生じるさまざまな課題に対応することが必要とされています。自然減については、未婚化、晩婚化への対応や子供を産み育てる環境づくりが重要であり、社会減では東京都や札幌市など都市圏への流出緩和、地方への流入促進を図る必要があります。また、人口減少による地域課題への対応では、産業面、生活サービス面、財政面などの対策が求められます。これらのうち、自然減にかかわる未婚化、晩婚化への対応や社会減にかかわる都市部への一極集中緩和の対応は国の施策によるところが大きく、先ほども触れましたが、まち・ひと・しごと創生本部の対策に期待するとともに、厳しい財政状況の中でも自治体が講じるべき施策については最大限知恵を絞り、定住自立圏を初めとした広域連携も視野に入れながら、たゆまぬ努力を続けていく考えであります。27年度以降の事業、目標時期を明示するには至りませんが、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 今のご答弁で問題としては問題だと思っているというようなご答弁をいただきました

けれども、先ほどほかの議員の質問にも言葉として出ておりましたが、定住自立圏でこういったことを取り上げていくということでしたけれども、現在の段階においてこういった問題を定住自立圏に加盟している各市町長と問題共有というのはしているのか、またしていないのであれば、今後どういうふうの問題として取り上げていくおつもりがあるのかについて伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 少子化について、その問題を個別に取り上げてということではございません。今広くビジョン懇談会ということでもさまざまな項目についてさまざまな意見をいただいて練っている最中でして、それが10月には最終的なものになるのかなというふうには思っております。ただ、ビジョンといいましてもそれはずっと5年間固定のものではございませんので、先ほど触れました創生本部の中ではさまざま、ニュース等で見るといろいろ考えられている部分もありますので、そういった状況を見つつ、また来年度以降、あるいはその前にでも場合によってはそういったものも取り入れて定住自立圏の取り組みに追加していくということもあり得るのかなというふうには思っております。今のところ具体的に定住自立圏としてこういうものをするという確定的なものはございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 私が今回一般質問で6問、この人口減対策について関連して質問させていただきましたけれども、答弁を聞いていますと、本当に人口を今後減少を少しでも食いとめてふやしていきたいというような感じが私は受けとめられません。今後定住自立圏、今の答弁におきましても入れられるかどうかを考えていきたいとか、来年度以降の課題にしたいとか、そういったような答弁で本当に滝川が今後前田市長がおっしゃっているように持続的に発展できるのかなというふう思うのですけれども、例えばあした何か施策を講じたところで来年その結果があらわれるなんていうことは私は思っておりませんし、時間のかかる問題だと思っております。だからこそ、すぐにでもこれは全力で取り組まなければならない滝川の存続にかかわるような問題だと私は思っておりますけれども、そのことについて行政としてどのように取り組んでいくおつもりか、もう一度伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの坂井議員のご質問にお答えさせていただきます。

人口減少問題、これは今始まったわけではございません。ずっと前からこの問題には各自治体、そして滝川市も近隣自治体とともに取り組んでまいりました。そのための施策をいろいろ講じてはきましたけれども、その効果がなかなかあらわれない。その結果として今このような状態になっているということで、非常に中空知も疲弊をしてきている。経済も落ちてきている。そういう意味で、滝川市も周りのまちの中のサービス産業を主体としたまちでありましたから、人口減少が大きな影響になっているということでございます。坂井議員がおっしゃるとおり、今何かをしたからあす何かが変わるということではないと思っております。今まで行ってきたことが少しずつ効果を持ちつつ、人口が少しは維持されているのかもしれませんが、しかしながら、これから減が考えられる中、定住自立圏とかさまざまな段階において考えなければいけない。そして、ようやく今国のほうで地方創生ということで考えていただける時代がやってまいりました。国策に翻弄されてきた中空知、

また道のいろんなさまざまな協力を得ながら自分たちの意見を、大きな意見を声に出して述べていて初めているんな施策が実現できると思っております。ですから、今やる気がないというふうにご指摘をされたわけですが、私ども行政は今まで間断なく一生懸命取り組んできたつもりです。ぜひともその点をお認めいただいて、今後私どもが進める人口減少対策について坂井議員のお力添えをいただければということをお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

◎2、経済対策

1、栄町3—3地区について

○坂井議員 次の質問に移ります。2番、経済対策、栄町3—3地区について伺います。1番、8月20日の通行料調査の結果についてですが、銀座商店街側の名店ビル前の通行量は、ことし5月に行った同様の調査時の1,754人に比べて実際の通行量が1,220人と約30パーセント減少したと経済建設常任委員会で報告を受けました。この結果を踏まえて、今後の中心市街地に与える影響について伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

三番館滝川店の撤退と高林デパートの閉店は、中心市街地における商業機能の喪失を加速させるものであり、市民生活に与える影響は少なくないものとの予測を裏づける結果となったと考えてございます。また、この結果は、地域内における店舗の閉店や周辺商店街への通行量の大幅な減少といったマイナスの波及効果としてあらわれたものと考えてございます。しかし、一方ではこの結果は3—3地区がこれまで果たしてきた役割、周辺地区への大きな影響力がある地区であることを裏づけるものでもございます。この重要な拠点を再整備することがこれまでの負のスパイラルから脱却するチャンスであるとも考えてございます。また、今回のことにつきましては、商店街にとっても逆に大きなチャンスと捉えるべきではないかとも考えてございます。これまで高林デパートが果たしてきた役割である買い物の場や時間消費空間といった機能の代替を商店街が担うことができるかがこれからの中心市街地における商機能のあり方の鍵を握るものとも考えてございます。商店主が講師となって行う街なかゼミナールや市商連と若草友の会が共同運営する高齢者サロンまちぷら、さらには各商店街が実施するイベントなどをより一層推進してもらうことが減少した通行量や消費需要を早期に取り戻すことができる手法の一つとも考えてございます。市としましても、可能な限り早く地区再生が実現できるよう、再開発事業の促進を図っていくとともに、引き続き商店街のにぎわいづくり事業を支援してまいります。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 では、次です。滝川市栄町3—3地区市街地総合再生計画、これは（仮）となっておりますりましたが、これの方向性は地域住民の総意として考えていいのかについて伺います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 今回策定しました市街地総合再生計画における栄町3-3地区の将来像は、中心市街地における人々の生活、交流の結節点となる職住近接のにぎわい拠点の創造を目指すものでございます。これは、栄町3-3地区における現状の課題、地理的、社会的な特性、総合計画や都市計画マスタープランなどの上位関連計画における位置づけ、さらには中心市街地における市民意向調査の結果を踏まえた市民が求める都市機能などを総合的に勘案して策定したものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 再質でございますが、この総合計画を今後策定し、進行していった中で仮にこの方向性とは違うような全く第三者の民間の事業者が手を挙げた場合には、どのようにそういった場合の対応は考えているのか伺います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 今のご質問ですけれども、第三者の民間事業者が手を挙げた場合どうするかというご質問でございますけれども、市街地総合再生計画は3-3地区全体エリアで策定しているものでございます。たまたま今アニメ滝川でいろんな事業をやっておりますけれども、その事業が計画に沿ったものであれば、民間同士が事業計画、事業規模が合致するものであれば、別に手を挙げていただいても全然問題ないと考えてございます。いずれにしましても、参画するといってもどういう形で参画されるかといういろんなパターンがございますので、それは参画される方がいた場合には十分考えていかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、計画の中に、主役は私は人であろうというふうに思っておりますが、主役である人を入れる住居スペースを3-3地区の中に配置する考えについて伺います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 今回作成しました計画の基本方針の一つに、街なか居住の推進に資する住居機能の誘導と地区及び地区周辺の街なか居住を支え、長く住み続けられる環境をサポートする医療、福祉サービスなど総合的に図ることを示しております。民間事業者による住居機能の整備を誘導したいと考えてございます。なお、公共主導での3-3地区への居住施設の整備は、現在のところ考えてございません。

以上です。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、最後です。今後の3-3地区における滝川市のかかわり方について伺います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

現在まちづくり会社のアニメ滝川によって再生事業への参画者の募集や地区権利者の意向調査が

実施されるなど、民間主導による再開発の事業計画の作成が進んでございます。市としましては、今回策定しました市街地総合再生計画において示した整備方針による地区再生が図られるよう、引き続き民間開発が参入しやすい環境を整えるべく、国からの財政支援の要望を初め、助成金を交付する際の基準づくりなど、今後も民間主導による地区再開発計画の動きを下支えしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○坂井議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして坂井議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時00分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成26年第3回滝川市議会定例会（第16日目）

平成26年 9月25日（木）

午前10時00分 開 議

午後 1時48分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八 重 子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久 美 子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君
総 務 部 長	山 崎 猛 君	総 務 部 次 長	五 十 嵐 千 夏 雄 君
市民生活部長	樋 郡 真 澄 君	市民生活部次長	石 川 雅 敏 君
市民生活部次長	田 中 嘉 樹 君	保 健 福 祉 部 長	佐々木 哲 君
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君	経 済 部 長	千 田 史 朗 君
農 政 部 長	中 川 啓 一 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎 二 郎 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教育部指導参事	小 野 裕 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	中 島 純 一 君
財 政 課 長	高 橋 一 美 君		

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君 書
書 記 平川泰之君 書

記 和田英昭君
記 村井理君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において関藤議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
一般質問は5名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位6番目の方の質問に入ります。
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
大谷議員の発言を許します。大谷議員。
○大谷議員 おはようございます。市民クラブの大谷久美子です。きょうは2件質問いたします。新人の職員の方がたくさん見えておりますので、ぜひ明快な答弁をよろしくをお願いいたします。

◎1、保健福祉行政

- 1、滝川市における不妊治療の状況について
- 2、不妊治療に対する滝川市独自の助成について

それでは、早速いきますが、1件目、保健福祉行政について質問いたします。滝川市における不妊治療の状況について質問いたします。近年の晩婚化傾向や環境の変化などにより、子供が欲しいにもかかわらず不妊に悩んでいる夫婦が少なからずいると聞いておりますが、不妊治療について滝川市の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

- 議長 長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。
○保健福祉部長 不妊症の治療といたしましては、一般的には基本検査を行い、異常が見つからなければ、タイミング法、排卵誘発、そして人工授精、体外受精、顕微授精など、手段や方法をより高度なものに変えて行われております。このうち現在人工授精、体外受精、顕微授精による治療は保険適用外とされ、治療を受ける側の経済的負担が大きく、またいつ終わるか先の見えない治療などに心理的にもダメージを受けておられることと理解しております。本市におきましては、北海道が実施しております体外受精、顕微授精の保険適用外の特定不妊治療費助成事業、それに係る紹介や周知、また不妊症の指定医療機関や不妊専門相談センターの紹介など、適切な時期に希望する治療が受けられるなどの医療機関支援体制について周知に努めているところでございます。また、本市の不妊治療を受けている状況につきましては、昨年度妊娠届時の問診票、母子手帳交付時におい

て治療して妊娠したと回答するなど保険適用も含めまして何らかの不妊治療を受けられていた妊婦の方は16名、全体で294名の方が妊娠届をして、16名の方がおられます。

以上でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 不妊のいろんな状況で悩んでいる方が結構滝川にもいるのだなということが明らかになりました。16名の方は道の助成を受けている、つまり特定不妊治療ということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 16名の方は、妊娠届時に何らかのということで、保険適用も含めて治療された方で16名でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、保険適用外で道の助成を受けているという方はどのぐらいいるのですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 そのときに道の助成を受けているかどうかはちょっとわかりませんので、現状では不明でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、16名の方がそういった治療を受けているということが判明いたしましたけれども、不妊治療のできる病院はこちらで調べますと札幌、旭川、函館に数カ所ございますけれども、滝川市民が通えるような近隣であるのかどうか、みんなそういった遠いところに出かけているのかどうか、その辺の状況わかれば教えてください。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 不妊治療ができる病院ということで、人工授精を行う一般不妊治療については市内の産婦人科医療機関においても実施されておりますが、今言ったように北海道が助成対象としている体外受精や顕微授精による特定不妊治療助成事業指定医療機関ということでは道内に26施設ありまして、近くでは旭川市に旭川医科大ほか2つの病院、また札幌市には札幌医科大附属病院、北大病院ほか13病院があります。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、不妊治療で特定不妊治療に関しては遠くに行かなければならないということもここではっきりいたしました。

それでは、2番の質問に移りますが、不妊治療に対して滝川市独自の助成についての考え方を伺います。要旨の1番、2番をあわせて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。不妊治療は保険適用外となっております、100万円から300万円、あるいはそれ以上とかなりの高額となっているようです。道の助成は、夫婦の前年度所得が730万円未満という制限つきではありませんけれども、体外受精及び顕微授精の特定不妊治療について1回につき15万円、申請1年目は年に3回、2年目以降は2回を限度に通算5年間助成されるとあります。高額な治療費や旅費、宿

泊費などを考えますと、子供が欲しいなと思っている夫婦も諦めなければならないという状況もあるかと思えます。道の助成と合わせて滝川市の助成があれば、ぜひ治療を受けたいという夫婦も出てくるのではないのでしょうか。他の自治体で独自助成しているところもたくさん出てきております。近隣の状況はどうなっているのかを伺います。あわせて、わかれば独自の自治体の助成の金額も質問いたします。

きのうの坂井議員の質問の中から、44人が昨年度よりも多く出生したという質問、報告等ございましたけれども、その中で、今部長の答弁の中からは治療を受けた方もいるとおっしゃいましたよね。そういうような状況で、個人情報ですから、それ以上詳しくはつかむことはできませんけれども、不妊に悩む夫婦がこの治療によって子供を授かることができたなら大きな喜びであり、期待するものです。少子化対策についていろいろ語られておりますが、そういった少子化対策の上からも考えるべきであると思えますし、滝川独自の助成についての考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 不妊治療につきましては、現在全国市長会を通じまして、地域医療保健に関する提言の中で国に不妊治療に対する必要な支援措置を今以上講ずるよう要望しているところであります。また、現在独自の助成制度を創設している自治体につきましては、道内35市中9市が、空知管内では24市町で8市町が、そのうち中空知は2町が行っております。額におきましては、空知管内では道と同じように1回15万円あるいは10万円、それぞれ回数に違いありますけれども、5回限度とか3回限度とかいろんなパターンがあります。それで、今お話ありましたように少子化対策はもとより、子供を希望する人にとって経済的負担が大きいところでもありますので、不妊治療助成の必要性は十分に認識しております。このことから、滝川市としての独自助成につきましては北海道が今実施しております助成事業の実績や他市町の状況も踏まえながら、女性の健康サポートセンターや保健所と連携しながら不妊相談の支援を行う中、今後鋭意検討してまいりたいと考えております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 ぜひとも前向きな検討をよろしく願いいたします。

◎2、教育行政

- 1、要保護児童生徒援助費の対象費目追加適用について
- 2、少人数学級制度の拡大について

それでは次に、教育行政について質問いたします。1番では、要保護児童生徒の援助費の対象費目追加について質問いたします。平成24年度に道教委から各市町村教委に対して、援助費対象費目として追加適用に積極的な検討を要請するという通知が出されております。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が対象となっておりますが、滝川市においてはまだ適用になっていないと聞いておりますが、そのとおりでよろしいのかどうか、新年度の見通しはどのように考えられているのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問にお答えします。

22年度に就学援助の補助対象費目に追加されましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3費目につきましては、普通交付税で措置されておりまして、保護者負担の軽減の観点からも3費目を支給対象とする必要性については強く感じているところでございます。今後27年度に向けまして、政策協議、予算協議の中で検討していきたいというふうに考えてございます。26年度におきます道内各市の支給状況でございます。3費目全てを支給している市は6市、PTA会費のみ支給している市が4市となっております。中空知5市5町の状況ですが、3費目全て実施しているところが1市2町、2費目実施が1町、1費目実施が1町となっております。また、25年度決算におきます就学援助費につきましては5,336万円です。普通交付税の算入額は18.5パーセントの990万7,000円、今後交付税の増額につきましては引き続き北海道都市教育長会などを通じまして道教委並びに国に対して要望していきたいというふうに現在考えています。

以上です。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 子供を抱える家庭にとっては本当に大変なことかなと思いますので、ぜひとも、今26年度の報告がありましたけれども、27年度は多分多くの市もこれに参加するのでないかなと思いますので、滝川市においてもぜひ前向きな検討を要望します。総務部長にもよろしく願いいたします。

それでは、2番に移ります。少人数学級制度の拡大について質問いたします。来年度の少人数学級の取り組みと考え方について、検討を要する学年、学級の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長 長 大谷議員、今の要旨全て質問してもらえますか。

○大谷議員 わかりました。

少人数学級が難しいと思われる場合の対応として考えられていることは、どういうことを考えられているのか。それから、これまでは滝川市は教育のまちとして近隣においても誇れると、滝川はすばらしい取り組みをしているのだと私は自負してまいりましたが、来年度についても難しいぎりぎりのところをどうするのかと、そういうところを含めてぜひ大胆な取り組みをお願いしたいと思いますが、考えを聞きたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 少人数学級制度に関してのご質問にお答えしたいというふうに思います。

難しいと思われる場合の対応ということがございましたが、人的措置が可能であるかどうかということに尽きるかというふうに思うのですけれども、それを前置きとしまして、状況等を若干お話しさせていただきます。滝川市の単独事業としての小学校3年生、4年生への適用、さらに国と道の制度である小学校1、2年生、中学校1年生の少人数学級の現行制度を来年4月時点の児童生徒に当てはめて考えてみますと、滝川市の少人数実践事業は今年度は2名の配置であります。来年度は滝川第二小学校新3年生が71人となり、3学級になることから1名の措置、一方現行第一小学校に措置しております1名ですけれども、現4年生が5年生になった段階で適用除外になるという

ことで1名減となりまして、本年度と比較して学校数については1校の減となります。伴って1名の減ということになります。国と道の少人数学級の制度は、来年度中学校は該当がなくなりますが、滝川第一小学校新2年生が37人となることから、2学級になることを受けて1名の措置、滝川第二小学校新1年生が71名であり、3学級になることから1名の措置、同じく滝川第二小学校新2年生が71人で3学級になることで1名の措置、西小学校1年生が36人で2学級になることで1名の措置、東小学校新1年生が71人で3学級になることで1名の措置、同じく東小学校新2年生が71人で3学級になることで1名の措置という状況でありまして、滝川市単独事業で教員1名の配置、国及び道の制度による教員が対象4校で教員6名の配置という見通しであります。これを今年度と比較してみますと、小学校は増減はありませんが、中学校では2校の減ということになります。

本市における少人数学級の考え方は、国や道の小学校1、2年生の35人学級を3、4年生になったときに40人に戻らせることなく、維持することで児童の生活習慣ですとか学習の基礎、基本の確実な定着などをきめ細かに見守り、指導することができるということを目的に教員を独自に採用する制度で、平成20年度から本市では実施してきております。少人数実践事業につきましては、全ての学年への拡大を図ることが必要であるということのご要望を大谷議員からは数度にわたり議会の場でご質問を受けてきていますと承知しております。本市においては、少人数学級で35人以下とすることのほか、道教委からの教員の加配を受けて、子供たちの習熟度に応じて授業を行う少人数指導や各学校に配置しております学びサポーターを活用して担任と複数できめ細やかな指導を行うことなどを行っているところです。今後国や道の少人数制度の改正は、現状では見通しが持てませんが、保護者や市民の願いは本市の少人数実践事業の拡大を初めとしまして、教育のまち滝川としての児童生徒一人一人に目が行き届く教育の推進であり、それを支える人的配置の拡充にあると考えております。このような施策を切れ目なく継続的に実施することで国内外で活躍する子供を育て、近隣の自治体に誇れる教育であり、学校であるということが市民や保護者から信頼され、評価をいただけることにつながると考えておるところであります。その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、各学校の状況について詳しく説明いただきましたが、26年度においては滝川市独自の配置が2名だったのですよね。それが27年度では学級数の関係から1名になるということです。そこで私が思うのは、ただ単純に学級数の数だけで決めていくのではなく、3、4年生の今の取り組み等も考えて、学級数をふやすということが難しいのであれば、もう一名の滝川市独自の加配についての分を人数が多くて大変なところについて、学級数を分けることができないとしても、TTなどいろんな形で活用ができないのかどうかということでお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご指摘いただきましたようなことにつきましては、各学校はもとより、地域保護者からもいただいていますご要望でありますことから、来年度に向けて実現できるように努力

してまいりたいというふうに思います。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 今ちょっと明るい答弁と受け取りましたので、ぜひともそのように努力していただきますことを要望いたしまして、終わります。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

小野議員の発言を許します。小野議員。

○小野議員 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。通告させていただいていますので、再質のないように誠意のある答弁をお願いし、早速質問に入らせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、市政運営について

まず、1番、市長の基本姿勢ということで、項目、市政運営についてお伺いいたします。「興」、「育」、「動」と展望をあらわす一字を掲げて基本目標の達成に努力されていますが、任期の仕上げに向けて残り半年になりました。ことしの展望の「動」についてどのように推進できたのか、また具体的な「動」とは何を指すのかお伺いいたします。

○議長 長 小野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、小野議員のご質問に再質問をいただかないようにお答えをさせていただきますと思います。

平成26年の展望といたしまして「動」の一字を掲げましたのは、市長就任時から現在まで興し、育んできたものを動かし、具体的に発展させていかなければならないという思いからであります。

「動」の言葉に基づき、幾つかの取り組みが実を結んだと思っております。社会福祉事業団への社会福祉施設の譲渡を行い、多くの社会福祉事業が民間の力で取り組まれるようになったことや休止してまいりましたふれ愛の里の地ビール製造施設について指定管理の公募を行い、リンゴの発泡酒など滝川の特産物を活用した製品の製造販売や地ビールの復活に向け、明るい兆しが見えてきていること、畜産試験場跡地への夕張ツムラの進出、遊休市有地でのメガソーラー発電施設の稼働など、民間の力を有効に活用し、経済活動を活性化させ、公有資産をも活用した一つの成果と考えております。また、中空知の広域行政という観点では、新たに赤平市と芦別市が加わり、滝川地区広域消防が広域化したことや、定住自立圏構想では砂川市との複眼型により中心市宣言を行い、今後中空知地域として持続可能な共生ビジョンを作成するなど、広域連携における中心市として重要な役割を担っていくことは、新たな時代に動くということであるとと考えております。さらに、長年の懸案事項でありました休日夜間急病センターの市立病院への移転の決定、栄町3-3地区の民間主導による再開発への展望、中央保育所近くの危険家屋の整理など、着実に動かしてきていると考えておりますが、今年度残された期間においてもさらに全力を挙げて行政運営に当たってまいりたいと思いますので、今後ともご指導よろしくお伺いいたします。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 再質のないような答弁いただいたのですが、今のでいくと大体12かな、今後中空知の中心的なリーダーとしての市長の運営をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎2、市民生活

1、窓口対応等について

それでは、2番目に入ります。市民生活、窓口対応についてお伺ひいたします。市役所での窓口対応や市民からの相談、電話などの対応について苦情などは寄せられていないのかを伺ひます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

ご質問いただきました職員の窓口対応等に対する苦情などについてですが、来庁者窓口アンケートやまちづくり提言はがき、提言メール、電話などで時折市民の皆様から苦情をいただくことがあるというのが実情でございます。以前小野議員のご指摘もありました来庁者窓口アンケートの結果で申し上げますと、平成25年度の受理件数は102件。全体評価としましては、ご回答いただいた約6割の方から普通以上、満足との評価をいただいているところであります。その一方で、職員の言葉遣いや態度、あるいは説明の仕方に不満を持たれる市民の皆様も少なからずいらっしゃるというのが現実と申しますか、実情ではございます。民間企業感覚を取り入れた市役所改革を市政運営の基本に、民間企業研修などにも力を入れてまいりました。特に民間で実践されている挨拶や目配り、気配りについては見習うべきものとの研修報告もあったところであります。その成果を広く生かせるよう今後も努めてまいりますので、ご理解いただきたく、よろしくお願ひいたします。

○議 長 小野議員。

○小野議員 今答弁いただきましたけれども、実際にこの質問については私2回目なのですが、今回について、挨拶、目配りとか、民間対応についていろんな対応もあるようなのですが、ちょっとまだ不足だなという感じも受けます。ということで、今回なぜこういう要旨で質問させていただいたかという、1件市民の方から苦情がありました。某月某日ということで、その対応については、年配の方、ひとり暮らしの方なのですが、市のほうに電話をしたということで、何の電話をしたかという、ハチがいる、スズメバチなのです。それは、自宅の車庫の中にあった巣なのです。ただ、その説明は、住宅、要するに居住区域内、区域外、そういう説明をされた。区域内、区域外の説明というのは、高齢の方はどうのこうのというのをはつきり覚えている方って少ないと思うのです。そういう説明をされて、担当者が2人かわられた。かわられた中で、スズメバチについては車庫の中、住宅区域内なので、それは処理のほうは専門業者がいますので、1万5,000円ぐらいのお金がかかりますけれども、頼んだらどうですかという返答があったということで、その人はそんなにお金かかるのならいいと、私は自分でほうきか何かで追っ払うという話だったのですが、それは結果的にやらなくて助かったのですけれども、その町内会の副会長さんが私のところに来まして、滝川市ってこういう対応するのですかという話があったのです。その方は、東京から今単身でその町内会に住んでいるのですけれども、こういう対応をしているのならこれからの高齢化社会になったらどう対応できるのですかというようなお話があった。今度私が直接電話しました。電話してし

ばらくは、担当者がいないので、返事をくれと言ってもなかなかくれなかった。ところが、中身を判断して担当者がすぐ来たのです。現状を見て、すぐその後処理してくれたのです。ということは、電話の対応だけで終わらせてしまうとデスクワークだけで終わってしまうわけです。わずかなことですけれども、一回確認した後もそういう処理の対応をすることも必要でないかと。これからだんだんこういう問題が、スズメバチに限らずいろんなことが起きてくると思うのです。やっていかないと、こういう苦情ばかり、こういう細かい話はこの議会で言わなくても所管の対応だけでも済むのですけれども、今言っておかないとこういう問題はそのうちだんだん尻つぼみになっていきますので、その辺もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目に行きます。1階市民課に設けた市長席がこの間なくなったのですけれども、場所的に移動したと思います。市長席を設けた効果はどのようにあったか、それをお伺ひいたします。

○議長 市長。

○市長 ただいま1階の市長席どうしたのというご質問でございます。民間企業感覚を取り入れた市役所改革を市政運営の基本としておりまして、特に1階窓口フロアにつきましては、ご承知のとおり多くの市民の皆様を迎え入れるお客様第一主義が求められるフロアであります。したがって、私自身がそこに身を置いて率先垂範する中で市役所改革を進めたい。さらには、現場にはさまざまな情報があることから、現場を歩くことは組織を経営する者にとって非常に大切なことである。そのような思いから、ご質問のありました市長席というのを設けさせていただきました。前にも小野議員からこの点につきましてご質問があったと思います。市長席につきましては、システム導入に伴いまして、スペースの都合もありまして本年2月に撤去を余儀なくされました。約2年8カ月の間、公務の都合上限られた時間ではありましたが、来庁された市民の皆様の様子、そしてまた職員への対応、また市民の皆様や職員との会話を通じて現場におけるさまざまな課題を把握し、必要な改善点を指示することもできました。撤去に至りましたことは残念でありますけれども、所期の目的は達成できたと総括をしております。そしてまた、市長席はないにいたしましても、時間があるときには1階フロアにおられることなどを心がけておるつもりでございまして、今後ともそのような意識を持って行政運営に当たっていきたいと思っております。ぜひともご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 小野議員。

○小野議員 今答弁いただきまして、普通そういう場所に置くという民間的な感覚でいうと、社長の机が普通の受付に来るということですから、職員の方は非常にやりにくいと思うので、そういう中でも多少今市長の言ったとおり所期の目的は達成されたという感があるということでございますので、今後またそういう機会があったらよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎3、財政政策

1、電気料金の値上げについて

3番目、財政政策で電気料金につきましては、きのう渡邊議員、それから坂井議員が言いましたので、重複しますので、これは割愛させていただきます。

◎4、安全安心なまちづくり

1、防災対策について

4番目、安全安心なまちづくり、防災対策についてお伺いいたします。異常気象でもあると思うのですが、九州、四国、広島、礼文島と集中豪雨の被害が甚大です。滝川市では、地すべり、崖崩れ等予想区域や水防区域の災害危険区域が設定されています。各排水機場、樋門等の管理者である札幌開発建設部滝川河川事務所等と操作員との連携についてどのように把握しているか伺います。また、連絡体制、河川事務所からの対応の指示はどうなっているのか、それも重ねて伺います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 それでは、お答えいたします。

滝川市内の各排水機場の運転操作につきましては、北海道開発局札幌開発建設部から滝川市に委託されておりまして、各排水機場の操作等に従事する者が操作要領に基づき、札幌開発建設部滝川河川事務所長から命じられて運転操作を行っております。樋門等の操作員につきましては、札幌開発建設部による樋門等の操作研修会を毎年受講し、常に操作要領の習得に努めております。気象警報が発表されますと、各樋門等操作員に対しまして札幌開発建設部から注意喚起の意味も含めて一斉に気象警報情報のファックスが送信されるようになっております。樋門等操作員は、操作要領に基づきまして樋門の開閉を行っております。開閉の情報は直ちに札幌開発建設部滝川河川事務所長に携帯電話等で伝達されるようになっております。滝川市におきましては、滝川市長と滝川河川事務所長とのホットライン、国土交通省の防災情報共有システムや市町村向け川の防災情報、滝川河川事務所等との情報交換などから、各排水機場の運転状況並びに河川及び樋門等の水位など、最新の情報収集を行うことにより水害に備えた警戒態勢を常にとっているところでございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 災害はいつ来るかわかりませんので、この辺の連絡体制をまたさらにもう一つチェックして、よろしくお願ひしたいと思います。

◎5、市立病院

1、院内での携帯電話の制限について

2、看護体制について

3、看護師確保対策について

次、5番目、市立病院ということでお伺いいたします。院内での携帯電話の制限についてお伺いいたします。総務省と通信会社などで構成する電波環境協議会から、病院での携帯電話の制限を緩和するという指針が公表になりました。強制力はなく、ルール、マナーは各医療機関が決めるとのことですが、滝川市立病院としての対応はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 院内の携帯電話の使用に関するご質問ですが、8月19日付で電波環境協議会から新たな医療機関における携帯電話等の使用に関する指針が公表されました。今回の新たな指

針は、手術室、検査室、集中治療室は従来どおり原則禁止とすることになっておりますが、病室、待合室などの使用が緩和されております。また、病室での通話など、他の患者様のご迷惑とならないマナーの観点に考慮した使用制限も求められております。現在市立病院では、携帯電話使用に関するマニュアルに基づき、携帯電話ブースなどの使用可能な場所、病室など使用不可の場所の設定、院内に持ち込む場合はマナーモードに設定、入院患者様には消灯後に電源を切るなどの対応についてご協力をお願いしております。今回公表されました新たな指針を参考にし、当院における携帯電話使用に関するマニュアルの見直しを早急に検討してまいりたいと考えております。

○議 長 小野議員。

○小野議員 2番目に入ります。看護体制についてお伺いいたします。基幹病院としての医療体制で7対1の看護体制は維持できているのかどうかを伺います。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 7対1の入院基本料につきましては、平成22年3月に取得し、現在まで施設基準を継続してクリアをしております。7対1入院基本料を算定する施設基準は、看護職員の7割が看護師であること、平均在院日数が18日以内であること、看護職員1人当たりの夜勤時間が月平均72時間以内であること、看護必要度などの施設基準をクリアする必要があります。平成26年度の診療報酬改定では、7対1入院基本料の施設基準が厳しくなっておりますが、今後とも7対1入院基本料を継続取得するために病院全体で取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長 小野議員。

○小野議員 今ご答弁いただきました。基幹病院として7対1ということは、ややもすればそのうち10対1になるような可能性もありますので、その辺また今後徹底して7対1看護を進めていただきたいと思っております。

3つ目に入ります。看護師の確保対策についてお伺いいたします。看護学生に対して貴重な税金が使われていますが、卒業後の勤務が長く続かないのは何か問題があるのではないかと思います。要因についてどのように捉えているのかを伺いたいと思っております。それと、高等学院に対する経費が昨年度9,000万円以上となっておりますが、これは学生1人当たりになると120万円、年間ですけれども、かかっています。これだけの税金が投入されているにもかかわらず、卒業後生徒がほかの病院へ就職しているとも思います。この辺も同じことなのですが、また生徒はこの現状を理解しているのかを伺いたいと思っております。それと、砂川市と連携した高等学院の運営や統廃合の考えはないのかを伺います。よろしく申し上げます。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 市立病院では、平成23年度11名、平成24年度は14名、平成25年度11名、平成26年度は15名を高等看護学院の卒業生から採用しております。当院における新卒1年目の離職率は、平成23年度採用がゼロパーセント、平成24年度採用が21.4パーセント、平成25年度採用が9.1パーセントになっております。平成24年に行われました日本看護協会の調査では、新卒1年目の離職率は7.5パーセントでした。当院における退職理由は、療養と転出が主な理由となっております。全国的にも新卒の離職率が減少しておりますが、離職率低下の要

因としては、新人看護師職員研修の取り組みを進めてきた、そういった効果が示唆をされております。当院においても専任の研修担当者を配置し、教育研修体制の充実に取り組んでいるところであり、その成果も出ているものと考えております。また、砂川市との連携につきましては、当市の高等看護学院は地元高校からの推薦枠を設けるなど、市立病院の安定的な看護師確保のため、その役割を十分に果たしており、今後とも市立病院の看護師確保のためにも継続運営していくことが必要であると考えておりますので、砂川市立病院附属高等看護専門学校との運営や統廃合については現在のところ考えてはおりません。また、学生に対して運営上の仕組み等について詳しく説明はしておりませんが、こういったことにつきましても今後説明をして、理解をしていただけるようなことに取り組んでいきたいと思っております。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 これは自分の経験から言うわけでないのですが、一旦自分の資格を取ってそのところに入ると、実際に何カ月か経験しますとほかのところがよく見えるのです。実際に経験があって、ほかのところへ行くと大した変わらないという結果になりますので、こういうことも踏まえながら、ひとつ指導の中にも入れてもらいたいと思っております。

2つ目に入ります。平成24年4月に医師、看護師の確保対策として院内保育所が開設されましたが、院内保育の体制、人員を含めて利用状況等の現状について伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 院内保育所は、平成24年4月に定員10名の保育所として開所いたしました。開所時は基本保育2名、一時保育3名、計5名でスタートしたところではありますが、平成25年4月1日には基本保育5名、150時間保育4名、一時保育6名、計15名となり、平成26年9月1日現在は基本保育7名、150時間保育5名、一時保育8名、計20名の園児をお預かりしている状況であります。また、現在院内保育所を利用している職員は、医師1名、正職の看護師8名、臨時看護師5名、臨時看護助手1名です。院内保育所の設置は、看護師等の確保と離職防止、再就職の促進につながっておりますので、今後とも目的達成のため、利用者の増に努めてまいります。

○議長 長 小野議員。

◎6、建設行政

1、北電公園について

○小野議員 次は6つ目、建設行政、北電公園についてお伺いいたします。公園内にあったどうぶつらんどが廃止になりました。遊具が改築更新されて、プレースロープ、またはブランコ、滑り台などがありますが、広い敷地の中で公園としては少し寂しくなった感もあります。少年野球場については、週末、日曜日、祝祭日と多く利用されていますが、グラウンド等は連盟、協会によりきちんと整備されています。公園の清掃は、この間見たときには草刈りはされておりました。利用する家族などから苦情があり、この対応についてどう考えているかお伺いいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 どうぶつらんど跡地の利用につきましては、芝生広場として活用を図ることとし、平成25年度に建設する大型遊具の改修にあわせて広場整備を行ったところであります。広場の整備に際し、芝生の種まきが降雪前の施行となったことから、雪解け後に芝生の育成期間が必要となり、草刈り作業の着手がおくれたこととなりました。このことについては、来園された方への周知看板等がなされていなかったことから、利用者の皆様方には大変不便をかけたこととお詫び申し上げます。今後につきましては、新しく整備された遊具と一体となり、気持ちよく使用できるような公園の維持管理に努めてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議 長 小野議員。

○小野議員 今の答弁で看板ということが入りましたので、恐らく看板を立てていなかったから周知されていなかったという、多少そういう苦情もあったと思うのです。その辺は答弁いただきましたので、これは終わります。

◎7、公共施設マネジメント計画

1、百年記念塔について

7番、公共施設のマネジメント計画、百年記念塔についてお伺いいたします。公共マネジメント計画で対象とする観光関連施設として13施設示されています。その中の一つとして開基百年記念塔がありますが、今では無用の施設になっています。北電公園内にあり、週末には家族連れや野球利用関係者など多くの人が訪れています。現在は老朽化も進み、コンクリートの劣化による小さなモルタル等が散乱しています。事実きょうの朝もまた確認してきたのですが、散乱している自体結構大きなコンクリートが散乱しています。あの辺を片づける必要もあると思うのですが、年々危険度が増して、高い位置にもあり、処理を考えなければならないと思いますが、公園内には適さない建物になってきており、早急な対策が必要と思いますが、対応を検討されているか伺います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

ご質問の百年記念塔につきましては、平成11年度から閉館しており、現在はメモリアルタワー、シンボルトワーとしての役割、また平成23年度からは陸上自衛隊滝川駐屯地曹友会のご協力をいただき、冬にはライトアップ事業などが行われ、多くの市民の皆さんに親しまれているところでございます。今回現地を確認したところ、ご指摘のとおり建物回りの化粧タイルや1階の軒下の剥がれなどがありましたけれども、外壁には目立った大きな損傷はございませんでした。しかしながら、今議員さんおっしゃるとおり、現地の状況によっては、公園を訪れる利用者に危険が及ばないようにロープを張るなどの手だても考えなければならないというふうに考えてございます。いずれにしても、財政状況を考慮し、適時維持管理をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長 小野議員。

○小野議員 先ほど言いましたけれども、現状を見るためにきょうの朝散歩に行ってみてきました。結構あそこは朝や何かに運動されている方がいるのです。あの上から見ると景観もいいのです。そ

の中で多少道路が陥没しているところがあったり、階段が危ないからということで去年きちっと撤去されてなっていますけれども、ほっておくと風致公園、滝川公園みたくになりますので、中間の公園という意味で大事なことだと思しますので、子供たちの憩いの場になりますので、ひとつその辺の検討をしながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎8、教育行政

1、スポーツ振興について

8番目、教育行政、スポーツ振興についてお伺ひいたします。滝川市として現在取り組んでいるスポーツを通じた各種の講座等はそれぞれの所管で実施していますが、身体活動を伴う運動であり、これらスポーツ活動、健康との結びつきを一つにした取り組みの体制が必要と思ひますが、どのように考えているかお伺ひいたします。

○議 長 教育部次長。

○教育部次長 お答えさせていただきます。

記録や勝敗を目的とする競技スポーツや楽しみながら健康や体力づくりのために行うレクリエーションスポーツなど、市民の健康づくりや体力づくりのため、スポーツ振興は重要な施策であると認識しております。年代ごとでは、子供たちについては体力向上とともに運動の習慣化、高齢者については介護予防や体力維持など、スポーツが解決の糸口となる課題があります。現在緊急雇用を活用し、子供たちの体力向上を担う指導者育成を一般財団法人滝川市体育協会に委託するとともに、高齢者の介護予防としてはいきいき百歳体操やヘルシーエクササイズ、ノルディックウォーキングを実施するなど、教育委員会を初め、各所管では市民のスポーツ活動の環境づくりに取り組んでおります。誰もが願う健康な体と心を維持するため、各所管や団体などと連携をとりながら、市民の体力づくり、健康づくりを支えるスポーツ振興に今後とも取り組んでまいります。

○議 長 小野議員。

○小野議員 これから滝川も元気なまちづくり、その中では体力づくりも必要だと思ひます。今いろんなことに取り組んでいただくということでございますので、検討するというだけでなく、はっきり取り組んでもらわないと滝川のまちも活気がなくなりますので、若者に限らず、私たちもうほとんど老齢に入っていますけれども、まだまだ皆さんに、若い者についていきたいと思ひますので、これからそういう意味を含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○議 長 以上をもちまして小野議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上です。それでは、通告に従い、質問していきたいと思ひます。きょうは新入職員の方が傍聴されているということで、皆さんの将来の姿がここにあると思ひます。そういったことで、しっかり答弁いただきたいなと思ひます。

◎1、安心・安全のまちづくり

1、災害から市民を守ることについて

2、駐輪場の拡大について

まず、土砂災害について伺いたいと思います。最近大雨による土砂災害がふえておりますけれども、広島市の北部で先日発生しております大規模な土砂災害、これはあの地域が地盤的にもろいということだけでなく、かたい地層のところもあったのです。そういったことで、もろいから発生したのでない、かたい地層でも今後短時間に大雨が降ったりするとそういう大規模な土砂災害が発生し得るということで、滝川市においてはどうなのかということで現状について伺いたいと思います。

○議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 それでは、お答えいたします。

北海道のホームページに掲載されております滝川市の土砂災害危険箇所は、江部乙町旭沢地区の1カ所となっております。場所は、丸加高原カントリークラブ北東側の山林であります。この区域は、人家が近くにないことから、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等には指定をされておられません。北海道が定めている土砂災害危険箇所以外では、滝川市地域防災計画の中に地すべり、崖崩れ等予想区域の指定がありまして、一の坂町西2丁目から一の坂町東3丁目のJR根室本線に沿った傾斜地が該当しております。本年7月下旬から8月上旬にかけての大雨により土砂災害の発生は現地において特に認められておりませんが、今後とも札幌管区気象台等の気象警報を参考に、高解像度降水ナウキャスト、国土交通省のXバンドMPレーダーによる降雨の監視を行うとともに、現地での確認を注意深く行うなど、土砂災害に対して警戒をしまいたいというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 災害警戒区域の指定は当市においてはされていないということで、こういったことが全国的に発生して、この秋の臨時国会において土砂災害防止法の改正が行われます。そのことによって各自治体においては財政支援が出てくると思いますので、当市においては指定されていないということではなくて、ぜひ今後そういった備えということで万全を期していただきたいなと思います。

次は、駐輪場の関係で質問させていただきます。駐輪場といっても市内に各所あると思いますが、ここでいう駐輪場は市役所庁舎の横に併設されている駐輪場について伺いたいと思います。最近どうも通路からはみ出ている自転車が見受けられたのです。今回通告したことによって、ぴしっとその区域内におさまってございましたけれども、まず現状をどのように把握されているのか伺いたいということと、もしスペース的に狭いのであれば、少し増設する必要があるのではないかと思いますので、その見解を伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

庁舎の駐輪場につきましては、平成23年11月の図書館移転開館以来、中学、高校生のテスト期間に生徒の利用が急増し、駐輪スペースが不足することから、事前に教育委員会にテスト期間を

確認して、看板等で周知をし、庁舎南側前庭に臨時駐輪場を増設しており、スペース的には確保できているというふうに考えております。なお、自転車が通路まではみ出た状態で歩行の妨げになっていることにつきましては、使用のマナーとして、教育委員会を通しての指導や滝川西高等学校の教諭による巡回指導により注意喚起を行っていただいております。今後も庁舎にお越しになる市民皆様にとってよりよい環境づくりに努めてまいりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長 三上議員。

○三上議員 基本的には使われる側のマナーが大事だということなのだと思いますけれども、曜日別とか時間帯別で一度調査されたらどうかなと思います。それで、足りないのであればさらに増設するとか、そういったことも検討されたらどうかなと思っております。

◎2、産業の活性化

- 1、新規就農者の育成・確保について
- 2、女性就農者グループへの支援について
- 3、機能性野菜のブランド化について
- 4、地域おこし協力隊について
- 5、ふるさと納税について

次に、耕作放棄地について伺いたいと思います。補正予算のときの答弁で、滝川市内においては耕作放棄地というのは今のところないのだというような答弁だったかと思っておりますけれども、現状について伺いたいと思います。

○議 長 農政部長。

○農政部長 耕作放棄地についてのご質問でございますが、耕作放棄地の面積につきましては国で定めた荒廃農地の発生、解消状況に関する調査要領に基づきまして、毎年市内に存在する荒廃農地、いわゆる耕作放棄地の面積を調査して道に報告しております。昨年実施した調査では、滝川市内の耕作放棄地の面積が2.47ヘクタールと報告しておるところでございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 2.4ヘクタールですか、これは全体的にいうと少ないという認識でよろしいのでしょうか。

○議 長 農政部長。

○農政部長 市内の全耕地面積が4,319ヘクタールとなっております、比率で申し上げますと0.06パーセントとなっております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 わずか0.06パーセント、全体からいうとその程度だということなのでしょうけれども、恐らく耕作放棄地というのは離農された方、そういったことで発生するであろうと思うのですけれども、滝川の場合については農家さん同士でやりとりして、借りるだとか、買い上げるだとか、そういったことで実際のところはそのようなパーセンテージで低くなっているのだと思います

けれども、農家さんにおいても後継者がいらっしゃらないという方がふえていると思いますので、今後はそうはいかないという状況が発生すると思うのです。そういったことの見解についてはどのように考えておりますか。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 確かに議員さんおっしゃるとおり、これまで北海道では規模拡大ということでどんどん規模を拡大して、機械化によって省力化を続けて、なるべく生産費を抑えるという形で農家の所得を確保するというようなことを続けてまいりましたけれども、確かに今市の農政といたしましても農業後継者の育成と新規就農の確保、それと農業生産法人の設立といたしますか、設立促進ということを実施の3本柱として進めてまいっている背景には、今まで規模拡大してきた農家がもし後継者がいないということで離農した場合に大量の農地が発生する。農地が市場に出回るといいますか、出ると。今までは1対1のあっせんで一つの農家が全部の面積を買うなり借りるなりということで、耕作放棄地ということにならずに済んできたというふうに考えておりますが、今規模拡大を続けてきた農家が、30とか50ヘクタールとかを持っている農家の方々がやむなく離農せざるを得ないとなった場合に、1戸の農家でそれだけの農地を引き受けることができるかということもやはり課題になるだろうということで、今施策の3本柱ということで推進しておりまして、おっしゃるとおり、それが耕作放棄地にならないということにはならないのではないかとこの危惧というのは当然我々も持っているところでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それで、国では農地の問題、農地中間管理機構というのを立ち上げて、農業をされる方、そういった方に農地をあっせんするというシステムができましたけれども、私は国のシステムですから余り批判はしたくないのですが、余りこれを頼るといふか、当てにし過ぎてしまうと全然進まないだろうと思っております。そういったことで、後継者のいらっしゃらない農家さんは5年、10年先を見据えたとき、先ほど部長の見解ではふえていく可能性もあるということでしたので、多分ふえていくと思うのです。それで、市の単独で、農地ばかりでなくて、農地とそこに付随する倉庫だとか設備だとか、そういったものも含めてあっせんする体制づくりが必要なのかなと思ったりもしております。それで、そういう必要性について伺いたいと思います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 今おっしゃった国の管理機構を通じた農地の中間管理事業の関係でございますが、ご案内のとおり耕作放棄地の発生防止、それと解消を目的に今年度から農地中間管理機構による農地中間管理事業がスタートしております。この事業では、耕作放棄地など借り手がなかなかつかない農地を中間管理機構が一旦借り受けて、必要に応じて簡易な基盤整備も行うことができるというふうになっておりまして、そういったもので一旦管理機構が借り受けたものをまとまりのある形で使いやすい状態にしてから担い手に貸し付けるという中身でございます。また、農地の出し手のほうには機構集積協力金というお金も出るというような中身になっておりますが、先ほどのご質問に答弁させていただいたとおり、市の耕作放棄地の面積が今2.47ヘクタールということで非常に少ない、比率的には少ない面積、またこれについては農地として復元するのがなかなか難しいという

ふうに聞いております。今国で進めているそういった機構の事業については、我々としては十分活用していくことが今財源的にも有利であるというふうに思っておりますので、今のところ単独の仕組みをつくるということまでは至っていないところでございます。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 いずれにしても、5年先、10年先、農業をされる方が後継者がいないということで減っていかないようにしていきたいなと思っております。それで、農業を支えるということで今女性がすごく注目されております。農女だとかというふうに言われて、農家における女性の活躍の場がすごくいろんなところであるようなのですが、私は女性農業者の方に何らかの支援が必要かなと思っております。女性というとやはり発想がいいですね、あるいは仲間意識でいろんなところに出て行って自分のつくった農作物をPRする、そういうような農家、女性農業者に滝川市としても強力な支援があるといいかなと思っておりますので、そのことについての見解を伺いたいと思います。

○議 長 農政部長。

○農政部長 女性グループへの活動支援に関するご質問でございますが、現在市内の女性による農産物の加工グループというのが3団体ございます。それぞれ地元でとれた農産物を使って、品質の高いみそですとかジュースですとかお菓子といったものもつくられているようですが、多くの市民にその活動が認知されているというふうに感じているところです。これらの活動に対しまして、市といたしましては平成24年度からスタートしております元気な農業づくり補助金の中で農産物の販路拡大ですとか加工品の開発を目的としたアグリチャレンジ事業というのをメニュー化しております。必要経費の2分の1、20万円を限度としまして補助を行っているところでございます。実績としましては、25年度に江部乙農産加工研究会、手づくりの家とまとという団体でございますが、活動をPRするためのパンフレット作成に係る経費の補助を行ったところでございます。今後におきましても、女性農業者による加工など6次産業化の取り組みに対しては積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 次に、最近野菜中心に機能性野菜というものが注目を浴びてきております。それで、例えば健康志向だとか、ほかのものとの差別化だとか、そういったことで機能性野菜というものが非常に市場では評価されているということがあります。そこで、当市においてもそういった機能性野菜を中心に滝川ブランドの開発ということはどうなのかなと思っております。栗山町では、タマネギ、さらさらレッドという機能性野菜、健康志向のタマネギを15戸の農家でつくっているのです。契約栽培ですから、販路は確保されているのです。結局こういうような差別化を図った商品については販路が確保しやすい、そういったことで滝川においてもぜひ開発して地元の農家が潤うようにしていければなと思っておりますけれども、この点についての見解を伺いたいと思います。

○議 長 農政部長。

○農政部長 機能性野菜に関するご質問ですが、機能性野菜は一般的にビタミンとかミネラルとか、体によいとされている成分について、微量にしかないものを品種改良とか栽培技術によって高含有量にするのですとか、逆に本来含まれているものを抑えるといった野菜のことを総称しているというふうに認識しております。高含有量にしたものについては、今議員さんおっしゃった栗山町の植物の育種研究でもって開発されたと聞いておりますけれども、ケルセチン高含有量のタマネギ、さらさらレッドということを知っております。また、カゴメという会社では高リコピンのトマトなどをつくっているというふうに聞いておりますし、また先ほど言いました低含有量にしたものとしては、電機メーカーが半導体工場を利用した人工透析を行っている方のための低カリウムのレタスということが挙げられております。これらは、企業とか研究機関が開発しまして、自社工場とか契約農家による栽培が主体となっているというふうに把握しております。滝川市では、地域振興作物としてトマトと花卉を位置づけているほか、ナバナの作付にも取り組んでおりまして、ナバナについてはベータカロテンとかビタミンKとか葉酸とかいった、そういった機能成分に富んでいる野菜というふうに認識しております。ただ、農業従事者の高齢化ですとか規模拡大に伴う労働力不足の理由で、なかなか作付が伸びていないといえますか、生産が拡大できていないということが課題になっております。機能性野菜については、例えば先ほど申しました低カリウムレタスなんかについては価格が通常のもの3倍ぐらいするというような、値段の点でたくさん売りたいけれどもなかなか売れない部分も若干あるというふうに聞いておりますので、そうはいつでも国民の関心というのは健康については非常に高いというふうに認識しておりますので、そういった動向を見きわめまして、生産技術とか、あるいは収益性の観点で、農業改良普及センターとか花・野菜技術センターという団体がありますので、そういった関係機関の助言をいただきながら、導入の可能性と言いますか、生産の拡大、取り組みについて探ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 ぜひ希望を持って農業後継者の方が仕事に励まれるようにしていきたいなと思っております。

次に、地域おこし協力隊について伺いたいと思っておりますけれども、きょうの午後からの常任委員会で地域おこし協力隊の方2名の紹介があるそうですけれども、市としては地域おこし協力隊についてはどのような期待を持って今回この2人を採用したのかということを伺いたいと思っております。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご質問の地域おこし協力隊につきましては、これまで経済建設常任委員会で制度についてご説明させていただきましたけれども、滝川市としましてはたきかわ観光協会の体制強化及び江部乙エリアの魅力アップを期待し、観光事業の実践者として本年2名を採用したところでございます。具体的には、1名を観光協会に配置し、イベントの開催や地域の観光資源を学び、滝川市の新たな魅力づくりにつなげる取り組み及び積極的な情報発信の役割を担っていただきたいと思っております。また、もう一人につきましては、丸加高原伝習館に配置し、丸加高原を含む江部乙エリアでの自然ガイドなどの各種プログラムを実践するとともに、地域資源を活用した新たなプログラ

ムの開発及び江部乙地域の情報発信の役割を担っていただきたいというふうに考えてございます。議員さんもお質問のとおり、今いろいろ頑張っております。滝川市としましても、隊員は地域おこし協力隊は3年間で終了しますけれども、ぜひとも滝川に残っていただきたいと考えてございます。滝川市に残っていただくために、私どもとしては人材育成のコーディネーターや定住に向けた組織的な取り組みを行うとともに、市外の協力隊員との交流の場づくりを後押ししていますし、定住に向けての支援体制を積極的に進めたいと考えてございますので、三上議員さんのご協力もひとつよろしくお願いいたします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 1人は観光協会、1人は丸加高原ということで、観光に従事してもらおうと。常任委員会での説明もそうでした。ただ、私が思うのは、このお二人がただの作業員として終わってしまったら困るのです。この方々が滝川に残って、事業をするだとか、滝川の行政にかかわるのかどうかはわかりませんが、残ってしっかり後につながっていくような教育プログラムみたいなものはあるのでしょうか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 教育プログラムということなのですが、地域おこし協力隊、今北海道観光まちづくりセンターというところに委託して、協力隊員のいろいろな知識とかのレベルアップをしていただくようなプログラムを委託してございます。この会社ですけれども、道内に多くの地域協力隊員が今いらっやっています。そういう人たちの教育プログラムを今現在進めている会社でございまして、そういうところの幅広い知識とか各種情報を集めたような会社でございまして、そういうところに委託してやっていますけれども、本日もその方がいらっやっていますので、そういうようなレベルアップさせながら、地元根づいていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 このお二人が孤立しないように、ぜひお願いしたいなと思うのです。千田部長でしたら世話好きなので、多分三楽街に出たりするのかもしれませんが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後になりましたけれども、ふるさと納税の現状について伺いたいと思います。国では地方創生本部を設置して、いよいよ地方に光を当てる、そのような体制づくりができて、9月3日には創生本部設置の閣議決定がなされ、いよいよスタートするのではないかと期待しておりますけれども、この中に盛り込まれておりますけれども、2015年よりふるさと納税の住民税の上限が1割から2割に引き上げられるのではないかとということで、すごく期待しております。それで、まずはふるさと納税のスタート時から今日に至るまでの現状を伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

スタート時から25年度までの寄附の状況についてまずは答弁させていただきます。平成20年

度、17件324万9,000円、平成21年度、14件537万2,000円、平成22年度、19件155万5,000円、23年度、60件685万5,000円、24年度、48件531万2,000円、25年度、127件382万2,000円となっております。25年度の特徴としましては、2,000円の低額寄附がふえているという状況でございます。市としては、平成20年度のふるさと納税制度の開始とともに今お話ししたように制度を導入しておりますが、寄附に対して特産品の特典を始めたのは平成23年度末に白鵬米キャンペーンとして1万円以上の寄附をしてくださった方に特産品を送ったのが始まりとなっております。また、24年度からは、市内施設等の優待券と菜種油を感謝特典として贈呈しており、26年度は3,000円以上の寄附者の方を対象として実施しているところであります。現状としてはそういったところでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 現状結構寄附されているのだということではびっくりしたのですが、来年度から住民税が1割から2割に引き上げされるということで各自治体は動いております。どれだけのものをお返しするかということはその自治体に任されていることで、私は滝川をPRする、特産物をPRする最大のチャンスであると思っております。そういった意味で、今までの固定された返礼というか、お返しということではなくて、白鵬米もいいですけども、アイガモもありますし、そういったものをこの機会にぜひPRするべきだと思っております。このことについてはどのように考えておりますか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員さんのおっしゃるとおり、国としましてはふるさと納税制度を積極的に推進する考えを示しております。控除の上限額を伸ばすとか、そういったことも今取り沙汰されています。そういった状況を受けて、滝川市としましては積極的な活用に向けて内部検討会議を設けて、金額に応じた市の特産品、特産品ということの中にアイガモを入れる、入れないのかも含めまして、そういったものにすべきかといった特典内容を検討しているほか、またインターネットで即日寄附が可能なクレジット機能での納付方法、そういったものもあわせて検討中でございます。そういった対応については、今後さらに詰めていきたいというふうに思っています。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 いずれにしましても、国が本当に本腰入れて地方の活性化に向けた取り組みが始まると思いますので、ぜひそれにおくれることなく、活用できるものは活用していくということでお願いしたいと思うのです。ふるさと名物応援制度というものもできるそうです。これは、地場の農産物を拡販するチャンスだと思いますので、そういったものも活用しながら滝川をPRして地域の活性化につなげていければと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 新政会の山口です。議長の許可を得ましたので、一般質問3件4項目にわたって質問いたします。

◎ 1、ストックマネジメント計画

1、総合福祉センター跡地利用について

まず最初に、ストックマネジメント計画において総合福祉センター跡地利用についてお伺いいたします。休日夜間急病センターの機能移転に伴い、建物の解体が決まりましたが、解体後の跡地利用についてお伺いいたします。隣接する平和公園と一体化して土地を売却すれば売りやすいと考えています。国や北海道に話をし、老朽化している警察署やハローワーク、保健所などの移転、それから新しい出先機関の誘致などを行ってはどうか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 それでは、お答えいたします。

先日補正予算が可決されましたことから、この秋から総合福祉センター解体に着手をいたします。工事は年度末近くまでかかる見込みではありますが、3月末までには更地になる予定であります。総合福祉センター跡地は、まちの中心部にありまして、今まで行政機能を担ってきた地域であることからもおわかりいただけることと思いますが、市役所庁舎、市立病院と並び、市民にとって利便性の高いエリアとなっております。現在この跡地利用につきまして市として具体的なことを予定しているわけではありませんが、利便性を生かした将来のまちづくりのための種地とすることを考えております。今後の将来的な活用方法につきましては、中心市街地の今後の動向などを踏まえまして、まちの中心部にふさわしい使い方を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 ただいまの答弁によりますと、まず滝川市自体で使いたいというようなイメージでお伺いしたのですけれども、確かに国道38号線に面してしまっていて交通量も多くて、それから市役所の前にある。結構な住宅地も抱えていますし、中心市街地も近いということで、利便性を生かしたいという答弁なのですけれども、それであれば、来年の3月に更地になるというのであれば、早急にどういうふうにご利用するかというものを決めていかないと、市役所の決断するスピードというのは、考えてみて、それからいろいろ絵を描いて実施するとか、早くても3年はかかってしまうようなイメージがどうしても私たち民間の人にありますので、そこまで引っ張るのではなくて、せっかく一等地でいいところがあるのであれば、道の駅を移せとは言いませんけれども、同じように市民がそこに集い、交流できる場所にしてほしいというふうに思いますけれども、市長はどういうふうに考えますか。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの山口議員のご質問でございますけれども、確かに一等地でございますので、非常に素晴らしい場所でございますので、あらゆる可能性を探っていきたいなという思いがございますので、もう少しお時間をいただきたいなと思います。滝川市内、こうやって中心街見て皆さんが思われると思うのですけれども、大きな広場とか緑が少ない、集える場所が少ないというお話は随分いただいております。今までの中心市街地のこれからの活性化策ともあわせて検討しながら、スピード感を持って、3年、4年というスパンではなくてもっと早い段階で考えをまとめるように

心がけていきたいと思いますが、そのようなスピード感を持ってやるということでぜひともご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 ぜひ検討いただきたいと思います。

◎2、地域防災対策

1、避難所について

2、防災用品備蓄について

次、地域防災対策の1、避難所についてですけれども、滝川市より避難所として指定されている施設に対して有事の際の受け入れ計画策定などの指導をしているのか。道立の高校などにも受け入れ訓練などを実施してもらうべきではないかということなのですけれども、災害応急対策計画って滝川市にあるのですけれども、その中には避難対象地区と、それから避難所、収容人員、施設管理責任者連絡電話番号というのが一覧表になっているのですけれども、実際に受け入れ先の高校にも聞いたのですけれども、そういう場合はどういうふうにしろというものはまだ指示がないので、特に考えていませんという見解だったのですけれども、その辺どういうふうにしていこうというふうに思っていますか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 昨今の異常気象に伴う大雨の状況を見ますと、議員ご指摘のとおり平時から有事に備えることが重要であるというふうに認識しております。ご質問の避難所の運営につきましてでございますが、今年度避難所運営マニュアルを作成をいたしまして、有事の際に備えるべく施設の管理者や自主防災組織、町内会役員等との話し合いの場を持つ予定でしたので、これをまず早急に実施してまいりたいというふうに考えております。また、訓練につきましてでございますが、道立の高校を含めまして避難所に指定されている各施設におきましては、年間行事のスケジュールが既に決まっているところが多いと思いますけれども、今後個別に各施設と日程等を調整させていただきまして、受け入れ訓練を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 計画がつくられるということなので、期待したいと思いますが、今ある対策計画を見ると、施設管理責任者に例えば公民館であれば運営委員会会長というふうに書いてあったり、スポーツセンターだと体協事務局長というふうに書いてあるのですけれども、実際に電話番号というのはただ電話帳に載っている電話番号を書いているだけなののですけれども、内部の資料ではきちんと施設管理者の携帯だったり自宅の電話番号だったりというのは把握をしているのですよね、当然。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 管理者の連絡先ということでありまして、これにつきましても把握をいたし

まして、今回の大雨につきましても実は自主避難のために3カ所開設する準備を進めておりました。そのようなことで、連絡先については全て把握をしております。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは、2つ目、防災用品の備蓄についてですけれども、9月の1日の防災の日に滝川市の防災作業所を見せていただきましたけれども、とにかく不足をしているのは見たらすぐわかるのですけれども、備蓄している防災用品の種類、それから概算の数量などをお伺いしたいと思います。また、目標とする数量と到達年数についてもお伺いしたいと思いますけれども、定住自立圏の共生ビジョンの中にも連携して備蓄をしていくのだというような項目があって、滝川市の場合は、見込みも含んでいるのですけれども、26年に519万円、27年から30年まで70万円ぐらい使ったためっていくというふうに書いてあるのですけれども、その金額の中で多分目標を決めてやっていくのだというふうに思っていますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 現在備蓄している物品でございますが、主なものとしましては食品類と生活用品類、機器類、消耗品類、装備品類の大きく5種類ございます。主なものについてご説明をいたします。食品類では、食料として25年間保存可能なサバイバルフーズを1,080食、粉ミルクを3.7キログラム備蓄しております。生活用品類の備蓄数としましては、毛布類が4,100枚、子供用紙おむつが615個、大人用紙おむつが173個、生理用品が221個、哺乳瓶が65個となっております。機器類の備蓄数としましては、懐中電灯が380個、対流型石油ストーブが22台、2.4キロ級の発電機が2台、噴霧器が5台となっております。消耗品類の備蓄数としましては、食事の際に必要な紙皿が1,100枚、先割れスプーンが900本、紙コップが900個となっております。装備品類の備蓄数としましては、土のう袋が3,737袋、ヘルメットが111個、かっぱが166着、長靴が155足となっております。

次に、目標とする数量についてであります。大地震が起きた場合に滝川市内で家屋が1,700棟倒壊し、約3,400人が避難所での備蓄物資交付対象者となることを想定をしております。食品類の目標とする数量であります。サバイバルフーズが6,704食、粉ミルクが3.2キログラム。生活用品類の目標数量であります。毛布類が3,351枚、子供用紙おむつが2,212個、大人用紙おむつが1,213個、生理用品が4,882個、哺乳瓶が185個となっております。機器類の目標数量であります。懐中電灯が380個、対流型石油ストーブが100台、2.4キロ級発電機が33台、噴霧器が5台となっております。消耗品類の目標数量としましては、紙皿が6,704枚、先割れスプーンが6,704本、紙コップが3,351個となっております。装備品類の目標数量としましては、土のう袋が5,000袋、ヘルメットが175個、かっぱが175着、長靴が175足となっております。既に粉ミルク、毛布類、懐中電灯、噴霧器など目標数量を達成している物品もありますが、本年度北海道市町村振興協会特別支援事業助成金や北海道地域づくり総合交付金を活用して、サバイバルフーズや対流型石油ストーブ、発電機等を整備することとなっております。目標数量達成は平成32年度となっておりますが、交付金や補助金の活用など財源対策を図りながら、一年でも早く備蓄数が確保できるように取り組んでまいりたいと考えて

おります。

○議 長 山口議員。

○山口議員 予算が無尽蔵にあるわけでないので、少しずつためていくしかないというふうに思っていますが、例えば冬に災害があったとした場合に、避難をして電気が使えないとなれば、暖房が一番最初に要ると、二、三日食べなくても死ぬことはないのです、そういう順序といたしますか、備蓄をしていく上でもどれが最重要なのかというのをよく考えてそろえていただきたいと思います。それと、周辺自治体で連携するというふうな予定をしているのですから、全ての自治体が同じものを同じように備蓄していくのではなくて、もし融通できるものであれば、滝川は何を優先的にするとか砂川は何を優先的に備蓄するとかというような、今後調整をしていくような考えもありますでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 定住自立圏ということで、私のほうから答弁させていただきます。

今協定項目としまして議員さんのおっしゃるように防災関係、広域の防災体制の関係について掲載させていただいています。今ビジョン懇談会のほうで項目について練っておりますけれども、今議員さんからご指摘といたしますか、ご指導といたしますか、助言いただいた部分についてもぜひ生かしていただきたいと思いますし、防災となればやはり広域ということでは、災害によっては一部に限定される災害も想定されますから、そういったときの応援体制とか、備蓄品の配置の仕方とか、さまざまな視点で今後検討されていくというふうに思っていますし、市としてもそういった検討がなされるように中心市として役割を果たしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 山口議員。

◎3、広域連携

1、民間活力を利用したまちづくりについて

○山口議員 それでは次、3番目、広域連携ですが、民間活力を利用したまちづくりについてお伺いいたします。本町から栄町、JR滝川駅前までの地域に中空知周辺を含む高齢者が安心して暮らせる大規模なついの住みかづくりを民間活力を利用して建設させてはどうかという要旨なのですが、何を言いたいのかというと、まちの長期ビジョンとして最後は滝川で暮らしたいというようなものをつくろうという提言なのですが、いろんなところに点在してあるよりも、中心部に歩いていける範囲にそういう施設、老人に関する施設が全てあって、その中に人がいることによって商店街も共生できる、あとは市民の交流の場としてなり得るというようなことを目指してほしいというふうなイメージで言っております。答弁をお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

人口減少、超高齢社会の到来に伴い、議員さんのご質問にありますとおり、高齢者が安心して暮らせる居住環境の形成は大変重要であるというふうに認識しております。そのため、滝川市総合計

画においてもコンパクトで機能的な都市の形成を目指しており、街なか居住により高齢者が歩いて通える範囲に医療機関や買い物ができるお店、銀行や郵便局などがあることで利便性が高まり、集住の促進も期待できるというふうに考えております。高齢者に移住していただくということで申し上げますと、現在の法制度の中では介護保険であれば住所地特例のサービスつき高齢者向け住宅の適用条件、さらには国民健康保険や後期高齢者医療制度における財政的な課題も残っているのが現状であります。しかしながら、昨年度には厚生労働省の都市部の高齢化対策に関する検討会議報告書が出まして、その報告書で住所地特例を初めさまざまな提案がなされておりました、国の制度改正に向けた動きも出てきております。まさに議員さんの提案を後押しするものでありまして、市としてもさらなる国の動きに期待しておりました、高齢者が安心して暮らせる居住環境の実現に向けて、ご質問にありますように民間活力の導入、機能的な街なかでの整備といった視点に加え、国の施策の動向や多様化する高齢者のニーズ、経済状況などトータルな視点で考えていかなければならないというふうに思っております。また、現在中空知では定住自立圏構想において連携を進め、全体の活性化を目指しておりますが、圏域内での人口の移動につきましては一部地域のさらなる落ち込みを招く可能性もないことはないわけですから、そういったことも踏まえて、札幌圏などより広域な範囲から元気な高齢者に魅力を感じてもらえるような地域づくり、圏域づくりに努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 なかなかたくさん盛り込まれた答弁なので、すばらしいなと思いますけれども、要するに滝川市の計画として老人を大切にしますと、いろんな設備をつくりますと、それはそれで当たり前なのですけれども、それもそうであるけれども、今答弁の中にあつたように札幌にいる多くの人口を滝川に引っ張ってくる方法の一つとして、滝川にそういうものを駅前を中心に集約して、市長がこういうまちづくりをするので、どんどん民間でそういうものを滝川に来てつくってほしいというような発信をしないと、ただ黙っていたって来ないわけですから、それはそれなりに、いろんな情報もそうですけれども、メリットもつくって、そういう方々が来てどんどんサ高住なりなんなりを建てていただくような工夫をするべきだというふうに思います。滝川市の将来的なビジョンとしてそういうものを決めなくては残れないというふうに思います。周辺の自治体と連携をして自立圏というふうにしていますけれども、やはり滝川がリーダーシップをとって、老人の問題についても踏み込んでいかなければいけないというふうに思いますけれども、市長の見解を最後にお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 長 それでは、山口議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今のご質問と、またいろいろとご意見が述べられておりました。高い見識に基づいたすばらしい着眼点であると、私も非常に賛意を持つものでございます。先ほどの部長答弁でもございましたとおり、札幌圏域の方々が来ていただくのが望ましい形だなどと思っております。そして、その元気なシルバー世代の方々がこの地域で楽しくついの住みかとして暮らしていただける場所をどう提供するかというのが課題になろうかと思っております。シルバーの方が輝くということを私はプラチナという

言葉で聞いたことがあります。プラチナタウンというのがあるそうでございます。ぜひともそのようなプラチナタウンを目指したいという考えは前々から持っておりました。その中で、今お答えしたとおり、国のほうでいろいろと動きがございます。地方創生の始点となりますひと・まち・しごと創生本部も地域の個性を尊重すると言っております。まだまだ積極的、そして具体的な判断は難しいところではございますけれども、国の動きを見きわめながら、考えられる課題をクリアにしていきたいと思っています。今現在も滝川市内におけるサービスつき高齢者住宅等に、この周辺の圏域以外の方が定住で移られているというふう聞いております。それは、この地域のよさが認められているというふうに思っておりますし、また安さというもある程度の魅力になっているようでございます。滝川の都市機能、そして田園機能を生かしながら、シルバー世代の方々に魅力あるまちづくりをこれからも考えていきたいと思っております。そのご提案をしっかりと国の動向を見きわめながら実現に向けて考えていきたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご意見のほどをまたよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○山口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩とさせていただきます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に山口議員の質問まで終了しておりますので、渡辺精郎議員から初めていきたいと思いません。

渡辺精郎議員の発言を許します。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 皆様、こんにちは、市民の声連合の渡辺精郎でございます。62回目を迎えましたが、今回に限り後ろの方々はゼロでございまして、早速質問に入らせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、市長公約の達成度の自己評価について

2、「不一致課題」について

まず、最初は、市長の基本姿勢、1、市長の公約の達成度の自己評価からでございます。前田市長の1期4年、これも終盤となってまいりました。公約の刷新部分につきましては、6月議会で少し手厳しくただしたところがございますので、新聞報道と市広報8月号のたきかわ市議会だよりを市民はしっかりと読んでいただいております。何が正義か、何が間違っているのか、市民はきちっと判断をしているわけでありまして。この部分を除いて、さまざまな施策を掲げて船出した前田丸に私は賛意を示した部分が多かったと思います。あと8カ月で1期目の航海を終えることとなります

が、この間重要課題の取り組みと市民ニーズにどれだけお応えされたのでございましょうか、具体的な施策を挙げて自己評価をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 渡辺精郎議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡辺議員のご質問にお答えをさせていただきますが、政策提言イレブンプラスワンにつきまして現段階で実行した項目と成果について申し上げたいと思います。まず、副市長2名体制といたしまして、鈴木副市長の多様なネットワークを生かした企業誘致を積極的に展開し、特に再生エネルギーについては市有地への大規模太陽光発電所の誘致やグリーンニューディール基金を活用し、ふれ愛の里へのクリーンエネルギー設備の導入を実現するとともに、風力や藻類バイオマスなどの事業化の可能性について幅広く調査研究を進めております。また、民間シンクタンクの設置により新たな特産品開発なども進めたほか、就学前乳幼児医療費の無料化や延長保育など子育て支援策の充実を図りました。医療分野での広域連携については、滝川市立病院から麻酔科医を赤平市立病院へ、整形外科医を芦別市立総合病院へ派遣を行っております。市内公共施設の耐震化や小中学校の耐震化、国及び道と連携した道路などのバリアフリー化を進めており、人に優しい暮らしやすさの実現に着実に向かっていると考えております。白鵬米の販売や地元農産物を使用した新たな商品開発など、滝川ブランドの構築に着実に向かっているところでもございます。災害時備蓄については、就任当初はほとんどございませんでしたが、公共施設や小中学校に配備してきた備蓄品の備蓄率が今年度末には50パーセント台となる予定です。また、現在27団体と災害時連携に関する協定を結んでいるところであり、災害に強いまちづくりが進んでいます。一方、学校給食費の無料化については、就任当初に想像していた以上に税収の落ち込みや交付税の減少が大きく、現状実現には至っておりません。まずは、課題でありました学校の耐震化や親子給食の施設整備、学校給食の公会計化を優先して実施しています。公約以外につきましても、先ほどの小野議員の質問にもお答えしましたとおり、さまざまな重要課題を先送りすることなく、市民の皆さんの期待に応えるべく取り組んできたと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 大変ご苦労さまでございました。自己評価として大変いろいろと言及されまして、ありがとうございます。ところで、1つだけちょっと市長のお口からお聞きしたいのです。自己評価をそのようにされておりますが、これも不一致課題の一つかもしれませんが、市長立候補時の立ち会い演説会におきまして多額の固定資産税の滞納を批判されて、それで当選されたわけですが、その後の対応、話しできないところはできないと、これはこれでいいのですが、今までの活動の評価と現在進行形の自己批判もちょっとお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきますが、その問題につきましてもいろいろと努力をさせていただいているところでございます。さまざまな観点からお答えできない部分は十分ご承知のことだと思います。納税につきましても精いっぱい努力をしてお返しをしているところでございますので、そういうことでぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 わかりました。

それでは、次に参ります。市長の基本姿勢、2の「不一致課題」についてでございます。私は、前田市政のほとんど、これを容認してきたわけでありますが、刷新問題とともに不一致課題がございます。それは、公共事業の大切さ、これは当然なわけでありますが、幸町コミセン付近から泉町に抜ける640メートル程度の近道をつくる街路工事は、これはあり得ると思います。市民の幸せのためには道路というのは大事だということはいいいのですが、ところが問題は付近の原野のような荒れた土地も含めて開発すると、こういうところがやっぱり無理があるのではないかと思うわけでありまして。係のほうで聞きますと、4億円以上をつぎ込んで私有地を寄贈いただいて順次開発する。こういうところにやっぱり無理が生じないかということでございます。整備した土地に工場や住宅を誘致するという、こういう構想についてはとても市民の理解は得られないと思うわけでありまして。莫大な工事費をかけて整備した土地に企業や住宅を誘致して呼び込むことは、財政に対するリスクが大きく、開発工事費を押しつけられる企業や一般住宅の進出もとても無理ではないかということで、あり得ないと思います。市民の理解を得られないこの工事全体の見直し、640メートル程度の近道、街路だけの単独事業にすることが市民の理解も得られやすいと、こういうふうを考えるわけでございますが、市長のこの基本姿勢をお願いいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 西2号街路事業に関するご質問でございますが、滝川市都市計画マスタープランの大幅な見直しの中で、西2号通はコンパクトな都市づくりを進める上で市の環状線となる重要な幹線道路と位置づけております。その整備手法が土地区画整理事業という地権者の皆様のご協力と負担があればこそ進められる事業であり、市民、企業、行政が連携して行う事業でございます。具体的には、地権者から公共施設整備などにより土地の価値が上がる分について道路用地や事業費などの応分の負担を土地として提供いただき、実施するものであります。ご指摘がございます道路などの公共施設整備だけを単独で実施する費用に比べて膨大な費用を要するものではございませんし、開発工事費を新たな土地利用者となる企業や住宅購入者などへ押しつけるものでもございません。この西2号通の整備を土地区画整理事業により行うことによって、地域内の未利用地の散在や不整形地を換地により敷地の集約、整理化を行うことで街路事業単独で行うよりも効果的に土地利用の増進が図られるものであり、市民の皆様からご理解も得られていると考えております。

以上です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 再質問をいたします。

西2号線が幹線道路かどうかということについてはいろいろあろうと思いますが、25年度の決算では1,700万円程度で、まだ工事全体に着手しているわけございませんから、そのようなことをご答弁になることだと思います。そういうことなのですが、原野の部分ですか、そういうようなところにはまだ着手していないということで、今年度の予算のこともありますから、その工事の現在進行形をご説明いただきたいと思っております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 工事につきましては、ご承知のとおりまだ進んでおりません。地権者とともに、換地という作業がありますので、そういった組織をつくりまして、今後換地に向けて、土地をどうやって整理するかということなのですけれども、皆さんと協議をしていきたいというふうに考えております。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 再々質問でございますが、そういう部長の答弁でございますが、しかしかつての土地開発公社、これがなぜ失敗したのかという反省が、これが生かされていないのではないのでしょうか。開発した後に企業や住宅進出がなされれば、結局は財政支出をし終わったと、こういうようなことでその後また塩漬けになってしまったのでは何にもならない。地権者のほうもそういう原野状態から少し整備されたなということで、あと利用される方がいらっしゃらなかつたら何にもならない。両方とも、寄贈した地権者も、そして多額の財政支出をした市も、これは何だったのか、こういうことになるのがさきの土地開発公社の例ではなかったのでしょうか。この観点から、やはり最後は、これは市長に聞いたわけでございますから、市長の基本姿勢としてぜひお答えをいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの再々質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますが、基本姿勢と申しますか、よく渡辺議員からは刷新と、どう考えているのだということを言われます。この問題につきましても、私としてはコンパクトな都市づくりに向けまして現在の道路網を最大限に有効活用して、新たな投資を最小限に、そして最大の効果を上げるため、従来の道路計画を全国に例を見ないほど先駆的に見直しを行ったということはまさに既存事業の刷新を図ったものであるというつもりでございます。この事業をそういう観点から進めさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ご答弁ありがとうございます。この辺が不一致課題でございますので、それはそれで聞いておきたいと思っております。ありがとうございます。

◎2、人口増加策

1、人口減少を止めるための「空き家」政策について

次は、2でございます。人口増加策、人口減少を止めるための「空き家」政策についてでございます。人口減少の対策につきましては、6月議会で何人かの議員が質問いたしました。私も質問通告をしていたのでございますが、順番が後のほうでしたので、質問をカットしたわけでありました。その6月議会の答弁と関連すると思っておりますが、空き家、いわゆる住みかえ支援の情報を広域で取り組むという、滝川市の広報とともに7月の末に回覧が回されてきました。大変重要で、しかも市町の壁を超えて空き家の状況がわかるということは、大変有意義であります。しかし、文書は回覧していますが、アピールが足りないのではないのでしょうか。新聞記事になってしかるべきような、そ

ういう案件ではないでしょうか。現在家財道具はそのまま長期間空き家になっているおうちが余りにも多いのでございます。広域の長所を生かした久しぶりのよい施策だと私は感じます。問題は、空き家の持ち主にどのように伝えるかが課題であります。空き家を上手に利用し、持ち主の理解を得て、本州からの移住策、こういうことを行うようにすれば、人口増加につながるのではないのでしょうか。人口増加の一翼になるための決意のほどを求めたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 まず、よい施策とお褒めいただき、ありがとうございます。問題として空き家のPRということでございますが、その辺を踏まえて答弁させていただきたいと思います。

本件におきましては、平成25年度から滝川市住み替え支援補助制度として高齢者世帯と子育て世帯の住みかえ支援を進めてきているところでございます。平成25年度の補助金の利用者件数は、高齢者世帯がサービスつき高齢者住宅への入居が18件、高齢者世帯が所有する賃貸戸建て住宅への登録はゼロ件となっており、子育て世帯が賃貸住宅への入居が、これは一般登録物件からなのですが、2件の申し込みとなっております。昨年度におきましては、制度の初年度ということもあり、件数が伸び悩んでおりました。補助制度の利用を促進するために、今年度4月より制度の交付要綱の改正を行い、サービスつき高齢者住宅入居と同時に住宅登録した場合としていたのを入居後も補助対象にして、老人ホーム等の入居の方についても対象となるように制度の拡充を図ったところです。また、中空知住み替え支援協議会では、サービスつき高齢者住宅施設等から了解があった場合には施設内での入居者の説明会やホームページの開設、広報たきかわによるチラシ添付案内を中心に今回PR活動をこれまで行ってきたところでございます。さらに、子育て世帯への賃貸物件の登録件数をふやすべく、市内の優良な空き住宅の掘り起こしを目的として空き住宅の郵便ポストへのチラシの投げ込みを行っているところでございます。これらの活動により、今年度は8月末現在で高齢者世帯のサ高住への入居が20件あり、持ち家登録件数は6件、子育て世帯の戸建て賃貸住宅は8件あり、そのうち5件が市外からの転入者となっているところでございます。今後とも高齢者がサ高住等へ移転後に処分に困った優良な空き家の登録件数をふやすために、高齢者施設への説明、子育て世帯や市外からの転入者のため空き家情報のホームページへの掲載など、引き続きPR活動を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ご答弁ありがとうございました。施策というか、取り組みは大変よろしいのですが、問題はやっぱり反応だだと思います。投げ込みとおっしゃいましたけれども、そのとおりで、広報だとかチラシとか回覧がその空き家のポストのところにゴッソりとたまっております。この方々にどうやってその情報を届けるかというのは、課題だと思います。だから、どんないい投げ込みをしても、その方々がすぐに反応するとは限らない。ここの壁を破らなければいけないので、建築住宅課だけではなくて、くらし支援課とかいろんな各課で協力し合わないといけない。それから、町内会のほうにも呼びかけるとか、いろいろな方法でやらなければ、郵便物にして入れても、そこにもう何カ月も、ひどいものになると何年でもポストのところにたまっている、こういう状態でございます。

すから、これが課題だと思います。それを建築住宅課だけに押しつけても無理だと思うのですが、そういうことではどうですか、自分のところで抱え込むというよりも、もう少し市全体のところで協議をして取り組む課を広げるとか、そういうことについて建設部次長の見解をもう一度お伺いしたいと思いますが。

○議長 建設部次長。

○建設部次長 市内部でも担当者会議等いろいろ、空き家の関係でもいろんな会議を持っているところで、その中でもこのような情報を流しておるところでございます。それから、住み替え支援協議会におきましては民間の方、宅建業者の方も入っておられますので、そういう方々の情報も把握しながら、さらに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ありがとうございます。よろしく、ひとつ一生懸命やってください。

◎3、観光行政

1、「日本で最も美しい村」の成功はラベンダーで決まる

次は、3でございます。観光行政、「日本で最も美しい村」の成功はラベンダーで決まる、こういう主題で質問をいたしたいと思います。江部乙地区が「日本で最も美しい村」連合に加盟するというので、その組織の副会長の講話を聞きました。その方の話では、風景も当然であります、その地域の食育とかグルメ、これがすごく大切ですよということで、要するにその土地、ところの名物となる食べ物とか、それを支える作物やら農業の大切さを説いていたのが大変印象的でありました。「日本で最も美しい村」のパターンが決まったものでもございませんから、江部乙地区のよいところをしっかりと打ち出すことが必要だと感じたところでございます。そこで、私はラベンダーを滝川にというか、江部乙にということ、江部乙の丘陵地帯にラベンダー栽培をと12年ほど前から議会で提案をしておりますが、それぞれの市長がやる気はないという答弁を繰り返してまいりました。受け入れていけば、ラベンダーの花が夕日に映えるすばらしい江部乙の西斜面に咲き誇っているころだと思わけてございます。菜の花の終わった後の「日本で最も美しい村」にふさわしい風景ではないでしょうか。私の提案を富良野方面の二番煎じと答弁した市長を初め、市の理事者の先見の明のなさが今反省しきりではないですか。二番煎じだからこそ、人々はその魅力に引かれて集まってくるのであります。一番煎じは大変です。今からでも遅くありません。「日本で最も美しい村」の試みを成功させる鍵はラベンダーにあり。富良野、美瑛の成功のノウハウを滝川市が習得して、その事業に成功すれば本当に「日本で最も美しい村」に推挙されると思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 美しい村との関連でのご質問ですので、私からお答えをさせていただきます。

江部乙地区における美しい村の加盟に当たりましては、先ほどお話がございましたように美しい村連合のファウンダーであります松尾会長の講演会にご参加いただくなど、当初より高い関心を向

けていただきまして、大変心強く思っております。美しい村との関連でラベンダーということですが、美しい村の加盟に当たりまして求められております地域資源としての景観と申しますのは、日常の生産活動の中から培われてきた景観というのが求められております。これは、美しい村の第1号になりました美瑛町が長いこと農業を営む中で培ってきたあの丘陵の畑の姿、これが高い評価を得まして、日本の美しい村の第1号になったということからも、皆さんでご理解いただけたところだと思います。逆にこれを言いますと、これからつくる、そのためにつくる景観というのは美しい村の趣旨にそぐわないものでございます。したがって、市といたしましては江部乙地区の美しい村連合への加盟に当たりまして、特段にラベンダー畑をつくること、あるいはそれを植えることを市として行う、あるいは誘導するというふうな考えは持っておりません。

ただ、渡辺議員もご指摘ございましたように、美しい村連合の運動というのは認められた地域資源をただ守るという活動ではございません。この美しい村連合に加盟したことで一つの大きな目標を持って、まちをより美しくして、また物産を振興して、より多くの方に来ていただく、またより多くの方に住んでいただきたいようなまちをつくるという活動でございます。そういう意味では、江部乙地区の皆様が加盟後まちをもっときれいにしようということによって街路にラベンダーを植えるというようなことを地区の中から、江部乙地区の協議会の設立準備委員会ができておりまして、勉強会や、または先行地域の視察も終えたところでございます。これは、協議会になりまして晴れて加盟された後に、皆さんがもっといいきれいなまちにしようというお話し合いの中でそういう案が生まれてきましたら、それはそれとして大変期待しているところでございます。ただ、繰り返しになりますけれども、美しい村の趣旨に立ちましても、市といたしましてはラベンダーについて特に取り上げて誘導するということは考えておりません。

以上でございます。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 わかりました。鈴木副市長の考えはわかったわけではありますが、私は結構こだわっております。観光とかそちらのほうではなくて、次は農業関係、農政部長のほうにお尋ねしたいのでありますが、ラベンダーは私が若いときにうちのおやじさんと0.7ヘクタールぐらいの栽培をして、その花の油をとったという経験がありますから、だからわかるのですが、まず3年ぐらいは所得ゼロであります、その花が咲くまで。その所得を補償しなければいけないだろうと私は思います。農家の方々が後でもうかるからというのでは、これは今から間に合わない。したがって、二、三年の所得ゼロ、こういうところを民主党の所得補償方式、米の10アール当たり1万5,000円、わずかですが、でもやっぱりこういうような気持ちが大変だ。農家の方々にそんな現金の補償はしたことありませんではなくて、こういう美しい村をつくるにはそれぐらいの支出というのはどうなのか、こういうことが求められると思いますが、急で申しわけないのですが、こういう所得補償方式、これ部長、いかがでしょうか。

(「通告外」と言う声あり)

(「答弁しなくてもいい」と言う声あり)

(「そんなことない。ラベンダーをするときには、必ずそこまで考えて……」と言

う声あり)

○議長 渡辺精郎議員、ここはあくまでも観光行政で、「日本で最も美しい村」の成功はラベ
ンダーで決まるという、このテーマでの質問でございます。それが今農政に変わって、それが所得
補償だったりとか農業の政策にかかわってということであれば、観光行政からは外れていきますし、
今農政部長に確認しましても事前に通告のヒアリングの中でもこのような話はなかったというふう
に伺っておりますので、私の段階としてはこれは通告外というふうに判断させていただきます。

(「では、次のときでもいいです。次のときにもっと厳しく」と言う声あり)

○議長 長 それでは、質問をそのまま続けてください。渡辺精郎議員。

◎4、住宅行政

1、住宅表示板の整備について

○渡辺議員 それでは、次でございます。4、住宅行政、住宅表示板の整備についてに参ります。
まちを巡回して気づくことでございますが、個人住宅に住宅の表示板があったりなかったりという
状態でございます。何々町何丁目何番地、これを借りてまいりましたが、この方も全然張っていな
くて、棚に上げていたので、ちょっとお貸しくささいと、こういうふうにしてせっかくいただい
ても張らないという、もちろんそれもあります。そういう指導も含めて、これを解消するには大変な
労力が市役所なり町内会にもかかってくるのではないかなと思っておりますが、この表示の現状、あ
ったりなかったりしていますが、それをどんなふうにな施策として取り扱っているかということにつ
いてお伺いをしたいと思います。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 住宅表示板というご質問でございますけれども、まず表示板は2種類ござ
います。私もこれを持ってまいりましたけれども、これが建物の玄関付近に取りつけてあります。
これは、住居番号表示板といいます。それから、各街区の角地の建物の壁などに張っている縦長の
もの、これは街区表示板といいます。これらにつきましては、基本的には住宅新築時に住所設定の
申請が市民課にございます。その際に何番何号ですという住所を設定しまして、その際にこの板を
同時にお渡しをしまして、こういう場所に張ってくださいという、そういうマニュアル的なものと
一緒にお配りをします。多くの方にはそれでご協力をいただくわけですが、中には家屋所有
者の方の理解を得られないというようなことで表示に至っていないものもあります。あるいは、中
には老朽化して剥がれたとかということもあろうかと思っております。そういった補修ですとかそういう
ものには随時対応しますけれども、なかなか張っていただけないという方につきましては、これは
個人の財産、所有物に張るといふ、あくまでもお願いということに対応しなければならないという
ことで、今後においてもそういうことで粘り強くといいますか、町内会のご協力もいただきながら、
表示していただけるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 わかりましたけれども、やっぱりできるだけこれは、郵便配達さんばかりではなくて、
近ごろは宅急便さんとかいろいろあるわけでございますので、できるだけ取りつけてあるというこ

とが大事だと思うので、今の答弁はわかったのですが、もう少し古いおうちも含めてなくなった方をどういうふうにしてこれを新しくするとか、そういう事柄についてもうちちょっと具体的に、施策の方法はわかったのですが、なくなった方は具体的にどうしてくださいますとかという、そこをちょっとお願いしたいのですが。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 具体的に周知の方法でございますけれども、まず年に1回広報に掲載をしまして広く周知を図っているところでございますけれども、今後という意味でお答えさせていただきますけれども、さらに町内会回覧ですとか、そういう目に触れる機会をふやしまして、そういうところの申し込みといいますか、そういうことに対応したいと。それから、過去にシルバー人材センターをお願いをしまして、市内を8区ぐらいに区分けをしまして、それを何サイクルかやっております。そんな中で、表示されていないところ、あるいは老朽しているところというのはある程度つかんでおりますので、それらについては個別に対応していきたいということでございます。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ありがとうございます。

◎5、教育行政

1、土曜授業と週休二日制について

2、全国学力テストの結果の学校別公表について

それでは、最後のほうで教育行政、その1のほうは土曜授業は週休2日制と相入れないということで質問いたしたいと思えます。せっかく学校5日制、週休2日制、このキャッチフレーズで教育環境が整備されて社会的にも制度や体制が整えられてきました今日、再び土曜授業とやらで教育の仕組みが変えられようとしております。土曜授業は、突き詰めると学力不足論から、我が家、我が学校、我が地域が学力不足という観点から再燃してきた問題であります。学力の水準とはいかなるもののでしょうか、学習指導要領で決めている学力水準は正しいのか、こういう検証が必要だと感じるわけですが、その学習指導要領に基づいてつくられた教科書はレベルが高過ぎるのかの検証もしないで、一方的に学力低下を嘆く大人社会に問題の根源が存在すると思うのでございます。つまりは、文部科学省の施策にこそ問題の根源があると考えられるのであります。全国のあちこちで土曜授業がふえつつあり、いきなり授業でなくて地ならし的に土曜行事で登校を促す例もあり、やがて学校6日制に戻す動きがうかがえるのでございます。滝川市教育委員会としてはどのように対応しようとしているのでございましょうか。見解を伺いたいと思えます。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 土曜授業についてのご質問にお答えしたいと思います。

平成25年11月に学校教育法施行規則が改正されまして、設置者の判断によって土曜日に授業を実施することが可能であるということが明確になったものであります。その背景としまして、平成25年4月に実施された全国学力・学習状況調査の児童生徒及び保護者対象の調査に見られます土曜日の子供たちの過ごし方でありまして、保護者の願いが背景としてあろうかなというふう

考えております。先ほど申し上げましたとおり、土曜授業の実施はあくまでも設置者の判断によるものでありまして、全国一律の実施ではありませんが、仮に実施までと想定しましても、各地域での教育活動との調整、既に定着しております土曜日の部活動、少年団等との調整、それから教員の勤務体制の整備など、課題となっていこうかなというふうに思います。文部科学省が示しております土曜日の教育活動には、学校が教育課程内の授業として行ういわゆる土曜授業、学校が教育課程以外の活動として行う土曜の課外授業、学校以外のものが主体となって子供たちに学習の機会を提供する土曜学習の3パターンがありますが、このうち滝川市においては本年4月以降、滝川こども科学館が主体となって各小学校を年間2回ずつ訪問して体験学習をさせる土曜リカひろばを実施しており、好評を得ているところであります。滝川市教育委員会といたしましては、こうした形態を支援し、国、道の動向なども注視しながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ありがとうございます。ただいまの参事のその方向で結構かと思いますが、文部科学省の設置者の判断、これが大切になってまいりますので、滝川市で取り組んでいるこども科学館の見学とか理科クラブ、これは大変結構なことで、これは全員を登校させるとか、そういうこととは全然違う観点でございますので、歓迎をしたいと思います。これぐらいのところで推移をしていただきたいなど、こういうふうに思っているところでございます。

それでは、次に参りたいと思います。時間もありませんので、次は教育行政2、学力テストの結果を学校別公表をすべきではないという、こういう観点でご質問したいと思います。昨日の関藤議員の公表すべきという質問に対しまして、教育長は公表しないと明言したと解しておりますが、再確認をさせていただきたいと思うわけであります。学力テストの学校別公表が問題となっております。公表派の人々は、他校と比較して我が校は低いとか、高いとか、高いと鼻高々に満足しているところでございましょう。しかし、全国学力テストでの競争による弊害は、五十数年前にまことに顕著になりまして、我が県、我が町、我が校の得点をよくするために何が起きたのか、これを反省することが大切でございます。ある学校では、得点の低い子供は当日休ませたり、もっとひどい例では先生が机の間を回答の紙をちらつかせて歩いた、こういうことも報告されているわけであります。こんなことは、教育に全くそぐわないことであります。あなたの学校は学力が低いと烙印を押された学校は、苦渋の選択でこのような教育に無用な事件を引き起こすのでございます。学力テスト裁判の中でも、学習指導要領の基準性が問題になり、教育に無謀な競争原理を持ち込むことは避けようということも確認されたわけであります。今またやたらに得点を比べ、競争による学力向上を目指している教育界は、教育の真髄から外れていると思いますが、滝川市教育委員会としては昨日は公表しないと明言をされましたが、それまでの新聞報道等では何か未定のような、そういうランクに書かれてありましたので、明確に本日も公表しないと、こういうふうにお答えをいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長 渡辺精郎議員、必ず一般質問で朝の冒頭に申し上げるのは、既に解明された事項にはわたらぬようにということで、必ずそれを促しております。そういう中で、ただいまは、未定だったということがきのうの段階で公表しないとというふうに明言を教育長が答弁をしておりますので、

これ以上の答弁はないというふうに判断をしますが。

(「昨日のとおりで」と言う声あり)

○議 長 教育長。

○教 育 長 今回の渡辺精郎議員のご質問ですけれども、公表しないということについて明言せよということ。きのう関藤議員の質問にも最後のほうにお答えさせていただきましたとおり、公表の方法に2通りあります、数値を公表するか、あるいは数値を公表しないまでも文言で公表するか、あるいは全く公表しないという3つ方法がありまして、滝川市は数値による公表をしないというふうに言っていますので、逆に言うと文言による公表は既に、これは各党派というか議会のほうにも平成19年以降毎年報告をさせていただいておりますので、そういう意味では文言による公表をしているということです。新聞報道で未定というふうに出ましたのは、数値による公表を行うのか、文言による公表を行うのかについて未定ということで報道機関へのお答えをさせていただきましたので、数値による公表はしないということで、文言による公表は従前どおり市民の方にも保護者の方にも議会の方にもさせていただくということで、確認という意味でお答えをさせていただきます。

○渡辺議員 了解。

○議 長 以上をもちまして渡辺精郎議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 1時48分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成26年第3回滝川市議会定例会（第17日目）

平成26年 9月26日（金）

午前10時00分 開 議

午後 4時50分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 7号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

日程第 4 報告第 8号 株式会社滝川グリーンの経営状況について

日程第 5 報告第 9号 監査報告について

報告第10号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書

意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書

意見書案第3号 産後ケア体制の支援強化を求める要望意見書

意見書案第4号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める要望意見書

意見書案第5号 奨学金制度の充実を求める要望意見書

意見書案第6号 電力料金再値上げを可能な限り圧縮することを求める要望意見書

意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

日程第 7 請願第 3号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書」の提出を求める請願

日程第 8 意見書案第8号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める要望意見書

日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八 重 子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君

13番 田村 勇 君
15番 柴田 文男 君
17番 大谷 久美子 君

14番 井上 正雄 君
16番 荒木 文一 君
18番 窪之内 美知代 君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長 前田 康吉 君
副市長 鈴木 光一 君
教育長 小田 真人 君
会計管理者 若山 重樹 君
総務部次長 五十嵐 千夏雄 君
市民生活部次長 石川 雅敏 君
保健福祉部長 佐々木 哲 君
経済部長 千田 史朗 君
建設部長 大平 正一 君
教育部長 舘 敏弘 君
教育部次長 河野 敏昭 君
市立病院事務部長 鈴木 靖夫 君
総務課長 中島 純一 君

副市長 吉井 裕視 君
教育委員会委員長 若松 重義 君
監査委員 宮崎 英彰 君
総務部長 山崎 猛 君
市民生活部長 樋郡 真澄 君
市民生活部次長 田中 嘉樹 君
保健福祉部次長 国嶋 隆雄 君
農政部長 中川 啓一 君
建設部次長 高瀬 慎二郎 君
教育部指導参事 小野 裕 君
監査事務局長 伊藤 克之 君
市立病院事務部次長 田湯 宏昌 君
財政課長 高橋 一美 君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井 弘志 君
書記 平川 泰之 君

書記 和田 英昭 君
書記 村井 理 君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において関藤議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
なお、この場合10名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位11番目の方の質問に入ります。
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
柴田議員の発言を許します。柴田議員。
○柴田議員 おはようございます。市民クラブの柴田でございます。議長にご指名をいただきましたので、以下通告に従いまして質問を行いたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、1期目の評価と課題について

まず、市長の基本姿勢について伺いをいたします。さきに小野議員の質問に対して市長からのご答弁がございましたので、第1番目の項目については、もし市長が言い残したことがあればお尋ねしたいということで、この3年半の評価について伺いをしたいと思います。

- 議 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

- 市 長 それでは、柴田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

昨日の小野議員、そしてまた渡辺精郎議員のご質問にもお答えさせていただいておりますけれども、改めてということで答弁をさせていただきたいと思います。長年の懸案事項についての取り組みを進めた部分ということで若干触れさせていただきたいと思います。まず、これも昨日申し上げたかもしれませんが、社会福祉事業団への社会福祉施設の譲渡を行い、多くの社会福祉事業を民間に移行できたことは大きな進展だと考えておりますし、畜産試験場の跡地利用につきましても北海道のご理解のもと、企業の進出が進んでおります。これも長年の懸案事項であったと思います。また、広域行政の面では、中空知地域が定住自立圏構想に取り組み、協定の締結を経て、現在ビジョン策定を進めていることや、滝川地区広域消防に赤平市、芦別市が加わり、さらに広域化したことが挙げられております。幾つかの例示でございますけれども、また私の公約でございました政策提言、イレブンプラスワンの取り組み以外にも懸案事項に対しまして一定の道筋をつけることができ

たと考えており、厳しい財政状況が続いておりますけれども、滝川市のさまざまな課題の解決に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 加えるところは余りなかったようではありますが、ただ私は率直に申し上げて、前田市政がこの3年半に行政運営を行ってきたわけではありますが、実は当初思った以上に実績を重ねているというのが率直な評価であります。民間市長としてその手腕に期待されて市長に就任されて3年半、これからさらに大きな課題も横たわっておりますので、しっかりと行政運営に励んでいただきたいと考えております。

次の質問に移りますが、財政状況、今議会でもいろいろ報告もされましたし、非常に健全性が増している財政状況にはなっている。ただ、交付税の減少、その他の要因で財政そのものの運営自体は何ら厳しさが変わっていないというのも確かかと思えます。借金は減りましたけれども、実は本来は投資しなければいけなかった事業に対してここ何年間か投資を行ってこなかったがための借金の減少だということを私はご指摘したいと思えます。ですから、積み残した課題がたくさんあるわけで、市長の考える滝川市に必要な事業と政策について、これからのことではありますが、どのようなものなのかお示しいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、ご質問にお答えさせていただきますが、まずお褒めいただいたことに感謝を申し上げたいと思えます。市の財政状況につきましては、健全化指標が改善している一方で経常収支比率が高どまりするなど、厳しい状況が続いています。これまでの3年半、多くの方々の協力を得て、長年の課題解決に向け知恵と工夫を凝らし、取り組みを進めてまいった次第でございます。しかしながら、今ご指摘のとおり、交付税の減少等、財政状況は依然厳しい状況にあります。その中において、滝川市にとって必要な施策、事業や課題解決の取り組みについては引き続き選択と集中の中で残された任期においても着実に進めていく考えであります。具体的には、定住自立圏構想の共生ビジョンの策定、「日本で最も美しい村」連合への加盟申請、医療情報システムの更新準備、子ども・子育て支援計画の策定、学校給食費の公会計化準備、栄町3-3地区の民間開発支援、公共施設マネジメント計画の推進などがありますが、市政においてやるべきことはやると、これまでどおりの所存で頑張っていきたいと思えますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 残された任期は短いではありますが、今市長がおっしゃられたように、本当に速やかに事業を完遂し、解決していかなければならない課題が横たわっております。任期にとらわれず、これからもしっかりと行政運営に励んでいただきたいと思えます。

次に、今も市長の答弁にありましたが、定住自立圏についてお尋ねいたします。私は、これからの滝川市にとって最も重要な課題がこの定住自立圏をどう完成させていくのかということに尽きると思えます。その上で、やはり2核である滝川市、砂川市、それぞれがその役割を果たしていく、このことが大事だと考えております。この定住自立圏において、滝川市の最も必要な役割というも

のはどういうものなのか、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 私から答弁させていただきます。

中空知圏域におきましては、医療や福祉、教育、産業振興など、各分野に関する取り組みなどについてビジョン懇談会での検討や現在実施しているパブリックコメントでのご意見等も踏まえながら、協定項目に基づく具体的な取り組みや将来像などを定める共生ビジョンを11月末までに策定すべく取り進めているところであります。定住自立圏構想における中心市の役割についてですが、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備するとともに、連携市町において必要な生活機能を確保し、魅力向上のために圏域全体のマネジメントを担うことが求められています。財政状況の悪化や大幅な人口減少、少子高齢化が見込まれる中、各市町がフルセットで行政機能を確保していくことはもはや困難と言えます。連携市町とも協議を重ね、広域での効率的な行政運営や圏域全体の課題解決、さらには連携事業の推進に向け、共生ビジョンに定める圏域の将来像を十分に見据え、砂川市とともに中心市としてマネジメントの責務をしっかりと果たしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 98点はとれる非常にいい答弁だったと思うのですが、いわゆるフルセット主義については、これはやはり求めていけない状況になっている。あわせて、この圏域自体が日本において消滅というような言葉の表現であらわされるような将来像も実は指摘をされているわけでありまして。協働ですとか共生ですとか、こういう言葉が1990年代以降この議会でもよく議論されてきたわけでありまして、本当にこれからの時代この中空知圏域が力を合わせて生き残っていかなければいけない、その重要な時期に差しかかっていることは間違いないと思っております。そういった意味で、確かにマネジメントを行っていくことはこの滝川市の責務として一番重要なことでもあります。しかしながら、これは体制が整っていない。本当にこの地域の再生を図り、継続性を守り、そしてあわよくばこの地域のさらなる繁栄を図っていく、そのことに対して、これはやはり前田市長の手腕は非常に大きな期待が寄せられていると思っております。そういった意味で、総務部長は98点とってしまいましたから、残りは2点しかないのですが、市長の口からも、この圏域それぞれの地域から首長という代表が10人出ている議会でもあるのです。その中で議長役、副議長役としてそれぞれ滝川、砂川がその役割を果たしていかなければいけない。そういった意味で、首長間の連携と信頼性の醸成というのは大変重要だと思います。そのところをもう一度市長のほうからご答弁をいただきたいと思っております。

○議長 長 市長。

○市長 ただいま柴田議員ご指摘のとおり、首長間の信頼関係は本当に大切なことであると思っております。そしてまた、10人の首長が心をついにこの圏域のためにということでもいろいろと活動しなければならないことがたくさんあるわけでございまして、そういう意味ではこれまでもそのような形で中空知広域圏という形でまとまってきたところでございますので、その関係をさらに強

化して、一つのまちがよくなるのではなくて、この圏域全体がよくなるための努力を当面進めてまいりたいと思っておりますし、その中の一人として私も十分力が発揮できるよう頑張らなければいけないと、そのように思っている次第でございます。ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 ぜひ今後とも頑張ってください。

それでは、次の質問に移ります。鈴木副市長を前に、また評価について伺うということで、私は鈴木副市長、民間公募で滝川に来ていただいて、その実績についてはこの議場にお集まりになっている議員諸氏、そして理事者の皆さんもよくご認識のことと思っておりますので、そのことについてはきょうここで聞くつもりはありません。ただ、副市長2人制の問題について私は、今後とも民間あるいは屋根下にかかわらず、やはり副市長2人体制を引き続き続けていくべきであると私個人としては思っております。なぜなら、今も実はご指摘したのですが、体制という問題において定住自立圏をしっかりとつくり上げていくためのそのリーダーシップを滝川市がとっていく、そのためには副市長をその任に充てていく必要性がこれから必ず出てくるのではないかと、そのように思うわけでありまして。内政と外政をしっかりと市長をサポートし、つくり上げていく、そのような体制は私は今後とも必要だと思っております。ただし、それでは鈴木副市長の後はどうするのだという問題になりますが、それはきょうはそこまでお話はいたしませんけれども、副市長の2人制について、この評価についてお伺いをおきたいと思っております。

○議長 長 市長。

○市長 副市長2人制につきましては、私が市長に就任して間もない平成23年5月に、行政出身である吉井副市長、そしてその後私の公約に基づきまして、滝川市の経済活性化と市役所改革を職務内容とした公募によりまして、平成24年4月、民間出身でございます鈴木副市長を選任させていただきました。今日に至るまで、既に十分、今も評価をいただいたわけでございますけれども、私がかじ取りをする市政運営に当たって車の両輪としてそれぞれの持ち分で活躍をいただいていると評価しているところであります。副市長2人制につきましては、そのコスト面などを捉えて消極的な議論がされることが間々あります。私は、もとより何人制がよいとか悪いとかという発想ではございません。市政において長年にわたり懸案とされてきた事案やその時々的重要な政策課題の解決、さらに将来を見据えた市政運営を推進するためにはいかなる体制が最も効果的であり、経済的であるかという観点から柔軟に発想すべきものであると捉まえております。そのような考えでありますことをぜひご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 ぜひ柔軟に、かつまた人材というものはお金の評価でなすものではないと思うのです。その人物は何ができるのかということをしっかり前田市長が見きわめて登用していく、それが滝川市、そしてこの圏域の発展につながるという強い思いが私はございますので、ぜひともそういう考え方でこれからも臨んでいただきたいと思っております。

次に入ります。第2次安倍改造内閣が発足し、地方創生ということがこの内閣の最重要課題とし

て位置づけられ、臨時国会でも政府の法案が示されるという状況にあります。今回の安倍改造内閣では、産業の活性化、さらには雇用の創出など、自治体が政策をつくり、国に提案していく、このような制度も設けられるということでもあります。これは、ぜひ積極的に活用していただきたいと思うのですが、市長としてこの政府に特に望むことはどのようなものなのかお伺いをしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 第2次安倍改造内閣に対するご質問でございますけれども、9月3日に発足いたしました第2次安倍内閣は、地方創生を重点施策として掲げております。首相みずからが人口減少や超高齢化といった地方が直面する構造的な課題に真正面から取り組み、元気で豊かな地方を創生すると記者会見でも発言されており、本市としましても人口減少社会の将来像をどう描くかが課題であると受けとめております。人口減対策の大きな柱は、出生率の上昇と東京一極集中の是正とされていますが、私も全くそのとおりで思っております。出生率の上昇に向けては、医療費の無料化など自治体間のサービス競争で少ないパイ、人口のパイを奪い合うのではなくて、国の施策として平均化させる仕組みを創設していただいたり、また東京の一極集中是正に向けては大都市と地方の法人税に差を設け、企業の地方分散を促したり、地方の大学の定員増など地方への大学移転を促進するなど、人の流れを変えて地方の活性化につながるような取り組みに大きな期待を寄せております。また、滝川市のみならず、この中空知地域は産炭地の衰退などとともにいち早く人口減に直面してきた歴史的経過があることから、私の気持ちといたしましては圏域一体となって人口減対策のモデル地区として全国に発信できるような事業創出について国を引っ張っていくくらいの気構えで取り組んでいきたいと考えております。また、10月7日には地方創生本部にヒアリングに呼ばれておりますので、その際にこれらの意見等を率直に具体的に国に訴えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 そのとおりで思います。私前田市長の中央人脈には非常に期待しているところも大きいですし、今こそ前田市長の手腕を発揮すべき時期が来たと思っておりますので、滝川市のみならず、この圏域を引っ張るリーダーとして活躍をしていただきたいと思っております。

◎2、学校教育

1、高等学校の間口問題について

それでは次に、学校教育についてお伺いをいたします。高等学校の間口問題についてであります。今後この間口問題、滝川市内の市立高校を含む3校の間口をどうしていくのかということに道教委でも市教委に対してそういった考え方を示しているというようなことが明らかになっております。通常は、生徒がたくさん集まっている高校を間口削減のその対象とするというのは、一般的にはこれはあり得ないだろうというのが基本的な考え方なのです。これは、やはり市民にもしっかりと理解していただくためには、きちっと教育長のお考えを示していただかないとならないと思っております。

ます。私今申し上げたように、生徒がたくさん集まっているのに何で間口を削るのだと言われれば、ああ、なるほどという方が8割、9割なのです。しかしながら、高校の間口問題というのはただただ間口を広げておけばいいというだけではなくて、少子化の問題にどう対応して、その高校の質をどう高めていくのかということもあわせてやっていかなければいけない、これが現状だと思うのであります。そういった意味で、教育長のお考えをお伺いしておきたいと思えます。

○議 長 教育長。

○教育長 それでは、滝川西高等学校の間口の関係についてお答えをさせていただきます。

ほかの道立高校のこれまでの経緯を見たときに、多数の欠員が出てから生徒確保の対策を行っているところもございますけれども、一旦動き始めた中学生の進路の進学先を変えるというのは容易ではないというふうに感じております。滝川西高は人気があるという評価をいただいております。ただし、市民会議でもご説明をしております今後の中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれる中にあっても、西高に進学して将来の夢を実現したいと思ってもらうことはもちろんでございますけれども、一方出口である就職先あるいは進学先からも、西高の生徒なら安心して受け入れられると言われ続け、今の西高の高い評価を維持、向上させていくためには定員のあり方も今ご質問にありましたとおり重要な要素というふうに感じております。これは、決して西高だけの問題ではなく、滝川高校や滝川工業高校も同じ危機感を持ちながら、一昨日の関藤議員の質問にもお答えをしたように、各高校でさまざまな特色を打ち出しながらも、常にどうあるべきかを模索していること、あるいは先ほど来から出ております広域的な視点も必要というふうにも思っております。それらの議論を市民会議において市民の皆様にも共有していただきながら、十分議論をして進めていきたいというふうに思っております。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 もちろん市民議論も大事なのですが、間口をそのままにしてどんどん入学者数が減っていく、逆に言えば学校の底が下がっていく、これは滝川高校でも従来あったようではありますが、それをレベルをまた上げていくには相当な時間がかかっていく。道のほうでは教育環境の整備はどんどん進んでいる。一方、市立高校はなかなか教育環境の整備に手が回らない。そういったことで、間口問題だけにとらわれていて教育環境の整備のほうになかなか力が入っていかないという面もあります。もう一度教育長に聞きたいのですが、間口問題に教育環境という部分で、老朽化した施設で教育の向上をしっかりと果たしていく、それはもちろん教員の資質もありますし、学校運営の確かさもありませんけれども、そこら辺の生徒の募集にかかわる教育環境の部分について教育長はどうお考えになっていますか。

○議 長 教育長。

○教育長 確かに市内の高等学校3校を比較しますと、滝川高校さんも工業高校さんも新しくなって、そういう中で西高の耐震化については早々とやらせていただきましたけれども、いまだに各教室にポット式の石油ストーブがあったりといったようなことで、大変に教育環境としては比較をすると十分ではないのかなと、比較をしなくても十分ではないというのもありますけれども、そういう中で選ばれる高校になっているということは、非常に教職員の努力、そして何よりも子供たち

の頑張りによるところが大きいというふうに思っております。施設整備につきましても重要な課題だというふうに思っております。ただ、変な言い方ですけども、校舎を見て学校を選んでいるということではない自信がまだ西高にはあるというふうに思っておりますので、かといって施設整備しないということではありません。そちらのほうについてももしっかり考えていかなければならない時期に来ているというふうに思っておりますので、定員調整の問題とあわせて施設整備についてもさらに充実を期していきたいというふうに思っております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 後方の議員からも市長の考えを聞きたいというご要望があるようでございますので、教育長は大分言葉を選んでいるのですが、現場の状況としてはかなり厳しい状況にあると思います。ですから、間口問題は間口問題なのですが、教育環境の整備もあわせてやっていって初めて高校の教育が充実すると、これは私の考えです。それが正しいとか正しくないとかというのではなくて、そういった意味で早急な課題と市長は認識されているのかどうなのか、最後にお尋ねしておきます。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、私といたしましても西高の問題は早急な課題であるという認識は持っておりますし、ほかの小学校、中学校の改築についても、これも早急な問題であろうと、そのように思っております。それらについて、先ほど財源対策等のお話もさせていただきましたけれども、選択と集中の中でスピード感を持った判断をしなければいけないというふうな思いはございます。しかしながら、非常に大きな投資額となるものですから、その辺は慎重に見きわめなければいけない部分もあります。住民サービスをおろそかにするわけにもいきませんし、ほかの福祉を削るわけにもいかない。さまざまな部分の中から考えなければいけないと、思っている次第でございます。ぜひともその辺もご理解いただきながらも、重要な課題であると認識していることをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 日本一の教育都市を標榜する市長として、今後とも教育環境の整備に一層のご努力をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人です。

◎1、財政

1、北電料金値上げの影響について

まず、先日、先々日と質問が相次いだ北電料金値上げの影響についてですが、重複しないようにお聞きをしたいと思います。まず、総額についてなのですが、これは5,000万円ということですが、私は一部事務組合等も含めて聞いておりますので、別の算出の仕方がもしあれば、お答えをいただきたいと思います。また、2点目として、負担増の幅が大きい主な事業、3点目として一部

事務組合の負担金等、第三セクターへの影響、4点目として連動して料金値上げに波及しかねないもの、5点目として北電に対する市としての意見表明を行ってはいないということではありますが、5点目については、私はきのうの答弁をお聞きしておりまして、結局高橋はるみ知事は値上げによる負担増の抑制に取り組むということがこの22日の小委員会で述べたことであり、これでは非常に弱いというふうに思います。市内の工場はもとより、冷蔵庫等を持っている小さな商店が年間30万円、40万円、50万円、100万円、こういった負担増になるということについていえば、単なる抑制などということではなくて、本当に抜本的なものが求められるという点では知事のこれではよしとしていたきのうのご答弁について私は不十分だというふうに思います。また、市長会が具体的に何を求めているのかということについては、きのうの答弁ではございませんでしたので、お伺いをしたいと思います。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

総額の部分でございますが、一般会計で5,000万円ということで先日からお話しさせていただいていますが、一般会計以外もということで答弁させていただくとするならば、病院事業会計では1,700万円、そして下水道事業会計では1,300万円、全体では8,000万円程度と見込んでおります。負担増が大きい事業としましては、電気消費の大きい市立病院、下水道事業のほか、街路灯維持費補助金、滝川ふれ愛の里がそれぞれ1,000万円程度の支出増となる見込みでございます。そのほかでは、市役所庁舎や青年体育センターや小中学校、西高等学校などが負担増の大きいものというふうに考えております。一部事務組合の負担金につきましては、最初にお答えした総額の内数ではございますが、中空知衛生施設組合の負担金で400万円、石狩川流域下水道組合の負担金で1,200万円程度ふえる見込みにあります。そのほか、組合等の負担金については余り大きな影響にはならないというふうに考えております。第三セクターにつきましては、滝川グリーンズについて先ほど滝川ふれ愛の里の電気料を申し上げましたが、振興公社については市の負担分ということでは影響がないというふうに考えております。また、使用料などへの影響としましては施設使用料への影響が考えられますが、施設の集約化を進めていることもあり、慎重に検討していきたいというふうに考えております。そして、知事の発言内容では不十分等々の部分でございますが、市としてもさまざまな中小企業あるいは商店等への影響は危惧しているところではございますが、今のところの市の姿勢としては、先日来申し上げているとおり、市独自としての申し入れ等については今のところは考えておりません。ただ、当然市内の状況を踏まえて、検討が必要なときには検討するという事になるかと思っております。あと、市長会の再値上げに対する申し入れの内容についてなのですが、市民生活部長のほうからは答弁にあったかとは思いますが、再度私のほうからも4点についてお話しさせていただきます。まず、1つ目については……

(「あったのならいいです。あの4点がそうだということですね」と言う声あり)

○総務部長 ええ、そうです。よろしいですか。

(「いいです」と言う声あり)

○総務部長 では、答弁は以上とさせていただきます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 全道市長会は、どの程度の政策立案能力を持っていてこの要望書をつくっているのか、その経過について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市長会の立案能力というお話もありましたけれども、市長会にその能力があるかないかについて滝川市として今この場でどうこうと言える立場にはないというふうに思っています。また、経過につきましては、当然市長会からの申し入れということでありますと、従来からのさまざまな市、今回についてもどういう段階でどこの市に確認をとったとか、そういったことについては把握してございませんが、従来下から積み上げといいますか、そういう声を市長会のほうで取りまとめそういう動きになるというのが通常の動きだというふうに理解しています。また、今回の申し入れに先立ちまして、26年、本年8月21日には国宛てにエネルギー政策の確立ということで要請を行っております。その中には、エネルギー政策のあり方についてとか、再生可能エネルギーの普及促進であるとか、費用負担についても軽減されるようにというようなことについても要請されております。そういったことを踏まえて、今回の北電への申し入れに至ったのではないかとこのふうには捉えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、市長会に対して任せっ放しで、積み上げになっているのかということ疑問に思うのです。滝川市から市長会にこういったことだという、そういう要望書あるいは企画書などは出されておりますか。

○議 長 答弁に時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時47分

○議 長 本会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 今担当部局のほうにも確認したのですけれども、市のほうからは出してないし、また問い合わせも来ておりません。ただ、この申し入れ、市長会の今回の申し入れに至った経過としては、先ほども申し上げましたとおり、市長会が具体的にどこの誰に確認したかというのはわかりませんが、こういった場合については役員である市であるとか、そういったところと調整を図りながら申し入れに至ると。なおかつ、市長会の機能として、通常課題とされている項目については日々いろいろ検討していると、そういった中で今回の北電の問題については一部の市、役員市等々、どことは言えませんが、調整の中でそういう申し入れに至ったというふうに認識しております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 丸投げにならないように要望いたしまして、全道で1, 184億円、滝川でも恐らく10億円近い影響額が出ているということを申告に受けとめて、市長会にぜひ企画書を提出していただきたいと要望いたしまして、次に移ります。

◎2、住民負担額の中空知での比較

1、住民負担額の中空知での比較について

次に、住民負担額の中空知での比較ということですが、市民が滝川の税金は高いということを聞いたことがある議員、職員は多く、疑問を持つ市民も多いと思います。市税各種、市民税や国保税、固定資産税等、また上下水道料金、保育料金、介護保険料などについて中空知5市5町あるいは衛生施設組合、消防事務組合などを構成する3市2町などで市町ごとの比較の特徴、また市民にわかりやすい説明を求めます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

市税各種、さらに上下水道料金、保育料金、介護保険料を滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町の3市2町ということで比較を行うと、個人市民税、法人市民税は同一、固定資産税、軽自動車税は超過税率を適用しているところであり、上位ということになりますが、保育料、下水道料金は中位、国民健康保険税、介護保険料、水道料金は下位というふうになっております。さらに、5市5町で比較するとランクが下のほうにいく項目も出てくるため、周辺市町との比較では滝川市の税等の負担が決して高いという状況にはないというふうに思っております。また、インターネットでも各自治体の料金等の比較が公表されておりますが、滝川市としても各料金等の実態について機会があれば市民理解が深まるよう今後努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今回軽自動車税が上がったことについて、滝川市だけが上がったというように思う人もいるのです。それだけ地方自治のいろんな制度というのはやはり複雑だというふうに私は思います。よって、決して滝川市は平均より高いわけではないと、平均的な行政をやっているということについて市民にいろんな形で周知をして、滝川市からの人口流出がふえるようなことのないようにお願いをしておきたいと思えます。

◎3、自衛隊への協力

1、富士総合火力演習の観覧について

2、自衛隊への市内中高生徒名簿提供について

次に、自衛隊への協力についてに移りますが、まず富士総合火力演習の観覧について伺います。プレス空知紙は8月24日に、富士総合火力演習、滝川市長、小野寺防衛大臣と観覧と報じました。自衛隊協力会滝川隊区連合会長としての訪問なのか、また日程と目的、内容、経費について、また

近年の滝川駐屯地以外の訓練の観覧実績について伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 富士総合火力演習の観覧についてのご質問ですが、今回は駐屯地が所在する地方自治体の市長の立場として防衛省陸上幕僚長からの招待を受け、陸上自衛隊東富士演習場まで出張したものでございます。滝川駐屯地のなお一層の充実や陸上自衛隊と隊区、自治体及び地域との関係強化を防衛大臣並びに陸上幕僚長へ陳情、要望させていただきました。8月23日から2日間の日程で、富士総合火力演習の観覧のため、静岡県御殿場市にある陸上自衛隊東富士演習場まで訪問したものであります。また、観覧については招待であったため、往復の旅費以外に費用負担はございません。滝川駐屯地以外の訓練につきましては、毎年6月に行われる陸上自衛隊真駒内駐屯地創立記念行事での訓練の観覧実績がございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今回要望、陳情された内容について伺います。

（「今言ったでしょう」と言う声あり）

（「もう少し、文書とかでやっているのであれば」という声あり）

○議長 長 総務部長。

○総務部長 演習の観覧ということでございますので、文書による要請、要望ということではございません。中身的には、先ほどお話しした内容、隊の充実促進等々について口頭でお話しさせていただいたということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 防衛大綱に、11旅団の中の3普通科連隊については機動連隊に変えるということがあって、滝川の駐屯地も増強されるという計画される可能性があるという中で、今回そういったことを誘致したいというような要望はされているのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 先ほど部長から答弁させていただきましたとおり、あくまでも現状、今までどおりと同じ自衛隊駐屯地の充実促進をお願いを申し上げました。防衛大綱に書かれております機動連隊化ですか、それにつきましては防衛省において判断されることでありまして、地方の自治体がどうのこうの言うものではないと思っておりますので、そのことはお話ししておりません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 既に市民の中には、滝川の駐屯地が大きくなるのではないかとといううわさも出始めております。機動旅団というのは、有事の際に真っ先に戦地に行く。戦地というか、有事が起こっている、そういうところですので、まさにそういうような駐屯地に私はなってほしくないというふうに思いますので、慎重な行動を求めたいというふうに思います。

次に、自衛隊への市内中高生徒名簿提供についてということで、自衛隊への名簿提供は数十年も続いているというふう聞いております。いつから行われているのか、また目的について伺います。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 いつからというご質問でございますけれども、まず住民基本台帳法第11条に基づきます閲覧という形で行っております。その開始時期でございますけれども、調べましたけれども、文書の保存年限等ございまして、明確にいつからということはお答えできない状況でございます。また、平成24年度からは住民基本台帳法第37条に基づきます資料請求がありましたことから、リストでの情報提供を行っているという状況でございます。また、申請の理由でございますけれども、自衛隊法第29条及び第35条の規定に基づきます自衛官の募集ということになってございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 恐らく四、五十年続いているのだろうというふうに思います。

そこで、次ですが、滝川地域募集事務所によると、中学3年生に対しては11月に全男子生徒宅に資料を配布しており、内容は自衛隊高等工科学校の紹介、募集とのこと。全国に一つだけあって、学年定員が250名の生徒募集を名目に全国の数十万人の中3男子宅に配布するために個人情報を提供することは問題だと考えます。また、駅前の貸し事務所で中空知管内の数千人の情報を毎年管理している実態について、セキュリティー水準は高くはないということが想定されます。これについてお聞きをするわけではありませんが、そういう中で、以上から中3男子の情報提供は中止すべきと考えますが、お考えを伺います。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 情報提供の中止というご質問でございますけれども、私どもは自衛隊の地方協力本部が先ほども申しあげました自衛隊法に基づきます自衛官の募集のために必要があって住民基本台帳法に基づく申請がなされていると、言いかえますと国の機関が職務上必要があって行っているというふうな理解をしております。ただ、情報提供のあり方でございますけれども、先般も民間企業で保有する個人情報の流出というような問題もありましたことから、私どもも既に市民課内部におきまして改めて事務の取り扱いについて確認をしております。その中で、自衛隊への情報提供についても検討しまして、今後住民基本台帳法に基づきます申請があった場合には、閲覧で対応するというところを確認しているところでございます。

以上です。

(「わかりづらい」と言う声あり)

○田中市民生活部次長 済みません。つけ加えますけれども、なお自衛隊地方協力本部が法令に基づき行う自衛隊員の募集に関する事務というのは、住民基本台帳法の第11条に規定します法令で定める事務の遂行の実行のために必要である場合、こういう場合に該当するという総務省通知がありますことから、閲覧については何ら問題ないというふうに考えているところでございます。あと、セキュリティーの関係のご質問ありましたけれども、自衛隊においての情報管理は厳正に行われているというふうに考えておりますので、そういう目的外に使用されるとか、そういうことは一切ないというふうに考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 非常にわかりづらい答弁ですが、つまり閲覧をする、見ることは第11条で認められていると。しかし、滝川市はそうでなくて中3生の氏名、住所、性別、生年月日、この4情報について要するに一覧表にまとめたものを自衛隊に提供していたわけではないでしょうか。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 先ほどもお答えしましたけれども、申請に基づきまして24年度から提供しているということでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 一覧表で提供するというところについて改善されるということなのか、また改善されるとしたらなぜ改善されるのか、そこを伺います。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 今後住民基本台帳法に基づく請求があった場合には閲覧で対応すると、言いかえますとリストでの情報提供はしないということでございます。その根拠は、先ほど申し上げました住民基本台帳法第37条、この場合に国等から要請があった場合に情報提供できると、その解釈をもうちょっと厳密にすべきであることを市民課内部で確認をして、現段階ではそれは閲覧に改めるということでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市民にわかりやすく、ですから今までコピーで一覧表を出していたけれども、今後はやめるということについて確認してよろしいですか。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 私がお答えしておりますのは、あくまでも住民基本台帳法の範疇で申し上げております。ですから、私は市民課所管でございますから、その中では現段階においてはリスト提供はしないということでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今リストは出さないという表現をされました。逆に言うと、何年間かリストを出していたということです。これは、住基台帳法にも載っていないこと、全く法令で載っていないことを滝川市がやっていたと。個人情報にかかわることを市が間違っていたということについて釈明はございませんか。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 間違っているか、間違っていないかということではなくて、先ほど申し上げました第37条の解釈です。これは、できるという、そういう書き方でございますけれども、では今回のこの問題が本当に白か黒かと、これはなかなかはっきりしないわけですが、グレーであれば、まずはそれは控えるべきであると、そういう判断でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 非常に大事なことですけれども、1分、2分で解決する話ではありません。いずれに

しても、閲覧させることを請求することができるのですよ、自衛隊は。閲覧を許す。しかし、滝川市はわざわざリストをつくって提供していたわけです。これは明らかに第11条の範疇を超えているということをもっとここでは述べて、次の質問、関連ありますので、行きますけれども、ここでは中3男子に対する、このリストを使って定員250人の東京にある高校に、しかも給料をもらって通学をする。高校といいながら半就職状態の学校です。ここに集めるために数十万人にこの情報がポスティング等でされているということについていえば、これは既に募集ではなくて広報活動に完全にいつているのではないですか。そういうことであると自衛隊法第97条に私は違反するというふうに思うのですが、お考えを伺います。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 今第97条のお話ありましたけれども、私先ほど来申し上げておりますのは国がみずから行う業務に必要があってやっている、その根拠は第29条、第35条というお話でございます。第97条ということになりますと一部市が行うという法定受託事務の一環だと思いますので、住民基本台帳法の話からちょっと外れるのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これも法令の解釈いろいろ言われますけれども、1分で詰める自信は私もございませんので、別の場所で詰めてまいりたいと思います。いずれにしても、リストの提供がされなくなるということについては確認をされました。

次に、高校3年生に対しては7月1日以降に全男子生徒宅に資料を配布しており、内容は自衛官と防衛大学などの募集案内です。意義があれば例外なく個人情報も自治体が提供する時代ではないのでしょうか。どうしても続けたいのであれば、事前に生徒と保護者に了解を求めるなど必要な時代に入っているのではないのでしょうか。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 先ほども中学生という話ありましたけれども、これも同じご答弁になりますけれども、今後自衛隊から住民基本台帳法に基づく申請があった場合、こういった場合には閲覧で対応していくということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 住基台帳法の第11条の3に、市町村は閲覧の結果について公表しなければならないと、ホームページに載っています。しかし、中3男子生徒、高3男子生徒全員の個人情報が出ているということについては、広報等でも公表する必要があるのではないのでしょうか。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 今のご質問ですけれども、閲覧の状況、内容につきましては閲覧者の氏名、閲覧者の概要、閲覧年月日、閲覧した住民の範囲ということでホームページで公表しております。また、図書館の行政資料コーナーにおいても公表しております。今清水議員から広報でもということでございますけれども、7月号の広報で周知をしていますということでもあります。それで足りるのかどうかという、そのご質問につながるのかどうかわかりませんが、現状はそういうこ

とでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 広報での周知はされていたというご答弁で、私の調査不足でございましたが、いずれにしても数十年前と今と全く個人情報についての考え方は変わっております。ぜひこういった機会をもとに、市民の方からいろんなご意見もいただきながら、この問題については取り組んでいただきたいというふうに思います。

◎4、農業行政

- 1、米の生産者価格の大幅下落の認識について
- 2、大規模化と設備投資後の下落が与える影響について
- 3、国に対する要望について
- 4、穀物自給率向上の立場で、新たな制度創設について
- 5、菜種播種の結果について

次に、農業行政に移りますが、米の生産者価格の大幅下落の認識ですが、本当に暴落をしております。ホクレンの農家への内金、いわゆる概算払いは1俵当たり9,000円と昨年より2,500円、22パーセントも下がっております。北海道は、既に米以外への転作が進んでおり、全国で最も13年産在庫が少ない。それでも全国同様の下がり方をしてしていると。年末の組合員勘定を締めるために2,500円の融資を別にしてしておりますが、米の直接支払などが振り込まれても借金が残る農家も考えられます。また、市場での生産調整ができなければ、来年はさらに下落することも危惧されます。農家への影響、地元経済への影響をどのように考えているのでしょうか。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 清水議員の米価の暴落といいますか、下落についてのご質問にお答えします。

近年米の消費量が減少傾向にある上、直近3カ年の作況指数というのが100を上回るという状態になっておりまして、さらに26年産米の作柄も収量的には順調というふうに聞いております。結果として全国で多くの在庫を抱えている。今議員さんから北海道の場合は13年産がかなり在庫量が減っているというふうにはお話しいただいておりますが、ことしの米価につきましては下落ということで、既に議員さんもお承知のことと思いますが、そういった認識は市としても持っております。ご存じのとおり、26年産の農業団体のほうで定めております概算買い取り価格というのは、ななつぼしで申し上げますと1俵当たり9,000円ということで、前年と比較しますと1俵当たり2,500円低い価格ということでございますので、農家に対する影響はもちろんのことですが、市の経済への影響というのは大変大きいものというふうに認識しております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 地元経済への影響を何億円程度と押さえられておりますか。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 ご質問ですが、残念ながら私どものほうで農家の消費購買力というのがどの程度落ち

込んで、それがさらに地域の経済にどういった部分に影響を及ぼすかという産業連関の話だと思うのですが、そういったものを持ち合わせておりませんので、それが一体どれぐらいの規模になるかということについては、ちょっとこちらでは申し上げる材料を持っていないということで、申しわけないですが、ご理解願いたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 もっと危機感を持って行政に当たっていただきたいと思うのですが、1万3,000トンの米ですから、単純に計算すると6億円強になるのです。これに直接払いの減額分だとかいうのを入れていくと10億円近い。関連も入れてです。こういったものは、消費税、電気、米、恐らくこれで30億円ぐらいの大変な滝川の経済に対する影響だということで、そういうこともちゃんと調査をして政策立案に生かしていくことを求めます。

次に、大規模化と設備投資後の下落が与える影響ということで、耕作地の集約が進み、面積の大規模化と同時に機械、設備購入も進みました。そこで、このような大幅な収入減になれば借金を返せない農家も出てくるのではないのでしょうか。滝川の基幹産業を守るため、市による金利負担制度などを検討する必要があるのではないのでしょうか。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 借入金の金利負担に関するご質問ですが、現在個々の農家の設備投資などによる借金の状況というのは把握いたしかねるところなのですが、米価の下落により収入が減少することになれば、先ほど申し上げたとおり農業経営にも大きな影響があると考えております。一般的に農家の方々が設備投資を行う場合に利用する制度資金のことをちょっとお話しさせていただければ、農業近代化資金というのが0.9パーセント程度で5年ですか、そういったものですか、認定農業者を対象としたスーパーL資金というのがあるのですが、同じ5年で0.35という金利、現在です。あと、市で実施しております農業振興補償融資については同じく5年で1パーセントということで、おおむね1パーセント以下の低利で貸し付けを行っているところでございます。特にスーパーL資金につきましては、人・農地プランというプランに経営体としてのついでに、国のほうで5年間金利を負担してゼロという制度もございますので、農家の方々は一般的に申し上げますと低金利あるいは金利負担を極力低減するような、そういった制度の中で設備投資を行っております。また、今回米価の下落によって所得の減少の程度というのがどの程度になるか、先ほど申し上げましたけれども、こちらでは今申し上げる材料がないということもありますので、今も収穫作業中ということで、まだ収穫作業が延びているようではございますけれども、今判断がつかない状況ということですので、現在では市による金利負担については考えておりません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 こういう状況は、次に移りますが、国の農政が招いたということで、現在どのような農政の要望を国にしているのかと。また、米価下落を放置することなく、1、さらなる備蓄米の買い上げ、2、米の直接支払を当面もとの1万5,000円に戻すこと、5年後の廃止方針の撤回、3、主食の需給調整に国が責任を持ち、安定した生産基盤を守ることを強く求めるべきですが、お

考えを伺います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 現在国に対しての要望についてのご質問ですが、ＴＰＰにつきましては地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されるということですので、国民に対して交渉内容の情報開示、明確な説明、国民的議論を行うこと、また経営所得安定対策につきましては生産者の所得の安定、生産意欲の維持、向上、真に農業者の経営安定に資するものとするなど北海道市長会及び全国市長会を通じて要望しております。また、米価の下落につきましては、マスコミのほうにも出ておりますが、今月の１９日に８つの道県の知事で構成しております北海道東北地方知事会が西川農林水産大臣に対して、また２４日の日には日本共産党の国会議員団が小泉農林水産副大臣に対してそれぞれ収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策の前倒し、それと主食用の過剰米の市場隔離、そういった要請を行っているところでございます。昨年１２月に国のほうで農業、農村全体の所得を今後１０年間で倍増させるということを目指しました農林水産業・地域の活力創造プランというのを策定いたしました。その中で農業を足腰の強い産業としていくための政策、産業政策、それと農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための政策、地域政策を車の両輪として推進するということになっております。産業政策の一つとしては、米の直接支払交付金についての工程を明らかにした上での廃止のほうの方針が出ております。また、主食用の米偏重ではなくて、麦、大豆、飼料用の米等の需要のある作物の生産を振興して、意欲のある農業者がみずからの経営判断で作物を選択する状況を実現することとして、その結果米政策も大きく見直しております。政府による生産目標数量の配分に頼らなくても需要に応じた米の生産が行われるような環境整備を進めるというようなことになっております。一方、地域政策としては、日本型直接支払を創設しまして、地域の農業者が共同で取り組む地域活動を支援しておりますので、こういった米に対する国の要望につきましては今申し上げました農林水産業の地域の活力創造プランに従って、今年度、またあるいは来年度から法律の改正によって実施される政策の効果や影響を見守る中で必要に応じて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 大きな点では一致をしておりますので、最後に述べられた麦、大豆など、いわゆるほかの穀物への転換というところですが、次の４番目ですが、米の消費減少が続くのは確かに残念なものです。一方、他穀物の自給率を上げるチャンスでもあると。しかし、それには一定の設備投資も必要だと、後継者がいないのでは新たな設備投資もできないと、今こそ後継者、新規就農者が本当に増加する本格的な対策を市として始めるべきと思いますが、お考えを伺います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 後継者、新規就農者の対策でございます。市では、農業従事者の高齢化などにより今後予想される担い手不足というのに対応するために、経営体としての体質強化、設備、機械の合理化、それと生産力の維持、向上を図る農業生産法人の育成が１点です。それと、生産技術や経営管理能力の習得など、資質向上を図る農業後継者の育成が２点目です。それと、もう一つが高収益

である施設園芸作物での新規就農者の育成、確保。これを農業施策の3本柱として推進しているところでございます。水田とか畑作といった土地利用型の作物は、議員ご指摘のとおり設備投資に莫大な投資が必要だということもありまして、北海道内ではトマトなどほかの作物に比べて土地利用型と言われるものが新規参入が進まない要因の一つになっております。稲作地帯の滝川の農業が将来にわたって持続的に、かつ安定的に発展するためには、またさらに議員ご提言のありました穀物の自給率の向上を図るためにも、これらの施策を着実に推進するとともに、後継者がいないことによる離農ということも今後発生することを見据えまして、土地利用型作物での農家子弟以外の第三者経営継承というのがあるのですが、俗にリレー方式と言うのですが、そういった方式の導入ということも検討を図ってまいりたいと、さらに担い手対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まさに最後に述べられたリレー方式が今の青年就農給付金制度では実際には使えないということなので、これを使える制度にするということと、そしてハウスで農業に参入して、この方たちが耕作農業にも入っていけると、いろんなそういったことを本格的に進めていっていただきたいというふうに思います。

農業の最後ですが、菜種の播種がほとんど終わった、あるいは終わりに近づいているわけですが、播種面積と、日本一を取り戻せるのかと、また丘陵地帯の面積についても伺います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 菜種に関するご質問でございます。平成27年産の菜種の播種面積につきましては、第2回の定例会でも山本議員のご質問がありまして、お答えしたとおり、水田転作の菜種の産地交付金の産地戦略枠を活用しまして、10アール当たり3万7,000円ということで農業者の皆さんに作付の要請を行って、取りまとめを行ったところ、約150ヘクタールほどの面積となったところでございまして、播種作業につきましては8月中旬から9月上旬にかけてほぼ終えたというふうにJAのほうに確認しております。ただ、今後天候の影響で、廃耕といたしますか、できないというか、芽吹かないとか、成長ができなかったといった面積がないとも限りませんので、最終的に収穫が可能な面積、つまり作付面積がどのくらいになるのかは今の段階ではわからないところですが、ことしの面積は大きく超えてくれるだろうというふうに期待しております。そういった状況でございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 戦略枠の積極的活用で150近くまでいくという状況です。来年に向けてどんな菜の花まつりになるのかを楽しみにしながら、次の質問に移りたいと思います。

◎5、公営住宅

1、道営住宅（啓南、滝の川）の建替えについて

次は、公営住宅というより建設行政ですが、道営住宅、啓南団地、滝の川団地は道営住宅整備活用方針で建築後一定期間を経過し、最低居住面積水準未滿またはエレベーターが未設置の住棟は、建てかえまたは用途廃止を行うに該当し、時期は未定ですが、建てかえは決まっていることが前定例会で確認をされました。そこで、同方針の市町村がコンパクトなまちづくりの推進や必要に応じて道営住宅を活用し、街なかへ移転集約するなど再配置による整備を行うという内容に基づき、駅や買い物、市立病院、官公庁などニーズが高い中心市街地への分離建設について入居者の意見を聞き、早急に検討すべきではないでしょうか。

○議 長 建設部次長。

○建設部次長 本件に関しまして先般、9月上旬ですが、当課におきまして北海道住宅課に伺いました。そこで、道営住宅、啓南団地等の建てかえ時期につきまして具体的な時期及び規模については公表できる段階ではないということでありました。道としては、北海道住生活基本計画を基本として、整備活用に当たっては道営住宅整備活用方針に基づき道営住宅整備を今後も進めていくとのことでございます。市としては、滝川市の啓南団地を含め、道内の自治体では同時期に建設された道営住宅も多く、建てかえの要望をしている市町村も多いことを認識していますので、本市においても早期建てかえの要望をしてきたところがございます。今後も適宜要望を行いながら、北海道より建てかえ等の計画の協議が上がってきたならば早急な対応ができるように、協議を今後も進めていきたいと考えているところがございます。なお、建てかえに係る現入居者の意見聞き取り等につきましては、建てかえ時期が示された時点において北海道において行う予定ですとのことでございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今のお話を聞いていると、道が主導していくというふうには聞こえたのですが、決してそうではないから道に伺っているということだとも思うのです。決まってから意見を聞くのではなくて、やはり積極的に提案をしていくということを求めて、次に移りたいと思います。

◎6、建設行政

1、社会資本整備総合交付金の減額への対応について

2、これから10年、20年後を見通した公園行政について

同じく建設行政なのですが、社会資本整備総合交付金の減額への対応ということで、内示が予算が決まった4月以降に行われましたが、建設行政ではかつて経験のない大幅な減額でした。これを受けて、執行額や設計などどのように対応したのか伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 平成26年度の社会資本整備総合交付金の内示額は、建設部全体で要望額に対して約67パーセントと大変厳しいものとなりました。議会においてご審議いただいて議決をいただいた予算であります。新年度に入って示された内示額の大幅な減額により、当初の整備計画に大きな影響が生じました。このような状況下のもと、予算執行にどのような対応をしたのかというご質問

でございますが、それぞれの事業種別において示された内示額で最大限の事業効果が発揮されるように、優先順位をつけ、事業及び内容の絞り込みを行っております。例えば道路事業におきましては、新規1路線の着手を1年間繰り延べ、継続路線あるいは完了路線に優先的に予算配分を行うことにより、完了あるいは事業効果が得られるよう、交差点まで施工することなどいたしました。当初の予算と比べ事業量が減少したことは否めない事実ではありますが、限られた内示額の中で効率的、効果的な事業の執行ができたものと考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 来年度以降もこのような決定率が続くかどうかという点について伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 来年度以降も今年度と同じように大幅な交付金の減額が続いた場合にどのような影響を受けるのかとのお質問でございますが、滝川市の財政状況を考慮しますと、インフラ整備に当たってはやはり社会資本整備総合交付金の活用が必要不可欠となっております。ご質問のとおり仮に来年度以降も今年度のように大幅な減額が続くと仮定した場合には、市が進めておりますインフラ整備の計画に影響を与えかねません。事業期間が延伸したり、場合によっては事業費が増額になったりします。また、その影響により、それ以降の整備計画が後年次に先送りされることも想定されます。今後の交付金制度の動向につきましては、非常に見通しづらい状況でございます。しかしながら、本市が進めておりますそれぞれの事業につきましては、各計画に基づき必要な予算を引き続き要望するとともに、不本意ではありますが、要望額が減額されることも視野に入れた事業の組み立てもあわせて検討する必要があるものと考えております。引き続き交付金制度の動向に注視し、北海道など関係機関からの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 滝川市にとって建設部だけで予算では5億2,000万円、これが1億7,000万円減らされる。3分の2しかできないと、これはやっぱり異常な交付金制度だというふうに僕は思うのです。しかも、今のご答弁では二重の予算を立てると、要するに3分の2になってもすぐ着工できるようにというような、そういう苦勞もかいま見える答弁だったのですが、こういった交付金制度、地方自治体としてはこのまま続けていくということについてどのようにお考えでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 国の制度ということもございますけれども、平成22年度にこの総合交付金が創設されました。そのときの言い方としましては、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合交付金ということのふれ込みでございました。そういった意味では、さまざまところで、例えば除雪費の事業が交付金となったり、今回のようなパークゴルフ場のことにつきましても効果促進事業ということで対象になるなど、そういった意味では非常に使い勝手のいい部分もございました。ただ、先ほど言ったとおり、昔の個別の補助のときのような確定したようなことがございませんので、内示的には大きく変わるようなことがあるかと思えます。使い勝手がよくなった分、北海道各地でも要望額

が大変ふえているのかもしれませんが。そういうこともあって、このたびは非常に低い交付率となったものでございますけれども、国の流れというのは私どもとしても注視していくところですが、いろいろな意味で防災だとか減災だとかに流れていることは否めない事実でもありますし、この流れは今後とも続くと思います。今後とも国の動向を注視しながら、対象が広がっている利点を活用しつつ、いろんなことも視野に入れて交付金制度とうまくつき合いながら最大限交付金を利用していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 建設行政の最後ですが、これから10年、20年後を見据えた公園行政についてということで、市は大小73カ所の公園を維持管理しております。9年前、2004年度まで毎年1億円以上、多いときで2億円を超える建設費だったのが激減をして現在に至っております。今年度の建設造成、改修費は3,208万円で、全面改修1カ所、遊具など一部改修は5カ所です。今後10年から20年間の公園建設、改修方針について、公園数や主な全面改修公園、新設公園、一部改修、毎年の建設費等について伺います。これについては、市長部局、また教育委員会、それぞれでございますので、それぞれに伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 公園の建設及び改修につきましては、公園施設長寿命化計画において平成33年度まで建設及び改修を計画しております。この計画に即した事業の着実な進捗を図ることとしております。公園施設長寿命化計画につきましては、平成25年度から市の公式ホームページにおいて広く市民に公表しているところでございます。平成27年度以降、全面改修公園は緑町公園のほか2カ所、新設公園は大町南公園の1カ所、一部改修の公園につきましては平和公園のほか15カ所となっております。総計19カ所の整備を計画しているところでございます。整備費につきましては、平成33年度まで全面改修で1カ所2,000万円から3,000万円程度を見込み、一部改修では複数の公園で毎年合計3,000万円程度の予算を見込んでいるところでございます。中長期的な建設及び改修の考え方といたしましては、これまでと同様に日常の点検、維持や修繕による公園施設の延命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努め、公園施設の長寿命化を基本とする方針のもと、公園利用者の安全確保を優先とした整備及び改修を行っていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 続いて答弁させていただきます。

滝の川公園については、公園内に各種スポーツ施設が設置されており、全面的に大幅な改修を行うということは予定しておりません。ただし、面積も広く、近くに小学校もあることから、安全な維持管理を徹底するとともに、多くの利用者、さまざまな状況の利用者が来園される公園でありますので、それぞれの利用者が安心して利用していただけるように努め、そのために必要なトイレや街灯などの公園内設備、樹木に対する対応については都度状況を把握し、実施を検討していきたい

と考えております。

○議 長 清水議員、この件で再質問ありますか。

○清水議員 あります。

社会教育の滝の川公園でお聞きをしたいのですが、あそこには障がい者トイレがない、またまともな洋式トイレがない。もっと言えば、まともなトイレがないのです。そういう点で、短中期的な見通しについて伺います。

○議 長 教育部次長。

○教育部次長 今滝の川公園のトイレについてご質問賜りました。

滝の川公園内には8カ所トイレを設置しています。障がい者トイレも3カ所用意してありますし、それからその中には水洗トイレのものもございます。利用者の方からのいろいろなさまざまなご意見はあろうかと思いますが、現状の中では大体120メートル以内に、徒歩1分半以内には野外トイレを設置してございますので、その辺のこともご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議 長 次に行きますか。

○清水議員 次に行きます。

○議 長 それでは、ちょっとまだ時間が早いのですが、昼休み中にちょっと調整したい事項もございまして、午前の部はこの程度にさせていただきたいと思います。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正について

○議 長 午前中の清水議員の一般質問を続行いたしますが、その前に先ほどの清水議員の質問の中で答弁の訂正がございますので、これを許したいと思います。総務部長。

○総務部長 答弁の訂正をさせていただきます。

まことに申しわけないのですが、最初の質問で北電料金値上げの影響についてという部分で、私は市長会から国への要請が8月21日ということでお話したのですが、6月でしたので、訂正させていただきます。

失礼いたしました。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、教育行政に移りたいと思います。

その前に、先ほど農政のところでも米の生産量について私13万トンというふうに言いましたが、24年の数値で1万3,100トンということで、1桁多く言いましたので、訂正をしておきたい

と思います。

◎ 7、教育行政

- 1、適正配置計画について
- 2、整備計画について
- 3、西高校の将来ビジョンについて

それでは、質問に戻りたいと思います。まず、適正配置計画についてですが、滝川市小中学校適正配置計画は、2015年度が5年目となり、後期5年間の計画見直しが行われます。そこで、計画では計画期間は存続しますとされた学校については、特別な変化がない限り見直しはないと考えているか伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 2年に策定をしました適正配置計画の内容について少しお話しします。東栄小学校は、児童数の増加が見込めず、全学年で複式学級が見込まれたため、24年度に東小学校と統合。江部乙小学校は、適正規模を下回るものの、計画期間内に複式学級にはならないこと、通学区域が広大であることなどから存続。江部乙中学校は、適正規模を下回りますが、江部乙小学校と同様の理由で存続、しかしながら学習環境や組織運営面から課題も多く、保護者や地域の方々と検討していきますとしています。そのほかの小学校5校、中学校3校につきましては、計画期間内は一定の児童生徒数が見込まれ、複数学級を維持できることから、存続というふうになりました。この中にキーポイントが5つあります。まずは、適正規模、児童生徒数、複数学級、複式学級、そして通学区域と、こういう5つのポイントがございます。現在教育委員会では策定後4年経過した現状について調査分析をしているところでございますが、例えば児童生徒数については、関藤議員さんのご質問にお答えしましたとおり、全体としては計画当初と現状26年度の比較では小学校はほぼ見込みどおり、中学校は増となっている状況でございます。個々の学校の状況では、児童生徒数が計画当初の推計と比較して大きく減少している学校もございます。計画当初複数学級の維持が見込まれた小学校で3つの学年で単学級となっている状況の学校もございます。また、学級数の減によりまして教職員定数が大幅に減となっている学校もございます。大きな変化ではございません。現在状況と課題について分析をしているところでございます。このような課題とあわせまして、通学区域が入り組んでいる地区、通学距離が遠い学校の通学区域の検討が必要であるというふうにご覧いただけます。ここで見直しと見直しの作業という言葉で使い分けられますけれども、見直しの作業に当たっては33年度以降の次期適正配置計画、33年から42年に向けて小学校、中学校の再編、通学区域などの課題、こういったものを含めまして今回検討していきたいというふうにご覧いただけます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 昨日の関藤議員へのご答弁の中で、26年度中に一定の調査を行って、27年度早々には次期後半5年間の案を示すと、26年度の作業としては保護者懇談会もというようなご説明もございました。また、27年度には住民説明会も。今の部長のご答弁によると、後半の5年間で

江部乙中学校の統廃合という実施については現段階ではまずほぼ消えているというふうに取り扱いましたが、まだ見直し作業中ということもございますので、その辺を含めてお伺いをしたいと思っております。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 先ほども申し上げましたが、大きな変化がない場合は当初の計画どおりということになろうかと思いますが、清水議員さんもおっしゃったとおり、今作業中でございますので、明確にはお答えする時期ではないというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それで、次に移りますが、次は市長部局への質問が①と②、教育委員会への質問が③ということで、1つの要旨の中に2つの方向の質問があるのですが、当面は存続します、あるいは今後のあり方を検討しますと5年前にされた学校については、地域の子育て世代人口を増加させる政策や他校との合同クラブ活動のための支援など、現在の課題の克服がまず優先されるべきと考えます。そこで、1、市の住み替え支援制度を江部乙、東滝川地域に限り、助成金額の増額、また要件緩和で住みかえを促進する。また、2点目として、江部乙、東滝川地区などへの新築について、また中古住宅の購入について周辺市町と同様の助成金制度を、滝川市としてはこれは持っておりませんので、地域限定で創設する考えについて伺います。③として、クラブ活動用のスクールバス、他の学校と合同で活動する場合のスクールバスを運行するなど必要ではないでしょうか。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 本件につきましては、建築住宅課としての所見を述べさせていただきたいと思っております。

住み替え支援補助制度につきましては、高齢者が不用となった持ち家住宅を住宅に困窮している子育て世帯へ賃貸することにより、住宅ストックの再利用を目的として補助制度が創設されたところでございます。8月末現在で子育て世帯向け戸建て賃貸住宅の登録が25件あり、制度を利用した子育て世帯は10件あります。移転先の内訳としては、東町が3件、朝日町が2件、幸町、扇町、黄金町、新町、花月町が各1件ずつとなっております。制度を利用した子育て世帯との面談を通してのコメントは、特に重要視していることは職場や学校からの通勤、通学距離を優先的な選択肢としていると聞いておるところでございます。このようなことから、住宅施策による特定地域への移転者の増加を見込むのではなく、現制度を広く多くの人に利用してもらうために、現在の制度の変更は考えてはおりません。

次に、新築についての助成制度でございますが、市内には優良な戸建て住宅も十分あると認識しており、これらの既存ストックの資産価値の向上と長寿命化を重点施策としております。優良なストック活用を図る上で、持ち家の改修支援補助制度を平成21年度から運用しており、持ち家の改修や住宅を取得してから改修する場合、対象工事の10パーセント、上限50万円の補助をしております。中活地域及び子育て世帯においてはさらに2パーセント加算をして12パーセント、上限70万円の補助としておるところです。さらに、これらに耐震化工事をあわせた場合、それぞれ上限5

0万円が加算されるとなっております。ご質問の周辺自治体との比較についてですが、市内の江部乙地区、東滝川地区と周辺の自治体の行政区全体との比較は比較のスケールが違うものでありますので、仮に他の自治体と比較したとしても現在の改修支援補助制度にさらなる地域加算及び要件緩和は不要と認識しております。

私のほうからは以上でございます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 教育委員会からは、複数校での合同運動部活動でスクールバスをというご質問にお答えしたいと思います。

複数校による合同運動部の活動が見込まれる場合には、生徒の移動に当たっての安全確保、こういった面からもスクールバスの運行も必要かというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 スクールバスの運行は可能だということで、ぜひ実施に向けて検討していただきたいというふうに思います。市長部局にお伺いした点なのですが、江部乙の人口は雨竜や妹背牛より多いのです。それで、職場との距離ということであれば、江部乙と滝川の中心市街とほかのまち同士、これはどっちが遠いと言えないぐらい、そんなに遠くないのです。現に滝川の昼夜人口であれば、滝川はもう既に昼の人口のほうが少なく、市外に働きに行っている方が多いわけです。だから、通勤とかで江部乙に住むデメリットというのは私はほとんどないというふうに思います。ですから、今の考え方というのは、もうちょっと検証というか、計画の練り直しというか、が必要だというふうに思います。何よりも大事なことは、3つのコンパクトタウンということを行いながら、江部乙や東滝川に対する人口は特に減る傾向がこういう形であるというふうに見ているわけですから、それ相応の対策をここでとるべきだというふうに思うのです。そこで、今言った私の点についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 先ほど来からの特に江部乙、それから東滝川というくくりでなくて、市全体としての補助制度は策定して、今現在も運用しているところでございます。例えばの話、耐震診断が至らない場合、古い家を壊して新築するときの補助制度もあります。今の住宅改修制度の中でそれを使うこともできます。であれば、それは江部乙であろうが東滝川であろうが、そういうものに対して古いものを壊して新たに建てるということに関しては適用できますので、使っていただければなと思いますけれども、ほかの自治体が新築だけに特化して補助するとかいうことは、それは他のまちの施策であり、滝川としてのやり方としては既存ストックを長寿命化、それから資産価値の向上を進めていくということに滝川市としては今進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁でも、滝川均一という考え方があるのです。しかし、過疎化というのはそ

うでなくて、やっぱり利便性の高いところが残って、低いところが過疎化がより進むというのははっきりしているわけだから、一つのまちで同一施策でなくて、一つのまちで2種類の施策、3種類の施策ということをやっていないと、本当に江部乙や東滝川が過疎化が進むということですので、施策の検討を求めたいと思います。

次に、整備計画です。滝川市小・中学校施設整備方針は2015年度で終了します。これにより耐震改修は全て終了しますが、次期計画の予定、期間、策定スケジュール等について伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 28年度以降につきましては、小中学校適正配置計画や給食施設整備方針及び計画、これと整合性を図りながら、27年度中に次期10年の施設整備方針を策定したいと考えています。以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、現在の計画では2016年度以降について大規模改修については建築年次や老朽化の進みぐあいなどを勘案し、建築後20年から30年をめどに整備を進めますとしています。ところが、実態は第一小、築51年から54年など、西小、江部乙小、東小、江部乙中など30年を既に超えているので、改築でなければ方針との整合性がとれないのではないのでしょうか。また、次もよろしいでしょうか。

○議長 長 はい。

○清水議員 また、改築については建築年度から40年から50年をめどに整備を進めますとして、第二小、34年から43年、また江陵中、33年、明苑中、34年から35年が対象とされています。以上から、2年に1校のペースでは遅く、1年に1校のペースが求められます。開西中、第三小、西小の実績から、8校の改築、改修に係る概算は、また補助率は3分の1程度、残りは20年の償還の起債とすれば、十分に対応できると考えますが、お考えを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 うまく2問を縮めれるかどうかわかりませんが、まず最初の質問ですけれども、小中学校の施設整備方針、これでは学校施設整備の目安として大規模改修については20年から30年、改築については40年から50年、こういったものをめどに整備を進めるということにしてございます。これまで施設整備は、27年度までに完了する耐震化を最優先に進めてきました。耐震化の手法としては大規模改修と改築、いわゆる建てかえでありますが、あわせて耐震化した開西中学校、全面改築しなければ耐震化できなかった滝川第三小学校、その他の学校につきましては部分的に構造補強する耐震化を進めてきました。これまで大規模改修は、滝川第一小学校は昭和63年で現在で26年経過、江部乙小学校は平成7年度で現在19年経過、江部乙中学校は平成12年で14年経過となっています。また、西小学校については平成27年度に予定しているところがございます。基本的には大規模改修によって長寿命化を図りたいというふうに考えていますが、それぞれの学校施設の老朽度合い、これによっては経過年数による順番も前後する場合、改築が必要となる場合も想定されます。今後は滝川第二小学校が築39年、東小学校と江陵中学校が築36年、明苑中学校が築35年、築54年の滝川第一小学校については大規模改修後26年ということで、

この5校の大規模改修や、また場合によっては改築が必要になるかもしれません。適正配置計画、それから今コミュニティ機能の学校移転などの公共施設マネジメント計画、こういったものを考慮しながら、平成28年度以降の小中学校の施設整備方針を具体的に計画していきたいというふうに考えてございます。

次のご質問でございます。学校施設の改築については、40年から50年を目安としております。国の助成制度を最大限活用して、限られた財源の中で効果的、効率的な整備を進めていくという必要があります。開西中学校や滝川第三小学校の実績を踏まえた概算では、今後改築については、あくまでも概算ですが、1校当たり22億円程度、大規模改修については1校当たり12億円程度、こういった部分が見込まれます。さらに、4カ所の学校給食施設については、1施設当たり4億円程度が見込まれます。校舎、屋内体育館の改築工事の財源でございますが、国の補助金、学校施設環境改善交付金については実際の工事費ではなく、面積当たりの建築単価に補助率を掛けたもので算定します。改築の補助率は10分の5.5、大規模改修は3分の1となっています。ただし、大規模改修は対象工事費の上限額が2億円までとなっています。また、起債については、補助対象工事費から交付金を差し引いた市の単独負担分のうち、改築で90パーセント、大規模改修では75パーセントが起債対象となります。建設年度の市の一般財源は、改築で3億5,000万円程度、大規模改修では2億5,000万円程度が見込まれますが、毎年度起債の償還が生じるところでございます。開西中学校や滝川第三小学校の改築工事については、学校施設環境改善交付金の前倒しによりまして補助が増額になったことや起債充当率のアップにより、市の負担を極力抑えることができたところでございます。1校でも改築や大規模改修に係る財政負担は大きいです。1年に1校のペースで改築などを行うことは大変厳しいものというふうに考えてございます。文部科学省は、25年度に新たに長寿命化改良事業を創設しました。改築にかわる整備事業でございまして、通常の改修よりグレードの高い改修を行うことにより建物を70年から80年程度使用することが可能と、こういった改築に比べまして工事費が4割程度コストダウンにつながると、こういった制度もできてございます。今後は、従来の改築や大規模改修だけではなく、今述べました事業も視野に入れながら施設整備の検討を行っていききたいというふうに考えてございます。

以上です

○議 長 清水議員。

○清水議員 時間がありませんので、最後、西高の将来ビジョンについて伺います。第1回定例会で、西高の将来ビジョンについては、西高の将来的な展望を見据えて、そのあり方について慎重に検討を行い、策定しますとされました。進捗状況について伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 西高の将来ビジョンにつきましては、現在教育委員会事務局で調査検討を行っているところでございます。数年後の中学卒業生数の激減を迎えるに当たりまして、西高が地域の子供たちの願いをかなえることができる高校になれるかどうか、こういったことを真剣に考えながら、これまで志願者、入学者の動向、進路希望と進路先の実態など細かく調査して分析を行っているところです。ますます厳しくなります中学卒業生数の減少、それから国公立大学への進学希望者の増加、

さらには社会で即戦力となる資格を取得できる大学や専門学校への進学希望者の増加、こういったものにどのように対応していくかが今後の検討課題となると考えてございます。現状の取り組みが次につながるような大きな成果を上げています。将来ビジョンの策定の参考になるものとも考えています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この中で、前田市長の公約、イレブンプラスワンの中に中高一貫校の創立という表現があったと思うのですが、これについてはどのような検討がされるのでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 教育委員会では、市長から中高一貫教育校の可能性についての調査について指示を受け、現在調査研究中でございます。事例研究を中心に検討作業中でございます。現時点で市長に報告する段階には至っておりません。ご承知のとおり、27年、来年4月に札幌開成中等教育学校が開校します。札幌市では、検討を始めてから10年以上かけてございます。これまでの検討経過や具体的な課題を含めまして、直近の事例として注目し、研究しているところでございます。現状は以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 このビジョンの策定報告はいつごろされるのでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 現在市内の高校のあり方市民会議も行われております。私どもとしてはそれと並行して、どんな結論になるかということも含めまして、私どもとしては27年度いっぱいには策定したいなというふうに考えてございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りたいと思います。西高の築年数は36年だと思うのですが、要望と対応、また大規模改修や改築の見通しについて伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 西高の施設につきましては、まず教室管理棟、2つ目に実験実習棟、3つ目に格技場、理科教室棟、4つ目に体育館と4つの施設に分けることができます。それぞれの築年数ですが、教室管理棟につきましては昭和57年改築で32年、昭和59年と平成元年に増改築はしております。次に、実験実習棟は、昭和59年建築で30年、平成2年に改築しています。格技場、理科教室棟は、昭和52年建築で37年、平成20年に耐震改修を行いました。体育館につきましては、昭和63年改築で26年、平成8年に地下の改修を行って、平成23年に屋根改修と床塗装を行っているという状況です。この間部分的に屋上防水、外壁補修、電気設備、変圧器の交換、受水槽ポンプや給油用中継タンクの取りかえなど随時行ってきてございます。あわせて、備品関係では生徒用椅子の更新については23年度から3カ年計画で既に終えているところでございます。今年度緊急に必要な工事として、非構造部材の耐震化で格技場の天井落下防止の実施設計を行っています。また、施設設備に係る要望と対応についてのご質問もありましたが、26年度予算におきましては、

要望9件のうち屋上防水、給油設備改修など4件について予算措置されているところでございます。大規模改修と改築の見通しですが、ご承知のとおり、市といたしましては緊急的な工事はもとより、学校の安全対策として急務でありました小中学校や西高の耐震改修工事、これを最優先に進めてきたところでございます。今後28年度以降の施設整備につきましては、基本的に建築後20年から30年を経過した学校施設の大規模改修を計画的に進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 3点目ですが、現在の建てかえが終了した滝川高校あるいは滝川工業高校との比較で施設や設備的に劣っていることがあれば、お伺いをしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 市立高校の西高と道立高校との学校施設設備の比較ということで、劣っている点はどうご質問ですけれども、市内の滝川高校、滝川工業高校は比較的新しい施設ということから、比較してみました。高等学校の施設設備につきましては、国が必要な最低の基準を設けてございます。校舎の面積の基準は定員により異なるのですけれども、西高が基準では4,800平米以上で、現状は1万940平米、滝川高校が基準では4,320平米以上で現状は1万257平米、滝川工業高校が基準では1,200平米以上で現状は1万3,549平米となっておりまして、3高校とも国の最低基準を大きく上回っておりまして、特に西高が劣っているという状況にはございません。滝川工業高校が2間口規模にもかかわらず、かなり広いなという理由に関しては、工業高校ということで工業科目の実習室が29、準備室が11も備わっていると、こういったことだというふうに思います。次に、グラウンドです。国の基準が8,400平米、西高が2万4,000平米、滝川高校と工業高校がそれぞれ3万平米となっています。ほかの2校に比べますと少し狭いかなというふうに感じます。屋内体育館につきましては、面積の基準はありませんが、西高が2,000平米を超えています。ほかの2校の約2倍の広さを有してございます。次に、普通教室や特別教室、その他さまざまな用途の教室等の比較を行いました。3校ともほぼ同じでございます。西高にないものは、プール施設とシャワー室、また身体障がい者用のトイレがなく、洋式トイレも不足しているというふうに感じてございます。決定的に違う点は、建築年から考えると当然でございますが、西高の施設全体が老朽化しているということで、例えば暖房が集中暖房ではなく石油ストーブの個別暖房であると、教室以外の廊下などがとても寒いなというふうに感じてございます。この点につきましては、開西中学校や現在改築中の滝川第三小と同じように、西高も今後大規模改修や改築というふうになれば、子供たちがどこにいても暖かく快適な学校生活となることは間違いのないというふうに思います。今後そういった部分も計画していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 西高のビジョンから施設設備までお聞きをしましたけれども、来年度末にビジョン計画がまとめられると、それから市民的議論をつくっていくというふうに思うのですが、その上で建てかえ計画も決まってくると、そういう全体的な計画は何年ぐらいでまとめようというふうに思わ

れているでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 先ほど来からいろんな計画のお話をしました。全部つながっていることは、来年27年度に検討しまして、28年度以降のという部分でございますので、市がつくる計画でございますので、27年度は案ということになります。市民意見とかいろんな部分でいろんなご意見をお伺いしようとする部分については、やはり1年必要かなというふうには考えています。ただ、その辺は総合的には今何年からやろうということでは考えていますけれども、その辺も含めまして考えていきたいと思っています。

以上です。

○清水議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 報告第7号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

○議長 長 日程第3、報告第7号 株式会社滝川振興公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第7号 株式会社滝川振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

別添資料の第52期事業年度事業報告書をごらんください。報告する第52期の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までです。

1ページをお開きください。1番目の事業概要ですが、主要事業であるゴルフ場につきましては、昭和52年8月に9ホールで開場以来37年目になりますが、昨年度末に利用者が通算142万人を超えました。ゴルフを通じて健康づくりと交流の場として、多くの皆さんにご利用いただいております。ゴルフ人口減少傾向の中でも、市民の皆さんにお力をいただく中、職員一丸となり、営業の展開や顧客サービスの充実を図るなど、利用者増に向けて取り組んでまいりました。また、公社の安定経営のため、不採算業務であった新町学生会館の第52期からの休館や職員住宅の処分、緑町、西町学生会館の入居者の確保、さらには本社、ゴルフ部門の事務事業の効率化を進め、市貸付金の減少など収支改善に努めてまいりました。

主要な部門別事業概要については、次のとおりでございます。(1)、ゴルフ場事業ですが、前年度より4日早くオープンし、職員のみならず、取締役が一丸となり、利用者増を図るため、オープン期間の特別サービス、女性利用者等の各種サービスの提供、さらには小規模コンペの誘致などを行ったほか、リピーターを対象としたダイレクトメールによるコンペの誘致など、新たな取り組みを実施するとともに、利用者が安全で安心して楽しくプレーができるよう、コース管理に努めました。しかし、結果として利用者は前期比359人減の2万657人、売上額は155万8,000円減の6,014万3,000円となりました。その要因としましては、春の連休中の降雪、夏

場の長雨、雷雨、また突風などでコース内の倒木や11月上旬の降雪による影響や、また近隣ゴルフ場との早期料金の激化による利用者減も大きなものと考えてございます。

(2)、賃貸建物事業ですが、新町学生会館は利用者が少なく、採算性が厳しいことから、計画に沿って平成25年3月に休館いたしました。緑町、西町学生会館は、学生や一般入居者を積極的に募集するなど入居者確保に努め、入居率は緑町学生会館についてはALTの入居やモンゴル農業研修員の短期入居により、前年度比9.2パーセント増の67.9パーセントで、西町学生会館、ふれ愛ホームは前年度比2パーセント減の95.2パーセントとなり、賃貸建物全体の入居率は1.9パーセント増の84パーセント、売上額は1.8パーセント減の2,380万7,000円となりました。

(3)、公園管理委託業務につきましては、滝川市から受託している71カ所の公園と旧ツツジコース管理業務、水道企業団敷地管理業務を受託、実施いたしました。

続きまして、2の庶務事項につきましては、株主総会、取締役会、監査、株式その他の事項について記載してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

4ページをお開きください。平成26年3月31日現在の役員の名簿です。

続きまして、5ページですが、第52期の決算についてご説明いたします。千円単位でご説明させていただきます。まず、貸借対照表の資産の部ですが、流動資産で現金、預金から未入金金まで合計609万5,000円、固定資産が有形固定資産と投資その他の資産で3億3,070万7,000円、繰延資産が1円で、資産の部合計3億3,680万2,000円となりました。前期から180万7,000円減の主な理由は、ゴルフ場の減価償却によるものです。次に、負債の部ですが、流動負債の短期借入金の前年度より400万円減少し、6億4,900万円、未払金144万円は賃貸建物の光熱水費と市からの貸付金利息等です。預り金295万3,000円については、前期から45万9,000円減少してございます。負債の部合計は、前期より758万円減少し、6億5,456万4,000円となりました。純資産の部ですが、利益剰余金がマイナス3億3,776万1,000円で、前期から577万2,000円減少してございますけれども、これは主要3事業により単年度経常利益を出せたことが主な要因です。資本金2,000万円を差し引いた純資産合計はマイナス3億1,776万1,000円となり、負債、純資産合計が3億3,680万2,000円となりました。

続きまして、6ページをお開きください。損益計算書についてご説明いたします。売上高は9,520万7,000円、売上原価と減価償却費を差し引いた売上総利益は1,622万7,000円となり、販売及び一般管理費等792万3,000円を差し引いた営業利益は830万3,000円となりました。これに雑収入などの営業外収益、支払利息など営業外費用を合わせますと853万1,000円の経常利益となり、新町学生会館休止に伴う特別損失と法人税などを差し引きますと当期577万2,000円の純利益となりました。

7ページは株主資本等変動計算書ですが、当期は577万2,000円の純利益が生じたため、繰越利益剰余金の当期末残高はマイナス3億3,858万1,000円、株主資本及び純資産の当期末残高はマイナス3億1,776万1,000円となりました。

8ページ、9ページは附属明細書ですが、2の借入金の増減明細書での北門信用金庫からの期末残高は6億4,900万円となっております。9ページの3、固定資産の取得及び処分減価償却費明細書での有形固定資産の当期増加額の主なものはゴルフ場の草刈り機械1台を購入したもので228万円の増加、また当期償却額の694万円はゴルフ場の建物の償却が主なもので、期末残高は3億3,070万7,000円となりました。

10ページは監査報告書ですので、お目通しを願います。

続きまして、53期事業年度事業計画書をご説明いたします。この計画は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間でございます。

ページをおめくりください。第53期の事業計画についても、一步一步であります。健全経営に向け、市の貸付金の減少、公社みずからの改革を含め、収支改善が図られるよう努力しているところでございます。事業計画のゴルフ場事業については、コース利用者延べ人数を前期実績より443人増の2万1,100人に設定し、売り上げを6,113万円としたところです。今年度は、小規模コンペの誘致のサービスの充実、インターネット予約サービスの活用などにより利用者の確保に努力しております。しかし、4月、5月に好調だった利用者が6月に18日間も雨が降りまして減少するなど厳しい状況にもありますが、7月以降に営業努力により、わずかですが、盛り返しているところでございます。賃貸建物事業につきましては、それぞれの目標値を設定し、実現に向けて努力し、各施設ごとの黒字化を目指しています。

続きまして、次のページ、予定損益計算書ですが、売上高を9,765万6,000円と見込み、売上原価等7,917万6,000円を差し引きますと、売上総利益は1,848万円となります。さらに、販売及び一般管理費等983万7,000円を差し引きますと、営業利益が864万3,000円となります。これに営業外収益と営業外費用を足し引きし、855万6,000円の経常利益を見込み、当期純利益を835万円と見込んだところです。

以上で報告第7号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、何点か質疑をさせていただきたいと思えます。

報告書の損益計算書でもいいのですけれども、貸借対照表でもいいのですけれども、借入金の400万円の返済と黒字、当期の純利益を出した結果は生まれたのですけれども、長期の健全化計画を立てていると思うのですが、この健全化計画との関係で見て決算の状況をどういうふうに捉えているのか、まずお伺いしたいというふうに思えます。

次ですが、事業計画についてお伺いしたいと思えます。事業計画の2ページを見ますと、販売費及び一般管理費の部分の販売及び一般管理費が前期決算786万2,000円から977万5,000円ということで200万円弱増加になっているわけです。これの要因についてお伺いしたいというふうに思えます。

それと、事業計画の主要事業計画が出されていますけれども、説明ありましたようにゴルフ場事業でコース利用者の延べ人数もプラス、それとそれでの金額も600万円プラスということになっ

ていますが、前期で見ますと確かに降雪による気象条件の影響もあって前々年から前年が359人減ということになっています。そういう中でコースの影響も含めて考えるならば、こうした増加によって、仮に気象条件を受けた場合に予定をかなり下回る危険性もあったのではと。そういう意味で見たら、ゴルフの利用者増を立てるのはいいのですけれども、積極的なことに裏づけられるさっき言ったようなことだけでこうした増を、天候の影響を一定受けたとしてもこうした増を確保していけるのかどうかという点についてお伺いします。

それと、賃貸物件なのですが、緑町学生会館、西町学生会館、西町ふれ愛ホームについては、決算のところで延べの入居率について、入居者の年間の利用率について書かれていましたが、延べ人数をこれだけ確保した場合の入居率については何パーセントと試算した入居人数になるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 窪之内議員の質疑に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 順次ご答弁させていただきます。

最後の質疑は、23年度の入居率のお話だったでしょうか、4問目、西町ふれ愛ホームの入居率が……

(「決算で入居率書いてあるので、予算にのつけた人数になると入居率は何パーセントになるのかを聞きたかったのです」と言う声あり)

○経済部長 それでは、順次ご答弁させていただきます。

最後の質疑については、データの持ち合わせがないので、ちょっと待っていただきたいと思いません。

まず、今回の52期の決算につきまして577万2,000円は、計画についてどのように捉えているかということでございますけれども、収益については計画に比べてなかなか計画どおりしていないのが現状でございます。このことは、計画については単年度で大きな支出ですとか特損ですとか、基本的にはそういう大きなものがないということで計上してございます。その中で、例えばゴルフ場ですと使用機械の老朽化に伴う大型芝刈り機の購入ですとかトラクター等の大きな修繕など、そういう部分もございまして、先ほどからちょっとご説明させていただいておりますけれども、ゴルフ人口の減少による利用者の減少、なかなか確保できないというので単年度収支が計画に届いていないような状況だと考えてございます。いずれにしましても、大きな投資ですとか特損がないときはできるだけ単年度黒字を続けるように努力したいと考えてございます。

また、一般管理費が52期より53期にふえているというご質疑でございますけれども、52期までは常勤の取締役を置いてございました。代表取締役専務を置いていましたけれども、平成25年6月で退職されたという経過がございます。その後いろいろな人材を探したのですけれども、適正な人材がいらっしゃらなかったものですから、そういう状況の中で現取締役の中で対応してまいりました。53期につきましては、適材な人材がいらっしゃったものですから、今年度は人件費を予算計上させていただいた増額でございます。

あと、ゴルフ場についてプラスの部分について、余りそういうプラスを見込むのはどうかという

ご質疑ですけれども、確かにそういうところはありますけれども、もともと18ホール、5万5,000人ぐらい、平成元年に5万5,000人という数字がございます。年々下がってございますけれども、健全化計画をつくったときに2万3,300人という数字でございました。その数字を何とかクリアしようというふうに頑張ってまいりましたけれども、年々やっぱり利用者が減っていくと。それで、目標をどんどん低く設定しますと、職員のモチベーション含めてこれを上げていくことによって振興公社の立て直しというのは可能だというふうに考えてございます。ですから、周りの空知のゴルフ場さんも厳しいのですけれども、うちも確かに厳しいです。その中で取り合いということではないですけれども、生き残りのためには何とかこの数字を上げていくという目標を立てて、頑張って収支を上げていきたいというふうに考えているところでございます。

最後の質疑については、ちょっとお時間いただきたいと思います。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議 長 本会議を再開いたします。

引き続き答弁をお願いいたします。経済部長。

○経済部長 入居率、西町学生会館、ふれ愛ホームでございますけれども、前期の入居率は先ほどご説明させていただきましたけれども、西町学生会館が前年度は92.1パーセントでしたけれども、今年度の目標につきましては89.3パーセントを予定しているところでございます。それと、ふれ愛ホームにつきましては、前期は一時は100パーセント入りしましたけれども、それから2件出たものですから、先ほど言った数字になりますけれども、今年度は77.8パーセントを見込んでいるところでございます。全体で前年度は84パーセント計上して、ことしは大体79.7パーセントを今のところ入居率の計画としているところでございます。

以上でございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 最後の西町学生会館と西町ふれ愛ホームなのですが、決算では西町学生会館、ふれ愛ホームは対前年比2パーセント減の95.2パーセントになりましたという、前年が95.2パーセントを確保しておきながら、今度の事業計画案では79.7パーセントになるという、その辺の状況がよくわからないので、改めてお伺いしたいというふうに思うのが1点と、健全化計画で見ると大型の投資がないようなときには単年度黒字と長期的な借入金を返済していくということが健全化計画の大きな目標だというふうには思うのですが、実際には6億4,900万円の借入金が残っているわけですから、年間400万円を返していてもはるかかなたの話になるわけで、そうやって考えたときに実態に合わせた健全化計画の見直しとか、そういったことについてはお考えないのかどうかについてお伺いします。

以上です。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 窪之内議員さんの2つ目のご質疑なのですけれども、今6億円も残っているというお話でございましたけれども、ここ10年少しで13億円あったのが7億円切るぐらいまで改善しているというのは、資産の買い戻し等もありまして、その辺は着実に、そしてまた近年ではちょっと歩みが遅くはなっておりますけれども、前に進んでいるのではないかというふうに思っております。何せ振興公社の事業の中心がゴルフ場の経営なものですから、いろんな自然現象等に左右されるということの中で知恵を絞りながら利用拡大に努めていますけれども、単年度だけ見るとなかなか苦戦する年もある、いいときもある、そんなような状況の中で今頑張っているところであります。そしてまた、今後のことにつきましては、取締役の皆さんの中には経営者のトップの方、それから金融機関のトップの方もいらっしゃいますので、年4回の取締役会の中で計画の進展状況ですとか今後の取り組みについて忌憚のないご意見もいただいておりますので、その中でお尋ねの件につきましても相談もしてみたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議 長 経済部長。

○経済部長 先ほどの西町学生会館、西町ふれ愛ホームの入居率が下がって、目標が低いのではないかという話でございませう。たまたま前年度は100パーセントという数字で入居していただきました。ですけれども、現実として100パーセントというのは今までの経験上余りない数字だったものですから、現実の数字として91.1パーセントという数字を上げさせていただきました。また、ふれ愛ホームにつきましても、老朽化で部屋の改修を一部、2カ所したものですから、出ていった方がいて入居率が下がっている状況もありますけれども、市のほうからリニューアルについてもご協力いただきましたので、先日1人入っていただいて、入居率の向上に努めているところなのですけれども、まだ1件あいている状況にございませう。

以上でございませう。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 10年間で貸付金を相当減らしてきた、そういうふうを考えればあとの10年間で同じような金額を返せば返し終わるみたいに、数字だけで見るとそう見えますが、実態はそういうふうにはなかなかゴルフ経営の中でなっていない、そこを飛躍的な形で経営が改善されるということは余り考えられないと思うのですけれども、着実にこの健全化計画を通じてずっとやっていけば、何らかの形で市民に負債がどこかで返ってくるなんていうことはない健全経営を維持していけるような方向に持っていけるという、そういうふうな見通しがあるというふうに捉えていていいのでしょうか。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 三セクの問題は、土地開発公社ですとかいろんな三セクございましたけれども、いろんな処理もしてまいりましたし、振興公社はその中でもきちっとやってきている三セクでないかなというふうに思っておりますし、貴重な市の行政を補完するような役割も今果たしてもらっているという考え方もありますので、ここはきちっと経営、取締役会の中でも議論を深めまして、今慎重に、そしてまた一つ一つ点検もしていただきながら進めておりますので、私どもとしては着実に

やっっていけば見えてくるのでないかなというふうに思っております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第7号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第8号 株式会社滝川グリーンズの経営状況について

○議 長 日程第4、報告第8号 株式会社滝川グリーンズの経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。農政部長。

○農政部長 ただいま上程されました報告第8号 株式会社滝川グリーンズの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告いたします。

なお、報告する内容は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期の経営状況についてであります。

表紙の次、1ページをごらんください。第19期事業報告について主な事項について申し上げます。滝川市より緊急雇用推進事業、物産振興事業の委託を受けて、インターネットによる通販サイトでありますアマゾンを活用した販売、物産イベントへの出展による市特産品の販売、PRを実施しました。また、入浴客を確保するため、福祉施設の無料巡回バスの運行を行いました。経費削減の新たな取り組みとしまして、経済産業省の補助金を活用して主要電力量を削減するデマンドコントローラーを設置し、契約電力を削減し、使用料金の節減を図りました。これらの取り組みの結果、3期連続で利益を確保することができ、長期借入金について完済することができました。

部門別で申し上げますと、売り上げの主力であります温泉部門では、特別回数券の販売強化とイベント実施による集客を図りましたが、入浴者数は事業計画に対して1万5,922人の減、売り上げで442万8,000円の減となりました。物販部門では、滝川産そば粉を使用した乾麺など新商品の開発、インターネット販売による新たな取り組みの結果、計画に対して151万9,000円の増となりました。2ページ目をお開きください。以下は計画に対しての増減で申し上げます。コテージ部門では、インターネットによる宿泊予約サイトであるじゃらんネットの活用に加えて、自社ホームページから予約が可能となるシステムの導入を行いました。86万6,000円の減となりました。焼き肉部門では、コテージ利用客への新たなセットプランを設定したほか、ホームページでのPRやダイレクトメールの発送などを実施しましたが、86万6,000円の減。農産物部門では、アイガモ堆肥の生産中止により販売ができなかったことや野菜類の入荷減により69万7,000円の減。体験部門では、札幌、旭川など旅行会社への営業訪問、利用促進のためのダイレクトメールの発送などを実施しましたが、28万円の減となったところでございます。

3ページをお開きください。2の庶務報告につきましては、株主総会、取締役会、監査役会の開催状況について記載しておりますので、お目通し願います。

5ページは、株主名簿でございます。

6 ページは、役員名簿でございます。

次に、7 ページ、貸借対照表について説明いたします。千円単位で申し上げます。表の左側の資産の部について、流動資産では現金から立替金までの合計が886万2,000円、固定資産は建物から工具器具備品までで全て有形固定資産で262万1,000円、投資等は3万円であり、資産の部合計は1,151万3,000円となったところであります。次に、表の右側の負債の部ですが、流動負債は買掛金から未払消費税等まで5,513万3,000円で、負債合計も5,513万3,000円となったところであります。次に、その下、純資産の部では、繰越利益剰余金マイナス5,561万9,000円から資本金1,200万円を差し引くと、純資産合計はマイナス4,361万9,000円となり、負債、純資産の合計は1,151万3,000円となったところであります。

続きまして、8 ページ、損益計算書についてご説明いたします。売上高につきましては1億6,111万5,000円、売上原価は2,411万4,000円で、売上総利益は1億3,700万円となり、これから販売費及び一般管理費1億3,863万5,000円を差し引きますと、営業利益はマイナス163万4,000円となり、これに営業外収益288万3,000円を加え、営業外費用15万6,000円を差し引くと、経常利益は109万1,000円となり、法人税などを差し引くと、当期純利益金額は88万5,000円となったところであります。

9 ページ、株主資本等変動計算書ですが、当期は88万5,000円の純利益が生じたため、株主資本の合計は4,361万9,000円のマイナスとなったところであります。

10 ページは、附属明細書として資本金の状況、借入金の明細、固定資産の取得及び処分減価償却費の明細を記載しております。借入金では、長期借入金について北門信用金庫からの借入金155万円を返済したため、期末残高はゼロとなりました。短期借入金の期末残高は3,500万円で、借入金合計も3,500万円であります。

11 ページは、監査報告書でございます。

表紙の次、12 ページ、第20期事業計画書ですが、消費税増税に伴い、利用料金の改定を行うとともに、第19期に引き続き物産振興事業に取り組み、物産販売の向上、インターネットによる宿泊予約と今期から北海道市町村共済組合の保養所指定を受け、コテージ部門の売り上げ向上を目指してまいります。また、電気料金等の再値上げが予想される中、より一層のコスト削減に努めてまいります。近年入浴者数は減少傾向が続いており、第19期は25万人の計画に対し、23万4,000人となりました。これにより、第20期は22万2,000人の利用を見込んだところであり、売り上げ金額としてはコテージ利用客の増加により売り上げを確保してまいりたいと考えています。

以下、主なものについて目標数値を記載しております。お目通しをいただきたいと思っております。

13 ページ、予定損益計算書についてご説明いたします。単位は千円でございます。売上金1億6,212万7,000円を目標としまして、売上原価2,314万円を差し引いて、売上総利益は1億3,898万7,000円となり、これから販売費及び一般管理費1億4,037万8,000円を差し引いて、営業利益はマイナス139万1,000円となり、これに営業外収益285

万円を加え、営業外費用14万4,000円を差し引いて、131万5,000円の経常利益を見込んだところであります。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(何事か言う声あり)

○農政部長 説明の訂正をさせていただきます。

2ページ目の計画に対しての増減でコテージ部門での売上げの減のご説明をさせていただきました。86万6,000円と申し上げましたが、49万8,000円の減の間違いでございます。申しわけございません。

(何事か言う声あり)

○農政部長 済みません、たびたび失礼しました。

コテージ部門ではなくて、焼き肉部門を86万6,000円と申し上げましたが、49万8,000円の減でございます。失礼いたしました。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。坂井議員。

○坂井議員 それでは、何点かにわたりまして質疑をさせていただきます。

まず、温泉部門の入浴客数についてですが、18期、7,932万2,000円から7,507万2,000円に減少しておりますけれども、具体的にこのように減少した原因、要因について伺いたいのと、また営業活動はどのように具体的に行ったのかについて質疑いたします。

続きまして、コテージ部門ですが、インターネットを通した販売を先期について行ったという報告でしたけれども、結果として売上げが伸びなかった。その原因についてと、またインターネット販売を通した効果についてはどのように考えているのかについて伺います。

続きまして、19期の事業報告で20期へ向けて新たな事業展開をという言葉が述べられておりますが、その具体的な事業内容について伺います。また、同時に、売上げ増を目指してという言葉もありますが、目標自体が20期はかなりの部門で減っている目標を掲げているのは、売上げ増を目指しているにもかかわらず、減少の目標を立てているというのは整合性がとれないのではないかとということで、その辺についての見解を伺います。

続きまして、レストラン、パークゴルフ場との連携について伺います。

続きまして、各事業のグリーンズとして考える課題について、また運営上の反省点などについて伺います。

最後に、滝川市として管理代行金を負担する立場から、グリーンズに今後求めるものは何かについて伺います。

以上です。

○議長 長 坂井議員の質疑に対する答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 順次、十分な説明ができるかどうかちょっと自信のないところもあるのですが、温泉の減少と営業活動のまず1点目の関係ですが、温泉部門の入浴客の減少、これはずっとピーク時31万人以上の入湯客がいらっしたのですが、グリーンズに聞きますと周辺のこういった公営の

温泉についても同じような傾向をたどっているということで、それについての確かな原因分析ということとはなかなかできないのですが、要は圏域人口がまず減少しているということが第一だと思います。それとあと、当然年間券を利用されている方、高齢の方が主だとは思いますが、そういう方の足がなかなか向かなくなったということについて、1つは昨年19期、年間利用券、年間券、半年券、3カ月券とあるのですが、その値上げをしたということもありまして、そういった部分が影響しているのではないかというふうに感じております。あと、営業活動、温泉部門ですから、入浴客をどう確保するかということの活動ですが、福祉施設無料巡回バスということで、年間27回ですが、運行しておりました。そういったことも行ってはきたのですが、残念ながらこのような19期の内容となっております。

あと、インターネットの活用によるコテージの宿泊客の関係でございますが、確かにこういった新しい手段を使っても入浴が落ちたというのは、大口の取引と申しますか、宿泊の予約がなかったということも1つ言っておりましたことが一番大きいかないというふうに思っておりますが、あと宿泊に足が向くということの要因の一つは、やはり先ほどの入浴客が減っているということの周辺人口が落ちているということもあるとは思いますが。ただ、ネットによる予約を導入したことによって、かなり遠距離からのお客さんの予約もあったというふうに聞いておりますので、今後新たに圏域外の宿泊客へのPRを含めた宿泊客の確保ということでは有効な手段になるというふうに感じております。

20期の新たな事業展開ということでございますが、新たな事業展開としましては、まず先日RVパークというものを設置しておまして、3台のキャンピングカーの駐車場、専用駐車場というのを確保していることと、あと北海道市町村職員共済の指定の宿泊所にことしなったということで、20期ですけれども、そういったことですか、あと入浴客確保のためにこの間広報の折り込みで新たに割引券、あるいはPRのための広報折り込みをやっておまして、そういったものが挙げられるのではないかとこのように思います。

それと、済みません、最後の……

(何事か言う声あり)

○農政部長 最後は、19期の結びで売り上げ増を目指すと言いながら、売り上げ目標というのは20期でどうなのだと、言っていることとやろうとしていることが違えようということだと思います。売り上げ増ということは、19期それぞれ担当が目標としていた売り上げが確保できなかったということの反省を踏まえて、グリーンズとしては何とか高い目標を掲げて売り上げを確保したいという気持ちのあらわれだということには我々としては理解したいと思うのですが、ふれ愛の里の売り上げというのはどうしても入浴客をベースに考えざるを得ないというところがありまして、先ほど説明申し上げましたとおり22万2,000人ということで、前年の23万何がしという数字を上回る計画を立てるということは非常に無理があるということで、22万2,000人という入浴の目標を定めております。それをベースにした各部門の売り上げとなりますと、どうしても目標は前期を下回る形にならざるを得ないというのが実情であります。そういったことで、売り上げ向上というような表現を20期のほうの計画では使わせていただいているというところでございま

す。

それと、パークゴルフ場とレストランの連携ということなのですが、これについては私どもも直接どういったプランでこういうことをやりましたということは、残念ながら19期は聞いておりません。確かに19期、パークゴルフ場はグリーンズの職員が直接管理しておりますので、連携を図ろうとすれば簡単にできるということもありますし、新たなプランの設定ということがちょっと欠けていたのかもしれませんが。そういった部分では、どういう連携をしていたかということはこちらでは申し上げられません。

あと、グリーンズの課題と運営上の反省点です。19期の報告でも申し上げましたが、全体的に売り上げ、例えば大きかったのは農産物の販売に付随してアイガモの堆肥、今まではかなり固定客がついていたのですけれども、新生園さんのほうの都合で販売が停止、製造が停止になったということで、一番売り上げ大きく下げたのがそういった部分ではないかと。あと、野菜の売り上げについても落ちておりますので、野菜についてはそれこそ農業の課題といたしますか、高齢化によって主力の米以外の野菜生産ということがなかなか手が回らなくて、直売所に運び込まれる農産物の確保に苦労しているというのは江部乙の道の駅も同様な理由でございます。そういったことでは、もっと積極的なグリーンズとしての売り上げ確保の働きかけは必要ではないかというふうには思っております。

最後、管理代行金を支払っている市としてグリーンズに求めること、先ほどの振興公社の話でもございましたが、グリーンズのほうも、短期ですが、3,500万円という借入金がございますので、それを早期に償還するためには我々市のほうで委託している事業以外にも自主的な事業で何とか売り上げを確保して、早期返済していただきたいということが願いの一つでもありますし、当然自主運営の中、あるいは工夫の中で管理代行金に少しでも頼らずともできるというのが一番理想だというふうには思っております。ただ、現実的にそれが短期的にできるかどうかについては、なかなかはっきり申し上げられないというところでございます。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、質疑させていただきます。

第19期については、部門別にずっとマイナスが続く中で、決算として黒字決算を出したのは、報告にもありますように経費削減ということが大きかったのだと思うのですけれども、1ページのところで経費削減としてはエネルギー管理システム導入促進事業費補助金を利用した電気料金のカット、その他もろもろ出ていますが、それぞれの効果額、経費削減にあれた効果額について1点目お聞きしたいと思います。

次ですが、10ページの下に固定資産税の取得及び処分について書かれていますが、当期の減価償却額が84万4,459円あるわけですが、決算の損益計算書のどこにこの金額が含まれているのか、振興公社の決算の損益計算書では減価償却費という形できちんと掲載されているわけですが、グリーンズの場合はないので、こういった形で反映されているのかお伺いしたいというふうに思います。

あと1つ、固定資産のプラスがないので、補助金を受けて設置したデマンドコントローラーというのは機械装置とかということで固定資産に含まれるのかなというふうに思ったのですが、増にはなっていないので、固定資産扱いはしなくていいということなのかどうかお伺いいたします。

それと、12ページの第20期ですけれども、入浴者数それぞれ書かれていて、1人当たりの単価がプラスになっているのですが、単価増というのは消費税でいえばもう既になっているので、単価増にして試算した要因についてお伺いしたいと思います。

それと、13ページの販売費、一般管理費なのですが、決算と比べると、19期と比べると174万3,000円多いわけです。電気料金の1,000万円を超す値上げについてはこの時点では含んでいないようですので、管理費をプラスにした要因についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長 窪之内議員の質疑に対する答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 窪之内議員からのご質疑にお答えします。

経費の削減の個々の内容でございますが、1ページに書かれております19期の事業報告で、まずデマンドコントローラーの設置での電力量の削減でございますが、月々の基本料金を15万2,000円ほど下げることができまして、これがスタートが設置が11月ですので、5カ月分で76万円ということになります。それと、養生浴室の社員による清掃と、あとパークゴルフ場の社員による管理を合わせまして63万円でございます。それと、管理職手当の削減につきましては30万円ございまして、あと岩風呂の閉鎖につきましては100万円というふうに報告を受けております。

それと、減価償却費の84万4,000円はどこに記載されているかということですが、これは販売及び一般管理費の1億3,800万円の中に含まれております。

それと、固定資産の部門のプラスがないと、デマンドコントローラーはということなのですが、これはリースで設置しておりますので、計上しておりません。

あと、入浴単価の関係、19期、20期、これは先ほど答弁の中でもありました年間の利用券を値上げしております。例えば年間券が4万円を5万円にしたりとか、そういったことによる単価の増になります。

最後が一般管理費の増額の理由です。これは、昨年10月に北電さんのほうで電力単価1円86銭を値上げしております、それが今度20期は一応12カ月分ということなものですから、それを計上したのが主な理由でございます。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 よくわからないのですが、わからないというのは、減価償却費の計上の仕方は振興公社と違うということなので、それはああいうふうに別記載してもしなくてもいいということなのか、業種によって記載の仕方が違うというふうになっているのかについてお伺いしたいと思います。

それと、一般管理費がプラスになった。電力単価の増ということはあるのですが、一方で

デマンドコントローラーによる15万2,000円の削減が19期は5カ月分だったのが今期は12カ月分見込めるといことになりますよね、それプラス、リース料と言っているの、リース料が幾らかわからないのですけれども、リース料分がプラスになるのだろうというふうに思うので、そうやって考えると電力の単価増が幾らだったのか、デマンドコントローラーによって15万2,000円の年間マイナスというのは掛ければわかることなのではけれども、そのことだけであって、ほかのいろんな経費とかについてはプラスの計上はしていないというふうに理解していいのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁に時間を要しますので、暫時休憩といたします。

ただいま暫時休憩と申し上げましたが、ここで休憩といたします。再開は14時50分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

窪之内議員の再質疑に対する答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 窪之内議員の再質疑に答弁させていただきます。

まず、減価償却費の表示でございますが、グリーンズの損益計算書につきましては会計基準ののっとって記載しておりまして、抜き書きして表示していないからといって何か支障があるということではございません。

それと、次の一般管理費1億4,000万円の増額の部分の主なもので、先ほど電気料の話を申し上げましたが、それ以外では議員さんおっしゃるように、デマンドコントローラーが8万2,000円、月々の代金かかっておりまして、19期は5カ月分、これが今度12カ月分の計上となったということでございます。

以上です。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 減価償却の記載については、わかりました。

デマンドコントローラーでいえば、基本料の15万2,000円の昨年マイナスにならなかった分の7カ月分が決算から見るとマイナスになりましたよね、それプラスリース料が8万2,000円ということなのかな、その12カ月分。ほかは174万3,000円プラスになっているのですけれども、ほかの差し引きしたプラスというのは全部電気料金の値上げ分だと理解していいのかどうかだけ、1点確認です。

○議 長 農政部長。

○農政部長 議員さんのおっしゃるとおり、電気料金でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

報告第8号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第9号 監査報告について

報告第10号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第5、報告第9号 監査報告について、報告第10号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○宮崎監査委員 報告第9号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、会計課を対象に実施いたしました。

監査の対象範囲は、平成25年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では予定価格が省略されているもの、業務完了報告書が提出されていないもの、検査調書が作成されていないものなどが散見され、前渡資金関係では領収書の宛名が資金前渡職員名になっていないものが、文書関係では公印の押印漏れが散見され、また団体事務関係では旅行命令票兼復命書に復命事項の記載がないものがありました。これらについては、関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は滝川市文化連盟であり、監査の範囲は平成24年度から平成25年度までの事業に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、経理事務について支出調書に領収書の添付がないものや領収書の宛名がないものが散見されたことから、監査講評において改善指導を行いました。

なお、監査意見といたしまして、前回の監査以後は経理事務の整備に取り組み、収支伝票等は年々進歩の跡が見られ、かなり改善されていると認められますが、現金出納簿の記帳や経理事務の

処理では一部に改善、検討が必要なところもありますので、正確性、緻密性をもう少し高めていただきたいと思います。また、事業収入の多くは会費収入や補助金等であり、今後も効率的な事業運営を図り、減少傾向にある会員の拡充による安定的な収入の確保に努められ、滝川市の文化活動の推進及び郷土の芸術、文化の振興に寄与されることを期待して、意見といたしました。

続きまして、総務部の監査報告でございます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、総務部の総務課、防災危機対策室、企画課、秘書室、国際課、財政課、公共施設マネジメント課及び情報推進課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成25年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では担当職員が検査員を兼務している、施行決定書に指定合議の漏れがありました。前渡資金関係では、資金前渡承認決裁時の決裁責任者の印漏れなどがありました。出張関係では、旅行命令日と旅券購入日の不整合が見られ、備品出納簿関係では購入備品の台帳への記載漏れがありました。また、団体事務関係では、領収書の添付漏れ、支出調書の作成漏れなどがありました。これらについては、関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は株式会社アニム滝川であり、監査の範囲は平成24年度から平成25年度までの事業に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務において業務決定日と見積書受領日とに整合性がないものや契約内容を変更する書面が作成されていないものがありました。支払い事務においては、検収日以前に支払いが行われていたものなど、これらについては監査講評において改善指導を行いました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、監査意見といたしまして、監査意見の後半からですが、下から10行目、続きましてからののですが、続きまして、平成17年7月26日施行の会社法により、従来営業として表示されていたものが事業に変更となったことから、営業報告書を事業報告書とするなど関係表記の変更を願いたい。なお、損益計算書の営業外利益、営業外費用については変更はありません。また、特例有

限会社の場合は社員資本等変動計算書という言い方をしますが、アニム滝川は株式会社であることから、株主資本等変動計算書に表記を改めていただきたいと思えます。また、栄町3-3地区再生計画事業は、民と官が協力して推し進めれば成功する可能性があるため、滝川市及び滝川商工会議所との連携を密にして、事業の目的である商店街などの商業の振興策を推し進められるとともに、中心市街地活性化に向けた一層の取り組みを期待して、意見としました。

以上で報告第9号、監査報告を終わります。

引き続きまして、報告第10号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成26年4月分から7月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象として実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、支払い事務において請求書どおりの支払いをしているが、その請求内容に誤りがあり、過大な支払いとなったケースや検収日と請求日に整合性がとれていないものなどが散見されるなど、講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第10号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第9号及び第10号の2件は、いずれも報告済みといたします。

- ◎日程第6 意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書
- 意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書
- 意見書案第3号 産後ケア体制の支援強化を求める要望意見書
- 意見書案第4号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める要望意見書
- 意見書案第5号 奨学金制度の充実を求める要望意見書
- 意見書案第6号 電力料金再値上げを可能な限り圧縮することを求める要望

意見書

意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を 求める要望意見書

○議長 日程第6、意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書、意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書、意見書案第3号 産後ケア体制の支援強化を求める要望意見書、意見書案第4号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める要望意見書、意見書案第5号 奨学金制度の充実を求める要望意見書、意見書案第6号 電力料金再値上げを可能な限り圧縮することを求める要望意見書、意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書の7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。窪之内議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案7件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書。送付先は、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長であります。

意見書案第3号 産後ケア体制の支援強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第4号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣であります。

意見書案第5号 奨学金制度の充実を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、文部科学大臣であります。

意見書案第6号 電力料金再値上げを可能な限り圧縮することを求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海道知事、北海道議会議長であります。

意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第7号までの7件は、いずれも可決されました。

◎日程第7 請願第3号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書」の提出を求める請願

○議長 日程第7、請願第3号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

請願第3号は、9月の8日に受け付けたものであり、内容は配付した請願書の写しのとおりであります。

過日の議会運営委員会で確認したとおり、本件については滝川市議会会議規則第125条第1項ただし書きの規定に基づき、所管する常任委員会への付託を省略いたします。

請願の趣旨説明を求めます。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。本請願の紹介議員として、請願第3号の説明をしたいというふうに思います。

本日は、請願者である新日本婦人の会滝川支部の皆さんなど多数の方で傍聴席が埋められております。本来であれば、請願者の方にもご説明いただきたいところですが、今議長が述べられたように、会議規則に基づきまして私のほうから説明を簡単にさせていただきたいというふうに思います。

まず、この請願の内容についてですが、新日本婦人の会は国連NGOに加盟し、平和や女性の願いで行動している団体です。先ごろ政府が閣議決定をした集団的自衛権行使容認に大きな不安と危惧を感じての請願になります。多大な犠牲の反省の上に、我が国は国際紛争の手段として武力による威嚇、武力の行使を永久に放棄し、戦力を持たず、国の交戦権も認めないという平和主義を60年以上貫いてきました。しかし、このたびの閣議決定は、平和主義を揺るがす非常に危ない内容になっているのではないのでしょうかと述べております。何よりも、このように重大な決定が国会や国民の議論をほとんどすることなく強行されたことは、到底容認できないと述べています。私たち女性は、命を生み出します。何よりも命を大切に思います。自国の誰の命も奪われない、他国の誰の命も奪わない、それが我が国が守り続けてきた平和主義だと思いますと述べております。

最後に、滝川市議会として政府に集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と立法作業中止を求める意見書(別紙)を提出してくださるよう請願しますと述べております。

記として、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書を市議会として政府に提出していただきたいということです。

意見書案が添えられておりますので、朗読をしたいというふうに思います。

集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書案。

安倍政権は、国民多数の反対と疑問の中で、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を行いました。閣議決定は、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという60年以上にわたって積み重ねられてきた政府見解を転換し、海外で戦争する国への道を開くものとなっています。

こうした憲法改定に等しい大転換を、国会での議論や、国民的議論もほとんどなく強行したことは、立憲主義を根底から否定するものです。

閣議決定の第一の問題点は、従来の海外派兵法に明記されていた「武力行使をしてはならない」、「戦闘地域にいつてはならない」という歯止めを外し、自衛隊を戦地に派兵することです。第二は、「憲法9条の下で許容される自衛の措置」という名目で、集団的自衛権行使を公然と容認していることです。

安倍首相は、「現行の憲法解釈の基本的考え方は、何も変わるところがない」、「明確な歯止めがある」「限定的なもの」、「日本が戦争に巻き込まれることはあり得ない」などと述べていますが、国民から疑問が噴出しています。

また、「自衛隊員に犠牲者が出れば、徴兵制に進みかねない」との不安もを広がっています。

時事通信の世論調査（7月11～14日実施）で、集団的自衛権の行使容認については賛成が33.4%に対し、反対が51.6%に達しました。

よって、以下のことを要望します。

記

1. 集団的自衛権の行使容認の閣議決定を撤回し、関係するいっさいの立法作業を中止すること以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

日付、そして提出先として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

北海道滝川市議会。

以上という別紙案がつけられております。

以上、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。関藤議員。

○関藤議員 私は、滝川市議会議員、関藤龍也として、この集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書に対して数点お伺いしたいと思います。

大変難しい決断をしなければならない問題が提出されたわけですが、私は集団的自衛権の行使については現状の世界情勢、そして世界の中の日本という国の果たすべき役割等々を鑑みたときには、この集団的自衛権は容認の立場でございます。しかしながら、請願の中で出されてきました前段の意見として、集団的自衛権行使容認という重大事項を国会内、そしてまた国民の民意の議論がされなく閣議決定されていったという経緯については、請願者の意見が正しいというぐあいに私は感じております。政府内では多くの議論がされてきたということも聞いておりますが、国民に対してその内容が見えなかったことも事実であります。そういったことを考えますと、この請願の内容の中

身についても一理解するところがございます。しかしながら、請願の内容の自国の誰の命も奪われない、また他国の誰の命も奪わない、これは誰もが願うことでございます。しかし、平和主義というのは、憲法にもうたわれているように正義と秩序を基調としており、現代社会では武力によって命を奪ったり奪われたりすることだけではありません。大量破壊兵器、また弾道ミサイル、さらに新たな脅威としてサイバー攻撃のようなものも生まれております。このような対応に対しては、請願者はどのように考えておられるのか。また、同盟国が日本人を救出しているときに外国からの攻撃を受けたときの対応はどのように考えておられるのか。また、海外で戦争をする国へ道を開くとの主張でございますが、集団的自衛権は国民の命を守る自衛の措置に限られていると私は判断しております。また、外国の防衛を目的とした武力行使は行わないという判断でおります。そのようなことに対してどのように考えている。また、徴兵制に進みかねないとの主張でもございます。憲法第18条の自由権の中では、奴隷的拘束及び苦役からの自由にうたわれているように、意に反する苦役には服させられないと、徴兵制はできないことと考えておりますが、その点についてはどうなのか。私は、この請願内容については大変判断を迷っております。そういった意味から、今のご質疑に対しての説明によって私は判断させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 関藤議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 大きく4点の質疑がありました。

まず、1点目ですが、大量破壊兵器については、いわゆる核兵器、また化学兵器などがこれに該当するわけですが、これに武力行使で対応をもしすることになれば、人類は破滅の道に向かうというふうに思います。また、弾道ミサイルでも大きな被害が出ます。国際テロやサイバー攻撃のような新しい脅威も、同じように武力で抑えようとするとう武力が武力を生む。こういうことは、9.11以降のアフガン、イラク戦争、またその後のアフガンやイラクの国内の混乱、また現在シリア空爆などまで発展をしているイスラム国などの存在で実証済みです。簡単な言葉にはなりますが、やはり急がば回れで、国際社会の協力で話し合いによる外交手段による解決がその方向性だというふうに、必要な方向性だというふうに思います。

次に、同盟国が日本人を救出しているときの問題についてですが、まずこれまでの事例を見ても、急にそういうことが起こることはほとんどありません。まず、政府が在外邦人に対して避難あるいは国外への退去勧告をすると、あるいはそのいろんな手伝いをすると、またその場合は民間のチャーター機などを実際使ってきております。どういう場合にこういうことが起きるのかということなのですが、実際には本当に現実にはかなり少ない。イラク戦争のときに高遠菜穂子さんなどが拉致をされるといったことがございましたが、そのときは逆に当時の政府、財界などは自己責任だということによって言っていたのが、今回この法案を出してくるに当たっては在外邦人を救うためと言って海外での武力行使を正当化しようとしているのが私は現実だと思います。つけ加えて言えば、アメリカがどのような外国人の救出の方針を持っているかということ、優先順位を持っているということが防衛研究所紀要でも言われています。まず、第1はアメリカ国籍保持者、次にグリーンカード保持者、イギリス国民、カナダ国民、そしてその他国民ということで、邦人がアメリカ軍によって救出

をされるという可能性は極めて低いと。また、アメリカは、その他の国民などを救助しているときに逆にアメリカの国民が危険にさらされるとまで述べております。

3点目は、海外での戦争への道を開く問題で、外国の防衛を目的とした武力行使は行わないと関藤議員は言われました。政府の閣議決定もこの点は外国を守るために行くのではないよと、これはそのとおり言っております。これに対して、外国で武力攻撃が起きた、それによって日本が大きな影響を受けるという場合についてですが、他国に対する武力攻撃が発生したときに必要最小限の武力行使をすと言いながら、やはりその攻撃を排除するために行われる戦闘行為というのは排除されるまで続くわけですから、これは歯どめなきもので、それは単なる拳銃対拳銃とかということではなくて、戦争行為につながっていくというふうに思います。

最後、徴兵制の問題ですが、これまで閣議決定でも、徴兵制については憲法第18条に違反するので、徴兵制はしけないということが答弁されてきております。ところが、同じように集団的自衛権も憲法に違反するので、個別的自衛権とはっきりと分けられてきました。今回この集団的自衛権が解釈改憲で法律改正だけで実施されるということになれば、同様に憲法第18条の徴兵制を阻んでいる条項の扱いも解釈改憲でやれるということになれば、徴兵制もまた法律改正だけで行われるというのが識者の見解でもあります。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今の論法、理解する部分と理解できない部分も若干あったので、1点だけ確認させていただきます。

今清水議員がご答弁していただきました外交による対話、これによって話し合いで解決していく、これは最も望ましいというのは誰しもが思っていることとございます。武力の行使など希望する人間などいるとは思えない。ところが、現実問題として、例えばイスラム国のように日本人を名指しで標的とする国も出てきた場合、こういった国が出てきた場合、話し合いに対応できないような国に対してはどのような考えでおられますか。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今イスラム国のことを題材にされました。現在イスラム国について、これをやめさせるという名目でアメリカが中東諸国と5カ国で行っていることは空爆です。これは、イラク国内での空爆に次ぐもので、これがいわゆる集団的自衛権ということだというふうにきのう付の道新は報道しています。アメリカもこれは集団的自衛権だというふうに言っています。そして、これに対して菅官房長官は、集団的自衛権ではないと言っています。このように集団的自衛権そのものがこんな目の前で行われていることについてさえ意見が分かれるほど、非常にわからない話が起きている。そういう中で、話し合いによる解決というのは確かに時間はかかるというふうに思います。例えば集団的自衛権でこれまで行われてきた戦争は、古くは例えばハンガリーあるいはチェコスロバキアに対するソ連による武力弾圧、そしてベトナム戦争、またソ連によるアフガニスタン侵略、そして近くはパキスタンでのビンラディンに対するああいう空爆だとか、リビアに対する空爆だとか、この間の空爆は全て集団的自衛権です。では、これを仮にしなかったとしたらどうなっていたのか、

私は最もわかりやすい例はイラクだと思います。2003年でしたか、イラクにアメリカが侵攻しました。それで、フセインを倒して、ではイラクは本当に平和になったのかということ、当時よりも完全におかしくなって、今イラクが4つに分かれる、3つに分かれるというところまでいっているというふうに思います。ですから、話し合いによる解決ができるのかということよりは、話し合いによる解決以外のことをやったら、本当にさらにその紛争を広げる。武力が武力を生む、あるいは武力がテロを生むということが歴史の教訓だというふうに思います。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 最後にもう一点だけ、今清水議員のご答弁は理解するわけですが、話し合いで事を進めていく、もっともだと思います。その話し合いというのは非常に時間がかかる。その時間がかかっている間に、外交の問題で隣の国等々がそういった武力行使に出てきた場合にどうするのかということを知っているのです。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、それぞれの国に個別的な自衛権があります。これは、日本政府も全く否定していませんし、私も否定していません。それと、第2次大戦までの教訓の中で、国際連合があって、そこで集団的安全保障というものもあって、国連軍などいろんな形で、そういう点ではそれが保障されています。今回のシリアについても、そういった話し合いをやる前に事を起こしているということですから、関藤議員言われる国連が具体的な枠組みをつくるのに1カ月なのか、半年なのか、それは私もよくわかりませんが、そういうもので解決していくべきだというふうに思います。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、何点か質疑を行いたいと思います。

まず、今清水議員もおっしゃいましたが、国際憲章において集団的自衛権というのが創設されたのは大国が小さな国を攻めることがないように、その防護策としてそもそもつくられた論理的なものなのですけれども、そういうものは国際憲章において明記をされています。世界的に加盟している国々のどの程度の国が集団的自衛権というものを明示しているかはご存じなのですか。

それと、先ほど関藤議員が途中で3回ということでしたけれども、実際に今北朝鮮並びに中国などが日本の領海や領空に侵犯をしてスクランブルを何回もかけているという状況の中で、実際に個別的自衛権は先ほど認めると言っていましたけれども、それと集団的自衛権の中で戦うということの違いはどういうふうに認識をしているのでしょうか。

それと、今ほどの文章の中を見ますと、国民のアンケートということが出ていますけれども、アンケートというのはそれは時事日報の部分が出ていましたけれども、産経や読売では逆に60パーセントが賛成というようなアンケートの結果が出ています。朝日、毎日では逆にになっています。ですから、一つのものアンケートだけ載せているというのは何か意図があってそれだけを載せたのでしょうか。

○議長 長 山口議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 まず、第51条についてですが、国連憲章では個別的自衛権、または集団的自衛権を有するというふうに言っています。日本は、この集団的自衛権は憲法上有しないというか、憲法があるので、使えないという解釈をしています。では、世界の国の中で集団的自衛権について憲法あるいは法律でどのように扱っているかということであれば、他国に対する攻撃のときにそこに武力行使で出ていった実績がある国というのは、私は基本的にこれは大国ばかりだというふうに思います。ですから、先ほど言いましたように、アメリカ、ソ連、これ以外の国であれば、フランスが部分的にあるのかもしれませんが、それ以上のことは、申しわけありませんが、わかりません。

それと、個別的自衛権による武力行使と集団的自衛権による武力行使の違いはということで尖閣諸島のことを述べられましたが、尖閣諸島は明確な日本の領土です。ですから、尖閣諸島に例えば横づけをしている船舶、これに攻撃がされた、あるいは尖閣諸島の周りの日本の領海のところで攻撃がされたというときは、これは個別的自衛権で対応できますので、少なくとも今の山口議員が述べられた尖閣ということであれば、集団的自衛権の必要性は私はないと思います。ということで、違いはということではなくて、個別的自衛権の対応になるのではないかと。

それと、3点目は何でしたっけ。

(「アンケート」と言う声あり)

○清水議員 アンケートについては、これはいろんなことで言われていることで、設問の仕方であるで逆の結果が出るとかということもございます。そういう点で、集団的自衛権行使容認閣議決定に対して反対の世論調査結果だけを載せたというのは意図的なのかということですが、意図的ではございません。幾つか載せればいいではないかということはあるのかもしれませんが、意図的ではないということだけのご了解をいただきたいと思います。

○議長 山口議員。

○山口議員 国連に加盟している国の半分以上が集団的自衛権を宣言しています。これは、世界的に見るとスタンダードな権利というふうに認識をされているのです。その辺はどういうふうにお考えになるかお聞きしたいと思います。

それと、集団的自衛権を行使するよという宣言をすることで東南アジア諸国の小さな国々が連携して大国からの侵略を防ぐことができるということに関する考えは、どういうふうに思いますか。

○議長 清水議員。

○清水議員 集団的自衛権について、スタンダードだというふうには私は思いません。というのは、先ほど来申し上げていますが、大国がこれを大国の影響力を維持したり、これを強めるために使われてきた経過があるということや、国連憲章にこれが盛り込まれるときに、いろんな国が独立していきますよね、独立していくと主権を侵すことができなくなるという中で大国の意図が働いて、各国が独立してもそこに武力行使できるというものを残すためだったということも言われています。いずれにしても、現状で集団的自衛権が平和のために役立ったという事例は私はないというふうに思います。

また、東南アジアの諸国が集団的自衛権がなければ自国を守ることができるのかということですが、これについては東南アジアではASEANを中心とした非武装地帯をつくっています。さらに、

非核地帯もつくっています。ですから、中国とどこといういろんなトラブルはあっても、ASEANの諸国の中ではこれはいけません。ですから、そういう危険性は恐らくないだろうということと、国連の集団的安全保障で私は解決できるというふうに思います。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 世界中で、防衛もそうですけれども、世界的に経済も日本という国がいろいろなところで世界とかかかっているのです。日本は個別的自衛権で自分の国以外は助けに行かないよと、そういうことをずっと宣言してやってきたのですけれども、そういう状況でこのままいいのかということが大きいと思うのです。自分が助けてもらうときはお願いするけれども、親しい国が攻められたときにそれは知らないよということで、そういう考え方でいいのですか。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 山口議員が言われたのは、アメリカの元国務次官補ですか、アーミテージが言ったブーツ・オン・ザ・グラウンドとか、そういうことだというふうに思うのです。ただ、では日本の平和主義が世界にどう影響を与えているのという、今回ノーベル賞の候補にも、二百何十の中の一つかもしれませんが、それぐらいの影響力があったり、イラク戦争のときは日本に対する特別な敬意があったと、それはかつての小国だったときにロシアを倒したとかということもあるのかもしれませんが、日本は戦争をしない国だと、平和な国だということでイラクは日本人に対しては本当に安全を守ってくれたと。ところが、それが自衛隊が行くことでだんだん変化していったということもあり、世界の中で特別な進んだ役割を日本は持っているのだろうというふうに思います。それと、例えば武力行使をしない、いろんな平和活動については日本は一生懸命やっていますから、そこで日本の世界的評価というのは私は十分だというふうに思います。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 1点だけ、ちょっと本論に戻したいものですから、質疑させていただきます。

この請願の趣旨たるものは、安保論議を拡大させることではないと私は思います。ここで何ぼ安保論議をやっても、この請願の趣旨をどう理解するとすれば、非常に不毛な議論にしかありません。それで、1点確認したいのですが、私はこの請願の趣旨は主権者たる国民が政府権力を縛るための憲法が今どういう位置づけをされて、それがどういう運用をされているのか、それが国民の真意を問うた結果なのか、そうではないからもとの憲法の条文に沿ったものにするのか、あるいは憲法を改正してでも集団安全保障に向かうのか、それは全て国民が決めるべきものだというのがこの請願の趣旨ではないかと思うのです。そのことを一度確認しておきたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 柴田議員が言っていたことについては、内閣が集団的自衛権は憲法第9条があるので、行使できないのだという解釈は古くは昭和47年、1972年……

(「私が聞いているのは、そうなのか、そうではないのかと聞いて、イエスカノーかという話を聞いている」と言う声あり)

○清水議員 わかります。

それで、これ以来20回とかという数でこの答弁がずっと繰り返されてきています。ですから、

憲法を改正しなければならないことをまるでクーデターのごとく安倍内閣がやるということが今起きています。ですから、柴田議員おっしゃるとおり、憲法改正をもしやりたいのであれば、第96条を使って憲法改正の発議をして、そして国民の真意を問うというべき問題であるということです。以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

◎議事延長宣告

○議 長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、今回提出の請願第3号に反対の立場で討論させていただきます。

今回の閣議決定にあるものは、武力行使を容認することではなく、ましてや自衛隊を戦闘地域に派兵することでもないことを明確に断言したいと思います。この背景にあるものは、安全保障環境の変化への対応を急ぐ必要があったからです。国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府に責任があります。ところが、昨今弾道ミサイルの発射や領域をめぐる国家間トラブルなど、アジア太平洋地域にはいつ日本の安全に重大な影響を及ぼすかわからない問題が存在しております。そのために、武力紛争を未然に回避するための外交努力は当然としても、国民の命にかかわるような万が一の事態に対応できるよう、しっかりと安全保障体制を整備する必要性がありました。万全の備えをすることで紛争の抑止力となり、このことで日本への攻撃の意図を摘み取ることが可能となります。

さて、今回の意見書にある閣議決定の第1の問題点についてです。武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないという歯どめを外し、自衛隊を戦地に派兵することであるとしておりますが、今回の閣議決定では憲法の枠内で許される自衛の措置の限界が示されております。つまり、自衛権発動のための新たな要件が示されました。その要件は、1つ目には、我が国に対する武力攻撃が発生した場合、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるような明白な危険がある場合です。そして、2つ目には、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないときです。そして、3つ目には、必要最小限度の実力を行使するという内容で、これによって憲法上許される自衛権発動は自国防衛に限られることが明確にされました。他国防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使ができないことが示されたことから、今回の意見書の提出理由であります閣議決定の第1の問題点を退けたいと思います。

第2の問題点とする憲法第9条のもとで許容される自衛の措置という名目で集団的自衛権行使を公然と容認しているという点に関しましては、内閣の法の番人と言われる内閣法制局長官は、今回の閣議決定についてあくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部限定

された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めることにとどまるもの、つまり他国防衛の権利として観念されるいわゆる集団的自衛権の行使を認めるものではないと明言しております。また、今回の閣議決定がこれまでの憲法第9条をめぐる議論と整合する合理的な解決の範囲内のものであり、憲法の基本原則である平和主義をいささかも変更するものではないと明言されております。このよりどころとされているものが自衛権に関する政府の憲法解釈の基礎となっている1972年見解です。よって、さきに示しました新たな3要件を超える武力の行使を認める場合は、憲法の改正が必要との考えを示しております。さらに、安倍総理大臣は、憲法第9条のもとで許容されるのは国民の命と平和な暮らしを守るため、必要最小限の自衛の措置としての武力の行使のみであると強調しながら、他国の防衛それ自体を目的とするものではなく、専守防衛を維持し、海外派兵は許されないという原則は全く変わらないとした上で、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するということは全く、これからも決してないと断言されております。今後自衛隊法や海上保安庁法などの関連法案を変更するための法律の立案作業があります。その過程で今回新たな3要件が歯どめとなり、専守防衛に限定というこれまでの政府見解を決して超えることができないと私は確信いたしております。

公明党は、ことし11月で結党50周年を迎えます。結党以来、大衆とともに語りの精神で歩んでまいりました。この党を支えてくださる多くの皆さんは、戦争を体験した方がおりますし、その体験を伝え聞いた子供たち、孫たちです。あのような塗炭の苦しみ、あのような悲劇を二度と繰り返してはならない、そのように考える人たちに支えられているから、平和の党と言われるゆえんであります。決して平和の党の旗をおろしたわけではなく、政権与党にしがみついたわけでもありません。政権与党として今できる現実的な最良の判断をしたと私は思っております。以上のことから、今後の立案議論の中で公明党が与党の中で平和の党として歯どめとなることを確信し、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 私は、市民クラブを代表し、請願第3号を可とする立場で討論をいたしますが、討論を行う一番の理由は、請願者の皆さん及び紹介議員あるいは市民に大きな誤解を生じないようにしなければいけないという意味で討論をいたします。

本請願の趣旨及び意見書案では、集団的自衛権そのものの本質的な考え方、つまりその権利を永久に放棄するかどうかということについては私は読み取れないという判断をしております。求めにある集団的自衛権の行使容認の閣議決定を撤回し、関係する一切の立法作業を中止することという1点において会派内で議論の焦点となったわけであり、集団的自衛権の存在や、あるいは行使ということについては、大きく3つに立場が分かれます。1つは、集団的自衛権の行使そのものが交戦、つまり戦争につながり、平和主義を揺るがすために認められないという立場、2つ目にはその逆、集団的自衛権の存在そのものは認めないという立場にはくみしないという立場が2つ目、3つ目には、いかなる結果となっても憲法改正発議あるいは国民投票に委ねるべきという3者に大きく分かれるわけであり、したがって、会派としては、集団的自衛権行使容認を閣議決定と

いう手法で強行したこと、それに基づく今後の立法作業中止を求めるといふことの1点で可とするものであります。それ以上でもそれ以下でもございません。

○議長 井上議員。

○井上議員 新政会会長の井上でございます。集団的自衛権の問題については、新政会会派において協議を重ねたところでございます。新政会としては、協議の結果、各議員の受けとめ方、また理解について温度差があり、また非常に重要な問題であることから、今回は会派統一をすることなく、それぞれ個人の判断に任せることにいたしました。

その上で、私が討論をいたします。私は、「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書」の提出を求める請願に反対する立場で討論をいたします。集団的自衛権については、国民世論において多くの意見があることはご案内のとおりでございます。また、国民の関心事でもあります。身近な話をするわけでございますけれども、先般滝川西高の新聞部が新政会、自民党の人に取材に参りました。非常に熱心な子供たちですので、私たちがきちっとこれに対応したわけでございます。そのときに話したことを今討論の内容に採用させていただくわけでございますけれども、なぜ今憲法解釈を見直し、集団的自衛権の行使を可能にする必要があるのかという問いであります。我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、先ほどからあります大量破壊兵器や弾道ミサイルの脅威は深刻度を増しております。また、サイバー攻撃のような国境を超える新しい脅威も増大しております。このような状況のもとでは、脅威は容易に国境を超えてくるのです。もはやどこの国も一国のみでは自国の平和と安全を守ることはできず、国際社会と協力して地域や世界の平和を確保していくことが不可欠であります。国民の命を守りつつ、世界の平和と安全のために積極的に取り組んでいくために、日本の法的整備の準備がどうしても必要であり、そのための見直しであることを説明したところでございます。

また、今回の解釈見直しは、再び戦争するためのものであると宣伝する人がおりますが、しかしそれは当然ノーであります。あくまでも国民の命と安全を守るためにと明確にしております。あくまでも戦争にならないための抑止力の造成であります。抑止力が日本の平和を守ると考えております。翻って考えてみると、自衛隊の発足時や日米安全保障条約の改定、古い人だったらわかりますけれども、60年安保、70年安保がございました。日本の抑止力を高めるために行われたわけですが、今日と同様な批判がありました。しかし、日本が戦争に巻き込まれたことはなく、それは歴史が証明しているところでございます。また、意見書の中に徴兵制に進みかねないとの不安が広がっているとありますが、これは全くの誤解であり、間違いであります。現行憲法第18条で何人もその意に反して苦役に服させられないと定められており、徴兵制ができない根拠になってございます。先ほどの討論にもございました。なお、集団的自衛権の行使は閣議決定のみで可能となるわけではありません。法律案を準備し、今後国会で審議に入ると聞いております。今後与野党で十分な審議を行い、国民多くの皆様に理解を求める努力、これが必要でございます。十分行うことが必要であると考えるところでございます。

このような事由から、本意見書の提出を求める請願には反対の立場を明らかにしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎でございます。私は、この請願が全員で可決されるものというような観点で余り用意はしていなかったのですが、平和の党までがこんなことになりまして、討論に参加したいと思います。

私は、新日本婦人の会の馬場さんが提案されまして、紹介議員で先ほど清水議員が説明したとおりであります。しかし、そこでそれぞれ今ご質疑やら討論がありましたが、私はやっぱり今の政府の情勢であれば当然これはいろいろなことが、そんなことはない、そんなことはないということがそれぞれの討論でありましたが、何でもありだと思えます。なぜかという、憲法という最高法規に踏み込んで、それを乗り越えてやろうとするのですから、法律やらその他の憲法の条文などは軽くクリアしてしまうと思えます。それはなぜかという、やっぱり国会の今の勢力によると思えます。これが拮抗しておれば、こういうことにはならないかもしれません。しかし、これは重大なことでございます。したがって、この集団的自衛権、これを容認すると現在の状況でいけば日本もイスラム国をやっつけなければいかぬということでアメリカやNATOに参加をして、そういう情勢になってくる、こういう危惧は十分に考えなければいけない。それは、そんなことないということで先ほどからありましたが、こういうおそれは十分にあると思えます。そして、内閣法制局長官のことが出てまいりましたが、多数をとった総理大臣は内閣法制局長官をちゃんと更迭するではありませんか。そして、自分の意に沿った長官を任命し、その長官の口から容認しましょうという、そういうことになってくるのであります。ですから、皆さん、こういう甘い討論をしては今大変でございますから、ぜひこれは賛成をしていただきたい。本日夕刻から、元総理大臣の村山富市氏の講演があります。それは、あの村山……

○議 長 討論は簡潔にお願いします。

○渡辺議員 総理になって、自衛隊を容認しました。しかし、そのときの自衛隊容認は、しっかりと個別自衛権を認めると、こういう容認であったはずであります。今晚の講演をしっかり聞かなければいけない、こういうふうに思います。

ぜひそういう意味でこの請願と、それから意見書に賛成、こういうことで討論といたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議 長 傍聴席は静粛をお願いをいたします。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 ただいまの討論の中で、新日本婦人の方をおばさんという言葉が出てきました。

(「馬場さん」と言う声あり)

○窪之内議員 おばさんという定義をどういうふうに取り受けるかということもありますけれども、新日本婦人の会の方々の中には若い女性の方たちもたくさんいらっしゃいます。おばさんということは新日本婦人の会をあらわす言葉として、いらっしゃったそういう方たちにとっては失礼に当たると思えます。おばさんという言葉については、削除していただきたいと思えます。

(「誤解だ、誤解」と言う声あり)

(「馬場さんだよ、馬場笑美子さんだよ」と言う声あり)

○議 長 いずれにしましても、渡辺精郎議員から今の窪之内議員の議事進行に対しての見解を求めたいと思います。

○渡辺議員 それでは、お答えします。

そのように聞こえたとすれば、大変失礼いたしました。私は、新日本婦人の会の馬場さんと言ったわけで、馬場笑美子さんとしっかりと名前がある。そこまでを余りゆっくりしゃべっているとまたいろいろとありますから、省略いたしました。馬場さんでございますから、はっきりと。

○議 長 窪之内議員、よろしいですか。

○窪之内議員 理解しました。

○議 長 ほかに討論ございますか。山口議員。

○山口議員 市議会議員の山口です。それでは、請願に対しまして反対の立場で討論いたします。

集団的自衛権の行使容認に関しましては、三上議員、井上議員の説明と同じであるので省きますけれども、日本の安全保障法制整備の一環で防衛計画を練り直しました。その中で、新規に機動部隊の創設が計画をされております。滝川市は、40年、50年前から自衛隊の基地と一緒に繁栄をしてきたまちであります。滝川市長を初め、周辺の自治体の長が基地の充実促進を願って長年計画をして陳情してまいりました。ここで今この時期にこの意見書を提出するのが本当に滝川市にとって滝川市の繁栄と存続に益となるのか、議員の皆さんはよく、政党並びに会派の枠を外して滝川市民として、市議会議員として慎重な判断をお願いしたい。

以上、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより請願第3号を起立により採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

ここで、議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。再開の時刻については、放送にてお知らせいたします。休憩いたします。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時45分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長 ただいま議会運営委員会から、追加議案として意見書案第8号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める要望意見書が提出されました。

お諮りいたします。意見書案第8号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める要望意見書を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

この場合、日程番号第8を繰り下げ、日程番号第9とし、意見書案第8号を日程番号第8として日程に追加し、直ちに議題といたします。

◎日程第8 意見書案第8号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める要望意見書

○議長 長 日程第8、意見書案第8号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。窪之内議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案第8号について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第8号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は可決されました。

◎日程第9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題と

いたします。

お手元に印刷配付のとおり、第3回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。市長からの発言の申し出がありますので、これを許したいと思えます。市長。

○市 長 平成26年度の第3回定例会が閉会するに当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

9月10日より開催されました本定例会、本日までの17日間、各議員皆様におかれましては精力的にご審議、調査等を賜りましてまことにありがとうございました。決算審査特別委員会等でもいろいろとご審議いただいたことにお礼を申し上げる次第でございます。そしてまた、私どもが提出させていただきました議案全てにおいて可としてお認めいただいたことにもあわせてお礼を申し上げる次第でございます。これから年末に向けてさまざまな厳しい状況が予想される中でございますが、一層気を引き締めて行政運営に当たっていく次第でございますので、これからも議員各位のご指導、ご協力を心からお願い申し上げ、閉会におきますご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年第3回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時50分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員